はじめに 3
1 計量法の目的 4
1-1 計量法の目的とは 4
1-2 計量法の目的と諸規定 4
1-3 明示されていない目的 5
2 定義等 6
2-1 「計量」と「計量単位」 6
2-2 「取引」及び「証明」 6
2-3 「計量器」と「特定計量器」 10
2-4 製造、改造、修理 13
2-5 計量器の校正、標準物質、標準物質の値付け 15
3 計量単位 18
3-1 メートル条約 18
3-2 ＳＩ単位 20
3-3 法定計量単位 22
3-4 非法定計量単位に関する規制 25
4 適正な計量の実施 36
4-1 正確な計量 36
4-2 商品の販売に係る計量 38
4-3 計量器等の使用 44
5 定期検査 51
5-1 定期検査制度 51
5-2 指定定期検査機関 67
6 正確な特定計量器等の供給 77
6-1 正確な計量器の供給 77
6-2 製造 78
6-3 修理 82
6-4 販売 89
6-5 家庭用特定計量器 92
6-6 譲渡等の制限 95
6-7 特殊容器 96
7 検定等 105
7-1 検定 105
7-2 型式承認 130
7-3 指定製造事業者 142
7-4 基準器検査 152
7-5 指定検定機関 169
8 計量証明の事業 177
8-1 計量証明事業者制度とは 177
8-2 計量証明事業者制度 179
8-3 計量証明検査 193
8-4 特定計量証明事業者制度 200

9 適正な計量管理 216
9-1 計量士 216
9-2 適正計量管理事業所 227
１０ 計量器の校正等 235
１０-１ トレーサビリティ制度（JCSS） 235
１０-２ 公的な計量標準の設定と供給 241
１０-３ 民間の計量標準の設定と供給（校正事業者登録制度） 250
１１ 雑則 261
１１-１ 報告 261
１１-２ 立入検査 265
１１-３ 計量行政審議会 273
１１-４ 地方分権改正 278
１１-５ 行政手続と不服申立て 291
１１-６ 中央省庁再編（中央省庁等改革）に伴う改正 298
１１-７ その他 302

計量法の読み方』

はじめに

計量法を理解するということは、計量法の正しい読み方を理解することであり、読み方によって解釈も定まる。しかし、計量法の正しい読み方を理解している人は、極めて少ないのが実情である。これについては、以下のようなことが理由として考えられる。

第一として、関係政省令等を含めて法令条文の総量が膨大であること、制度が複雑で法律の全体像が分かり難いということが挙げられる。これについては、計量法の歴史が古く、後から後からいくつもの制度を追加してきたため、その歴史の積み重ねにより膨大な量になってきたためである。そして、全体量が多くなると、どこが頭でどこが尻尾か直には見つけられないということが多くなる。

第二として、法条文間の絡みや政省令等への委任事項等が多く、政省令や告示等まで読まないと具体的な内容が分からない部分が多い。これについては、後から追加した制度を法律の隙間に詰め込んできたため、条文の準用部分や条文を前後して読まなければならない部分が増えてきた。結果として、複雑で迷路のように入り組んだ状態になってしまったと言える。

第三として、法条文に出てくる用語が抽象的で何を意味しているのか良く分からないことが多い。具体的には、「トレーサビリティ制度」を直接的に書いた条文はなく、「取引又は証明」や「計量器」という用語が具体的に何を意味するかを理解するのは難しい。さらには、「家庭用特定計量器」や「JCSS」とか「MLAP」といった用語も、政省令まで読まなければ出てこない。これは、法律改正等の際に他の制度との整合性や従来の通達等で規定していた制度運用部分との兼ね合いなどから、抽象的な表現を多く用いてきたためと考えられる。結局は、法解釈はこれまでの行政判断の積み重ねによる帰納的な解釈に依存する部分が多くなり、具体的に書かれている部分は政省令等が中心となってくる。

以上のことから、「計量法の読み方」を理解するには、これらの問題点を踏まえて解説しなければ、理解できるものとはならない。従って、本書を執筆するにあたり、以下の考え方に立って「計量法の読み方」（解説）をまとめることとする。

第一は、計量法を各制度別に分けて解説し、歴史的な変遷を交えながら、計量制度全体の中での位置付けについても言及していきたい。計量法は、計量単位や検定制度やトレーサビリティ制度など、個々の制度の複合体であるため、各制度別に整理してみれば、ある程度完結した形の制度として捉えることができる。

第二は、法令条文間のつながりについて、丹念に絡まった糸を解くように整理してみることである。各制度は、個別に見ればその制度の中心となるキー条文から関連の条文を辿ることで、その制度の全体像が浮かび上がるようになっている。従って、各制度の概要を知るには、キーとなる条文を見つけることであり、キー条文と他の条文や政省令等がどのように関連しているかを知ることで、ある程度の具体的な制度の全体像を把握することが可能となる。

第三は、各制度の意味やキーワード等について、基本的な考え方や制度趣旨等を含め、重要度に応じて詳しく解説していきたい。各制度は、その必要性があって設けられているため、いつ頃から始まりどういう改正を経て現在に至っているか、その経緯等を調べてみることでその制度の重要性や意義を知る手がかりとなる。制度の存立意義や趣旨を知ることは、行政実務において、法解釈を行う際に極めて重要である。

「計量法の読み方」は、一朝一夕に身につくものではなく、長い間の経験や多くの知識がなければ正しい解釈に至ることは難しい。本書は、計量法に携わる人たちの参考資料として作成したため、一般の計量法を知らない初心者が読むには難しいかもしれない。しかし、これから計量法に長く関わる人であるならば、繰り返し読むことを推奨する。本書が計量法を紐解く人々の「道標」となれば幸いである。

１計量法の目的

制定法においては、「目的規定」又は「趣旨規定」が第１条として置かれることが一般的である。

「目的規定」は、立法を行うに至った動機を述べるほか、直接の目的だけでなく究極的に大きな公益に資する旨を明記したりするなど、その法律の必要性や意義を強調する手段ともなると言われている。

「趣旨規定」は、法律の内容を要約したもので、制定の目的よりもその法律で定める内容そのものの方に重点があると言われている。

一般的に目的規定や趣旨規定は、それ自体は具体的な権利や義務を定めるものではないが、裁判や行政において、他の規定の解釈運用の指針となるとされている。

１-１計量法の目的とは

> この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
>
> ＜[i]法１条＞

この規定は、計量に関する制度は経済や社会における基本的な制度の一つであり、統一的で合理的な計量制度の確立を図ることは、経済活動の便益と安全の確保を通じて、経済の発展及び文化の向上に資するものであるという立法趣旨を規定したものとされている。

この「計量法の目的」については、昭和 26 年旧計量法公布以来、平成 5 年全部改正（新計量法）においても条文内容に変更はなく、計量法の存立意義や任務には変わりがないことを意味している。

この規定の内容解釈は、「①計量の基準を定める」こと、「②適正な計量の実施を確保」すること、この二点を通じて最終的に「③経済の発展及び文化の向上」に寄与することを目的としている。即ち、この規定の意味は、①と②が計量法の具体的な目的達成の方法（手段）であり、③は間接的（究極的）な結果目的として、①と②の二点が達成されれば結果的に③に寄与する（究極的に大きな公益に資する）ことになる、という意味に理解されている。

以上のことから、「経済の発展及び文化の向上に寄与すること」は、計量法を含め多数の法律で目的として掲げられているものであり、この部分の表現には必要以上に囚われないでよいと思われる。そして、重要なのは、①と②の二点が計量法の中で実際にどのように規定されているかということである。

１-２計量法の目的と諸規定

１-２-１計量の基準を定める

計量の基準を定めることは、計量の基準となる計量単位を確定することである。計量単位を法定することは、商取引や徴税等の適正な遂行のために必要不可欠のものであり、国家の根源的な機能とも言える。

具体的には、法 2 章「計量単位（3 条～9 条）」の単位に関する規定、及び法 8 章「計量器の校正等」に関する規定がこれに該当する。法 2 章では、この法律で定める計量単位（法定計量単位）は国際的に合意された「国際単位系（ＳＩ）」によることとされている。

法 8 章「計量器の校正等」については、平成 5 年改正において導入された計量標準供給制度（トレーサビリティ制度）に関する規定である。この制度は、先端技術分野を中心とした高精度の計量に対応するため、国家計量標準とつながりのある計量標準を民間へ供給することを主な狙いとしている。計量器の校正等は、もともと誰でも自由に行うことができるものであるが、「法定の標章を付した証明書を交付できる校正等」が可能となった。（※因みに、平成 5 年改正（新計量法）における 3 本柱は、計量単

[i] 「法」：計量法（平成 4 年、法律 51 号）の略

位のＳＩ化、計量器規制の合理化、計量標準供給制度の発足であった。）

１-２-２適正な計量の実施の確保

適正な計量の実施の確保とは、商取引や徴税等の各種計量の目的に応じた正確性をもって保証されなければならないことを指す。計量法は、この保証を主として「取引上の又は証明上の計量」を規制することによって達成しようとしている。

具体的には、法 3 章「適正な計量の実施」、法 4 章「正確な特定計量器等の供給」、法 5 章「検定等」、法 6 章「計量証明の事業」、法 7 章「適正な計量管理」が該当する。これらの適正な計量の実施を確保するための諸規定は、最終的に計量結果を適正（それぞれの場合において必要な度合いの正確さ）にするために必要な規定を設け、違反者には罰則をもって臨むという仕組みになっている。即ち、これらは、適正な計量の実施を確保するための公権力の介入について規定しているものであり、計量法の強行法規としての性格を表していると言える。

１-３明示されていない目的

１-３-１消費者保護

消費者保護については、法 1 条に明示されていないが、「経済の発展及び文化の向上」の中に消費者利益の擁護及び増進が含まれることは当然であると解釈されている。

消費者基本法（旧保護法）では、同法 13 条（計量の適正化）で「国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

「消費者と事業者の間の取引に係る計量」については、特に適正な計量の実施の確保が要請される。計量法では、「消費者が一方の当事者となる蓋然性の高い取引」について、商品の販売に係る計量に関する規制、使用する計量器を検定対象とする、などの対応を行っている。これらは、消費者基本法の趣旨を十分踏まえたものと言える。

１-３-２公害計測の適正化

公害計測の適正化については、世の中の環境問題の社会的な関心の高まりから、大気汚染や水質汚濁などに関する法規制の強化・拡充が図られてきている。計量法においても、「公害計測機器の信頼性の確保」や「公害計測証明に関する適正な計量の実施」として、その規制の体系に取り込まれている。

具体的には、「公害計測器の信頼性の確保」については、公害計測機器の製造・修理に関する規制や検定等の制度であり、「公害計測証明に関する適正な計量の実施」としては、公害計測証明の事業を計量法上の計量証明事業として規制している。

以上のことから、公害計測の適正化は、「適正な計量の実施の確保」及び「経済の発展及び文化の向上」に関する重要な事項として、計量法の目的として幅広く取り込まれている。

２定義等

法令における用語の定義は、その用語が社会通念として解釈の余地が大きいことなどから、解釈上の疑義を少なくし当該用語の意義や用法を明らかにするものである。

用語の定義の方法としては、大別して、用語の定義のための規定（条文）を特に設ける場合、法令の規定（条文）中に括弧を用いて定義を行う場合の二通りの方法がある。どちらの方法を採るかについては、明確な基準等があるわけではないが、特に規定（条文）を設ける場合はその用語が法令において重要な意義を有する場合や他の規定（条文）で用いられる頻度が多い場合などとされ、その他の場合は括弧を用いて定義を行う方法が通例とされている。

用語の定義が及ぶ範囲については、特に定義のための規定が法令の総則的部分に設けられた場合はその法令全体に及ぶとされ、括弧を用いて定義を行った場合は定義を行った位置以後の同一の用語にのみ及ぶとされている。

２-１「計量」と「計量単位」

計量法においては、法２条１項により、「計量」とは「物象の状態の量」を計ることをいい、「計量単位」とは「計量」の基準となるものと定義されている。

「物象の状態の量」については、物象の状態の量として熟度が高く確立しているもの 72 量（法２条１項１号）と、物象の状態の量として熟度が低い（十分に確立していない）もの 17 量（法２条１項２号）が規定されている。（※従って、これらの「物象の状態の量」以外の量を計ることは、計量法上の「計量」としては取り扱われない。）

> この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
>
> 1)　長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率
>
> 2)　繊度、比重その他の政令（単位令[ii]1 条）で定めるもの
>
> ＜法２条１項＞

「物象の状態の量」は、世の中の「長さ」や「質量」などの数値でもって大きさを表す事象や現象等があり、こうした事象等を列挙し「物象の状態の量」と表しているとされている。（※因みに、通商産業省初代計量課長高田忠氏によれば「物象とは森羅万象を指す」とのことである。）

２-２「取引」及び「証明」

法律の規制は、一般的には必要最小限の領域に限定されるべきものである。計量関係の諸分野における規制の必要な領域の境界については、「取引」及び「証明」という概念によって画することが適当な場合が多いとされている。

[ii] 「単位令」：計量単位令（平成４年、政令 357 号）の略

我が国の計量法においても、計量単位の統一、計量器の検定及び使用の制限、定期検査、立入検査などの各種の規制の範囲は、「取引」及び「証明」の概念によって画されている。従って、これらの概念を明確にすることは、計量法における法的規制を受けるか否かを決定する上で重要な意義を有している。

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

＜法２条２項＞

「取引」とは、有償無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為を言う。「物又は役務の給付」については、「物の給付」とは物品の売買、貸借、贈与等が典型的なものとされ、「役務の給付」とは雇用請負や委託加工等が一例とされている。

「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することを言う。「公に又は業務上他人」については、「公に」とは不特定多数に対してという意味のほか公の機関に対してという意味を含むとされ、「業務上他人」とは継続的、反復的に他の法主体に対しての意味とされている。

２-２-１機械情報産業局長通達

「取引」及び「証明」の解釈については、旧通達（6 機局 290 号）「計量法、計量法施行令、計量法施行規則等の解釈及び運用について」で以下のように示されていた。

１　取引又は証明における計量の定義（法２条２項）

イ　取引における計量

取引における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、ある計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。工程管理における計量等、内部的な行為にとどまり、計量の結果が外部に表明されない計量や契約の要件にならない計量は含まれない。

計量した物に結果を表示する場合については、その物が取引の対象となり、表示した結果が契約の要件となるときは、その表示をするための計量は、取引における計量に該当する。内部の工程管理における計量結果の表明であり、工程管理上その計量結果の表示を用いる場合は、その表示のための計量は取引における計量に該当しない。

ちなみに、法 148 条（立入検査）においては、通商産業大臣等はその職員に「取引若しくは証明における計量をする者」の工場等に立入り、「特定物象量が表記された特定商品」を検査させることができるとしており、法は「特定物象量が表記された特定商品」を製造する工程における特定物象量の表記のための計量も、取引における計量に該当することを予定している。

ロ　証明における計量

法２条２項の「公に」、「業務上」、「一定の事実」、「真実である旨を表明すること」の解釈は次のとおり。

「公に」とは、公的機関が、又は公的機関に対し、であること。

「業務上」とは、継続的、反復的であること。

「一定の事実」とは、一定のものが一定の物象の状態の量を有するという事実。

特定の数値までを必ず含むことを有するを要するものでなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。一方、「計量上の証明（以下「計量証明」という）（法 19 条１項１号）」は「取引若しくは証明における計量（法２条２項）」、「非法定計量単位は取引又は証明に用いてはならない（法８条１項）」、「取引又は証明における法定計量単位における計量（法 16 条、法 18 条及び、19 条１項）」とは異なり、数値を表明することが伴うものである。ただし、お

およその目安を示すものは含まれない。
「真実であることを表明する」とは、真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない。
ハ　「取引」と「証明」の相違
　商品の内容量について計量結果の表明に関しては、取引当事者間における計量及びその計量結果の表明は取引上の計量のことをいい、取引当事者以外の第三者による計量及びその計量結果の（両者又はいずれか一方の）当事者への表明は証明のことをいう。
ニ　具体的事例
・検察庁における実地検証のための計量
　証明における計量に該当する。
・有料体重計
　目安程度のものであれば証明における計量に該当しない。
・学校等における体重計
　学校、幼稚園、保育所又は福祉施設等の体重測定に使用される非自動はかりであって、その計量値が健康診断票等に示され通知、報告等されるものについては、証明における計量に該当する。
・小包み郵便物及び一般運送事業者の宅配便の取次業者による取次店における料金特定のための計量は、取引における計量に該当する。
・集合住宅における水道メーター等について
　水道メーター、温水メーター、ガスメーター、微流量燃料油メーター、積算熱量計、電気計器による取引又は証明における計量には、建物の賃貸借契約に付随して賃貸人と賃借人との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。
　したがって、貸ビル、アパート等その集合住宅において一括して水道、温水、灯油、熱、電力等の供給事業者へ支払った料金等を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターも、取引又は証明上の計量に該当する。

＜旧通達 6 機局 290 号抜粋＞

取引又は証明に該当するか否かについては、世の中にある数多くの物事すべてにはっきりした境界が存在するわけではないため、すべてを明確に区別できるというものではない。従って、こうした曖昧さを伴う境目については、これらの定義や実際の事例について、その都度判断を重ねていくことにより帰納的に解釈していくべきものと考えられている。

この旧通達については、地方分権により平成 12 年に廃止され現在では法的拘束力を伴わないが、現在においても概ねこの判断基準に基づいて解釈されているのが現状である。

2-2-2 具体的事例

これまでに示されてきた判断事例の一部としては、以下のものが挙げられる。

◆　取引

取引に該当する場合の例

・農家が庭先で農産物を販売する際の計量
・服地販売に際しての長さの計量
・倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ、体積の計量
・委託加工賃を物品の質量等によって決定する際の計量
・店舗の賃借料を決定する際の面積の計量

取引に該当しない場合の例

・製造事業者が生産工程において内部的な各種の計量をする場合
・家庭内での計量（日曜大工の際の計量、等）
・友人間等での一回的な物品のやりとりの際に行う計量（業務上とは認めがたいもの）

◆　**証明**

証明に該当する場合の例

・自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量
・国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量
・土地の登記に際して行う面積の計量
・工場等が自治体に報告するために行う排水量の計量

証明に該当しない場合の例

・銭湯に設置したはかりを使用しての計量（単なる自己の健康管理用）
・研究所等で行う内部的な各種計量

◆　**表示**

取引又は証明に該当する場合の例

・内容量の表示（缶詰、びん詰め、ジュース等）
・契約書上での表示（m^2当り○○○万円等）
・仕様書（商取引に伴う表示）
・計量器への計量目盛、計量単位の付与
　（東京地裁 S39 年「計量器に非法定計量単位が示されているときは、その販売または販売のための所持は、～略～同法（旧計量法）10 条 1 項本文に違反するものと解するのが相当である」）

取引又は証明に該当しない場合の例

・契約書に添付する参考資料
・カタログ類
・取扱説明書
・広告類
・新聞、テレビ等におけるニュース報道等
・学術書等の書物上での事実の表示
・学校教育において、教育の観点から教育段階に応じて用いられる計量
・スポーツにおける表示

2-2-3 みなし証明

計量法における規制は、主に「取引又は証明」の場合を前提としている。これは、製造工程などの内部的な行為を規制することは事実上困難であることと、「法は家庭の中には立ち入らず」という法的謙抑のためと言われている。しかし、人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量については、対内的な行為であっても、使用する計量単位の過誤や計量器の精度が正確でないことによって危険な事態が発生することを防止するため、証明と見なして取り扱うこととされている。

車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令（施行令[iii]1 条）で定めるものは、この法律の適用に関

[iii] 「施行令」：計量法施行令（平成 5 年、政令 329 号）の略

しては、証明とみなす。 ＜法 2 条 3 項＞

この政令で定めるものについては、①鉄道車両の運行に関する圧力の計量、②高圧ガスの製造に関する温度又は圧力の計量であって、省令（施行則[iv]2 条）で定めるものとして明示されている。

（証明とみなされる計量） 施行令 1 条の経済産業省令で定める計量は、次に掲げるとおりとする。 1) 軌道建設規程（大正 12 年内務・鉄道省令）22 条 4 項及び無軌条電車建設規則 （昭和 25 年運輸省・建設省令 1 号）39 条 7 号で規定する備え付けなければならない圧力計並びに鉄道に関する技術上の基準を定める省令 （平成 13 年国土交通省令 151 号）79 条 1 項の規定により運転に必要な設備として設けられた圧力計による圧力の計量 2) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号）6 条 3 号に規定する比較のための温度計による計量及び同告示 7 条 3 号に規定する比較のための圧力計による計量 ＜施行則 2 条＞

なお、「みなし証明」の対象については、平成 5 年改正以前の旧計量法（旧法施行令 1 条）では「人命又は財産の危険を防止するため」の範囲が広く設定され、圧力計及び温度計以外の計量器（質量計、体積計、浮ひょう、等）についても「みなし証明」の対象とされていたが、現在では圧力計及び温度計のみに限定されている。

2-3「計量器」と「特定計量器」

計量法では、「計量器」の概念（社会通念としての計量器よりもやや範囲の狭いもの）を定義し、その規制の対象となる「計量器」（特定計量器）の範囲を定義している。（※平成 5 年改正以前の旧計量法においては、「計量器」にあたらないものを「類似計量器」と呼称し、規制の対象となる計量器を「法定計量器」（旧計量法 12 条）と呼称していた。）

この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令（施行令 2 条）で定めるものをいう。 ＜法 2 条 4 項＞

特定計量器とは、計量法上の規制を課すことが必要な計量器を抽象化し、「特定計量器」と定めたものとされている。（※特定計量器は、平成 5 年改正により登場した用語であるが、その定める目的や概念は旧計量法における「法定計量器」とほぼ同一である。）

特定計量器は、施行令 2 条により、18 器種が規定されている。

（特定計量器） 法 2 条 4 項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。 1) タクシーメーター 2) 質量計 イ 非自動はかり i 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が 10mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの（ii 又は iii に掲げるものを除く。）

[iv] 「施行則」：計量法施行規則（平成 5 年、通商産業省令 69 号）の略

ii　手動天びん及び等比皿手動はかり（表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が 10mg 以上のもの）
iii　自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）
ロ　分銅（表す質量が 10mg 以上のもの）
ハ　定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）
3)　温度計
イ　ガラス製温度計
i　計ることができる温度が零下 30 度以上 360 度以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計及び隔測温度計並びに ii に掲げるものを除く。）
ii　ベックマン温度計のうち、温度の上昇の計量に使用するもの（削除、平成 22 年 5 月改正）
iii　ガラス製体温計
ロ　抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するものをいう。）
4)　皮革面積計
5)　体積計
イ　積算体積計
i　水道メーター（口径が 350mm 以下のもの）
ii　温水メーター（口径が 40mm 以下のもの）
iii　燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。）のうち、口径が 50mm 以下のもの（50L 以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）
iv　液化石油ガスメーター（口径が 40mm 以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの）
v　ガスメーター（口径が 250mm 以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。））
vi　排ガス積算体積計
vii　排水積算体積計
ロ　量器用尺付タンク（自動車に搭載するもの）
6)　流速計
イ　排ガス流速計
ロ　排水流速計
7)　密度浮ひょう
イ　耐圧密度浮ひょう以外のもの
ロ　耐圧密度浮ひょう（液化石油ガスの密度の計量に使用するもの）
8)　アネロイド型圧力計
イ　計ることができる圧力が 0.1Mp 以上 200.2Mp 以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の 150 分の 1 以上のもの（蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く。）
ロ　アネロイド型血圧計
9)　流量計
イ　排ガス流量計
ロ　排水流量計

10) 熱量計
イ ボンベ型熱量計（削除、平成 22 年 5 月改正）
ロ ユンケルス式流水型熱量計（削除、平成 22 年 5 月改正）
ハ 積算熱量計（口径が 40mm 以下のもの）
11) 最大需要電力計
12) 電力量計
13) 無効電力量計
14) 照度計
15) 騒音計
16) 振動レベル計
17) 濃度計
イ ジルコニア式酸素濃度計（最高濃度 5%以上 25%以下のもの）
ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計（最高濃度 50ppm 以上のもの）
ハ 磁気式酸素濃度計（最高濃度 5%以上 25%以下のもの）
ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計（最高濃度 50ppm 以上のもの）
ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計（最高濃度 25ppm 以上のもの）
ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計（最小目量 100ppm 未満のもの及び最小目量 100ppm 以上 200ppm 未満のもので最高濃度が 5%未満のもの）
リ 化学発光式窒素酸化物濃度計（最高濃度 25ppm 以上のもの）
ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器
ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計
ヲ 酒精度浮ひょう
18) 浮ひょう型比重計
イ 比重浮ひょう
ロ 重ボーメ度浮ひょう
ハ 日本酒度浮ひょう

＜施行令 2 条＞

2-3-1 特定計量器の範囲

◆ **選定基準**

特定計量器に関する規制は、法 2 条 4 項より、「①取引若しくは証明に使用される」場合と「②一般消費者の生活の用に供される計量器」との二通りである。②のケースについては、「製造事業者の基準適合義務」（法 53 条）、「検定証印等のないものの譲渡等の禁止」（法 57 条）の規制が該当する。①のケースについては、概ね次の要素に基づいて定められている。

a) その多くが社会・経済活動において広く取引又は証明に使用されており、当該計量器の精度を公的に担保することが必要なもの。（質量計、燃料油メーター、電気計器、ガス・水道メーター、積算式熱量計、温水メーターなど）
b) 社会的に特に取引又は証明に使用する計量器について精度を公的に担保ことが求められているもの。（公害や環境に関する証明に使用する濃度計、騒音計、振動レベル計、照度計、排水・排ガスに

係る積算体積計、流速計、流量計）

c) 租税、計量証明事業、中小企業等に関わる取引に用いられるもので、当該計量器の精度を公的に担保することが必要なもの。（温度計、量器用尺付タンク、皮革面積計、浮ひょう型密度計・濃度計・比重計など）

d) 「みなし証明」（法 2 条 3 項）に用いられるもので、当該計量器の精度を公的に担保することが必要なもの。（鉄道の運行に用いる圧力計や高圧ガスの保安に用いる温度計・圧力計）

◆ **対象とされないもの**

計量器であっても、①その多くが取引又は証明に使用されないもの（化学用体積計など）、②精度が十分確保されているもの（時計、長さ計など）、③専門家が調整しながら使用するもの（ガスクロマトグラフなど）、④精度が高く使用者が自ら精度を確認して使用すべきもの（ブロックゲージ、電気関係測定器など）などは、精度を公的に担保する必要はないため、特定計量器の対象とされていない。

2-3-2 特定計量器の規制体系

◆ **法的効果**

計量法では、当該計量器を使用する取引又は証明において、適正な計量の実施を確保することが社会的に特に求められる計量器を特定計量器と指定し、以下の法的効果を規定している。

(1) 使用の制限

検定対象のものについては、検定証印が付されているもの又は指定製造事業者が製造した表示（法 96 条 1 項）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。（法 16 条）

(2) 特定計量器のうち一定のもの

a) 製造等における基準適合義務（法 53 条）

b) 検定証印等を付していないものについての譲渡等の制限（法 57 条）

(3) 特定計量器の製造、修理又は販売の事業を行う者

a) 事業の届出（法 40 条、46 条、51 条）

b) 検査義務（法 43 条、47 条）

c) 販売事業者の遵守事項（法 52 条）

d) 製造等における基準適合義務（法 53 条）

e) 検定証印等を付していないものについての譲渡等の制限（法 57 条）

2-4 製造、改造、修理

2-4-1 製造

「製造」とは、その概念を一般的に規定することは困難であり、個々の法律においてその内容を考えていく必要があるとされている。計量法では、計量器を完成させることとして取り扱い、一定の「改造」については「製造」として取り扱っている。

> この法律において計量器の製造には、経済産業省令（施行則 4 条）で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令（施行則 4 条）で定める改造以外の改造を含むものとする。
>
> ＜法 2 条 5 項＞

「製造とみなされる改造」については、省令で以下のとおり規定されている。

> 法 2 条 5 項の経済産業省令で定める改造は、次に掲げる改造以外の改造とする。

① タクシーメーターの自動車への取付け
② 皮革面積計に係る拡大指示機構又は送り速さ機構の改造
③ アネロイド型圧力計に係る目盛板、弾性受圧部（拡大機構に連結するために変位端に固定した部分を含む。以下同じ。）、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の部分の改造

＜施行則 4 条＞

従って、①～③については、修理（改造修理）と見なされる。

2-4-2 改造

改造の定義については、旧通達 6 機局 290 号「計量法、計量法施行令、計量法施行規則等の解釈及び運用について」において、以下のように示されていた。

「改造」とは、既存の壊れていない計量器又は壊れている計量器について、（それを元どおりに構造（性能を含む。以下同じ。）に回復させるのではなく）新たな構造を付加し、又は構造の一部を除去することをいう。型式承認の表示が付された特定計量器については、同一型式の範囲を超える行為がこれに該当する。改造した特定計量器については、型式の同一性を喪失し、型式承認の表示の除去が必要となる。

＜旧通達 6 機局 290 号抜粋＞

「改造」とは、既存の計量器に新たな機能を付加すること又はその機能を除去することをいい、元の機能に回復させるものではないとされている。

「改造」は、「製造」行為となる場合と「修理」行為となる場合があり、製造に近い範囲のものは「製造」に含め、修理事業者に行なわせても支障を生じない程度のものは「修理」とみなされる。

2-4-3 修理

修理の定義についても、旧通達 6 機局 290 号「計量法、計量法施行令、計量法施行規則等の解釈及び運用について」において、以下のように示されていた。

「修理」とは、一旦完成された計量器が、その構造の一部を失った場合に、その失われた構造を回復し元どおりにすることをいう。

「軽微修理」及び「簡易修理」とは、施行則 10 条 1 項に掲げる軽微修理は計量器の構造に影響を及ぼさない行為であり、施行則 11 条 1 項に掲げる簡易修理は構造に影響を及ぼし得る修理であって、器差に影響を与える蓋然性の乏しいものであることを前提にこれらの規定を解釈、運用されたい。特に、プリント回路に係る規定の解釈運用については、慎重な対応が望まれる

＜旧通達 6 機局 290 号抜粋＞

「修理」とは、計量器がその性能、構造の一部を失った場合に、その失われた性能、構造を回復することをいい、計量法では 4 種類のものがある。

(1) 軽微な修理（法 46 条、施行則 10 条）

これについては、修理事業の届出や検定証印等の除去の必要がなく、誰でも行うことができる。

(2) 簡易修理（法 49 条 1 項ただし書、施行則 11 条）

これについては、届出製造事業者及び届出修理事業者が行う修理、又は、適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について行う修理のうち、検定証印等の除去の必要のないものをいう。

簡易修理は、「軽微な修理」よりは修理の程度が大きく、一定の技術能力のある者が行うときには、検則に定める技術上の基準及び検定公差に適合することを前提に、敢えて検定証印等を除去する必要のないものをいう。

(3)　修理（法 46 条 1 項）

計量法上「修理」というときは、一般的に修理事業の届出規制の対象となるものを指し、「軽微な修理」を除き「簡易修理」及び「改造修理」を含めた概念とされている。

(4)　型式承認表示を除去しない修理（法 49 条 2 項ただし書、施行則 12 条）

特定計量器の改造又は修理をした者は、検定証印等のほか、型式承認の表示も除去しなければならない。しかし、届出製造事業者、届出修理事業者が行う修理、適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について行う修理のうち、型式承認表示の除去の必要がないものがある。（※検定証印等の除去は必要。）

この「型式承認表示を除去しない修理等」については、省令（施行則 12 条）で規定され、具体的には「その承認に係る型式と同一に属するものとして産総研[v]又は日電検[vi]が示す範囲における修理」とされている。

2-5 計量器の校正、標準物質、標準物質の値付け

2-5-1 計量標準供給制度（トレーサビリティ制度）

トレーサビリティとは、国際的な計量に関する基本用語であり、「測定結果が一般的に国際又は国家標準のような適切な標準に対して切れ目のない比較の連鎖によって関連付けられるという性質」とされている。

トレーサビリティは、1960 年代の米国において、標準研究機関である NIST（旧 NBS）の統計関係の研究者が国家標準と一定の精度を保ちながらつながりを持たせるシステムを構築し、この計測、計量の校正による誤差を抑える仕組みをトレーサビリティと呼んだと言われている。

当時のわが国においては、工業技術院（現在の産総研）における依頼試験制度、計量法による基準器検査制度を通じた標準供給、民間の校正機関等による標準供給が行われてきたが、必ずしも産業界のニーズに十分対応したものではなかった。

トレーサビリティ制度は、日本には 1960 年代中頃に米国から紹介され、民間や国において計測標準に従事している人達にその思想が急速に普及し、計量標準を誰がどのような体制で供給するかについていくつかの委員会で熱心な議論が行われた。その後、諸般の事情によりその活動は急速に弱まったが、トレーサビリティを明確にすべしという声は止むことがなかったと言われている。最終的には、トレーサビリティに法律は似合わないという意見もあったが、国に義務を課すという意味も含め、平成 5 年全部改正において計量法に取り入れられ、「計量法による計量標準供給制度」などと呼ばれている。

現在の計量法では、計量標準の供給体制を法 8 章「計量器の校正等」として規定している。具体的には、国家計量標準を国又は公的機関が設定し、その標準の一般への供給については民間の校正能力のある事業者を活用することとし、当該事業者にその旨の法的権能を与えることとしている。これは、諸外国では国の研究機関等が計量標準を供給する機関を認定し、その機関から標準を供給する体系となっているのに対して、法律で権能を付与することにより標準を供給する体系整備を図ることは、世界的にもはじめての試みとのことである。

2-5-2 計量法による計量標準供給制度の仕組み

計量法では、計量標準供給制度のシステムそのものを対象として規定することはできないため、その構成要素である「特定標準」等の計量標準や「計量器の校正」等の行為、「登録事業者」等の行為主体などを規定する方法で措置している。計量法の「計量器の校正等」の具体的な仕組みの概要は、以下の

---

v 「産総研」:「独立行政法人産業技術総合研究所」の略

vi 「日電検」:「日本電気計器検定所」の略

とおりである。

① 計量標準供給システムの整備を行う量について、国家計量標準（一次標準）を経済産業大臣が「特定標準器（これに代わり得るものを含む）」又は「特定標準物質」として指定する。（※特定標準物質にあっては「特定標準物質を製造するための器具、機械又は装置」を指定。）
　なお、本制度の対象とする計量標準については、産業界のニーズや計量標準の供給体制の整備状況等を踏まえて、経済産業大臣が判断して定める。
② 経済産業大臣（国）、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した法人（指定校正機関）は、特定標準器等又は特定標準物質を用いて登録事業者に対して計量標準の供給（校正サービス）を行う。
③ 経済産業大臣に登録された登録事業者は、特定標準器又は特定標準物質により校正等を受けた計量器又は標準物質（二次標準）を用い、一般ユーザーに対して校正サービスを行うことができる。
④ 登録事業者は、③の校正業務を行ったときは、国家計量標準とのつながりを示す標章（JCSS）を付した校正証明書を交付することができる。

2-5-3 計量器の校正

「校正」とは、計測用語として「標準器等を用いて計量器の表す値としての真の値との関係を求めること」という意味が定着しているが、計量法における「計量器の校正」の意味は限定されている。

> この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と法 134 条 1 項の規定による指定に係る計量器（特定標準器）又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質（特定標準物質）が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。
>
> ＜法 2 条 7 項＞

計量法における「計量器の校正」は、「特定標準器又は特定標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定すること」であると、定義されている。具体的には、計量器を経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関の有する標準器との差を測定することである。この「計量器の校正」には、国家標準とされる標準器（特定標準器）と直接比較する場合と、特定標準器から校正を受けた標準器と比較して間接的に国家計量標準との誤差を求める場合がある。
　なお、「計量器の校正等」とは、「計量器の校正」又は「標準物質の値付け」をいう。

2-5-4 標準物質、標準物質の値付け

> この法律において「標準物質」とは、政令（施行令 3 条）で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。
>
> ＜法 2 条 6 項＞

標準物質は、政令で定める物象の状態の量の値が付された物質であって、計量器の誤差の測定に用いられるものを言う。標準物質に対応する物象の状態の量については、政令（施行令 3 条）により「熱量」及び「濃度」が定められている。具体的には、環境計量器の校正に用いられる標準ガスや標準液が中心となっている。標準物質における「計量器の校正」に相当する用語は、「標準物質の値付け」である。

> この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と法 134 条 1 項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質（特定標準物質）が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

＜法２条８項＞

標準物質については、品質が劣化しやすいため、大臣が指定する「それを製造する器具、機械又は装置」から製造されるものを特定標準物質（国家標準）としている。計量法における「標準物質の値付け」とは、「特定標準物質（国家標準）が現示する計量器の標準となる物象の状態の量との差を測定して、改める」ことであると、定義されている。

３計量単位

計量単位を理解するには、先ずメートル条約と国際単位系（ＳＩ）について理解する必要がある。

３-１メートル条約

３-１-１メートル法の歴史

メートル法とは、長さの単位であるメートルを基準として作られた単位系のことである。メートル法は、18 世紀末のフランスにおいて、世界で共通に使える統一された単位制度の確立を目指して制定された。

当時の世界では、同じ物理量に対して様々な単位があり、単位の不統一が大きな問題となっていた。そこで、フランス革命時の 1790 年 3 月に、国民議会議員であるタレーラン＝ペリゴールの提案によって、世界中に様々ある長さの単位を統一し新しい単位を創設することが決議された。それを受けて1791 年に、地球の北極点から赤道までの経線の距離の 1000 万分の 1 として定義される新たな長さの単位「メートル」が決定された。（※地球の円周が 4 万キロメートルとなるように定義されたが、地球は厳密には球ではないので実際には多少の誤差がある）

また、この時の測量は、ダンケルクからバルセロナの距離を三角測量で測定し、その値を元にして計算が行なわれた。質量についても、このメートルを基準として、1 立方デシメートルの水の質量を 1 キログラムと定めた。他には、面積の単位としてアール（are、100 平方メートル）、体積の単位として乾量用のステール（stere、1 立方メートル）と液量用のリットル（litre、1 立方デシメートル）を定めた。

なお、メートル法施行を記念してフランスで発行される予定だった記念メダルには、「全ての時代に、全ての人々に」（A tous les temps, a tous les peuples.）の言葉が刻まれていた。この言葉は、「時代や国を問わず使えるように」というメートル法の理念を表すものとして、よく引用される。（※このメダルは結局発行されなかったとのこと。）

1875 年には、メートル法を導入するために各国が協力して努力するという主旨のメートル条約が締結された。

３-１-２メートル条約の締結

メートル条約（仏: Convention du Mètre）は、度量衡の国際的な統一を目的として、1875 年 5 月 20 日に成立したメートル法に関する条約であり、14 ヶ条の条約本文と附録規定から成る。（※当時の 17 ヶ国の代表によりフランスのパリで締結された。現在（2009 年 3 月）の条約加盟国は 52 ヶ国。1921 年 10 月 6 日にセーヴルで署名した改正条約により一部が改正されている。）

３-１-３メートル条約の組織

最高機関は、4 年ごとに開催される国際度量衡総会（CGPM）であり、パリ科学学士院長が議長を務める。総会で決定された事項は、国際度量衡委員会（CIPM）によって代執行される。委員会の監督下には、国際度量衡局（BIPM）が事務局兼研究所（標準に関する国際的研究課題を担当）として置かれる。国際度量衡局の本部は、フランスのセーヴル（パリ郊外のセーヌ河畔）にある。

３-１-４近代日本とメートル条約

江戸時代の日本においては、尺貫法が用いられていたが、1855 年、郡上藩主青山幸哉の命で編纂された『西洋度量考』の中でメートル法について解説したのが、本格的な日本におけるメートル法紹介の

先駆けといわれている。

フランス政府は、1875 年にメートル条約が締結された後、各国に条約加盟を勧誘した。日本には、在ドイツ公使を通じて条約加盟の勧誘を受けたが加盟は見送られ、同年に日本政府が定めた度量衡取締条例（明治 8 年太政官達 135 号）では引き続き尺貫法が用いられた。

メートル条約加盟の契機は、1884 年に新たに原器を製作するとの報に接し、これを機にメートル条約への加盟が決断された。メートル条約への加盟は、1885 年、加盟手続を終わり、翌 1886 年 4 月 16 日にメートル条約（明治 19 年 4 月 20 日勅令）として公布された。日本の原器は、抽選によりメートル原器は No.22、キログラム原器は No.6 とされ、1889 年に在パリ公使館の大山綱介（書記官）が受け取り、翌 1890 年 4 月に日本に到着した。しかし、当時の日本では、条約に加盟し原器も入手したものの、尺や貫が一般に広く用いられていた。このため、翌 1891 年制定された度量衡法（明治 24 年法律第 3 号）では、尺や貫をそれぞれ原器によって定義し、メートル法の計量も認めるという、間接的なメートル法採用体系となった。（※尺貫法という言葉は、このときにできたと言われている。）

メートル法の普及については、度量衡法に尺貫法と併用する形で導入され、新たに基本単位の漢字（米・瓦・立）をあて、補助単位の漢字（粁粨籵糎粍・瓩頓砥瓲竰・竍竓竡玢竰竰）を創作するなど、メートル法がいち早く普及するように努めた。更に、1921 年（大正 10 年）にメートル法を基本とする度量衡法の改正（メートル法度量衡法）がなされ、尺貫法からメートル法へ国内単位の統一を図ったが、使い慣れた単位を移行することへの庶民による根強い抵抗があった。

メートル法の実施については、戦後、1951 年に度量衡法を廃し日本国憲法の地方自治の精神を取り込んだ計量法（昭和 26 年法律第 207 号、旧計量法）が制定され、1959 年には土地・建物の表記を除きメートル法が完全実施された。全面的に実施されたのは、1966 年 4 月 1 日のことである。なお、現行計量法（平成 4 年法律第 51 号、新計量法）は 1992 年 5 月 20 日に公布され、翌 1993 年（平成 5 年）11 月 1 日から施行された。

3-1-5 広義のメートル法

最初にメートル条約で導入が進められたのは、当時の制度上必要な単位である長さ、面積（度）、体積（量）、質量（衡）のみであった。単に「メートル法」と言った場合には、フランスで最初に制定されたこれらの範囲の単位系を言う。

19 世紀以降には、科学や工業の発達により、他の物理量についても単位が必要となった。そして、学者や分野ごとに、メートル法を基礎としながらそれぞれ違う大きさを持った単位が作られたり、異なった物理量を基本として単位系が作られたりしたため、各種の単位系が無秩序に存在することとなった。広義には、これらの（狭義の）メートル法を基礎とする各種の単位系を総称して「メートル法」という。

国際単位系（SI）は、これらの単位系を再統一するため、メートル法から派生した単位系の一つである MKSA 単位系を元として作られたものである。

広義のメートル法に属する単位系には、以下のようなものがある。

- CGS 単位系（センチメートル、グラム、秒を基本単位とする単位系。「静電単位系」「電磁単位系」「ガウス単位系」の 3 種類の単位系は、電磁気の単位についての基本とする物理量の違いによるものである。）
- MKS 単位系（メートル、キログラム、秒を基本単位とする単位系）
- MKSA 単位系（MKS 単位系に電流の単位アンペアを加えたもの。これを発展させたのが国際単位系（SI）である。）
- MKSC 単位系（MKS 単位系に電荷の単位クーロンを加えたもの。）

・MTS 単位系（メートル、トン、秒を基本単位とする単位系）
・重力単位系（基本とする物理量について、質量の代わりに力（重量キログラム）を使用するもの。）

3-2ＳＩ単位

3-2-1ＳＩ単位とは

ＳＩ単位とは、国際単位系（仏: Le Système International d'Unités、英: The International System of Units、略称SIはフランス語からきている）のことであり、十進法を原則とした最も普遍的な単位系であるとされている。時間の単位については、既に広く世界で使われていた秒があったが六十進法であったため、十進法の新たな単位を創設しようという意見もあったが、議論の末、時間の単位は秒がそのまま使用されることになったと言われている。日本の計量法では、一部の例外を除き計量単位に国際単位系を採用している。

国際単位系（SI）は、それまで広く使用されていた MKS 単位系（長さの単位にメートル（m）、質量の単位にキログラム（kg）、時間の単位に秒（s）を用い、この 3 つの単位の組み合わせでいろいろな量の単位を表現していたもの）を拡張したもので、メートル条約に基づいて 1960 年に国際度量衡総会（CGPM）で使用が採択された。

ＳＩ単位系は、現在ほとんどの国で合法的に使用でき、多くの国で使用することが義務づけられている。アメリカなど一部の国では、それまで使用していた単位系の単位を使用することも認められている。

日本では、1991 年に日本工業規格 （JIS） が完全に国際単位系準拠となり、JIS Z 8203（国際単位系（SI）及びその使い方）に規定されている。

3-2-2ＳＩ単位の種類

◆ ＳＩ基本単位

ほとんどの量の単位は、それのためだけの単位が必要というわけではなく、物理法則を用いることで他の量の単位の組合せとして表現することができる。その場合、それらの組合せの出発点となるいくつかの基本的な単位を「基本単位」といい、それ以外の単位を「組立単位」又は「誘導単位」という。

国際単位系では、7 つの基本単位を組み合わせて組立単位の定義を行う。基本単位は、時間 （s）、長さ （m）、質量（kg）、電流（A）、熱力学温度（K）、物質量（mol）、光度（cd）である。

(1) 時間（秒：セシウム 133 原子の基底状態の 2 つの超微細準位(F=4,M=0 およびF=3,M=0)間の遷移に対応する放射の周期の 9 192 631 770 倍の継続時間）
(2) 長さ（メートル：1 秒の 1/299 792 458 の時間に光が真空中を進む距離）
(3) 質量（キログラム：国際キログラム原器（プラチナ90%、イリジウム10%からなる合金で直径・高さともに 39mmの円柱）の質量）
(4) 電流（アンペア：無限に長く、無限に小さい円形断面積を持つ 2 本の直線状導体を真空中に 1 メートルの間隔で平行においたとき、導体の長さ 1 メートルにつき 2×10^{-7}ニュートンの力を及ぼしあう導体のそれぞれに流れる電流の大きさ）
(5) 熱力学温度（ケルビン：水の三重点の熱力学温度の 1/273.16。温度間隔も同じ単位）
(6) 物質量（モル：0.012kgの炭素 12に含まれる原子と等しい数の構成要素を含む系の物質量。モルを使うときは、構成要素（entités élémentaires）が指定されなければならないが、それは原子、分子、イオン、電子、その他の粒子またはこの種の粒子の特定の集合体であってよい）
(7) 光度（カンデラ：周波数 540×10^{12}ヘルツの単色放射を放出し、所定方向の放射強度が 1/683 W・sr^{-1} である光源のその方向における光度）

これらの単位は、かつて原器と呼ばれる単位の基準を作ることで定義されていたが、現在では質量以外の単位は物理法則を用いて定義されている。ただし、基本単位量を計測するには、実際に物理現象を計測しなければ得られないため、測定技術の向上による若干の「変化」がある。

また、基本単位の計測において、厳密に定義の方法で計測することが困難、或いは不可能なものもあるため、現実には必ずしも定義の方法で単位を得ていないものもある。例えば、電流については、定義の方法では十分な精度が得られず、また安定した状態を維持することが困難であるため、電圧と電気抵抗の値を実現することで電流の値の実現に代えている。

質量に関しては、現在においてもキログラム原器を基準としているため、経年によって基準が変化してしまうことから、物理法則を用いて定義する方法が検討されている。（※具体的には、アボガドロ定数を用いる方法などが挙げられている。例えば、1 キログラムがケイ素原子何個分かで定義する。ケイ素を使うのは純粋な結晶を作りやすいためである。）

◆ 組立単位

組立単位は、「（その単位系における）基本単位から組み立てることができる」という意味である。これについては、便宜的にどの単位を基本単位とするかには選択の余地があり、異なる物理量の単位を基本単位とするいくつかの単位系が存在する。

SI組立単位は、国際単位系（SI）の基本単位を組み合わせて作ることができる単位である。ラジアンとステラジアンは、以前は補助単位とされていたが、1998 年のSI第 7 版より、次元 1 の組立単位として分類されることとなった。ただし、これらを補助単位とするか組立単位とするかは現在も各国の裁量に任されている。日本の計量法においては、組立単位として取り扱われている。

また、いくつかの組立単位には固有の名称がつけられている。例えば、1ニュートン（N）は 1 kg m/s^2 に等しい。固有の名称を持つ組立単位は、他の単位の組み立てに使用することができる。例えば、表面張力の単位は、N/m（ニュートン毎メートル）ともkg/s^2（キログラム毎秒毎秒）とも表現される。

◆ 倍量（分量）単位

物理単位では、大きな値や小さな値でも扱いやすい数字で表せるようにするために、基本となる単位の倍量や分量を示す単位が用いられている。

SIをはじめとするメートル法では、元の単位に対する倍数や分数を意味する接頭語が使用される。接頭語はピッタリの数値として定義されており、接頭語を使用する際には単位の換算を必要としない。ただし、1 つだけ例外がある。質量の単位キログラム（kg）については、歴史的な理由により、すでに単位名に接頭語を含んでいるため、接頭語はキログラムではなくグラム（g）に対して付けることになっている。（※例えば、キログラムの 10^{-6} 倍は、マイクロキログラム（μkg）ではなくミリグラム（mg）となる。）

因みに、メートル法以外の単位系では、倍量（分量）単位にも固有の名称をつけていることが多い。例えば、尺貫法では、長さの基本となる単位は尺であるが、その 10 分の 1 は寸、6 倍は間、10 倍は丈となっている。倍量（分量）についても、メートル法のような 10 の累乗倍ではなく、3 倍、6 倍、12 倍などといった半端な数字が使われている。

また、倍量（分量）単位のことを補助単位（又は補助計量単位）と呼ぶこともある。SI でも同じ用語が使われているが、これとは異なる意味である。

◆　補助単位

補助単位は、物理単位の区分の一種である。この言葉には、二通りの異なる意味がある。一つは、日本の旧計量法で用いられていた「補助計量単位」のこと。もう一つは、国際単位系（SI）で用いられていた「SI補助単位」のことである。

補助計量単位

一つ目の意味は、基本となる単位の倍量（分量）単位のことである。この場合は、「補助計量単位」とも言う。これは、1993 年（平成 5 年）以前の日本の計量法（旧計量法）で使用されていた用語であり、旧計量法では計量単位を基本単位、誘導単位（組立単位のこと）、補助計量単位に分類していた。補助計量単位には、接頭語を付けた単位（ミリメートル、ミリグラムなど）のほか、固有の名称を持つ 10 の整数乗倍の単位（ミクロン、ヘクタールなど）、その他の単位（分、時、絶対温度など）が含まれていた。

なお、現在の計量法では、単位を分類することはせず、全てを「計量単位」としている。

SI補助単位

二つ目の意味は、かつて国際単位系（SI）にあった単位の区分で、「基本単位でも組立単位でもないが補助的に使われる単位」のことである。具体的には、ラジアン（角度の単位）とステラジアン（立体角の単位）のみが含まれていた。この 2 つの単位については、1995 年の国際度量衡総会において、無次元の組立単位として解釈し、補助単位という区分は廃止することが決議され、1998 年のSI第 7 版からそのように改定された。従って、現在のSIに補助単位は存在しない。

以上のことから、現在は正式には「補助単位」というものは存在しないことになるが、今日では 1 つ目の「基本となる単位の倍量（分量）単位」の意味で用いられることが多い。そのほかの用法としては、通貨の補助単位（例えば、銭、セント、等）と呼ぶことがあるほか、俗に接頭語そのものを補助単位と呼ぶことがあるが、これらは正式な用法ではない。

3-3 法定計量単位

3-3-1 法定計量単位とは

計量法では、物象の状態の量として熟度の高い 72 量を法で定め、それに対応する計量単位を「法定計量単位」として定め、それ以外の計量単位（非法定計量単位）を取引又は証明に用いることを禁止している。具体的には、法 8 条 1 項（法 3 条～5 条）により、明示されている。

> 法 3 条から法 5 条までに規定する計量単位（以下「法定計量単位」という。）以外の計量単位（以下「非法定計量単位」という。）は、法 2 条 1 項 1 号に掲げる物象の状態の量（72 量）について、取引又は証明に用いてはならない。
>
> ＜法 8 条 1 項＞

「法定計量単位」とは、第一括弧書により、法 3 条から法 5 条に規定する単位であると定義されている。第二括弧書は、法定計量単位以外のものは「非法定計量単位」であることを定義している。

3-3-2 法定計量単位の種類

◆　①ＳＩ単位に係る計量単位（72 量のうち 65 量）

計量法では、取引又は証明に使用する計量単位については、原則として国際単位系（ＳＩ単位）によることとし、法で定める物象の状態の量（72 量）の全てではなく、これらのうちＳＩ単位のある 65 量について「ＳＩ単位に係る計量単位」（132 単位）として定めている。

法 2 条 1 項 1 号で定める物象の状態の量（72 量）のうち別表 1 の上欄に掲げるもの（65 量）の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令（単位令 2 条、別表 1）で定める。

＜法 3 条、別表 1＞

これらの計量単位（法別表 1）の定義については、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令（単位令 2 条、別表 1）で定められている。（※平成 5 年改正以前の旧計量法では、計量単位の定義についても法律で定められていたが、科学の発展に伴い頻繁に改定されるため、その都度速やかに法改正できるよう政令で定めることとされた。）

計量単位の現示（単位令 2 条 2 項）

ＳＩ単位は、基本単位の代数的組合せで表されるため、基本単位の定義を確定させることが重要となるが、これらの基本単位の中にはその定義の内容に再現することが困難なものを含むものがある。

これらのものについては、抽象的な定義を与えるだけでは現実的ではないため、定義の中にこうした概念を含む「メートル」「アンペア」「ケルビン」については大臣が「現示」することとされている。

◆　②ＳＩ単位に係る計量単位以外（非ＳＩ）の計量単位（12 量）

ＳＩ単位のない量の非ＳＩ単位（７量）

ＳＩ単位では、72 の物象の状態の量のうち 65 しか定めがないため、残りの 7 量について非ＳＩ単位で法定計量単位（9 単位）を定めている。

法 3 条に規定する物象の状態の量のほか、法別表 2 の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令（単位令 3 条 1 項、別表 2）で定める。

＜法 4 条 1 項、別表 2＞

この 7 量については、無効電力（バール）、皮相電力（ボルトアンペア）、無効電力量（バール秒、バール時）、皮相電力量（ボルトアンペア秒、ボルトアンペア時）、電磁波の減衰量（デシベル）、音圧レベル（デシベル）、振動加速度レベル（デシベル）となっている。

ＳＩ単位のある量の非ＳＩ単位（５量）

ＳＩ単位がある物象の状態の量であっても、国内外で非ＳＩ単位が広く用いられている 5 つの物象の状態の量については、その使用を禁止することによって経済活動、国民生活に混乱を与えるおそれがあるため、非ＳＩ単位であっても法定計量単位（18 単位）として定めている。

法 3 条に規定する計量単位のほか、法別表 1 の上欄に掲げる物象の状態の量のうち法別表 3 の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令（単位令 3 条 2 項、別表 3）で定める。

＜法 4 条 2 項、別表 3＞

この 5 量については、回転速度（回毎分、回毎時）、圧力（気圧）、粘度（ポアズ）、動粘度（ストークス）、濃度（質量百分率、ピーエッチ、他）となっている。

◆　上記①②の計量単位の 10 の整数乗を乗じたものを表す単位

上記①②については、一部例外（接頭語が重複するもの、慣習上接頭語を付さないもの）を除き、10 の整数乗を表す政令で定める接頭語と組み合わせて使用することができる。

法 3 条～4 条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令（単位令 4 条、別表 4～5）で定める。

＜法 5 条 1 項＞

◆　用途を限定する非ＳＩ単位（9 量）

上記①②以外で海面における長さの計量などの特殊の計量に用いる「長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力、熱量」の計量単位についても、特定の使用分野に限って、法定計量単位として定めている。

これは、特定の分野においてその計量単位が広く用いられているため、（ＳＩ単位のある）非ＳＩ単位であるが用途を限定して法定計量単位（9 量 13 分野 20 単位）として認めているものである。従って、定められた用途以外では非法定計量単位となる。

法 3 条～4 条及び 5 条 1 項に規定する計量単位のほか、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令（単位令 5 条、別表 6）で定める。

＜法 5 条 2 項＞

この 20 単位については、海里、オングストローム、カラット（宝石）、もんめ（真珠）、トロイオンス（金貨）、点（角度）、アール、ヘクタール、トン（船舶の体積）、ノット、ガル、ミリガル、トル、ミリトル、マイクロトル、水銀柱ミリメートル（血圧）、カロリー、キロカロリー、メガカロリー、ギガカロリーとなっている。（※これらは、「政令単位」とも呼ばれている。）

法 5 条 2 項の政令（単位令 5 条、別表 6）で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

＜法 8 条 2 項＞

3-3-3 法定計量単位等（省令単位）

法 2 条 1 項 2 号に掲げる物象の状態の量の計量単位及びその定義は、経済産業省令（単位則[vii]1 条、別表 1）で定める。

＜法 6 条＞

計量法では、72 量の物象の状態の量について法定計量単位を定めているが、この 72 量以外にも物象の状態の量が存在する。これらのうち法 2 条 1 項 2 号の政令（単位令 1 条）で定めた 17 量に関しては、単位及び定義を省令（単位則 1 条、別表 1）で定めた単位については「法定計量単位等」として扱われ、計量法における単位の規制の対象とはならない。

この「繊度、比重その他」の 17 の物象の状態の量については、物象の状態の量について熟度が低く未確定の部分も含まれるため、計量単位としては「使用を推奨する」段階であり、取引又は証明における使用の禁止は課せられていない。

具体的には、特定計量器における表記に関する規制として、検則[viii]8 条により、明示されている。

特定計量器には、法定計量単位並びに単位則 1 条（省令単位）に規定する計量単位（併せて「法定計量単位等」という）以外の計量単位による表記等があってはならない。

＜検則 8 条 1 項＞

この単位則 1 条（別表 1）に規定する計量単位については、14 量について 34 単位（繊度（キログラム毎メートル、デニール、テクス）、比重（重ボーメ、日本酒度）、他）が定められている。

---

vii　「単位則」：計量単位規則（平成 4 年、通商産業省令 80 号）の略

viii　「検則」：特定計量器検定検査規則（平成 5 年、通商産業省令 70 号）の略

3-3-4 法定計量単位等の表記

法 3 条から 6 条までに規定する計量単位の記号であって、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、経済産業省令（単位則 2 条、別表 2～7）で定める。

＜法 7 条＞

計量法では、いろいろな略字等がある法定計量単位等の表記について、最も適当なものを省令（単位則 2 条、別表 2～7）で定めることにより、その使用が推奨されている。（※一般的な法的拘束力はないが、大文字と小文字とで違う意味を持つ場合は正しく区別して使用すべきものである。）

この記号の表記義務については、定められたもの以外の使用が禁止されているわけではないが、特定計量器に表記する場合は省令（単位則 2 条、別表 2～7）で定められたものを使用しなければ検定の際に不合格となる。（検則 8 条 2 項）

また、特定商品への計量単位の表記についても、省令（単位則 2 条、別表 2～7）で定められた略字の使用が義務付けられる。（法 12 条 2 項、法 13 条 1 項及び 2 項、法 14 条 1 項及び 2 項）

3-4 非法定計量単位に関する規制

3-4-1 非法定計量単位の使用の禁止の特例

非法定計量単位の使用については、原則的には禁止されるが、一部のものについては特例として使用が認められている。

これについては、明治以降の欧米諸国の影響を強く受け発展してきた我が国の産業界において、ヤードポンド法等の使用を直ちに禁止することは適当ではないとの判断から、非法定計量単位の使用禁止の例外として規定されているものである。

具体的には、輸出入における貨物の取引又は証明などであり、これらは輸出入の相手国の計量単位が種々様々であることを考慮し、法定計量単位の使用を強制しないこととされている。

また、この例外措置については、例外を認める必要性が専ら外国の事情によるため、その期限も特に設けられていない。

法 8 条 1 項及び 2 項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。

1) 輸出すべき貨物の取引又は証明
2) 貨物の輸入に係る取引又は証明
3) 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令（単位令 6 条 1 項）で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における取引又は証明であって政令（単位令 6 条 2 項）で定めるもの

＜法 8 条 3 項＞

3)については、政令（単位令 6 条）により、「日本国内に住所又は居所を有しない者」及び「アメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊等」が関与する取引又は証明が該当する。

（非法定計量単位の使用の禁止の特例）

① 法 8 条 3 項 3 号の政令で定める者は、次のとおりとする。
   1) 日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者
   2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和 27 年政令 127 号）3 条に規定する者及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和 29 年政令 129 号）3 条に規定する国際連合の軍隊等
② 法 8 条 3 項 3 号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

1) ①各号に掲げる者相互間における取引又は証明
2) ①1)に掲げる者と①各号に掲げる者以外の者との間における日本船舶以外の船舶の修理に関する取引又は証明
3) ①1)に掲げる者と①各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本各港の間においてする運送を除く。）に関する取引又は証明
4) ①2)に掲げる者（合衆国軍隊及び国際連合の軍隊に限る。）と①各号に掲げる者以外の者との間における取引又は証明

＜単位令 6 条＞

3-4-2 非法定計量単位による目盛等を付した計量器

「非法定計量単位の使用の禁止」（法 8 条）については、取引又は証明に関して規制されるが、一旦販売された計量器がどのような用途に使用されるかを行政庁において把握することは困難である。

このため、「非法定計量単位の目盛が付された計量器」については、実際には取引又は証明に使用される可能性が高く、身近に非法定計量単位を付した計量器があると自然と馴染んでしまう可能性があることから、取引又は証明に使用すると否とを問わずその販売（陳列）を禁止している。（※この規定は、旧計量法 10 条「非法定計量単位の使用禁止」の解釈上の規制として行なわれていたものであるが、平成 5 年改正の際にこの旨を明らかにするため、別（新た）に条を設けて規定したものである。）

① 法 2 条 1 項 1 号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。法 5 条 2 項の政令（単位令 5 条「特殊の計量に用いる計量単位」）で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令（単位則 3 条）で定めるもの以外のものについても、同様とする。
② ①の規定は、輸出すべき計量器その他の政令（単位令 7 条）で定める計量器については、適用しない。

＜法 9 条＞

①の前段は、法で定める物象の状態の量（72 量）を計量する計量器について、非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは原則として、販売及び販売目的の陳列を禁止することを規定している。（※従って、非法定計量単位による目盛又は表記が付されているものは、法定計量単位が併記されているものも含めて販売することができない。）

②は、ヤードポンド法等の使用が例外的に認められる領域（法 8 条 3 項）に対する計量器の供給について、限られた分野において大臣の承認等を受けた場合など、政令（単位令 7 条）で定める計量器に限り供給が認められることを規定している。

◆ 特殊の計量に使用する計量器（法 9 条 1 項後段）

「特殊の計量に使用する計量器」（法 5 条 2 項）については、その旨の表示等がされていない場合、販売及び販売目的の陳列の禁止規定（法 9 条 1 項前段）が適用される。

法 9 条 1 項の経済産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法 5 条 2 項で定める計量単位それぞれについて単位令 5 条に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなものとする。

＜単位則 3 条＞

◆　**輸出計量器等の例外計量器（法 9 条 2 項）**

法 9 条 2 項の政令で定める「輸出計量器等の例外」計量器については、単位令 7 条で規定されている。具体的には、①輸出用計量器、②輸出貨物の設計、検査用計量器であって省令（単位則 8 条）で定めるもの（表示及び大臣承認）、③輸入貨物の検査用計量器であって省令（単位則 9 条）で定めるもの（大臣承認等）、が規定されている。

法 9 条 2 項 の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

1)　輸出すべき計量器

2)　輸出すべき貨物の設計若しくは検査又は輸入する貨物の検査に用いる計量器であって、経済産業省令（単位則 8 条）で定めるもの

3)　前二号に掲げるものの検査に用いる計量器であって、経済産業省令（単位則 9 条）で定めるもの

＜単位令 7 条＞

単位令 7 条 2)の計量器については、省令（単位則 8 条）により、大臣承認が必要となっている。

単位令 7 条 2 号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であって、別表 12 の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。

1)　輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの

2)　国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従って行う検査に用いるもの

3)　輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

4)　港湾運送事業法 （昭和 26 年法律 161 号）3 条 8 号の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く。）

＜単位則 8 条＞

単位令 7 条 3)の計量器については、省令（単位則 9 条）により、大臣承認（届出）が規定されている。

単位令 7 条 3 号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

1)　単位令 7 条 1 号及 2 号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であって経済産業大臣の承認を受けたもの

2)　都道府県知事の用いる計量器であって経済産業大臣に届け出たもの

＜単位則 9 条＞

3-4-3 使用期限が猶予された非SI単位（削除対象単位）

現在の法定計量単位に関しては、平成 5 年計量法改正時に定められたものであるが、これ以外の非 SI 単位を平成 5 年改正以前の計量法で法定計量単位として認めていたものがある。これらの計量単位については、急激に SI 単位に移行することは混乱を招くおそれがあるため、猶予期間が段階的に定められた。

①　法附則別表 1 の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であって政令で定めるものは、平成 7 年 9 月 30 日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の改正後の計量法（以下「新法」という。）8 条 1 項の法定計量単位（以下単に「法定計量単位」という。）とみなす。

②　法附則別表 2 の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であ

って政令で定めるものは、平成 9 年 9 月 30 日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。

③　法附則別表 3 の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であって政令で定めるものは、平成 11 年 9 月 30 日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。

④　前三項に規定する計量単位の定義は、政令（附則 3 条単位政令[ix]）で定める。

＜法附則 3 条＞

法附則 3 条 1 項～4 項の政令は、全て「計量法附則第 3 条の計量単位を定める政令」を指す。

これらの単位は、猶予期間中は法定計量単位として認められているが、猶予期間を過ぎると法定計量単位ではなくなる。これらの単位は、一般に「削除対象単位」とも呼ばれている。

これらの単位の記号の表記については、法附則 7 条で定められている。

法附則 3 条 1 項から 3 項まで、同 5 条 1 項及び前条 1 項に規定する計量単位の記号であって、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、経済産業省令（附則 3 条単位規則[x]）で定める。

＜法附則 7 条＞

削除対象単位の標準となる記号は、附則 3 条単位規則別表に規定されている。

法附則 7 条 に規定する経済産業省令で定める法附則 3 条 1 項から 3 項までに規定する計量単位の記号は別表のとおりとする。

＜附則 3 条単位規則 1 条＞

◆　猶予期間設定の考え方

①　3 年の猶予期間の単位（法附則 3 条 1 項）

わが国において、わずかしか使用されていない比較的容易に変更できる計量単位。

（ダイン、エルグ、中性子毎秒、壊変毎秒、等）

②　5 年の猶予期間の単位（法附則 3 条 2 項）

法律改正の内容の周知徹底や事務的な準備に要する機関が必要な計量単位。

（ミクロン、サイクル、トル、エルステッド、ガウス、ホン、規定（N）、等）

③　7 年の猶予期間の単位（法附則 3 条 3 項）

保安上又は安全上の理由から、急速な単位の移行が困難であると認められる計量単位。

（重量キログラム、水銀柱メートル（圧力）、カロリー、等）

◆　猶予期間の延長

①　法附則 3 条 1 項から 3 項までに規定する計量単位については、これらの規定で定める期日後においても、政令でなお法定計量単位とみなすことができる。

②　①の場合においては、その政令で当該計量単位を法定計量単位とみなす期限並びにこれを用いることができる取引又は証明の範囲及びこれを用いる方法を定めなければならない。

＜法附則 4 条＞

猶予期間の設定された非 SI 単位（削除対象）については、その使用状況を考慮し、それぞれの使用期限を延長することが可能となっている。この規定により期限を延長したものは、③グループの圧力のうち「水柱メートル及び水銀柱メートル」である。この「水柱メートル及び水銀柱メートル」の延長期

---

ix　「附則 3 条単位政令」：計量法附則第 3 条の計量単位を定める政令（平成 4 年、政令 358 号）の略

x　「附則 3 条単位規則」：計量法附則第 3 条の計量単位計量単位の記号等を定める規則（平成 4 年、通商産業省令 81 号）の略

限と取引又は証明の範囲については、「計量法附則第四条の計量単位等を定める政令」（平成 18 年政令 305 号）により定められている。（※この政令では、平成 11 年 9 月に 7 年間延長とされ、平成 18 年 9 月に再度 7 年間延長とされた。）

内閣は、計量法 （平成 4 年法律 51 号）附則 4 条 の規定に基づき、この政令を制定する。

① 計量法 附則 3 条 3 項 に規定する計量単位のうち、水銀柱メートル及び水柱メートル並びにこれらに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位である水銀柱ミリメートル、水銀柱センチメートル、水柱ミリメートル及び水柱センチメートルは、平成 25 年 9 月 30 日までは、圧力に係る同法 8 条 1 項に規定する法定計量単位（次項において「法定計量単位」という。）とみなす。

② ①の規定により法定計量単位とみなす計量単位を用いることができる取引又は証明の範囲は、生体内の圧力の計量に係る取引又は証明とする。この場合において、これを用いる方法は、限定しない。

＜附則 4 条単位政令[xi]

＞

3-4-4 猶予期限の経過したものの取扱い

◆ **非法定計量単位の表示等**

① 法附則 3 条 1 項から 3 項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に付したときは、その表示は、新法 8 条 1 項（非法定計量単位の使用禁止）の規定にかかわらず、当該期日後においても、取引又は証明に用いることができる。

② 法附則 9 条 1 項に規定する計量器については、新法 8 条 1 項の規定にかかわらず、附則 3 条 1 項から 3 項までに規定する期日後においても、これを使用して新法 2 条 3 項（みなし証明）の政令（施行令 1 条）で定める計量をすることができる。

③ 旧施行法 3 条（尺貫法による計量単位）、6 条 1 項（ヤードポンド法による計量単位）、9 条 1 項（馬力）又は 10 条 1 項（燭）に規定する期日以前に、文書に記載し、又は商品その他の物件に付した旧施行法 4 条、5 条、7 条、8 条、9 条 1 項又は 10 条 1 項に規定する計量単位による表示は、新法 8 条 1 項の規定にかかわらず、取引又は証明に用いることができる。

＜法附則 8 条＞

①は、猶予期限以前に文書への記載及び商品等への表示がされた非法定計量単位について、当該期限を経過した後についても取引又は証明に用いることができることを規定している。

②は、法附則 9 条 1 項に規定する計量器（猶予期限以前に目盛られた法定計量単位の計量器）について、当該期限を経過した後についても「みなし証明」に用いることができることを規定している。

③は、旧計量法の猶予期限以前に文書への記載及び商品等への表示がされた非法定計量単位について、取引又は証明に用いることができることを規定している。

◆ **非法定計量単位の計量器**

① 附則 3 条 1 項から 3 項までに規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、その目盛又は表記が、同条 1 項から 3 項までに規定する期日以前に付されたものについては、新法 9 条 1 項（販売、陳列の禁止）の規定は、適用しない。

② 附則 5 条 1 項又は 6 条 1 項に規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって政

[xi] 「附則 4 条単位政令」：計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成 18 年政令 305 号）の略

令（単位令 12 条）で定めるものについては、当分の間、新法 9 条 1 項は、適用しない。

＜法附則 9 条＞

①は、猶予期限以前に目盛又は表記を付した計量器について、当該期限を経過した後についても販売・販売目的の陳列をすることができることを規定している。ただし、取引又は証明に使用する場合は、法定計量単位に換算する必要がある。

②は、ヤードポンド単位又は仏馬力の目盛又は表記を付した計量器について、当分の間、販売・陳列することができるものは政令（単位令 12 条）で定めることを規定している。

法附則 9 条 2 項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

1) ヤードポンド単位による目盛又は表記を付した次に掲げる計量器であって、経済産業省令（単位規則 11 条、別表 13）で定めるもの

イ 次に掲げる計量に用いる計量器

(1) 航空機の運航に係る計量

(2) 航空機による運送に係る計量

(3) 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に係る計量

(4) 航空機の運航に関する気象、地象又は水象に係る計量

ロ 自衛隊が武器の一部として使用する計量器

ハ イ又はロに掲げるものの検査に用いる計量器

2) 内燃機関又は外燃機関の工率の計量に用いる計量器であって、仏馬力による目盛又は表記を付したもの

＜単位令 12 条＞

ヤードポンド単位を付した計量器については、省令（単位則 11 条）で定めるものに限られている。

① 単位令 12 条 1 号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

1) 単位令 12 条 1 号イに掲げるものにあっては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあっては経済産業大臣に届け出たもの）

2) 単位令第 12 条 1 号ロに掲げるものにあっては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（そのものが法 2 条 4 項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあっては経済産業大臣に届け出たものに限る。）

3) 単位令 12 条 1 号ハに掲げるものにあっては、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）2 条 1 項に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあっては経済産業大臣に届け出たものに、製造事業者が用いるものにあっては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）

② ①1 号及び 2 号に掲げる計量器が特定計量器である場合にあっては、別表第 13 の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものでなければならない。

＜単位則 11 条＞

3-4-5 ヤードポンド法による計量単位

◆ ヤードポンド法とは

ヤードポンド法とは、長さはヤード、質量はポンドを基本とする単位であり、西洋で古代から使われ変遷してきた単位の延長線上にあるものである。ヤードポンド法という名称は、日本で使用されている和製英語のようなものであり、英語ではイギリスの大英帝国時代に定められたことから「Imperial unit（帝国単位）」と呼ばれている。

かつては、イギリス以外のヨーロッパ諸国でも、ヤードポンド法と発祥を同じくするそれと似たような単位（ただし名称は言語により異なる）を使用していた。イギリスの帝国単位は、1824 年の度量衡法（Weights and Measures Act）によって初めて法的に定義され、その単位系はイギリスの当時の植民地および英連邦諸国でも使われた。

アメリカ合衆国については、その時すでにイギリスから独立していた（英連邦にも入っていなかった）ため、イギリスの度量衡法は導入されていなかった。計量単位については、イギリスとアメリカ合衆国とで基本となる単位の値にわずかな違いがあったため、1958 年にメートル法の単位を基準とした同じ値（1 ポンド＝0.453 592 37 キログラム、1 ヤード＝0.9144 メートル）を採用することを協定した。アメリカ合衆国で使われている単位系は、「U.S. customary unit（米慣習単位）」といい、歴史的経緯により同じ単位名称でも値が異なるものが使用されている。

なお、現在のイギリスでは、1995 年に国際単位系に移行し、ヤードポンド法の単位は一部を除いて 2000 年から使用を禁止しているが、現在でもメートル法の使用に反対する人たちがいる（Anti-metric movement）とのことである。

◆　計量法におけるヤードポンド法による計量単位

① ヤードポンド法による計量単位及びその定義は、政令（単位令 8 条、別表 7）で定める。
② ①の政令で定めるヤードポンド法による計量単位は、次に掲げる取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、法定計量単位とみなす。
1) 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であって政令（単位令 9 条）で定めるもの
2) その物象の状態の量が前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であって政令（単位令 10 条）で定めるものに係る取引又は証明

＜法附則 5 条＞

政令（単位令 8 条）で定めるヤードポンド単位（14 量 33 単位）であって法附則 5 条 2 項 2 号で規定する取引又は証明に用いる場合は、当分の間、法定計量単位と見なされる。（※その単位と定義は単位令 8 条（別表 7）、記号は単位規則 2 条 2 項 1 号（別表 6）で規定。）

法定計量単位と見なされる場合は、1)航空機の運行、航空機の運送、航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に関するに関する取引又は証明、2)輸入された商品であって政令（単位令 10 条、単位規則 10 条）で定めるもの（25 品目であってヤードポンド単位以外の法定計量単位の併記がされているもの）に係る取引又は証明となっている。

法附則 5 条 2 項 2 号の政令で定める商品は、次に掲げるものとして経済産業省令（単位規則 10 条）で定める商品であって、法附則 8 条に規定するヤードポンド法による計量単位（以下「ヤードポンド単位」という。）によって表記された物象の状態の量がヤードポンド単位以外の法定計量単位により併記されているものとする。
1) 国際的にヤードポンド単位による表記が用いられている商品
2) 主として日常生活の用に供される商品であって、これに付されたヤードポンド単位による表記を除去することが通常著しく困難であるもの

＜単位令 10 条＞

3-4-6 仏馬力

仏馬力は、従来から広く国際的に使用され一般的に認められているなどの特殊事情から、非法定計量単位の使用禁止の例外として、当分の間その使用が認められている。

① 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令（単位令 11 条 1 項）で定める取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、工率の法定計量単位とみなす。
② 仏馬力の定義は、政令（単位令 11 条 2 項）で定める。

＜法附則 6 条＞

①は、仏馬力について、内燃機関及び外燃機関に関する取引又は証明に関して、当分の間、工率の法定計量単位と見なすことを規定している。（※具体的には、内燃機関、ターボプロップ発電機、船舶用ガスタービン、船舶用蒸気機関、船舶用蒸気タービン、などに関する計量が該当するとされている。）

① 法附則 6 条 1 項の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。
1) 内燃機関に関する取引又は証明
2) 外燃機関に関する取引又は証明
② 法附則 6 条 2 項の政令で定める仏馬力の定義は、ワットの 735.5 倍とする。

＜単位令 11 条 2 項＞

◆ **馬力とは（英馬力）**

「馬力」という単位の起源は、ジェームズ・ワットが蒸気機関の能力を示すものとして、標準的な荷役馬 1 頭のする仕事を基準としたことに始まるとされ、これが「英馬力」の起源と言われている。

馬力は、仕事率や工率の単位であり、元々は馬一頭の持つ力を 1 馬力と定めたものであったが、今日ではヤードポンド法に基づく「英馬力」やメートル法に基づく「仏馬力」など、各種の馬力の定義がある。（※国際単位系（ＳＩ）における仕事率や工率の単位はワット（W）となっている。）

「英馬力」の単位は、数値的には「1 秒間につき 550 重量ポンド（lbf）の重量を 1 フィート（ft）動かすときの仕事率」（550 lbf· ft/s）となる。（※ワットで表すと、1 英馬力は約 745.700 ワットである。）

英馬力は、英語の"horse power"の頭文字をとって「HP」という記号で表されるが、「hp」と小文字で書くこともある。

◆ **仏馬力とは**

仏馬力は、メートル法（重力単位系）に基づき「英馬力」の値にできるだけ近くなるように定義したものであり、メートル法がフランス発祥であることから「仏馬力」と呼ばれている。

その定義は、「1 秒間につき 75 重量キログラム（kgf）の重量を 1 メートル動かすときの仕事率」（75 kgf· m/s）となっている。（※ワットで表すと、1 仏馬力は 735.49875 ワットである。）

記号表記については、「PS」（ドイツ語の Pferdestärke（馬の力）の頭文字）又は「ps」 が日本や英語圏で使われているが、その他の各国によって固有の記号も使われている。

計量法で法定計量単位と見なされるのは、「仏馬力」であり、「英馬力」は法定計量単位とは認められていない。（※因みに英馬力は、昭和 33 年末までは法定計量単位と認められていた。）

3-4-7 計量単位規則実施要領（旧通達 5 機局 713 号）

非法定計量単位に関する規制は、「非法定計量単位の使用の禁止」（法 8 条）、「非法定計量単位による目盛等を付した計量器」（法 9 条、法附則 9 条、単位令 7 条、単位則 8 条及び 9 条）、「ヤードポンド法による目盛を付した計量器」（単位令 12 条、単位則 11 条）である。これらの運用（申請、承認、届出等）については、旧通達（5 機局 713 号）により、「計量単位規則実施要領」で示されていた。

◆ **尺相当目盛付長さ計等（都道府県経由）**

「尺相当目盛付長さ計等」については、都道府県知事を経由し大臣へ申請することとなっている。

法 8 条 1 項及び 9 条 1 項を円滑に実施するため、尺相当目盛付長さ計については、計量行政室の承認を受けるものとし、次に定めるところにより行うものとする。

1. 対象となる計量器

(1) 尺相当目盛付長さ計

・さしがね
・コンベックスケール（巻尺）
・文化財修復及び畳職人用等の竹製ものさし
・文化財修復及び畳職人用等の金属製ものさし

(2) 鯨尺尺相当目盛付の長さ計

・和裁用の竹製ものさし

2. 計量器に係る表示

(1) メートル単位表示

製造又は輸入が認められる計量器は、通常人がメートル単位表示の長さ計であると認識できるものでなければならない。

すなわち、一寸相当の箇所に「1/33m」、一鯨尺相当の箇所に「1/26.4m」というように積極的にメートル単位表示「m」がなされたものでなければならない。

また、尺相当目盛の場合には、「5/33m、10/33m、15/33m･･･」というように 5/33m 間隔（鯨尺尺相当目盛の場合には 5/26.4m 間隔）ごとに「○/33m（○/26.4m）」という文字が明記されていることが必要である。

(2) メーカー記号等

イ 製造又は輸入を認める計量器には、製造者の記号又は輸入者の記号（製造者又は輸入者の氏名、名称、商号又は商標）を付すこととし、特にコンベックスケール及び竹製ものさしについては、「取引・証明以外用」の文字を付すこととする。

これらの表示は、機器の表面又は裏側の見やすい箇所に用に消滅しない方法により付さなければならない。

ロ 更に、コンベックスケールについては、在来商品との相違を明確にするため、外箱及びケースに「1/33m 目盛付」の文字を容易に消滅しない方法により付さなければならない。

3. 製造手続き等

(1) 本措置の対象となっている計量器を製造又は輸入しようとする者（以下「製造事業者等」という。）は、その製造又は輸入の 2 週間前までに都道府県（計量検定所をいう。以下同じ。）を経由して通商産業省機械情報産業局計量行政室長あて様式 1 又は様式 2 による届出書を正 1 通及び副 2 通を提出しなければならない。

(2) 計量行政室長は、届出の内容が適正である場合には、速やかに当該製造事業者等に届出番号を都道府県を経由して通知するものとする。

(3) 製造事業者等は、届出をした計量器の生産実績を毎年 5 月 31 日までに前の年度（毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）のものについて都道府県を経由して計量行政室長あて様式 3 により報告しなければならない。

(4) 製造事業者等は、その届け出た製造又は輸入の事業を休止又は廃止するときは、遅滞なくその旨を都道府県を経由して計量行政室長に届け出なければならない。

＜旧通達 5 機局 713 号抜粋＞

◆ **非法定計量単位による目盛等を付した計量器についての承認等（大臣申請）**

非法定計量単位による目盛等を付した計量器の承認及び届出については、直接、大臣へ申請することとなっている。

単位則 8 条、9 条及び 11 条に基づく非法定計量単位による表記に付された計量器（以下「計量器」という。）についての通商産業大臣の承認又は届出は、次に定めるところにより行うものとする。

1. 承認

(1) 承認の申請者及び承認の区分

イ 申請者

申請は次の(ｲ)から(ﾆ)に掲げる計量器を販売又は販売のために陳列しようとする者が行う。

(ｲ) 単位則 8 条各号に掲げるもの

(ﾛ) 単位則 9 条 1 号に掲げるもの

(ﾊ) 単位則 11 条 1 項 1 号に掲げるもの

(ﾆ) 単位則 11 条 1 項 3 号に掲げるもの

ロ 承認の区分

承認の区分は「包括承認」及び「個別承認」とし、承認を受けようとする者は、どちらかの方法を選択し申請するものとする。

(2) 申請書等の様式

包括承認を受けようとする場合は様式 4 の、個別承認を受けようとする場合は様式 5 の申請書を正 1 通及び副本 1 通に所要の附属書 1 通を添えて申請しなければならない。

(3) 申請書等の提出先

申請書及び附属書の提出先は、通商産業省機械情報産業局計量行政室（東京都千代田区霞が関１－３－１）とする。

(4) 承認の方法

イ 包括承認

承認の日から起算して 3 年を期限として、申請書ごとに、計量器の種類別に包括的に承認する。

したがって、一度承認を受けた種類の計量器については、承認の期限内であれば、その後の販売等の際に個々に承認を受け直す必要はない。

ロ 個別承認

申請書ごとに、申請のあった計量器について個別に承認する。

したがって、承認書に記載されたもの以外には、承認の効力は及ばない。

(5) 承認の通知

イ 申請者への通知

通商産業大臣は、包括承認を行ったときは様式 6 の、個別承認を行ったときは様式 7 の承認書を申請者に交付するものとする。

ロ 関係機関等への通知

機械情報産業局長は、承認があったときは、当該計量器の販売場所を管轄する都道府県知事及び特定市町村の長、その他必要と認める関係機関等に、様式 8 により通知するものとする。

(6) 包括承認を受けた計量器についての報告

包括承認を受けた者は、承認に基づき販売した計量器の数量等を毎年 6 月 30 日までに前の年度のものについて通商産業大臣あて様式 9 により報告しなければならない。

2.　届出

(1)　届出をする者

　届出は、次のイからハに掲げる計量器（1.において商人を受けたものを除く。）を販売又は販売のために陳列しようとする者が行う。

イ　単位則 9 条 2 号に掲げる都道府県知事が用いるもの

ロ　単位則 11 条 1 項 1 号及び 2 号に掲げる自衛隊が用いるもの

ハ　単位則 11 条 1 項 3 号に掲げる地方公共団体が用いるもの

(2)　届出書の様式

　届出書の様式は様式 10 のとおりとし、正 1 通及び副 1 通を届け出なければならない。

(3)　届出書の提出先

　届出書の提出先は、通商産業省機械情報産業局計量行政室（東京都千代田区霞が関１－３－１）とする。

(4)　届出番号

　通商産業大臣は、届出の内容が適正である場合には、速やかに当該届出者に届出番号を通知する。

＜旧通達機局 713 号抜粋＞

◆　ヤードポンド法による計量単位の目盛を付された特定計量器の検定の申請等

ヤードポンド法による計量単位の目盛を付された特定計量器の検定の申請等については、発注証明書等を添付することとなっている。

1.検定定期検査及び基準器検査

(1) ヤードポンド法による計量単位の目盛を付された特定計量器の検定、定期検査及び基準器検査（以下「検定等」という。）に際しては、当該特定計量器が法附則 5 条 2 項 1 号及び同項 2 号に掲げる取引又は証明に用いるものであることを立証するに足る書類を検定等の申請書に添付して提出することとする。

(2)　(1)の書類は、最終需要者（輸出する特定計量器にあっては、外国から直接注文を受けた者）又は最終発注者が発行する発注証明書とし、その様式は様式 11 に掲げるとおりとする。

(3)　発注証明書は、実質的に発注の権限を有している者（例えば担当課長）であれば足り、必ずしも代表取締役等であることを要しない。

(4)　印鑑については、社印又は職印とする。

2.　譲渡の制限等

　法 57 条ただし書に基づく届出をする特定計量器であってヤードポンド法による計量単位の目盛等を付されたものにあっては、1.と同様の書面を届出書に添付するものとする。

＜旧通達機局 713 号抜粋＞

4 適正な計量の実施

現計量法の「適正な計量の実施」の章における各制度（定期検査関係を除く）は、旧計量法では「計量の安全の確保」と呼ばれていたものであるが、適正な計量の実施の確保において中心となる規定であることから、平成 5 年改正において「適正な計量の実施」と改められた。

4-1 正確な計量

計量法の目的である「適正な計量の実施の確保」のためには、「正確な計量器の供給」と「正確な計量を行うこと」が必要不可欠である。この「正確な計量」の規定は、適正な計量の実施のための基本となる規制として、これを基礎として更に商品量目規制等の個別具体的な規制が設定されている。

① 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。
② 都道府県知事又は政令（施行令 4 条）で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、①に規定する者が①の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、法 15 条 1 項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。
③ 都道府県知事又は特定市町村の長は、②の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

＜法 10 条＞

①の「物象の状態の量」については、法 2 条に掲げる全て物象の状態の量とされ、法定計量単位により取引又は証明をする者すべてに対して、正確計量を求めるものである。

②の「適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認められるとき」については、特に具体的な指針はなく、行政の主観的な判断により適用できるとされているが、一般的には他の商品量目規制等の適用が適当でない場合などが想定されている。

また、都道府県知事又は特定市町村長は、②による適正化の勧告を行うことができ、これに従わなかったときにはその旨を公表することができる。

これら正確計量の規定については、規制の基準もなく罰則の適用もないため、いわゆる「訓示規定」とされているが、規制の弱さは勧告及び公表によって補われることとなっている。

4-1-1 特定市町村

◆ **特定市町村制度とは**

法 10 条 2 項の政令で定める市町村又は特別区（以下「特定市町村」という。）は、別表 1 のとおりとする。

＜施行令 4 条＞

特定市町村制度（いわゆる「特定市」）とは、政令で定める市町村及び特別区に対して、計量行政の一部を委任する制度である。

計量行政は、取引又は証明上の計量の安全を確保する観点から、広域的かつ統一的に行われる必要がある。一方、計量行政の実務は、全国的規模で多数分散していることから、一定の事務については地方自治体に委任した方が行政効率の向上が期待される分野が多い。従って、国と地方自治体との役割分担は、全国統一的に処理しなければならない事務及び国が一元的に処理する方が効率的な事務は国が直接担当し、これ以外の事務は可能な限り地方自治体に委任することとされている。

特定市町村制度の変遷

特定市町村制度として発足したのは、昭和 26 年公布（27 年施行）の旧計量法 139 条により、定期検査を行う実施主体として政令で定める特定市町村を規定し、計量取締令 1 条によって 8 市（横浜、名古屋、大阪、等）を指定したのがはじまりである。

旧計量法における指定基準は、①人口 10 万人以上、②商工業就業人口が全人口の 12%以上、③定期検査等の事務に従事することができる知識等のある職員の確保、④検査に必要な機器等の整備など、計量行政の一部を自ら実施しようとする適切な能力と意思を有すると認められる市町村及び特別区を指定し、都道府県に委任されている事務の一部を委任することとされていた。

都道府県の計量行政の一部を担う特定市町村は、全国の主要都市に計量検査所として設置され、定期検査や立入検査の実施を通じて計量の適正と安全を確保し消費者保護の実を上げるため、昭和 40 年代に積極的に指定された。

現在は、地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」平成 11 年 7 月 16 日法律 87 号）に基づく平成 12 年改正により、地方自治法の「指定都市」、「中核市」、「特例市」に指定されると、自動的に計量法上の特定市となる。（※「特例市」は、地方分権一括法による地方自治法改正により、新たに設けられた制度である。「中核市」は、平成 7 年に創設された制度である。）

（施行令 4 条関係）

1) 地方自治法 252 条の 19（1 項）の指定都市
2) 地方自治法 252 条の 22（1 項）の中核市
3) 地方自治法 252 条の 26 の 3（1 項）の特例市
4) 小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、弘前市、福島市、会津若松市、日立市、市川市、松戸市、高岡市、上田市、岡谷市、半田市、豊川市、津市、守口市、門真市、伊丹市、今治市及び新居浜市

＜施行令別表 1＞

4)は、平成 5 年改正以前の旧計量法において、特定市町村の指定を受けていた市（旧特定市）である。

◆ 現在の特定市町村（平成 22 年 2 月現在、合計 122 市）

1) 地方自治法 252 条の 19（1 項）の指定都市（18 市）
（人口 50 万人以上の市であって、政令で指定する市）
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

2) 地方自治法 252 条の 22（1 項）の中核市（41 市）
（人口 30 万人以上、面積 100 万平方 km 以上であって政令で指定する市）
旭川市、函館市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、相模原市（平成 22 年 4 月から政令指定都市へ移行予定）、長野市、富山市、金沢市、岐阜市、豊田市、豊橋市、岡崎市、大津市、高槻市、東大阪市、尼崎市、西宮市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

3) 地方自治法 252 条の 26 の 3（1 項）の特例市（41 市）
（人口 20 万人以上であって政令で指定する市）

八戸市、山形市、水戸市、つくば市、高崎市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、春日部市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、甲府市、松本市、上越市、長岡市、福井市、沼津市、富士市、春日井市、一宮市、四日市市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、岸和田市、明石市、加古川市、宝塚市、呉市、鳥取市、佐世保市

4) その他（22 市）

（旧特定市）

小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、弘前市、福島市、会津若松市、日立市、市川市、松戸市、高岡市、上田市、岡谷市、半田市、豊川市、津市、守口市、門真市、伊丹市、今治市、新居浜市

◆ **特定市町村が実施する主な事務**

特定市が実施する事務は、都道府県に比べ管轄する区域がより限定された地域において、より効率的な行政が実施されると認められる分野である。具体的には、主に定期検査、立入検査等の計量関係取締りに関する分野であり、以下の事項を実施する主体となるほか、管轄地域内の事業者に対する指導や計量思想の普及啓発等も含まれる。

・正確な計量及び商品の販売に係る計量に必要な勧告等（法 10 条 2 項及び 3 項、法 15 条）
・特定計量器の定期検査（法 19 条、21 条、22 条）
・指定定期検査機関の指定（法 20 条、26 条、30 条～33 条、35 条、37 条～39 条）
・適正計量管理事業所の指定（法 127 条 2 項～4 項）
・報告の徴収（法 147 条）
・立入検査等（法 148 条～151 条、153 条～154 条）
・公示（法 159 条 3 項）

4-2 商品の販売に係る計量

4-2-1 法定計量単位による販売

長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。

＜法 11 条＞

「計量をして販売するのに適する商品」とは、計量することが可能であって、購入者が主としてその量目に着目して選択するものであり、かつ、社会通念上、計量をして販売することが適当であると考えられる商品とされている。この計量販売に適した商品を販売する事業者は、法定計量単位により計量販売するように努めなければならない。

この規定の意味は、流通における一貫性のある物象量取引を推進することにより、計量販売の定着を図ることである。一方、商取引においては、全ての商品が計量販売に適しているわけではなく、商取引における「姿売り（1 山売り、1 皿売りなど）」等の合理性も認める側面もある。従って、この規定の解釈については、計量販売の努力義務を課しているが、山売り姿売り等を排除するものではない。

なお、これらの計量販売努力規定については、全ての商品を計量販売させることは適当ではないため、罰則の適用は課されていない。（※この規定は、行政が行なっている計量販売推進のための行政指導を計量法上根拠付けたものであり、昭和 49 年（旧計量法 70 条の 2）に追加されたものである。）

また、この規定には、計量販売する場合、その計量単位をはっきり示して販売しなければならないと

いう意味も含むとされている。これは、対面販売の場合は購入者の見やすい場所に計量器を置いて購入者の見ている前で計量し、事前計量の場合は計量単位を立て札や容器や包装等にはっきりと示めさなければならないということである。(※旧計量法では、「商品の長さ等の明示の義務」(旧計量法 71 条)として、「法定計量単位による販売」規定とは別の条文で規定されていた。)

4-2-2 商品量目規制のはじまり

商品類の計量取締制度が法定化されたのは、大正 8 年の度量衡法改正であった。当時は、量目の不正確な商品が多く市場に出回り、計量取引における量目取締検査の強化を望む世論が高まってきていたと言われている。当時の量目規制では、量目公差はなく、商品に表記された正味量は不足量についてのみ規制されていた。

昭和初期頃には、物資の欠乏などにより商品量目の不足が目立ち、商品の価格統制が厳しい時代は量目違反と公定価格違反の両面から取締検査が行われるなど、量目取締は強化されていったようである。

商品量目取締は、計量法施行(昭和 27 年)以降、その後の消費者運動の盛り上がりによる消費者保護の強化等から、年末や中元期の全国一斉量目立入検査も行われるなど、行政的にも内容の充実が図られていった。

なお、量目公差がパーセンテージ方式に改められたのは、昭和 45 年改正以降であり、それまでは被計量物に関係なく使用計量器の目盛によって量目公差が定められていた。

4-2-3 商品量目制度

◆ 特定商品の正確計量

> 政令(特定商品政令[xii]1 条)で定める商品(以下「特定商品」という。)の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量(特定商品ごとに政令(特定商品政令 2 条)で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。)を法定計量単位により示して販売するときは、政令(特定商品政令 3 条)で定める誤差(以下「量目公差」という。)を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
>
> <法 12 条 1 項>

この規定は、法定計量単位により商品の販売の事業を行う者に対して、一定の商品(特定商品)を販売するときは一定の誤差(量目公差)を守って計量しなければならないという義務を課すものである。この政令で定める一定の商品を「特定商品」、特定商品ごとに定める物象の状態の量を「特定物象量」、一定の誤差を「量目公差」と呼称している。

一般消費者においては、日常生活の中で比較的少量かつ頻繁に購入する商品について、個々の商品取引ごとに正確計量がなされているか否かを判断することは事実上困難が伴う。この特定商品の正確計量に関する規制は、消費者保護の観点から設けられたとされている。

特定商品(政令指定商品)

特定商品は、政令(特定商品政令 1 条、別表 1、1 欄)により、現在、29 品目が指定されている。

この制度の対象となる商品については、1)消費生活関連物資であって、2)消費者が合理的な商品選択を行う上で量目の確認が必要と考えられ、3)一定の誤差範囲内(量目公差)での正確計量が求められ、4)商習慣として相当程度に確立しているものを政令指定している。具体的には、特定商品政令 1 条別表により、食料品、飲料、生活・文化用品等が指定の対象とされている。

特定商品制度は、その商品を一定の範囲内に正確に計量することを強制する制度であり、旧計量法に

---

xii 「特定商品政令」:「特定商品の販売に係る計量に関する政令」(平成 5 年、政令 249 号)の略

おいて「政令指定商品に関する制度」と呼ばれていたものであるが、平成 5 年改正以降は「特定商品」と呼ばれるようになった。

政令指定商品制度は、昭和 31 年の面前計量商品に関する「正確に計量する義務」（旧計量法 72 条）と「正味量の表記」（旧計量法 75 条）から始まったと言われている。その後は、昭和 45 年の量目許容誤差の誤差体系の改正、昭和 49 年の密封商品の量目表記について義務規定に改正のほか、数次にわたる指定商品の追加を経てきている。

平成 5 年改正においては、量目公差の改正と併せて指定商品の大幅な見直しが行われ、新しく出回っている商品（冷凍食品、チルド食品、スナック菓子、等）を追加したほか、消費者の計量販売実態がなくなってきている商品（雑穀、鶏卵、鯨肉、石炭、ふとん綿、等）が削除された。

また、個々の特定商品については、旧計量法では具体的商品名（いか、たこ、えび、サラダ、小麦粉、等）を指定していたが、平成 5 年改正において多岐にわたる商品を整理分類するとともに、商品間のバランスを考慮し原則として包括的な名称（水産動物、調理食品、粉類、等）で指定したとされている。

特定物象量

特定物象量は、販売者や購入者が量目管理（確認等）を容易に行えるようにとの観点から、特定商品個々に定められている。具体的には、質量が基本とされているが、一部のものは体積（飲料、等）や面積（皮革）が指定（特定商品政令 2 条、別表 1、2 欄）されている。

量目公差

商品の特定物象量を計量する場合、計量の実態や商品の特性等から、計量の結果が常に真実の量となることは困難であり、その誤差は不可避的に生じるものである。量目公差は、その際の許容される誤差の量を定めたものである。

量目公差の内容は、計る量の一定比率でもって表すパーセントエラー方式を原則とし、商品の最頻取引量（100～500g 程度）を基本に取引量に応じて（取引量が大きい場合は小さく、取引量が小さい場合は大きく）、連続線になるように設定されている。

特定商品の公差区分は、商品特性や国際的動向も考慮した公差体系として、量目管理の容易性の差異によって 2 種類（特定商品政令 3 条、別表 2）のものが設定されている。

具体的な量目公差は、特定商品政令 3 条（別表 2）において、公差区分、特定物象量に応じて、表(1)（質量 2 パーセント系）、表(2)（質量 3 パーセント系）、表(3)（体積 2 パーセント系）により、特定商品ごとに「5g 以上 5kg 以下」等のように適用範囲を限定して定められている。（※「公差の上限（1kg～25kg）設定」は、平成 5 年改正の際に OIML や EC 指令等を参考に設定された。）

また、量目公差は、表示量が真実の量を超える場合（正味量が少ない場合）について適用される。これは、この制度が消費者利益の確保を主たる目的としていることから、正味量が過量の場合は規制を講じる積極的な意味合いが薄いことによる。（※「プラス側公差の撤廃」も平成 5 年改正による。）

法 12 条 1 項の政令で定める誤差は、表示量（当該特定商品の特定物象量として法定計量単位により示されたものをいう。以下同じ。）が当該特定商品の真実の特定物象量を超える場合（法 17 条 1 項の規定により経済産業大臣が指定した者が製造した同項の経済産業省令で定める型式に属する同項の特殊容器であって、法 63 条 1 項（法第 69 条 1 項において準用する場合を含む。）の表示が付されているものに、施行令 8 条 1 号～17 号までに掲げる商品を法 17 条 1 項の経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合以外の場合に限る。）について、次の各号に掲げる特定商品ごとに当該各号に定めるとおりとする。

1)　皮革以外の特定商品　表示量が 5 グラム又は 5 ミリリットル以上であり、かつ、特定商品ごと

に別表 1 の 4 欄に掲げる特定物象量以下である場合について、特定商品ごとに同表の 3 欄に掲げる別表第 2 の表(1)、表(2)又は表(3)において、これらの表の上欄に掲げる表示量の区分に応じて下欄に掲げる誤差

2) 皮革　表示量が 25 平方デシメートル以上である場合について、表示量の 2 パーセント（伸び率が大きい皮革として経済産業省令（特定商品省令[xiii]3 条）で定めるものにあっては 3 パーセント）

＜特定商品政令 3 条＞

柱書中第二括弧書は、特殊容器の表示（法 63 条 1 項）が付されているものに省令で定める高さまで満たして体積販売する場合を除く、という意味である。

1)は、皮革以外の量目公差は、5g 又は 5ml 以上であって、特定商品政令別表 1 の 4 欄の特定物象量以下の場合について、同表 3 欄（別表 2 の表(1)、表(2)又は表(3)）であることを規定している。

2)は、皮革の量目公差は、伸び率の大きい皮革（特定商品省令 3 条で定めるもの）は 3%、それ以外は 2%であることを規定している。

容器に特定物象量を表記すべき特定商品（容器商品）

政令（特定製品政令 4 条）で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、経済産業省令（特定商品省令 1 条 1 項）で定めるところにより、表記しなければならない。

＜法 12 条 2 項＞

この規定は、政令（特定商品政令 4 条）で定める商品（灯油）を容器に入れて販売するときは、その容器に特定物象量（体積）を省令（特定商品省令 1 条）に定めるところにより表記しなければならないということである。

① 法 12 条 2 項の規定による特定物象量を法定計量単位により表記する者は、次に定めるところにより表記しなければならない。

1) 特定物象量を表す数字及び文字を、当該特定商品を購入する者が見やすい箇所に見やすい大きさ及び色をもって表記すること。

2) 法定計量単位の記号を用いる場合には、法 7 条に規定する記号を用いること。

3) 特定物象量を表す数値が一万以上とならないような法定計量単位を用いること。

② ①の規定は、法 13 条 1 項に規定する者が同項の規定による表記をする場合に準用する。

＜特定商品省令 1 条＞

商品の内容量の明確性及び正確性は、密封されている商品については法 13 条により担保され、面前計量販売については法 12 条 1 項で担保される。しかし、「容器商品」については、容器に入れられその容器とともに販売されることが多い商品であるが、その容器での取引が密封状態で取引されない場合もある。この規定は、この場合の販売者に対して、当該容器に当該商品の特定物象量を表記させる旨を義務付けたものである。

この規制の対象となる商品は、密封状態ではないが専ら容器に入れられた状態で販売される商品が指定の対象となり、特定商品政令 4 条により「灯油」のみが定められている。

因みに、この条文については、文献によれば、昭和 41 年に液化石油ガス（LPG）の適正化のために設けられたとのことである。これは、LPG ボンベの内容量が消費者や購入者にとって確認困難であったため、正味量表記を義務付けたのがこの条文誕生の由来であるとされている。その後、LPG は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（通称「液石法」）が制定され、計量についても

[xiii] 「特定商品省令」：特定商品の販売に係る計量に関する省令（平成 5 年、通商産業省令 37 号）の略

厳しく規制されたことからこの条文の規定から外され、その代わりに灯油が指定されたとのことである。

なお、LPG 販売の方法については、現在、液石法施行規則 16 条（販売方法の基準）13 号により、体積販売することと定められている。（※即ち、メーター取引によることとなる。）

①の 2)は、計量単位の表記については、法 7 条の省令（単位則 2 条、別表 2～7）で定める記号（略字）を使用しなければならないことを規定している。

②は、密封商品（法 13 条 1 項）における表記方法についても①と同様であることを規定している。

> 法 12 条 1 項～2 項の規定は、法 13 条 1 項若しくは同 2 項又は法 14 条 1 項若しくは同 2 項の規定により表記された物象の状態の量については、適用しない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。
>
> ＜法 12 条 3 項＞

この規定の解釈は、「容器に入れた灯油」を販売する場合、密封及び非密封の双方の場合が想定されるため、密封されている場合は法 13 条又は 14 条が適用されるということである。

ただし書は、密封状態が解除されたときはその正味量が担保できなくなるため、再計量の必要があるという意味と解釈されている。

◆　密封した特定商品

商品量目制度における「特定商品の販売の事業を行う者」については、具体的にはメーカー、問屋、小売商などであるが、大別して面前計量販売の場合と事前計量販売の場合に分けられる。事前計量販売については、店頭においてあらかじめ別の事業者（メーカー等）によりパッケージされた商品を販売する場合など、複数の流通段階が存在することがあるため、誰が正確計量義務等を負うかを明確にする必要がある。そこで計量法では、特定商品をパッケージ（密封）する事業者に対して、当該商品の量目公差遵守義務等を負わせている。

> ①　政令（特定商品政令 5 条）で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。）をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令（特定商品省令 1 条 2 項）で定めるところによりこれを表記しなければならない。
>
> ②　①の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品をその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令（特定商品省令 1 条 2 項）で定めるところによらなければならない。
>
> ③　前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。
>
> ＜法 13 条＞

①は、一定の特定商品を（特定物象量に関して）密封して販売する際には、量目公差を超えないように計量しなければならないという義務、その商品に特定物象量の正味量を表記しなければならないという義務を課す規定である。この正味量表記義務が課せられる者は、当該商品を密封して販売する者であり、通常は密封商品の製造事業者であるが、小売り又は卸売りする者が自ら密封する場合は当人に表記義務が課せられる。（※この正味量表記義務規定は、昭和 49 年の消費者保護に係る法改正の際（旧計量法 75 条）に追加されたものである。なお、旧計量法では、政令で定める特定の商品である場合、法定計量単位による正味量を必ず表記しなければならないという、正味量強制表記制度であった。現在は、一定の特定商品を特定物象量に関し密封する際の表記義務として規定されている。）

「密封」とは、「商品を容器に入れ～以下略」（法 13 条 1 項括弧書）であり、一般的には缶詰め、瓶詰め等がこれに該当する。いわゆる「ラップ包装」の形態については、その包装状態が再現性のある場合は密封とは解されないため、多くの場合は計量販売に対する規制（法 12 条）に止まり、密封商品としての規制は受けないとされている。

この規制の対象となる商品は、消費者保護の観点から密封する場合に量目公差義務を課し正味量表記を行う必要性が高い商品であり、特定商品の中から政令（特定商品政令 5 条）指定される。（※一般的に正味量表記義務商品の対象は、当該商品の流通過程において生ずる内容量等（自然減量等）の変化が大きい商品等、量目公差を遵守することが困難な商品については対象とされないと考えられている。）

この規定による量目公差については、計量販売の場合（法 12 条 1 項）と同じであり、公差に差はない。（※旧計量法においては、面前計量商品と密封商品はそれぞれ別々に具体的名称で指定され、公差も同一ではなかった。「一律の公差体系の導入」は平成 5 年改正による。）

②については、①の対象商品ではなくても特定商品（特定商品政令 1 条）である場合、密封して特定物象量を法定計量単位により容器等に表記する際は①と同様の義務（省令による正味量表記義務等）が課されるということである。（※従って、①のような正味量表記義務は課されていないが、表記する場合においては①と同様の規定（表記方法も法 7 条の記号の使用が義務）が適用される。）

③は、表記される商品について、その責任の所在を明確にするため、表記する者の「氏名又は名称」及び「住所」の付記の義務を課すものである。（※因みに、旧計量法 77 条 2 項では、計量器使用事業場（現在の適正計量管理事業所）である場合、その氏名又は名称の代わりに当該事業場の計量士の氏名を付記してよいこととされていたが、平成 5 年改正により削除された。）

◆　輸入した特定商品（密封商品）の準用

① 法 13 条 1 項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

② ①の規定は、法 13 条 1 項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。

③ 法 13 条 3 項の規定は、前二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条 3 項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替えるものとする。

＜法 14 条＞

この規定は、輸入する密封商品（法 13 条）について、輸入の事業を行う者に対して、法 13 条と同様に当該特定物象量の表記義務を課すものである。

法 13 条 1 項の量目公差遵守義務は、密封商品を販売する者であって当該商品を密封する者に課せられる。従って、当該義務については、いくつかの流通段階の中で密封する者に対して当該義務が課せられるが、海外で密封された場合は法 13 条規定が適用できないため、この法 14 条規定を設けたものである。

◆　勧告等の行政措置

① 都道府県知事又は特定市町村の長は、法 12 条 1 項若しくは 2 項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、法 13 条 1 項若しくは 2 項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は法 14 条 1 項若しくは 2 項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する

者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

② 都道府県知事又は特定市町村の長は、①の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

③ 都道府県知事又は特定市町村の長は、法 12 条 1 項若しくは 2 項又は法 13 条 1 項若しくは 2 項の規定を遵守していないため 1 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 15 条＞

この規定は、量目公差遵守義務及び密封商品の表記義務について、知事又は特定市町村長の「勧告」、この勧告に従わなかったときの「公表」又は「命令」の行政措置を規定している。

①は、法 12 条～14 条までの規定を遵守していないため、当該商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認められるときは、必要な措置をとるべきことを「勧告」することができることを規定している。

②は、①の勧告に従わなかったときは、その旨を「公表」できることを規定している。

③は、①の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを「命令」できることを規定している。この命令に従わない場合は、罰則（法 173 条）が課せられる。

これらの規制は、「計量器の使用の制限」規定や「法定計量単位の使用」規定等においては直接罰則が課せられるのに対し、「勧告」「公表」「命令」という行政措置を罰則に前置させている。これは、正確計量の違反の場合、直ちに罰則を適用することが適当でない場合や違反の認定が困難なことが予想されるため、罰則よりも勧告等の行政的な是正措置によることが適当であることによるとされている。（※因みに、量目公差違反については、旧計量法では直罰規定となっていたが、平成 5 年改正において罰則の前に勧告等の行政措置が前置された。）

公表制度

公表は、一般的にはマスコミ（新聞、ラジオ、テレビ、等）に発表することとされ、法律に違反した企業名等を行政庁に公表させる趣旨の規定は様々な法律で規定されている。

公表規定は、従来の法の枠組みの中では、どちらかというと緩やかな実効性担保手段として位置づけられてきた。

例えば、非常に強い法規範における違反に対しては命令及び命令に従わない場合には罰則という仕組みが原則であるが、それほど強い法規範ではない場合、違反に対しては指導や勧告で対応し、勧告に従わない場合は公表制度を加えるケースである。

具体的には、「○○大臣は、事業者が△△の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」という形で、法律を守らない企業への社会的な制裁や取引等の安全の確保としての公表制度が一般的である。従って、公表は、命令という行政処分に対応する制裁ではなく、勧告という比較的緩やかな措置に対応する制裁として位置づけられてきたと言える。

4-3 計量器等の使用

4-3-1 計量器の使用の制限

適正な計量の実施の確保のためには、経済活動等に使用される計量器について、一定の計量器についてはその精度が確保されたものを使用することが求められる。このため計量法では、精度の確認等の規

制が必要な計量器を特定計量器とし、この特定計量器の検定制度を中心に規制措置を規定している。

この計量器の「使用の制限」規定は、取引又は証明における計量について課される一般通則的な規制であり、幅広い条文に関連し、計量法における規制体系の中心的な役割を担うものである。

次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令（施行令 5 条）で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（法 2 条 1 項 2 号に掲げる物象の状態の量であって政令（単位令 1 条）で定めるものの法 6 条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。法 18 条、法 19 条 1 項及び法 151 条 1 項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

1) 計量器でないもの

2) 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして法 72 条 1 項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、法 96 条 1 項（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

3) 法 72 条 2 項の政令で定める特定計量器で同条 1 項の検定証印又は法 96 条 1 項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

＜法 16 条 1 項＞

この法 16 条 1 項柱書の骨子は、「次の各号の一つに該当するものは、取引又は証明の法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。」ということである。

なお、この「使用の制限」規定では、誰が検定を受けるべきかについては明示していないが、検定を受けないと特定計量器を使用することができないため、法律の構成上通例として、特定計量器の使用者が検定を受けるものと解されている。

◆ 使用の制限の対象（限定列挙）

1) 計量器でないもの

計量器とは、「計量するための器具、機械又は装置」（法 2 条 4 項）をいい、単に「計量することができる器具、機械又は装置」（ビン、バケツ、等）などは含まれないとされる。（※旧計量法では、これらの計量法上の計量器に該当しないものを「類似計量器」と呼称していた。）

2) 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器（即ち、以下のものは取引又は証明に使用できる。）

イ 検定証印（法 72 条 1 項）が付されている特定計量器（検定対象のもの）

ロ 指定製造事業者（法 90 条）が製造した特定計量器であって、基準適合証印（法 96 条 1 項（法 101 条 3 項準用（指定外国製造事業者）を含む）の表示が付されているもの

3) 「有効期間のある特定計量器」（法 72 条 2 項）で検定証印又は基準適合証印（法 96 条 1 項）の表示（検定証印等）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

◆ 柱書中の「取引又は証明における法定計量単位による計量」の意味

柱書中の「取引又は証明における法定計量単位による計量（法 2 条 1 項 2 号に掲げる物象の状態の量であって政令（単位令 1 条）で定めるものの法 6 条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。法 18 条、法 19 条 1 項及び法 151 条 1 項において同じ。）」の意味は、「繊度、比重等の計量単位（省令単位）」（法 2 条 1 項 2 号の政令（単位令 1 条）で定めた 17 量の法 6 条の省令（単位則 1 条）で単位及び定義を定めたもの）については法定計量単位ではないが、法 16 条においては法定計量単位と見なす

ということである。

括弧書の「法 18 条、法 19 条 1 項及び法 151 条 1 項において同じ。」とは、法 18 条、法 19 条 1 項及び法 151 条 1 項においても、「取引又は証明における法定計量単位による計量」の用語が出てくるが、この場合も同様に「繊度、比重等の計量単位」を法定計量単位と見なすという意味である。

◆ 船舶による計量

柱書中の括弧書前半部分「船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶～中略～を除く。」の意味は、船舶は計量器ではないが取引又は証明上の計量に使用することを認めるということである。これは、船舶に積載した貨物において、海水の密度と水面の位置（喫水）から積荷の質量を算出する計量が行われることがあり、単価の比較的安い物の計量コストを節約する合理性があるためとされている。

◆ 使用の制限の特例に係る特定計量器（検定対象外）

柱書中の括弧書後半部分「政令で定める特定計量器を除く。」の意味は、特定計量器であっても「使用の制限の特例」となる特定計量器については、使用の制限規定を適用しないということである。

(1)適用除外の考え方

法 16 条 1 項の政令（施行令 5 条）で指定する「使用の制限」の適用除外の特定計量器については、検定の必要性・実効性の観点から次のとおりとされている。

a) 計量法又は他の法令に基づき適切に行われる検定等に合格したもの。（基準器、特定標準器、気象業務法の検定を受けた計量器等）

b) 計量器の性質や使用実態等から検定方法等に難点があり、現状では検定を行うことが困難なものであるが、製造事業者等の届出等により一応の精度担保が必要とされているもの。（マットスケール、ロードメーター、自重計、検定可能な一定の範囲の対象物以外のものを計る積算体積計（燃料油メーター、ガスメーター）、排水・排ガスに係る積算体積計・流速計・流量計）

(2)取引又は証明における使用の制限の適用除外（検定対象外）の特定計量器　（施行令 5 条）

a) 質量計（非自動はかり）

マットスケール・ロードメーター（載せ台の面積の小さいもの）　（施行令 5 条 1 号(1)(2)）

自重計　（施行令 5 条 2 号）

b) 燃料油メーター

粘度 0.1 パスカル秒超、又は温度が零下 20 度未満、若しくは 50 度超の燃料油の計量に用いるもの。（通常一般取引がなされないもの）　（施行令 5 条 3 号）

c) ガスメーター

特殊用途のガスの体積の計量に用いるもの。　（施行令 5 条 4 号）

d) 排水・排ガスの積算体積計、流速計、流量計　（施行令 5 条 5 号、6 号）

e) その他

基準器　（施行令 5 条 7 号）

基準器検査に用いる計量器　（施行令 5 条 8 号）

特定標準器　（施行令 5 条 9 号）

認定事業者が計量器の校正等に用いる特定二次標準器等　（施行令 5 条 10 号）

温度計のうち、気象業務法による検定等に合格したもの　（施行令 5 条 11 号）

4-3-2 変成器付電気計器、車両等装置用計量器

特定計量器には、その精度を公的に担保する制度として「検定」があるが、これらの特定計量器のうち「変成器付電気計器」「車両等装置用計量器」については、「検定」に加えて「変成器付電気計器検査」「装置検査」が必要となる。

◆ 変成器付電気計器

経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器（電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものとして法 74 条 2 項又は 3 項の合番号（以下この項において単に「合番号」という。）が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

<法 16 条 2 項>

変成器付電気計器とは、変成器（いわゆる変圧器、変流器）とともに使用される電気計器である。

変成器付電気計器は、変成器付電気計器検査に合格したものとして「合番号」が付された電気計器と「同一の合番号」が付された変成器とともに使用する場合を除いては、取引又は証明における計量に使用し、又は使用のために供するために所持してはならない。これは、電気計器を変成器とともに使用する場合、使用する変成器によってはその精度が変化する可能性があるため、当該制度を置いたものとされている。

変成器付電気計器検査の対象となる特定計量器については、施行令 6 条により、「最大需要電力計、電力量計、無効電力量計」が規定されている。

◆ 車両等装置用計量器

車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であって政令で定めるもの（以下「車両等装置用計量器」という。）は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査（以下「装置検査」という。）を受け、これに合格したものとして法 75 条 2 項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

＜法 16 条 3 項＞

車両等装置用計量器は、装置検査を受けこれに合格したものとして「装置検査証印」（有効期間を経過していないものに限る）が付されたものでなければ、取引又は証明における計量に使用し、又は使用のために供するために所持してはならない。

政令で定める特定計量器には、施行令 7 条により「タクシーメーター（都道府県知事が装置検査の申請を受理している旨を表す証票が付されたものを除く）」が規定されている。

タクシーメーターは、車両に装置して使用するが、その精度は車両に装置した状態で検査を行わなければ確認することができないものとされている。

4-3-3 特殊容器の使用

法定計量単位による取引においては、正確な計量器を用いて計量することが原則であるが、大量に流通する液状商品（牛乳、ビール、酒、等）について、詰め込みの迅速性等が要求されるものがある。このため、計量法上の措置として、規格化された特殊容器（ガラス製の容器）に液体商品を一定の高さま

で満たして体積により販売するものについては、当該容器を計量器に準ずる取り扱いとし、「使用の制限」（法 16 条）の規定を除外する制度を設けている。

① 経済産業大臣が指定した者が製造した経済産業省令（施行則 25 条）で定める型式に属する特殊容器（透明又は半透明の容器であって経済産業省令（施行則 26 条）で定めるものをいう。以下同じ。）であって、法 63 条 1 項（法 69 条 1 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の表示が付されているものに、政令（施行令 8 条）で定める商品を経済産業省令（施行則 27 条）で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、法 16 条 1 項（使用の制限）の規定は、適用しない。

② 法 63 条 1 項の表示が付された特殊容器に前項の経済産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条 2 項（法 69 条 1 項において準用する場合を含む。）の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

＜法 17 条＞

特殊容器は、あくまで容器であり、「計量するための器具、機械又は装置」ではないため、計量器でないものは取引又は証明における計量に使用してはならないという「使用の制限」（法 16 条 1 項 1 号）規定に抵触する。

①は、大臣が指定した者が製造した一定の型式に属する特殊容器（透明又は半透明の容器であって省令で定めるもの）については、一定の表示が付されているものに、政令で定める商品を一定の高さまで満たして、体積を示して販売する場合には、「使用の制限」規定の適用を除外したものである。

②は、政令（施行令 8 条）で定める商品を省令（施行則 27 条）で定める一定の高さまで満たしていないときは、その商品を販売してはならないことを規定している。

◆ 特殊容器の型式、材質及び商品

特殊容器は、「省令で定める型式に属する特殊容器（透明又は半透明の容器であって省令で定めるもの）」とされている。

「省令で定める型式」については、施行則 25 条（様式 12～53）により、42 種（ビール瓶、一升瓶、等）が定められている。材質については、施行則 26 条により「ガラス製の容器」とされている。ガラス製以外の材質（プラスチック等）については、流通段階において容量の水際がガス圧等により出荷当初より大幅に下がるケースがあるため、材質として不適当とされている。

また、「透明又は半透明の容器」については、透明又は半透明でなければビンの上げ底や水際の確認ができないため、とされている。

「政令で定める商品」については、施行令 8 条により 18 品目（しょうゆ、飲料水、液状の農薬、等）が定められ、商品についてそれぞれ使用される特殊容器の型式について省令（施行則 27 条、別表 3）で高さ（商品により高さが異なる）が決められている。

4-3-4 特定計量器の使用方法等の制限

特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない特定計量器であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。

＜法 18 条＞

特定計量器の中には、その本来の使用方法でなければ著しい誤差を生じるおそれがある場合がある。このため、特定の使用方法に従って使用しなければ必要とする精度が確保されない特定計量器であって

政令で定めるものについては、政令で定めるところにより使用しなければならない。

具体的な「政令で定める」特定計量器とそれに係る使用の方法については、施行令 9 条（別表 2）により規定されている。

1) 水道メーター、温水メーター及び積算熱量計
　取付姿勢が表記されているものにあってはその表記どおりの取付姿勢で使用し、取付姿勢が表記されていないものにあっては水平に取り付けて使用すること。
2) 燃料油メーター
　表記されている使用粘度及び使用温度の範囲内の粘度及び温度の表記されている種類の燃料油の体積の計量に使用すること。
3) ガスメーター
　表記されている使用最大圧力以下の圧力のガスの体積の計量に使用すること。
4) 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計
　変成器とともに使用する場合にあっては、その変成器に定格電圧を加え、又は定格電流を流すときに、その最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計及びその変成器に附属する器具において消費される電力がその変成器に表記されている使用負担の範囲内にあるように使用すること。
5) 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）
　経済産業省令（施行則 3 条）で定める方法による調整をして使用すること。

＜施行令 9 条、別表 2＞

（濃度計の使用方法）

施行令別表 2 の 5 号の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。

1) 施行令 2 条 17 号イからリまでに掲げる濃度計（大気濃度計）
　日本工業規格 K0055 の 4・2 に適合する方法であって、法 144 条 1 項（JCSS）の登録事業者（以下「登録事業者」という。）が特定標準器による校正等をされた標準物質又はこれに連鎖して段階的に標準物質の値付けをされたもの（以下「特定二次標準物質等」という。）による標準物質の値付けを行ったものを使用すること。
2) 施行令 2 条 17 号ヌ及びルに掲げる濃度計（ｐＨ計）
　日本工業規格 Z8802 の 7・2・2 に適合する方法であって、特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行ったものを使用すること。

＜施行則 3 条＞

◆　使用方法等の制限の趣旨

一般的にほとんどの計量器は、何らかの特定の使用方法、計量対象、計量範囲を有する。しかし、法的に使用方法を強要することについては、常識的な使用方法や他の制度（事業者規制、商品量目規制、等）によりある程度の正確計量が担保される場合は規制の必要性がなく、特段の理由がある場合について指定が可能となる。

この特段の理由については、計量に掛かる費用の観点や使用方法の周知徹底の不備等から、当該分野における適正な計量の確保が重要であるにも係わらず、不適切な使用方法等が広く容易に行われしまう恐れが強く、一旦こうした使用方法がなされると適切な方法への改善が非常に困難となるものであるとされている。

◆ **指定理由**

(1) 水道メーター、温水メーター及び積算熱量計（設置方法）

・建物への設置の際、スペースの節約、建物の見栄え、表示部の見易さの観点等、から適切でない取り付け姿勢で設置される可能性が高い。

・計量器の知識の不十分な事業者が一旦不適切な方法で計量器を設置（地中等への設置）すると、適切な方法への改善が困難となる。

・生活や産業の必需物資の供給という公益性の高い分野であり、正確な計量が特に求められる。

(2) 燃料油メーター、ガスメーター（計量範囲、対象物）

・それぞれの表記された種類又は粘度及び温度範囲で検定し検定証印等を付しているため、当該範囲で使用しなければ検定で精度を確保した意味が失われる。

(3) 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計（使用負担範囲）

・変成器は、本来電気計器用のトランスであるが他の用途に使用されることがある。それにより使用負担の範囲を超えると正確な計量ができなくなる。

(4) 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）（使用方法）

・計量器の特性から、使用に際して標準物質を用いて計量器の検査をしながら使用しなければ、正確な計量ができない。

・複雑な調整を行い使用するため使用者の負担が重く、低廉であるが精度の低い標準ガスを使用する可能性が高い。

・精度の低い標準ガスを使用したかどうかどうかが、他の者には分りにくい。

・濃度の環境計量は、正確な計量への社会的要請が特に強い。

５定期検査

５-１定期検査制度

５-１-１定期検査制度の歴史

江戸時代以前

計量器の検査制度は、行政による取締の手段として古くから行われてきた。江戸時代の頃には、枡や秤については幕府直轄の厳重な制度が確立していたと言われている。具体的には、「枡座」「秤座」「分銅座」の制度を定め、江戸町奉行所等の直轄の下で製造、修理、販売を独占的に行政が支配し、その使用中のものに対する取締検査など、全国的な統制を強力に実施していたと言われている。

明治時代以降

明治以降に営業用の使用中計量器の検査が行われたのは、明治９年とされている。当時の度量衡器の取締検査は、明治 8 年制定の度量衡取締条例に基づき、「旧器改め」という名のもとに行われ、対象機種は「ものさし」「ます（木製枡）」「はかり（棹秤、天びん、分銅）」であった。検査方法については、当時の検査規則では器差について公差という概念がなく、肉眼視定で原器と比較しほぼ合致していれば合格という粗い判定方法であったとされている。

自治取締行政

明治 24 年公布（明治 26 年施行）の度量衡法では、取引証明用の度量衡器に対して、一定期間ごとの一斉検定（現在の定期検査制度）の制度が定められた。この度量衡器の検定については、明治 36 年改正では甲種検定（大臣所管）と乙種検定（地方長官所管）に区分され、精度の高い一定のもの以外（乙種）は地方長官の権限によりその命を受けた官吏が執行に当っていた。この官吏には、臨検、捜査、差し押さえ及び不適正計量器の破棄など、強制処分執行権限が付与されていたとのことである。

また、各府県には、度量衡法に基づく施行令、施行規則により、常置度量衡検定所や特設度量衡検定所が設置され、度量衡器及び度量衡の取締は地方長官により実施された。地方長官の度量衡の取締については、明治 42 年改正には第一種取締（現在の定期検査）と第二種取締（第一種以外の立入検査等）に区分され、第一種取締は 2 年以内に少なくとも一回実施するよう訓令されていた。

この頃の定期検査は、地方長官が指定した度量衡器（計量器）も対象になるなど対象機種も増え、定められた検定公差や使用中の許容公差に基づき検査が行われた。一方、不合格器物の処置については、検定証印の除去又は度量衡器の破棄等ができることになっていて、没収や破棄等により使用できない状態で返品するなど、厳正な処分が行われていた。因みに、この破棄処分した度量衡器に「使用禁止」の赤紙を貼るようになったのは、大正時代頃からと言われている。

度量衡法は、その後の昭和 26 年までの約半世紀に亘る間、数度改正を経て施行された。

戦後の民主化と地方自治

度量衡法は、戦後の民主化された日本国憲法が昭和 22 年に制定されると、旧憲法下に制定された度量衡法を民主化に沿った計量法令として、計量法（昭和 26 年公布（昭和 27 年施行））と改められた。計量法と度量衡法の大きな違いは、それまで国の直轄事業として行われてきた地方の度量衡行政について、地方自治の本旨に基づく自治体の行政への転換を図ったことである。具体的には、地方計量行政に従事する職員の身分と経費は地方自治体の所管とし、業務については国の機関委任事務とし通商産業省の指揮下に置かれることとなり、各地方庁は地方自治法により都道府県計量検定所及び特定市計量検査

所と改称されていった。

計量取締については、第一種が「定期検査」に第二種が「立入検査」の名称に改められ、定期検査の周期は「市域 2 年と郡部 3 年」から「市域 1 年とその他 3 年」に改められた。定期検査対象については、従来は地方長官の指定であったものを法で規定し、皮革面積計や繊度計など様々な計量器が対象となったが、その後は徐々に対象機種が法改正により削減されていった。

また、不合格器物の処置についても、器物を壊すことはなく、検定証印に消印を付し「使用禁止」の赤紙を貼って返すこととなった。この他、民間の自主的な検査体制を推進するため、計量器使用事業場（現在の適正計量管理事業所）制度や計量証明事業者制度などが設けられ、定期検査に代わる検査として計量士による代検査制度（昭和 33 年改正）も設けられた。因みに、定期検査が有料となり手数料徴収ができるようになったのは、昭和 41 年改正（昭和 42 年施行）以降である。

その後の計量法は、社会的な民主化が進展していく中で、従来の強制的な規制が緩和され徐々に規範的規制へと移っていき、平成 12 年の地方分権化により機関委任事務も廃止された。

5-1-2 定期検査制度とは

定期検査制度とは、使用段階にある特定計量器の精度や性能を一定の水準以上に維持し、適正な計量の実施を確保するための制度である。

特定計量器の正確性を公的に担保する制度としては、検定制度がある。しかし、特定計量器の中には、検定に合格したものであっても、使用している間にその構造、使用条件、使用状況等から、その性能及び器差に変化が生ずるおそれがあり、性能及び器差について定期的に検査を行うことが適当なものがある。そこで、これらのうち政令で定める特定計量器については、取引又は証明における計量に使用する者に対して、都道府県知事又は特定市町村の長が行う「定期検査」を受けることを義務付けている。

なお、定期検査は、使用中の特定計量器の精度や性能を確認するための検査であり、当該特定計量器の正確性を公的に担保するというものではなく、当該特定計量器の次回検査までの精度や性能を保証するというものでもない。

> 特定計量器（法 16 条 1 項又は法 72 条 2 項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令（施行令 10 条 1 項）で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあっては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。
>
> 1) 法 107 条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器
> 2) 法 127 条 1 項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
> 3) 法 24 条 1 項の定期検査済証印、検定証印等又は 119 条 1 項の計量証明検査済証印であって、法 21 条 2 項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあっては、法 72 条 3 項又は法 96 条 3 項の規定により表示されたものに限る。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令（施行令 10 条 2 項）で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）
>
> ＜法 19 条 1 項＞

定期検査の対象となる特定計量器については、政令（施行令 10 条 1 項）で定められている。

（定期検査の対象となる特定計量器）
法 19 条 1 項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。
1) 非自動はかり（施行令 5 条 1 号又は 2 号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり
2) 皮革面積計

＜施行令 10 条 1 項＞

1)の括弧書は、「載台の面積の小さい非自動はかり（施行令 5 条 1 号）又は自重計（施行令 5 条 2 号）を除く」であり、検定対象外の非自動はかりを意味する。

「自動はかり」と「非自動はかり」

「自動はかり」とは、一般的に自動的（動的状態）に計量できるものであり、具体的にはオートパッカーやホッパースケールやコンベアースケールなどがこれに該当する。

「自動はかり」と「非自動はかり」の定義については、政省令の中には明記されていないが、旧通達（6 機局 290 号）において、「非自動はかりとは、物体の質量をその物体に作用する重力を利用して計る計量器であって、計量値を得るまでの過程において、静止状態で行うものをいう」とされていた。しかし、実際には、静止計量とも移動計量とも解釈できるものもあり、判定が微妙で個々の「はかり」について疑義がある場合、経済産業省（計量行政室）に照会することとなっている。

「包装機・値付機付はかり」（いわゆる「自動包装値付機」）については、平成 6 年以前は「自動はかり」として検定対象外であったが、旧通達（6 機局 20 号）により、一部（計量･包装速度が 50 個毎分程度以下）を静止計量と見て「特定計量器（非自動はかり）」とし、それ以外のもの（高速型）は引き続き規制対象外（自動はかり）とされた。

「おもり」

「おもり」は、「定量おもり」及び「定量増しおもり」が特定計量器として規制対象範囲であるが、「不定量おもり」及び「不定量増しおもり」については、平成 5 年改正により規制対象から除かれている。これについては、「不定量おもり」及び「不定量増しおもり」は非自動はかりの構成部品と位置づけられ、技術基準は定められているが特定計量器としては見なされないこととなっている。

５-１-３ 定期検査の対象

定期検査の対象となる特定計量器は、政令（施行令 10 条 1 項）により「質量計（検定の対象となる非自動はかり、分銅・おもり）」「皮革面積計」とされているが、以下のものについては検査を行わない。

◆ 検査の対象外となるもの（法 19 条 1 項柱書）

1) 検定の対象とならないもの（法 16 条 1 項の政令（施行令 5 条）で定める特定計量器）
（これは、定期検査が検定を受けた計量器を前提とした制度であることを意味する。）
2) 検定の有効期間のあるもの（法 72 条 2 項の政令（施行令 18 条、別表 3）で定める特定計量器）
（※有効期間のある計量器（法 72 条 2 項の政令で定めるもの）については、統計的に有効期間中は精度や性能を保証することができるという前提があるため、定期検査から除外されている。）

◆ 検査を受ける必要がないもの（法 19 条 1 項 1 号及び 2 号）

1) 計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器（法 19 条 1 項 1 号）
（これは、法 116 条に基づいて計量証明検査が行われるため、二重規制を避けるためである。）
2) 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定を受けた事業所で使用する特定計量器（法 19 条 1

項 2 号）

（※なお、指定を受けた者は、定期検査を受けなくてもよいが、その代わり、定期検査の検査周期の間に 1 回、特定計量器ごとに定められた計量士に、指定を受けた事業所において使用する定期検査の対象となる特定計量器が、検査の合格条件に適合するかどうかを検査させなければならない。）

> 法 127 条 1 項の指定を受けた者は、法 21 条 1 項の政令で定める期間に一回、法 128 条 1 号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が法 23 条 1 項に適合するかどうかを同条 2 項及び 3 項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。
>
> ＜法 19 条 2 項＞

◆ 検査を免除するもの（法 19 条 1 項 3 号）

定期検査を免除するものについては、その特定計量器に付された定期検査証印、検定証印、計量証明検査証印に表示された年月（検定等を行った年月）の翌月 1 日から定期検査の実施期日（公示）までの期間が、「特定計量器ごとに政令で定める期間」を経過していないものとなっている。

「特定計量器ごとに政令で定める期間」については、質量計（非自動はかり、分銅・おもり）は「1 年」、皮革面積計は「6 月」（定期検査周期の概ね 2 分の 1）とされている。（施行令 10 条 2 項）

なお、質量計のうち見込み生産を行う中小型のものについては、検定を受け出荷・販売を行う場合に流通期間等を勘案する必要があることから、当分の間、一定のもの（令附則 4 条 5 条省令[xiv]3 条）については、政令で定める期間は「3 年」（ただし、これらの質量計が取引又は証明に供されている場合に、3 年の期限前に定期検査が行われた場合はその実施の期日までで免除期間は終了するとされているため、免除される定期検査は 1 回に限られる）とされている。（施行令附則 5 条 1 項）

因みに、旧計量法においては、検定証印について「定期検査を一定期間免除する」旨の規定がなく、検定直後のものも定期検査を受ける必要があった。平成 5 年改正以降は、ユーザーの利益保護の観点も踏まえ、定期検査を一定期間免除することとされた。

5-1-4 定期検査の実施

◆ 検査の実施時期等

> 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。
>
> ＜法 21 条 1 項＞

定期検査の実施時期は、1 年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。政令で定める期間については、施行令 11 条により、質量計（検定の対象となる非自動はかり、分銅・おもり）は「2 年」、皮革面積計は「1 年」となっている。

> 法 21 条 1 項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあっては二年とし、皮革面積計にあっては一年とする。
>
> ＜施行令 11 条＞

質量計の検査周期については、旧計量法では市部「1 年」郡部「3 年」とされていたが、平成 5 年改正の際に質量計の性能の向上等により 2 年に統一したとされている。

◆ 定期検査の公示

> 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実

[xiv]「令附則 4 条 5 条省令」：計量法施行令附則 4 条、5 条及び別表 4 の規定に基づく質量計に係る経過措置に関する省令（平成 5 年、通商産業省令 67 号）の略

施の期日及び場所並びに前条1項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあっては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

＜法21条2項＞

定期検査の実施期日等については、実施期日の一ヶ月前までに「定期検査を行う区域」「対象となる特定計量器」「実施期日」「場所」「指定定期検査機関に行わせる場合にはその名称」を公示しなければならない。

◆　定期検査の実施場所

定期検査の実施の場所は、次のいずれかに該当する場合は、その特定計量器の所在の場所とする。

1)　特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
2)　特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
3)　特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
4)　特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
5)　特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

＜検則39条1項＞

定期検査の実施場所については、計量器が実際に使われている場所で行うのが最も適切であり、かつ使用者にも便利である。しかし、計量器が使用されている場所で検査を行うことは、検査用具を持って巡回しなければならず、検査実施効率上の観点からも問題が大きい。このため、定期検査の実施場所は、計量器の所在の場所とする場合（巡回検査方式）と、定期検査主体が指定した場所とする場合（集合検査方式）の二通りがある。

この規定は、1)～4)に該当するときは計量器の所在場所での検査とし、5)の場合は定期検査主体（都道府県知事等）の判断によることとなっている。この場合、所在場所で定期検査を受ける者に対しては、指定場所まで受検計量器を搬入する他の受検者との衡平を考慮し、定期検査主体はその検査に要する旅費及び検査設備の運搬に要する経費を請求することができるとされている。（※旅費等の請求規定は、旧検則42条で規定されていたが、平成12年の地方分権化による改正において削除され、各自治体の条例等の規定に委ねられている。）

定期検査申請書の提出等

検則39条1項1号から4号までのいずれかに該当する場合は、様式13による申請書を定期検査を行う都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

＜検則39条2項＞

定期検査の申請書の提出については、検則39条1項の1号～4号のいずれかに該当する場合は、所在場所定期検査申請書(様式13)を都道府県知事又は特定市町村の長に提出することと規定されている。（※平成12年改正以前は、所在場所で実施するときの検査期日の5日前までに申請者への通知（検則39条3項)、所在場所定期検査を実施するか否かの判断や申請書受理や申請者への通知を指定定期検査機関に行わせることができる（検則39条4項）規定があったが、地方分権化により各自治体の裁量に委ねられた（検則39条3項、4項削除)。）

なお、検則39条1項5号の場合及び集合検査方式による定期検査の「申請」の取扱いについては、

都道府県知事等への検査を受ける特定計量器の提出をもって「申請」とみなす（検則 73 条 2 項）こととされている。（※旧通達（5 機局 571 号「定期検査実施要領」）では、「申請した者とは、手数料を支払った者とする。」とされていた。）

◆　**手数料の徴収**

定期検査手数料の徴収については、以前は法 158 条 1 項において、「次に掲げる者（法 158 条 1 項 1 号「定期検査を受けようとする者」）は、実費を勘案して政令（手数料令[xv]1 条、別表 1）で定める額の手数料を納付しなければならない。」と規定され、全国一律の手数料額となっていた。現在では、平成 12 年の地方分権改正により、定期検査手数料は定期検査実施主体（都道府県、特定市）の裁量に委ねられ、各自治体の条例等により規定された額が徴収されている。

◆　**実施期日に検査を受けることができない者**

> 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。
>
> ＜法 21 条 3 項＞

定期検査対象計量器を取引又は証明に使用する者は、定期検査の受検が義務付けられ、その受検の時期は検査主体（知事、特定市町村長）が指定した期日に受けなければならない。しかし、疾病、旅行その他やむをえない事由により実施期日に定期検査を受けることができない者は、あらかじめその旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出（検則 40 条、様式 12）なければならず、その場合は届出があった日から 1 月を超えない範囲内で都道府県知事等が指定する期日・場所で検査を受けなければならない。これは、定期検査の実施期日に検査を受検できない場合の救済措置として、設けられている規定である。

5-1-5 事前調査

> 都道府県知事が定期検査の実施について法 21 条 2 項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令（検則 37 条、様式 12）で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
>
> ＜法 22 条＞

これは、都道府県知事が行う定期検査について、区市町村の長は区域内の定期検査対象の計量器の種類・数等を調査し、定期検査の期日の初日から起算して 10 日前までに報告しなければならないことを規定している。

> 法 22 条の規定による報告は、様式 12 により定期検査の期日の初日から起算して 10 日前までに行わなければならない
>
> ＜検則 37 条＞

5-1-6 定期検査の合格条件

> ①　定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
>
> 1)　検定証印等が付されていること。

[xv] 「手数料令」：計量法関係手数料令（平成 5 年、政令 340 号）の略

2)　その性能が経済産業省令（検則 44 条）で定める技術上の基準に適合すること。
3)　その器差が経済産業省令（検則 45 条）で定める使用公差を超えないこと。
②　①2)に適合するかどうかは、経済産業省令（検則 46 条）で定める方法により定めるものとする。
③　①3)に適合するかどうかは、経済産業省令（検則 47 条）で定める方法により、法 102 条 1 項の基準器検査に合格した計量器(法 71 条 3 項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

＜法 23 条＞

定期検査の合格条件は、1)検定証印等（検定証印又は基準適合証印）が付されていること、2)性能が検則 44 条に定める「技術上の基準」に適合すること、3)器差が検則 45 条で定める「使用公差」を超えないことである。

なお、検則 43 条「表記等」については、定期検査の合格条件ではないが、指導事項として遵守するよう指導することとされている。（※検則 43 条「表記等」は、検定の場合は合格条件となる。）

「器差」と「公差」

「器差」とは、「計量器の固有の誤差であって、計量器の指示する量と真実の量との差をいう」とされている。

「真実の量」とは、「基準器（器差のある基準器にあっては器差の補正を行った後の値）が表す、又は標準物質に付された物象の量の値」とされている。

「公差」とは、「法律で許容する器差範囲をいう」とされ、「検定公差」と「使用公差」がある。

「検定公差」は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっては器差の絶対値に適用する。（検則 16 条）

◆　性能に係る技術上の基準（法 23 条 1 項 2 号）

（性能に係る技術上の基準）

法 23 条 1 項 2 号の経済産業省令で定める技術上の基準は、検則 11 条から 15 条までの規定を準用するほか、検則 3 章及び 5 章に定めるところによる。この場合において、検則 13 条 2 項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、「目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量)」とあるのは「目量の 2 倍（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量の 2 倍)」と読み替えるものとする。

＜検則 44 条＞

定期検査における「性能に係る技術上の基準」は、検定（構造）における「検出部と構造上一体となった表示機構」（検則 11 条)、「分離することができる表示機構」（検則 12 条)、「複数の表示機構」（検則 13 条)、「複合特定計量器」（検則 14 条)、「封印等」（検則 15 条）の規定を準用するほか、検則 3 章（質量計）及び 5 章（皮革面積計）に定めるところによる。この場合においては、「検定公差」は「使用公差」と、「目量」は「目量の 2 倍」と読み替えるものとしている。

（性能に関する検査の方法）

法 23 条 2 項の経済産業省令で定める方法は、検則 17 条 2 項並びに検則 3 章及び 5 章に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

＜検則 46 条＞

性能に関する検査の方法は、概ね「構造検定の方法」（検則 17 条 2 項）の場合が準用される。

検定において必要があると認めるときは、特定計量器を分解して、又は当該特定計量器に使用されている部品若しくは材料と同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて、

検定をすることができる。

＜検則 17 条 2 項＞

定期検査において必要と認める場合は、検定の場合と同様に部品等の提出を求めることができる。

目量、目量の数、多目量はかり

「目量」とは、「隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差」（施行令 2 条 2 号）をいう。

「目量の数」は、「ひょう量を目量又は感量で除した値（多目量はかりにあっては、部分計量範囲の最大能力を当該部分計量の目量で除した値）」（旧検則 120 条）とされている。（※「目量の数」＝「ひょう量」÷「目量」）

「多目量はかり」とは、「0 からひょう量までの質量の範囲が、異なる目量を有するそれぞれの部分計量範囲に分割された非自動はかり」（旧検則 128 条）とされている。

「部分計量範囲」は、「目量が同一の連続した目盛標識の集合」（旧検則 128 条）とされている。

計量値、目盛標識、感量

「計量値」とは、「計量器の表示する物象の状態の量」をいう。

「目盛標識」とは、「計量値又はそれに関連する値を表示するための数字又は点、線その他の記号」をいう。（※「目盛標識の数」＝「ひょう量」÷「目量」＋1 又は 0）

「感量」とは、「質量計が反応することができる最小の質量」とされている。（※「感じ」は、「感量を負荷したときに生じる変位量」をいう。）

アナログ指示機構

「アナログ指示機構」とは、「計量値を連続的に示す目盛標識の集合をいう」とされている。

「目幅」と「目盛間隔」は、「アナログ指示機構」の場合の用語として、「目幅」とは「二つの隣接する目盛標識の中心間の長さ」をいい、「目盛間隔」とは「二つの隣接する目盛標識の長さ」をいう。

補助目量、最小測定量

「補助目量」と「最小測定量」は、平成 12 年 8 月以降の新基準の質量計で用いられるようになった用語である。

「補助目量」とは、「目量よりも小さい単位で表される値」（1 級及び 2 級はかりのみに使用される用語。）とされている。

「最小測定量」は、「そのはかりで正確に計量することができる最小の質量」とされている。

個々に定める性能（法 71 条 2 項）

検定の合格条件は、①「構造が技術基準に適合する」こと及び②「器差が検定公差を超えない」ことの二つであるが、型式承認を受けた特定計量器は①の構造基準のうち「性能に関するもので適合するかどうかを個々に定める必要があるもの」以外は適合するとみなされる。

定期検査においても、型式承認表示が付されている場合、検則（質量計は 202 条）で「個々に定める性能」とされている事項を除き適合すると見なされるため、定期検査では器差と「個々に定める性能」だけが検査される。具体的な「個々に定める性能」については、非自動はかりの場合、「感じ」「同一質量の繰り返し」「偏置誤差」「風袋引き装置」「零点設定装置」等となっている。（※「風袋引き装置」及び「零点設定装置」については、平成 12 年 8 月以降の新基準はかりにより追加された項目である。）

使用中検査の技術上の基準（「構造」と「性能」の概念整理）

検定の合格条件の場合は、「構造が技術基準に適合すること」（法 71 条 1 項 1 号）とされている。一方、使用中検査（定期検査、計量証明検査、立入検査、簡易修理の場合）については、「構造」ではなく「性能」という言葉を使用して、「表記等」を使用中検査の合格条件から除いている。

これについては、平成 5 年改正以前の旧計量法においては全て「構造」という言葉が使用されていたが、使用中検査については検定証印を確認し器差を検査すれば基本的に合格とすべきであるとの考え方から、平成 5 年法改正において、構造重視から性能重視の基準（性能規定化）へ改められたものである。

概念整理としては、検定の合格条件で規定される「構造」は「広義の構造」とされ、使用中検査の合格条件の「性能」は「狭義の構造」を含む性能と解される。

「狭義の構造」については、目盛、機構等の「性能」という言葉を広く解釈しないと含まれないものまで含まれるが、使用中検査の合格条件として準用する必要に対応できるよう、「性能」項目の中で規定されている。

◆　器差検査（法 23 条 1 項 3 号）

（使用公差）

法 23 条 1 項 3 号の経済産業省令で定める使用公差は、検則 16 条 1 項の規定を準用するほか、3 章及び 5 章に定めるところによる。

＜検則 45 条＞

定期検査における使用公差は、検定公差の場合を準用する。

（器差及び検定公差）

特定計量器の器差は、計量値から真実の値（基準器が表す、又は標準物質に付された物象の状態の量の値（器差のある基準器にあっては、器差の補正を行った後の値）をいう。ただし、積算熱量計にあっては検則 648 条に規定する方法により算出する値をいう。以下同じ。）を減じた値又は、その真実の値に対する割合をいうものとし、検定公差は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっては器差の絶対値に適用するものとする。

＜検則 16 条 1 項＞

器差検査の方法についても、検定の場合が準用される。

（器差検査の方法）

法 23 条 3 項の経済産業省令で定める方法は、基準器を用いて行う 3 章及び 5 章に定める器差検査の方法とする。

＜検則 47 条＞

◆　「新基準はかり」と「旧基準はかり」

現在の定期検査対象の「はかり」については、いくつかの異なる技術基準により製造された「はかり」が混在している状態となっている。

具体的には、平成 5 年改正以前の技術基準による「旧法はかり」（昭和 41 年省令 81 号）、平成 12 年 8 月改正以前の「旧基準はかり」（平成 5 年省令 70 号）、平成 12 年 8 月改正以降の「新基準はかり」（平成 12 年省令 147 号）、平成 17 年 7 月改正（検則 JIS 引用）以降の「新 JIS はかり」（平成 17 年省令 41 号）となっている。

旧基準はかり

「旧基準はかり」については、平成 5 年改正の際に「非自動はかりの EC 指令」を参考に作成された

技術基準により製作されたものである。この技術基準は、①OIML76 との整合、②原理、構造によらない性能重視の規定（性能規定化）、③技術進歩への柔軟な対応などを主要な観点とし見直されたものであり、平成 12 年 8 月以降の新基準に対して「旧基準」と呼ばれている。

「旧基準はかり」では、OIML に準じて目量等（目量又は感量）と目量の数（精度）によって、「H 級、M 級、O 級」の 3 等級分類が採用された。

検定公差については、旧法ではひょう量の 1/2（0.5e）又は 1/4（1e）を区切りとしていたのに対して、旧基準では OIML に準じて等級ごとに目量等の数（n）を区切りとして、目量等（e）の 0.5 倍、1 倍、1.5 倍の 3 公差（目量の数 10,000 を超えるものは 0.01%）が定められた。

この他には、使用地域の区域について、旧法で「ばね式はかり」に限って重力補正を行い使用地域区分の表記（精度 1/2,500 以下（電気抵抗線式は 1/6,000 以下）に制限）がされていたが、旧基準では全ての電気式はかりがその対象となる、などが改正された。

新基準はかり

「新基準はかり」では、OIML では目量等 1mg 以上を対象とし目量の数 50,000 を超えるものに 1 級の等級を与えていることから、精度等級を 4 等級（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）分類に改め OIML との整合化が図られた。（※旧基準の H、M 級を新基準の 1、2、3 級に分割し、新基準の 4 級と旧基準の O 級は同じ。）

検定検査については、「零点設定機構の精度」及び「風袋引き機構」の検査項目が追加され、「使用範囲」が「最小測定量」に改められ、「目量等」について「補助目量（拡張目量）」の用語が追加され、検定公差は目量等（e）の 0.5 倍、1 倍、1.5 倍の 3 公差となった。

この他では、重力加速度の表記について、「使用区分の表記」から「重力加速度の大きさの範囲」の表記（3 級（目量の数が 6,000 以下に限る）又は 4 級のばね式指示はかり及び電気式はかり（自己補正機構付きを除く））に改められた。

なお、旧基準はかりの製造等については、経過措置（検則附則 2 条～4 条）により、型式承認表示のある「ばね式」以外の非自動はかりについては平成 22 年 8 月 31 日まで製造可、型式承認表示のある「ばね式」については当分の間製造可、検定公差等の適用は当分の間従前の例による、検定方法等に係る特例についても当分の間従前の例によるとされている。

新JISはかり

「新 JIS はかり」は、「非自動はかり」の技術基準である検則に JIS を引用する平成 17 年 7 月改正により改められた基準である。

具体的には、精度等級の一部追加（4*級）、「補助表示機構（拡張表示機構）」を実目量（d）に統一などの改正が行われている。（※4*級は、平成 21 年 3 月、JIS 改正により削除され 4 級となっている。）

なお、精度等級の追加については、平成 12 年 8 月改正において特定計量器から外れた機械式はかり（目量 1g、2g）の救済処置であり、国際整合だけでなく、国内による伝統的技術で製造され今後も製造、使用される機械式はかりを考慮したとされている。

今後の課題

これらの技術基準の改正については、国際規格等との整合化を図ってきたものであるが、計量法上の規制対象範囲も同時に拡大されてきた。

具体的には、旧計量法では目量の数が 10,000 までのものしか対象ではなかったが、旧基準では目量の数が 20,000 までに拡大し、新基準では目量の数に上限はなく目量 10mg 未満のものも補助目量等の扱いとなるなど、検定検査対象の「はかり」は拡大の一途を辿っている。

しかし、定期検査の現場では、実質的に検査が困難な「1 級はかり」なども出現している状況であり、平成 5 年改正の際においても、目量の数が 10,000 を超える高精度な「はかり」を行政が検査することに疑問の指摘がされていた。

課題としては、こうした定期検査の対象にすべきかどうかといった議論が十分なされないまま国際整合化を進めてきたことにより、対象計量器が大幅に拡大され検査技術も追いつかない状況下であることから、今後の検定検査のあるべき姿をどう構築していくべきかといった検討が必要と思われる。

◆　「大型はかり」の使用中検査

地中台はかり

「大型はかり」とは、計量法上の定義はないが、倉庫掛や車両掛（貨車掛）など大きな重量を計る「はかり」であり、一般的に「ひょう量」が 1t～2t 以上の大型の「はかり」のことをいい、通称トラックスケールと呼ばれている。

大型はかりの構造は、大きな重量物の載せ降ろしをし易くするため、通常は台の上面を地面と一致させる地中「台はかり」の構造となっている。「地中台はかり」は、機械式のものは基本的には小型台はかりと同じ構造であり、セクション（荷重を直接支える「てこ」の一対の支点を含む鉛直面）の数が 3～6 個のものもある。（※大型はかりの場合の偏置誤差検査は、セクション検査ともいう。）

また、大型はかりの使用中検査については、大型分銅（500kg、1t、等）やクレーンを装備した「検査車」を使用するなど、通常の商業用はかりの検査の場合とは異なる特殊な状況があるため、検査方法においていくつかの特例が認められている。

具体的には、多数の大型分銅を用意することが困難であることから、旧計量法の時代から「仮分銅」等の使用が認められてきたこと、最大検査荷重については「法定ひょう量」（ひょう量 10t 未満のものはひょう量 3/4、ひょう量 10t 以上のものはひょう量 3/5）での検査とされていることなど、である。

法定ひょう量

（準用）

検則 204 条から 206 条まで及び検則 208 条から 210 条までの規定は、質量計についての器差検査の方法に準用する。この場合において、検則 204 条、205 条、209 条及び 210 条中「検定公差」とあるのは「使用公差」と、204 条、205 条及び 208 条から 210 条までの規定中「器差検定」とあるのは「器差検査」と、204 条 1 項及び 6 項中「5」とあるのは「3」と、同条 1 項中「ひょう量」とあるのは「ひょう量（ひょう量が 1 トンを超え 10 トン未満の非自動はかりにあってはひょう量の 4 分の 3（ひょう量の 4 分の 3 が 1 トン未満であるときは 1 トン）、ひょう量が 10 トン以上のものにあってはひょう量の 5 分の 3（ひょう量の 5 分の 3 が 8 トン未満であるときは 8 トン））」と、同条 2 項中「基準分銅」とあるのは「基準分銅又は経済産業大臣が別に定める非自動はかりの部分にあっては、基準分銅及び経済産業大臣が別に定める方法により基準器を用いて校正を行ったもの」と読み替えるものとする。

＜検則 214 条＞

前段は、非自動はかりの器差検査について、器差検定（検則 204 条～206 条、208 条～210 条）を準用することを規定している。

後段は、「検定公差」は「使用公差」に読み替え、「器差検定」は「器差検査」と読み替え、「5 以上の検査質量」（204 条 1 項、6 項）は「3 以上の検査質量」に読み替え、「ひょう量」（204 条 1 項）は「ひょう量（1t 超 10t 未満はひょう量 3/4（ひょう量 3/4 が 1t 未満の場合は 1t）、ひょう量 10t 以上はひょう量 3/5（ひょう量 3/5 が 8t 未満の場合は 8t））」と読み替え、「基準分銅」（204 条 2 項）は「基準分銅

又は経済産業大臣が別に定める非自動はかりの部分にあっては、基準分銅及び経済産業大臣が別に定める方法により基準器を用いて校正を行ったもの」（実用基準分銅）と読み替えることを規定している。

読み替えられる「ひょう量」については、通称「法定ひょう量」と呼ばれている。

なお、検則 204 条 2 項の「基準分銅」については、「特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について」（平成 12 年 12 月 28 日）通商産業省告示 940 号（以下、「告示 940 号」という。）により、読み替えられる。

車両等による器差検査の特例

大型はかりの使用中検査においては、検則 214 条の「大臣が別に定める方法」（告示 940 号）により、車両等を器差検査に使用することが特例として認められている。

（車両等の器差検査の特例）

① 検則 214 条に規定する経済産業大臣が別に定める非自動はかりの部分は、載せ台を有する非自動はかりであって、ひょう量が 2t を超え、20t 以下のものについてはひょう量の 1/4（ひょう量の 1/4 が 2t 未満であるときは 2t）を超える部分、ひょう量が 20t を超えるものについては 5t を超える部分とする。

② 検則 214 条に規定する経済産業大臣が別に定める方法は、基準分銅、検則附則 2 条の規定による廃止前の計量器検定検査規則（昭和 42 年通商産業省令 81 号。以下「旧規則」という。）417 条 1 項に規定する補助分銅又は実用基準分銅及び検査を行う非自動はかりを用いて行う旧規則 417 条 4 項に規定する調整方法であって、次の各号に掲げる検査に応じ、それぞれ当該各号に定める者に、その実施に係る具体的細則を通知し、その内容にいて承認を得たものとする。

＜告示 940 号 4 条＞

①は、車両等を器差検査に使用できる場合について、ひょう量が 2t を超え 20t 以下のものについてはひょう量の 1/4（ひょう量の 1/4 が 2t 未満であるときは 2t）を超える部分、ひょう量が 20t を超えるものについては 5t を超える部分、であることを規定している。

②は、大型はかりの器差検査に使用する車両等について、旧計量法検則 417 条 4 項に規定する調整方法により「車両等の校正方法」（具体的規定）を作成し、該当する機関等の承認を受けなければならないことを規定している。

車両等が特定されている場合の「車両等の校正方法」の具体的内容については、車両等の仕様の詳細及び使用規定（「目量〇〇kg のはかりの検査には使用不可」等）を記述し、検査中に車両等の質量変化が生ずる場合（ユニック等の使用による燃料消費）は燃料消費量の算出方法及び当該検査の適用可否（「使用公差の 3 分の 1 以内」等）を規定することとされている。

また、車両等が特定されていない場合の「車両等の校正方法」の内容については、その使用規定（みなし真値の決定、検査の適用範囲、分銅との置換後は質量変化を生じさせないための措置、等）を記述し、その記録方法及び使用した車両検査証（写）の保管などを規定することとされている。

5-1-7 定期検査証印等

① 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令（検則 48 条）で定めるところにより、定期検査済証印を付する。

② ①の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

＜法 24 条 1 項、2 項＞

① 法 24 条 1 項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又

ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

1)　定期検査済証印の形状は、次の様式 1 又は様式 2 のとおりとする。この場合において様式 1 中の円内の数字及び様式 2 中の左側の数字は定期検査を行った年の最下位の数字を表すものとし、様式 1 中の円外の右下の数字及び様式 2 中の右側の数字は月を表すものとする。

様式 1

様式 2

2)　定期検査済証印の大きさは、直径 1.8mm 以上とする。

②　定期検査済証印は、特定計量器の見やすい箇所に付するものとする。

③　前二項の規定にかかわらず、分銅、おもり、極小棒はかりその他の定期検査済証印又は名称を付することが著しく困難な形状を有する特定計量器については、経済産業大臣が別に定める方法及び箇所に付するものとする。

＜検則 48 条＞

5-1-8 定期検査に合格しなかった特定計量器

定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

＜法 24 条 3 項＞

◆　**検定証印の除去**

検定証印等を除去する方法は、検則 49 条で準用する検則 29 条に規定されている。

（準用）

検則 29 条の規定は、法 24 条 3 項の規定により検定証印等を除去する場合に準用する。

＜検則 49 条＞

検定証印等の除去する方法は、検定の場合を準用している。

（検定証印等、合番号及び装置検査証印の除去）

法 72 条 4 項及び 5 項、74 条 4 項並びに 75 条 4 項の規定により、検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去するときは、次の各号のいずれかに掲げるところによるものとする。

1)　機械的な方法により削除すること。

2) 薬剤により消去すること。
3) 容易にはく離しない塗料により被覆すること。
4) 検定証印等、合番号又は装置検査証印の全体にわたり、明りょうに、かつ、容易に消滅しない方法で、相互に平行又は交差する二本以上の線を施すこと。
5) 次の形状の消印を打ち込み印又はすり付け印により付すること。

＜検則 29 条＞

◆ 不合格等の理由の通知

都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法 8 条 1 項の規定により、様式 24 により行う。この場合において、定期検査についての同条の適用にあっては、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関への検査を受ける特定計量器の提出をもって同条の「申請」とみなす。

＜検則 73 条 2 項＞

定期検査を行った場合に不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法 8 条 1 項の規定により、検則様式 24 により行う。行政手続法 8 条 1 項の規定の「申請」とは、都道府県知事等への検査を受ける特定計量器の提出をもって「申請」とみなす。（※申請をした者とは、旧通達 5 機局 711 号「定期検査実施要領」により、「手数料を支払った者とする」とされていた。）

5-1-9 代検査制度（定期検査に代わる計量士による検査）

「定期検査に代わる計量士による検査」は、計量士が行う検査で合格した計量器について、一定の手続きのもとに定期検査や計量証明検査を免除しようとする制度であり、「代検査制度」と呼ばれている。

この制度は、定期検査又は計量証明検査の受検者の利便性を図り、専門的な知識と技術を有する計量士の能力を活用することによって、使用中の特定計量器の精度と性能を維持し、適正な計量の実施を図るために設けられたとされている。（※代検査制度は昭和 33 年改正により設けられた。）

① 法 19 条 1 項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であって、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令（検則 58 条）で定める計量士が、法 23 条 2 項及び 3 項の経済産業省令で定める方法による検査を実施期日前法 19 条 1 項 3 号の政令で定める期間以内に行い、③の規定により表示を付したものについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。
② ①の規定による届出は、③の規定により交付された証明書を添えて、経済産業省令（検則 59 条）で定めるところによりしなければならない。
③ ①の検査をした計量士は、その特定計量器が法 23 条 1 項各号に適合するときは、経済産業省令（検則 60 条）で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に経済産業省令（検則 61 条）で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

＜法 25 条＞

①は、定期検査の対象となる特定計量器の種類に応じて定められた計量士（検則 58 条）が、法 23 条 2 項（性能に関する技術上の基準の適合性）及び法 23 条 3 項（器差の使用公差適合性）の検査を定期検査期日前の政令（施行令 10 条 2 項）で定める期間（質量計「1 年」、皮革面積計「6 月」）以内に行い、省令（検則 61 条）で定められた表示を付した特定計量器について、これを使用する者が定期検査主体

に実施期日前までに届け出たときは、当該定期検査を受けることを要しないという規定である。

（計量士の区分）
法 25 条 1 項の経済産業省令で定める計量士は、質量計及び皮革面積計については施行則 50 条 3 号に定める一般計量士とする。
＜検則 58 条＞

定期検査に代わる計量士による検査を行える者は、一般計量士である。

◆ 代検査届等

（届出）
法 25 条 1 項の届出は、様式 16 より行わなければならない。
＜検則 59 条＞

代検査を行った計量士は、その特定計量器が定期検査の合格条件（法 23 条 1 項）に適合するときは、その旨を記載した証明書をその使用者に交付するとともに、その特定計量器に省令（検則 61 条）で定められた表示と検査した年月を付すことができる。表示については、定期検査証印と同じものであるが、「検査を行った機関の名称」は「計量士の名称」に読み替えられて適用される。

（証明書）
法 25 条 3 項の証明書は、様式 17 によるものとする。
＜検則 60 条＞

これは、代検査証明書の様式を規定したものである。

（準用）
検則 48 条の規定は、法 25 条 3 項の経済産業省令で定める方法に準用する。この場合において、検則 48 条 1 項中「都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）」とあるのは「計量士の氏名」と読み替えるものとする。
＜検則 61 条＞

代検査に合格したことを示す表示は、定期検査証印の場合（検則 48 条）を準用したものとし、計量士の氏名を記載した通称「合格シール」と呼ばれている。

◆ 不適合計量器の取扱い

代検査は、実質的には定期検査と同じ検査内容であるが、相手方の任意による検査であり、公権力の行使ではないため、検査計量器が定期検査の合格条件に適合しなかった場合、検定証印等の除去行為を行うことはできない。

この場合については、当該計量士は定期検査主体へ速やかに報告し、不適合計量器のその後の経過（修理、廃棄、新規購入等）を把握するよう、定期検査主体は計量士に対して指導することとされている。

因みに、計量士による不適合計量器の措置の一般的な例としては、不具合が発生している計量器に「軽微な修理」（施行則 10 条）を実施し、それでもなお不適合となった場合、「不合格シール」の貼付及び「不合格指示票」を交付し、使用者に対して不合格理由及び修理又は取替えを説明するとともに、管轄知事等へ連絡を行うこととなる。不合格票発行後の対応としては、再度訪問し改善状況を確認後、検査を行い、検査結果と指導経過等を記録し、「不適合計量器処理報告書」を作成し管轄知事等へ届け出ることとなる。

◆ 計量法関係ガイドライン

行政による代検査計量士への指導については、以前は旧通達「定期検査実施要領」（5 機局 711 号）

及び「定期検査に代わる計量士による検査等の監督の徹底について」（7 機計 3 号）などにより行われていたが、現在は計量法関係ガイドラインを指針として各自治体の主体的判断により行われる。

（代検査の実施）

定期検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

1　計量士が新たに都道府県又は特定市長村の管轄区域において代検査の業務を行おうとする時は、当該都道府県知事又は当該特定市長村の長に次の事項を届け出ること。また、届出の内容等に変更があった場合も届出をすること。

イ　氏名及び事業所の所在地（事業所がない場合は住所）

ロ　代検査を行う区域及び特定計量器の種類

ハ　基準器検査成績書又は質量標準管理マニュアルの写し

2　都道府県知事又は特定市長村の長は、法 25 条 1 項の代検査をしようとする計量士に対し、検査を行う特定計量器の所在する区域で行われる定期検査の実施期日（実施期日が数日にわたる場合にあっては、その最初の日）の 10 日前までに届け出るよう協力を求めることとする。

3　計量士が代検査に使用する分銅は、当該計量士が他の者と代検査その他に共用している基準器又は他の者から借り受ける契約を締結している基準器であっても差し支えない。この場合において、その基準器は当該計量士が必要とするときは専用に供することができるものであることとする。また、実用基準分銅についても、同様とする。

4　代検査の結果、合格条件に適合しないと判断された特定計量器については、次のとおり取り扱うものとする。

イ　代検査を行った計量士は、当該特定計量器使用者にただちに不適合の通知を行うとともに使用禁止の指導を行い、その定期検査を行う都道府県知事又は特定市長村の長へ通知すること。また、使用者に対し、不適合計量器処理報告書を都道府県知事又は特定市長村の長に提出するよう指導する。

ロ　前号による報告書の送付がない場合には、都道府県知事又は特定市長村の長は、法 19 条の定期検査又は法 148 条の規定に基づき立入検査を実施することとする。

＜「計量法関係ガイドライン」抜粋＞

代検査に必要な基準分銅等

計量士が代検査に使用する分銅は、検査に使用する基準器として「代検査に必要な基準分銅（実用基準分銅を含む）」を所持しなければならないこととされている。

なお、「代検査に必要な基準分銅」については、計量士が所有することが望ましいが、基準器等を他の者と共有又は貸借契約し、当該計量士が使用の際に専用に供する場合は、その基準分銅等を代検査に使用することができることとなっている。

この「代検査に必要な基準分銅」については、平成 5 年改正以前の旧計量法では、検査の場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村長の登録を要することとされ、その登録に関する必要事項は政令（旧法施行令 17 条～27 条）で規定されていた。

また、平成 5 年新法改正以降については、過去の通達（5 機局 711 号）により、代検査を行う計量士は 150kg までの組み合わせ 3 級基準分銅を所有することとなっていた。（※なお、現在では、この通達は効力を有しないため、各自治体の判断による指導となる。）

5-2 指定定期検査機関

指定定期検査機関制度は、平成 5 年改正において設けられたものである。これは、地方自治体における職員定数抑制や民間活力導入などの近年の動向を受け、計量行政分野においてもこうした動きに柔軟に対応できるようにしたものである。

なお、この制度の活用については、各自治体（定期検査主体）の判断に委ねられている。（※因みに、平成 22 年 2 月現在、指定定期検査機関を活用している自治体は、都道府県（全 47）では 25（計量証明は 18）、特定市（全 122）では約 60 となっている。）

① 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

② 都道府県知事又は特定市町村の長は、①の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

＜法 20 条＞

②の「全部又は一部」については、地域的な全部又は一部の場合やはかりのひょう量別及び種類別の場合などが想定される。これを指定定期検査機関に行わせる場合は、定期検査主体は当該検査業務を行わない。

5-2-1 指定定期検査機関の指定

◆ 指定の申請

法 20 条 1 項の指定は、経済産業省令（指定機関省令[xvi]1 条）で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

＜法 26 条＞

この指定を受ける場合の手続きについては、指定機関省令 1 条に定められている。

（指定の申請）

法 26 条の規定により指定の申請をしようとする者は、様式 1 による申請書に次に掲げる書類を添えて、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）に提出しなければならない。

1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
2) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
3) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）
4) 次に掲げる事項を記載した書面
   イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、指定機関省令 2 条の 2 に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
   ロ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
   ハ 定期検査の業務を行う地域
   ニ 一年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数
   ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

[xvi] 「指定機関省令」：指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成 5 年、通商産業省令 72 号、最終改正：平成 18 年、経済産業省令 63 号）の略

ヘ　定期検査を実施する者の資格及び数
ト　定期検査以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要
チ　手数料の額
5)　申請者が法 27 条各号の規定に該当しないことを説明した書面
6)　申請者が指定機関省令 2 条の 3 各号の規定に適合することを説明した書類

＜指定機関省令 1 条＞

◆　欠格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、法 20 条 1 項の指定を受けることができない。
1)　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
2)　法 38 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
3)　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

＜法 27 条＞

◆　指定の基準

都道府県知事又は特定市町村の長は、法 20 条 1 項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
1)　経済産業省令（指定機関省令 2 条 1 項）で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。
2)　経済産業省令（指定機関省令 2 条 2 項）で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
3)　法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令（指定機関省令 2 条の 2）で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
4)　前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令（指定機関省令 2 条の 3）で定める基準に適合するものであること。
5)　検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
6)　その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

＜法 28 条＞

1)の「省令で定める器具、機械又は装置」及び 2)の「省令で定める条件に適合する知識経験を有する者」については、指定機関省令 2 条により定められている。

3)の「法人」については、以前は「民法 34 条の規定により設立された法人」（公益法人）とされていたが、基準・認証制度の見直しに係る平成 11 年改正により、公益法人要件を撤廃し、民間企業の参入を可能にした。

（指定の基準）
①　法 28 条 1 号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表 1 の特定計量器の欄に掲げる特定計量器（質量計及び皮革面積計に限る。次項において同じ。）ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであって、指定機関省令 1 条 4 号ロの特定計量器の定期検査を適確に遂行するに足りるものとする。
②　法 28 条 2 号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表 1 の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又

は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

＜指定機関省令 2 条＞

①の「省令で定める検査設備」については、質量計にあっては「基準分銅」及び「基準はかり」、皮革面積計にあっては「基準面積板」及び「周速度計」となっている。

②の「知識経験を有する者及び省令で定める数」については、一般計量士数又は「短期計量教習」修了者、数は 2 名以上で少なくとも一般計量士を 1 名以上置くこととなっている。

（指定定期検査機関の構成員）

法 28 条 3 号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

1) 民法（明治 29 年法律 89 号）34 条の規定に基づき設立された法人　社員
2) 会社法（平成 17 年法律 86 号）575 条 1 項の持分会社　社員
3) 会社法 2 条 1 号の株式会社　株主
4) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律 181 号）3 条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）4 条 1 項の農業協同組合　組合員
5) 中小企業等協同組合法 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法 4 条 1 項の農業協同組合連合会　直接又は間接にこれらを構成する者
6) その他の法人　当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

＜指定機関省令 2 条の 2＞

（指定の基準）

法 28 条 4 号の経済産業省令で定める基準は、定期検査の実施に係る組織、定期検査の方法、手数料の算定の方法その他の定期検査の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

1) 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
2) 定期検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
3) 前各号に掲げるもののほか、定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

＜指定機関省令 2 条の 3＞

◆　指定の更新

① 法 20 条 1 項の指定は、三年を下らない政令（施行令 11 条の 2）で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
② 法 26 条～法 28 条の規定は、①の指定の更新に準用する。

＜法 28 条の 2＞

指定定期検査機関の指定更新については、制度発足当初（平成 5 年）は規定がなく更新の必要がなかったが、基準・認証制度の見直しに係る平成 11 年改正により、指定の更新制を導入し、3 年ごとの更新が義務付けられた。

（指定定期検査機関の指定等の有効期間）

法 28 条の 2 第 1 項（法 106 条 3 項、法 121 条 2 項、121 条の 10 及び法 142 条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

＜施行令 11 条の 2＞

この規定は、指定定期検査機関のほか、指定検定機関（法 106 条 3 項）、指定計量証明検査機関（法 121 条 2 項）、特定計量証明認定機関（法 121 条の 10）、指定校正機関（法 142 条）において準用され、

いずれも更新期間は 3 年となる。

（指定の更新の手続）
法 28 条の 2 の規定により、指定定期検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、指定機関省令 1 条から 2 条の 3 までの規定を準用する。この場合において指定機関省令 1 条中「様式 1」とあるのは「様式 1 の 2」と読み替えるものとする。

＜指定機関省令 2 条の 4＞

5-2-2 指定定期検査機関の遵守事項

◆ 定期検査の方法

指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、法 28 条 1 号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条 2 号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

＜法 29 条＞

これは、指定要件である検査設備を用いて、かつ一定の知識経験を有する者でなければ定期検査業務を行えないことを規定したものである。

◆ 業務規程

① 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
② 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令（指定機関省令 3 条）で定める。
③ 都道府県知事又は特定市町村の長は、1 項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

＜法 30 条＞

指定定期検査機関は、省令で規定する業務運営の内容を盛り込んだ「業務規程」を自ら定め、定期検査主体の認可を受けなければならない。業務規程の内容については、変更するときも定期検査主体の認可を要し、定期検査主体が不適当と認めたときは変更を命じることができる。

（業務規程）
① 指定定期検査機関は、法 30 条 1 項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式 2 による申請書に業務規程を添えて、当該指定に係る都道府県知事（以下この章において「委任都道府県知事」という。）又は当該指定に係る特定市町村の長（以下この章において「委任特定市町村の長」という。）に提出しなければならない。
② 法 30 条 2 項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。
1) 定期検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
2) 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
3) 定期検査を行う場所に関する事項
4) 定期検査に関する証明書の発行に関する事項
5) 定期検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
6) 定期検査を実施する者の配置に関する事項
7) 定期検査に使用する検査設備の管理に関する事項
8) 定期検査済証印の管理に関する事項
9) 定期検査の未受検者に対する受検促進に関する事項
10) 手数料の収納の方法に関する事項

11)　前各号に掲げるもののほか、定期検査の業務に関し必要な事項

③　指定定期検査機関は、法 30 条 1 項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式 3 による申請書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

＜指定機関省令 3 条＞

◆　**帳簿の記載**

指定定期検査機関は、経済産業省令（指定機関省令 4 条）で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

＜法 31 条＞

これは、指定定期検査機関に対して、その業務の公正な実施を確保させるため、定期検査主体による監督ができるよう必要事項を記載し保存するよう定めたものである。

（帳簿）

①　法 31 条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

1)　定期検査を受けなければならないと見込まれる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2)　1)に掲げる者の使用する特定計量器の種類、名称及び性能の概要

3)　定期検査を行った年月日

4)　定期検査を実施した者の氏名

5)　定期検査の成績及び合格又は不合格の別（合格しなかった特定計量器については、その理由及び製造番号）

6)　1)に掲げる者のうち、定期検査を受けなかった者のその理由

②　指定定期検査機関は、定期検査を行ったときは、遅滞なく、当該定期検査を行った区域ごとに、①に掲げる事項を特定計量器の種類ごとに区分して、帳簿に記載しなければならない。

③　指定定期検査機関は、②の帳簿を次回の定期検査が終了するまでの間、保存しなければならない。

＜指定機関省令 4 条＞

③の帳簿の保存期間は、次回の定期検査が終了するまでである。

（電磁的方法による保存）

①　指定機関省令 4 条 1 項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法 31 条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

②　①の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

＜指定機関省令 4 条の 2＞

◆　**事業の休廃止**

指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令（指定機関省令 5 条）で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

＜法 32 条＞

これは、指定定期検査機関が定期検査業務を休止又は廃止することによって、計量行政に重大な支障を招くことを防止するため設けられた規定である。事業の休廃止については、以前は定期検査主体の許可が必要となっていたが、平成 11 年改正において事前の届出に改められた。

（業務の休廃止）
指定定期検査機関は、法 32 条の規定により定期検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止の届出をするときは、全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式 4 による届出書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

＜指定機関省令 5 条＞

◆ **事業計画、収支予算、事業報告書、収支決算書**

① 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
② 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

＜法 33 条＞

この規定は、指定定期検査機関として事業の健全な運営を期するため、定期検査主体による事業計画等の提出を義務付けたものである。因みに、以前は事業計画及び収支予算については認可とされていたが、平成 11 年改正により「提出」に改められた。

5-2-3 指定主体（自治体）の管理監督事項等

◆ **解任命令**

都道府県知事又は特定市町村の長は、法 28 条 2 号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

＜法 35 条＞

解任命令は、業務運営における人的な面の適正化を図るため、定期検査実施者に対して、業務規程等に違反した場合の責任を明確にしたものである。この規定は、以前は指定定期検査機関の役員にも適用されていたが、平成 11 年改正により役員は削除された。「役員の選任及び解任」については、以前は不当な外部圧力を排除するため、定期検査主体の認可によらなければならない規定（法 34 条）があったが、平成 11 年改正によりその規定は削除（法 34 条削除）された。

◆ **役員及び職員の地位**

検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法 （明治 40 年法律 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

＜法 36 条＞

これは、検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員について、刑法で定める公務執行妨害罪等の罰則の適用については公務と見なすことにより、公平中立な業務運営を図るものである。

なお、この規定は、検査従事者の身分を公務員として保証したものではない。

◆　適合命令

都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が法 28 条 1 号から 5 号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 37 条＞

定期検査主体は、指定の基準（設備、検査実施者、法人、役員、経理的基礎、等）を満たさなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対して、必要な措置をとるよう命ずることができる。

◆　指定の取消し等

都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1)　この節の規定に違反したとき。
2)　法 27 条 1 号又は 3 号に該当するに至ったとき。
3)　法 30 条 1 項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。
4)　法 30 条 3 項、法 35 条又は法 37 条の規定による命令に違反したとき。
5)　不正の手段により法 20 条 1 項の指定を受けたとき。

＜法 38 条＞

定期検査主体は、その指定定期検査機関が「欠格事項」（法 27 条 1 号又は 3 号）、「業務規程違反」（法 30 条 1 項）、「業務規定変更命令違反」（法 30 条 3 項）、「解任命令違反」（法 35 条）、「適合命令違反」（法 37 条）などに該当した場合、その指定の取消し又は検査業務の停止（全部若しくは一部）を命ずることができる。

◆　都道府県知事等による検査業務の実施

①　都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関から法 32 条の規定による検査業務の全部若しくは一部の休止の届出があったとき、法 38 条の規定により指定定期検査機関に対し検査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定定期検査機関が天災その他の事由により検査業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該検査業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

②　都道府県知事若しくは特定市町村の長が前項の規定により検査業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定定期検査機関から法 32 条の規定による検査業務の全部若しくは一部の廃止の届出があった場合又は法 38 条の規定により指定定期検査機関の指定を取り消した場合における検査業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令（指定機関省令 8 条）で定める

＜法 39 条＞

①は、指定定期検査機関が業務を休止（全部または一部）したとき、業務の停止を命じられたとき、天災等により業務が実施できなくなったときは、当該検査業務を定期検査主体自らが行う規定である。

②は、その際の業務の引継ぎに関する規定である。

（業務の引継ぎ）

法 39 条 2 項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

1)　指定定期検査機関は、定期検査の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を、委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。
2)　指定定期検査機関は、定期検査の業務に関する帳簿及び書類を、委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に引き渡さなければならない。

3) 指定定期検査機関は、その他委任都道府県知事又は委任特定市町村の長が必要と認める事項に関し引き継がなければならない。

＜指定機関省令 8 条＞

5-2-4 基準認証制度の見直しに係る改正

◆ 基準認証制度とは

「認証」とは、一般的には「規格や基準に適合していることを公平な第三者（認定機関）が確かめ、証票やマークなどで公に示すこと」であるとされている。

認証を受けた機関は、その適合性評価の「認定」（権威ある機関が試験や校正の遂行能力を公式に承認する行為）を受けた機関とされている。

「基準認証制度」とは、この「規格や基準の制定」「認証の運用などを行う機構や組織全体」を、まとめて「基準認証制度」と呼んでいる。基準認証制度の具体例としては、工業標準（JISC）や試験所認定（JNLA）及び計量標準供給制度（JCSS）などである。（※JCSS は試験所認定の一種である。）

また、「基準認証制度」は、「性格上技術的な側面が強いことから、技術進歩を踏まえ効率的な制度運用を実現するための見直しを進めることが、本来の目的を合理的に達成するためにも必要不可欠である」とされている。

認証と認定

「認証」とは、法律上用いられる意味においては「ある行為または文書が正当な手続等（方法）でなされたことを公の機関が証明すること」を言うが、国際標準化への取り組みを背景とする ISO の国際適合性評価での使い方では「製品、プロセス、サービスが特定の要求事項に適合していることを第三者が文書で保証する手続き」を「Certification」と言い、日本では「認証」という言葉をあてている。

この「第三者機関が行う認証」については、偏りや不正確が生じないよう権威ある機関がこれらの認証機関を審査し、認証を遂行する能力のあることを公式に承認する行為が必要となる。

ISO 適合性評価における「認定」とは、この第三者認証（証明）行為を行う機関の信頼性を評価する行為を「Accreditation」と言い、これを日本では「認定」という言葉をあてている。（※認定機関が認証機関を認定する。）

なお、「審査登録」は、ISO9001 や ISO14001 のようなシステム規格への適合性を証明する場合など、マネジメントシステムが規格に適合しているかを審査し登録する場合において、「認証」の代わりに「審査登録」（Registration）という用語が使用されることが多い。

◆ 基準認証制度関連法

基準認証制度の見直しに係る改正は、計量審議会答申（平成 10 年 12 月）に基づき、平成 11 年に公布された「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する計量法（法律 121 号）」（以下「基準認証制度関連法」という。）により、改正（平成 11 年法改正（平成 13 年施行）、平成 12 年政令改正、平成 13 年省令改正）されたものである。

◆ 計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）

当時の審議会答申では、「基準認証制度見直しに伴う新たな計量制度の整備」として、以下のような「基本的な考え方」が示された。

第二　基準認証制度見直しに伴う新たな計量制度の整備」

基準認証制度に関しては、「経済構造の変革と創造のための行動計画（平成 9 年 12 月 24 日閣議決

定)」、「規制緩和推進三か年計画（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定)」等において提示された下記のような基本的な考え方を前提に見直しを進めることが求められている。

【基本的な考え方】
ア　政府の役割は事業者の取組を補完するルール作りに重点を移していく
イ　自己確認を促進する
ウ　検定業務等への適切な第三者機関（株式会社等を含む）の参入を認める
エ　技術基準の性能規定化を図る
オ　相互承認の推進等国際整合性を確保する

計量法においては、上記項目中、ア　事業者の取組を補完するルール作り、イ　自己確認の促進（指定製造事業者制度の導入)、エ　技術基準の性能規定化及び、オ　相互承認の推進（試験データの受入れ）について既にこれまでの法律改正等により対応していることから、今回の審議会では残された課題である、検定業務等への適切な第三者機関（株式会社等を含む）の参入及び国際整合性の確保に関して、基準認証制度を取り巻く国内外の動向、メーカー等の製造技術・品質管理能力の向上等を踏まえ、計量器のユーザーや消費者等の利益の保護に十分に留意しつつ、どのような整備を行っていくべきかについて、以下の制度について検討を行った。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

◆　基準認証制度の見直しに係る改正の具体的内容

基準認証制度関連法の計量法に関する改正内容は、主に「検定業務等への適切な第三者機関（株式会社等を含む）の参入」と「トレーサビリティ制度における相互承認の推進等国際整合性の確保」、「基準器検査制度における政府認証から第三者認証等の導入」の三点であった。

検定制度等の見直し（検定等の主体への株式会社等の参入）

計量法の検定等のような適合の合否の客観性を社会的に強く求められるものについては、これまで行政又は公益法人たる第三者による確認が制度上重要としてきたが、その第三者の指定に際しては、効率性の追求による質の高いサービスの提供、国際的な基準との整合性、今後予想される計量器の通商貿易における相互承認への対応の観点から、公益法人のみに門戸を開けるのではなく、株式会社等の民間企業にも参入を認めるべきである。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

「検定業務等への適切な第三者機関（株式会社等を含む）の参入」については、指定機関の指定について公益法人要件を撤廃し、株式会社等の民間企業の参入を可能にした。

なお、主務官庁は、公益法人（民法 34 条法人）について、民法に基づき「公益法人の運営に関する指導監督基準について」により、監督（公益事業の比率、役員の構成等、財務の健全性）できることになっているが、公益法人であることの指定要件を撤廃すると監督権限が及ばなくなる。このため、指定の要件については、「検査を行う設備の保有」や「検査を行う者の技術的能力及び数」などを再整理し規定した。

また、公平性を担保するための措置については、「検査結果の報告」や「検査記録の保持」を義務付け、新たに指定の更新制を導入することにより、検査の客観的公平性が確保される。

計量標準供給制度の見直し（相互承認の推進等国際整合性の確保）

本制度を我が国産業にとってより効果的な制度とし、国際的な整合性を図る観点から、以下のような見直しをすべきである。

認定事業者の認定要件として特定二次標準器等に限定するのではなく、これらとトレーザブルな（国家計量標準との切れ目のない比較の連鎖がとれている）標準器等の保有についても認めること。

認定事業者が校正サービスを実施する上で、特定二次標準器等を用いての校正に限定するのではなく実用標準器を用いての校正を行うことや複数の量の標準から校正対象の量を組み立てることを認めること。また、これらの見直しに併せて、認定事業者の認定に際しての当該事業者の技術能力を評価する体制を行政側が強化することが重要である。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

計量標準供給制度（トレーサビリティ制度）については、制度を拡大し特定二次標準器より下位のものについても国家計量標準とのトレーサビリティを可能にした。

これについては、それまでの法 143 条 1 号の制約により、認定事業者の校正サービスが国家計量標準から直接校正を受けた計量器（特定二次標準）を用いた校正サービスに限定されていたため、JCSS 制度の広がりを阻害する要因となっていた。こうしたことから、認定要件については、特定二次標準の保有に限定するのではなく、より下位の標準器（参照標準）の保有や、それを用いての校正を行うことを認定事業者に対して認めることなどの見直しが行われた。

また、認定事業者（現在は登録）の認定（現在は登録）要件を見直し、諸外国と同等の校正サービスが行えるようにするとともに、併せて認定事業者の認定に際しての技術能力評価体制を強化した。

基準器検査制度の見直し（政府認証から第三者認証等の導入）

基準器検査制度は、検定や定期検査等の技術的な信頼性の確保のために重要な制度であるが、同制度の主要確認事項である基準器と国家計量標準との器差の確認は、民間校正事業者によっても技術的には可能である。

基準器検査制度に関しても、民間能力の更なる活用の観点から、指定機関への株式会社等の参入や計量標準供給制度の拡大に併せ、基準器検査の合格条件の一つである器差について、国等だけではなく第三者たる民間校正事業者（認定事業者）からの校正を受けることも認めるべきである。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

基準器の検査制度については、合格条件の一つである器差検査について、従来の行政による認証だけでなく、第三者である認定事業者の交付した校正証明書で代えることを可能にした。

◆　指定定期検査機関制度における改正

指定定期検査機関制度における具体的な改正は、民法 34 条の規定を削除にともなう改正については「指定」（法 26 条）、「指定計量証明検査機関の指定等」（法 121 条）、「欠格事項」（法 27 条 3 号）、「指定基準」（法 28 条 3 号、4 号）などのほか、指定の更新制導入については「指定の更新」（法 28 条の 2）の追加、などが主な内容である。

６正確な特定計量器等の供給

現計量法の「正確な特定計量器等の供給」の章は、主に「計量器に関する事業」の制度をまとめた部分となっている。「特定計量器等」の「等」の意味は、「特殊容器」が含まれているためである。

６-１正確な計量器の供給

正確な計量器の供給は、適正な計量の実施を確保するための前提となるものである。計量法では、正確な計量器の供給を担保するため、不適正な計量器を排除する「検定制度」と「計量器に関する事業規制」制度を設けている。計量器に関する事業規制は、一定の要件を具備した者に事業（製造、修理、販売、等）を行わせることにより特定計量器等の事業の適正化を図り、もって正確な計量器の供給を期する趣旨である。

６-１-１事業規制の変遷

度量衡取締条例時代以前

貨幣制度や徴税等に関する計量器（秤、枡）の製造等の事業については、古くから国の重要な所管事業として管理されてきた。江戸時代の頃には、江戸幕府による統一国家体制が強力に整えられ、幕府直轄の厳重な制度が確立していたと言われている。具体的には、江戸及び京都に「枡座」「秤座」を設け、そこで製造される「江戸枡」（「守随秤」）「京枡」（「善四郎秤」）が東 33 箇国及び西 35 箇国（秤は西 33 箇国）を支配し、両替分銅については江戸に「分銅座」を置き全国を一元的に支配したと言われている。

明治時代になってからは、それまでの枡座や秤座の事業を民間に委ねることとなり、明治 8 年に制定された度量衡取締条例の条文の多くが事業規制に係りがあるものであった。具体的には、度量衡三器の製作は各地方（各県）に各器（一器種）につき製作所一箇所（一製作者）として、大蔵省より製造免許鑑札を交付するなど、極めて厳しいものであった。因みに、販売に関する三器売捌所については、東京は各器 5～6 箇所、大阪は 3～4 箇所、その他は管轄地の広狭に応じて適当な箇所数を選定して定め、その地方長官において身元人物相当な者を選び、各売捌人に対して売捌免許鑑札が交付された。

度量衡法時代

明治 24 年制定の度量衡法（明治 26 年公布）においては、製造、販売等の免許制度については修理事業が追加され、度量衡取締条例と同様に全て農商務大臣（後の経済産業大臣）の免許となった。事業規制については、大幅に緩和され、それぞれの免許人の数を府県ごとに定数制限することはやめ、状況に応じて免許することになる。事業者に対しては、規制緩和により免許人の数が増えていくことになるが、法律違反に対する免許取消しや無免許に対する罰則規定のほか、免許や検定手数料などが定められていた。この度量衡法は、現在の計量法の体系と似ている部分が多く、現行計量制度の原型として、これにより近代計量制度が確立したと言われている。

計量法時代

昭和 26 年制定の計量法（昭和 27 年公布）では、新しく民主的に生まれ変わった憲法や地方自治法に対応した計量制度への改正が行われた。事業規制については、製造は通商産業大臣の許可制、修理は都道府県知事の許可制、販売は都道府県知事の登録制となった。法定の計量器については、想定される計量器のほとんどを網羅し、大分類で 27 器種に及んだ。事業の区分については、製造の許可区分が 50 区分、修理の許可区分が 24 区分、販売の登録区分が 7 区分であった。その後、平成 41 年改正においては、

すべての法規制は最小限にとどめるとの基本理念に基づいて、製造が大臣登録、修理及び販売が知事登録となり、事業登録の範囲も共に狭められた。

なお、現在は、製造事業は大臣届出、修理事業及び販売事業は知事届出と、全て届出制となっている。

6-2 製造

6-2-1 事業の届出

① 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令（施行則 5 条 1 項、別表 1）で定める事業の区分（2 号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2) 事業の区分
3) 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地
4) 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令（施行則 5 条 2 項）で定めるものの名称、性能及び数

② 前項の規定による届出は、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、経済産業省令（施行則 6 条）で定めるところにより、都道府県知事を経由してしなければならない。

＜法 40 条＞

「特定計量器の製造の事業を行おうとする者」の意味は、「営もうとする者」ではないため営利を目的とするか否かを問わず、「事業を行おうとする者」とは一回限りではなく反復継続する場合をいう。

また、自己が取引又は証明以外にのみ使用する場合は、届出をする必要はない。

特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、電気計器以外は都道府県知事を経由し、経済産業大臣に届け出なければならない。電気計器については、直接経済産業大臣（政令委任（施行令 43 条）により経済産業局長）へ届出を行わなければならない。

届出の主体については、修理事業及び販売事業が知事への届出となっているのに対して、製造事業だけが大臣への届出となっている。これについては、正確な計量器の供給における製造事業の重要性、製造事業が複数の都道府県に跨る場合があること、改善命令等の監督の重要性などから、都道府県知事とはせず大臣としたとされている。

◆ 事業の区分等

（事業の区分）

① 法 40 条 1 項の経済産業省令で定める事業の区分は別表 1 の 2 欄に掲げるとおりとし、その事業の区分の略称は同表の 3 欄に掲げるとおりとする。

② 法 40 条 1 項 4 号に規定する検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものは、別表 1 の 2 欄の事業の区分に応じ、同表の 4 欄に掲げるとおりとする。

③ ①の場合において、別表 1 の 4 欄中の基準器については、登録事業者が特定標準器による校正等をされた計量器又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものを用いて定期的に校正を行った計量器であって、当該基準器と同じ又はより高い精度のものをもってこれに代えることができる。

④ 前二項の場合における基準器は、改造又は修理（施行則 10 条に規定する軽微な修理を含む。）をしたものであって、その後において基準器検査に合格していないものであってはならない。

＜施行則 5 条＞

①及び②は、届出に係る「事業の区分」と「検査のための器具、機械又は装置」を規定している。

③は、「検査のための器具、機械又は装置」について、当該基準器と同じ又はより高精度の JCSS 校正された計量器に代えることができることを規定している。

④は、②及び③の基準器の場合、改造又は修理した後に基準器検査に合格していないものであってはならないことを規定している。

◆　届出の手続き等

（事業の届出等）

① 法 40 条 1 項の規定により事業の届出をしようとする者は、様式 1 による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であって当該事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては経済産業局長、その他の事業にあっては経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

② 都道府県知事は、①の届出があった場合において、届出に係る工場又は事業場の所在地が他の都道府県の区域にあるときは、その都道府県の都道府県知事に様式 2 によりその旨を通知するものとする。

③ 都道府県知事は、①の届出書の副本一通を保管するものとする。

④ 経済産業大臣は、住民基本台帳法 （昭和 42 年法律 81 号）30 条の 7（3 項）の規定により①の届出をしようとする者に係る同法 30 条の 5（1 項）に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該届出をしようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

⑤ 都道府県知事は、住民基本台帳法 30 条の 8（1 項）の規定により①の届出をしようとする者に係る同法 30 条の 5（1 項）に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出を使用とする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

＜施行則 6 条＞

①は、製造事業の届出について、様式 1 の正本一通及び副本二通をそれぞれの届出主体に届け出なければならないことを規定している。

②は、知事（主たる工場又は事業場の所在地を管轄する）において、届出に係る工場又は事業場の所在地が他の都道府県の区域にある場合は、その都道府県知事に様式 2 により、その旨を通知することを規定している。

③は、知事は①の副本一通を保管する規定である。この場合、副本一通は受理印を押して届出者に手交し、正本一通は大臣へ進達する。

④及び⑤は、大臣（知事）が住民基本台帳による本人確認情報を利用できないときについて、住民票の写しを提出させることができることを規定している。

◆　承継

法 40 条 1 項の規定による届出をした者（以下「届出製造事業者」という。）がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。

＜法 41 条＞

承継とは、辞書によれば「先の人の地位、事業、精神などを受け継ぐこと。」となっている。この規定は、届出製造事業者の「譲渡」「相続」「合併」「分割」の場合の承継を規定している。「分割」については、商法改正に係る平成 12 年改正により、計量法における承継においても新たに「会社分割」を認めることとしたものである。

◆ 変更の届出等

① 届出製造事業者は、法 40 条 1 項 1 号、3 号又は 4 号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
② ①の場合において、法 41 条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。
③ 法 40 条 2 項の規定は、①の規定による届出に準用する。

＜法 42 条＞

①の変更があった場合は、「届出書記載事項変更届」（施行則 7 条 1 項、様式 3）を提出しなければならない。

②の承継（法 41 条）の場合は、①の「届出書記載事項変更届」に施行則 7 条 2 項の書面を添付し、提出しなければならない。

③は、知事への届出の場合についても、大臣と同様に①の規定を準用することを規定している。

（変更の届出等）
① 届出製造事業者は、法 42 条 1 項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式 3 による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であって当該事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては経済産業局長、その他の事業にあっては経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。
② 法 41 条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、法 42 条 2 項の事実を証する書面として次に掲げるものを①の届出書に添えて提出しなければならない。
1) 法 41 条の規定により事業の全部を譲り受けたことによって届出製造事業者の地位を承継した者であって、個人にあっては、様式 4 による書面、法人にあっては、当該書面及び登記事項証明書
2) 法 41 条の規定により届出製造事業者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定された者にあっては、様式 5 による書面及び戸籍謄本
3) 法 41 条の規定により届出製造事業者の地位を承継した相続人であって、2)の相続人以外の者にあっては、様式 6 による書面及び戸籍謄本
4) 法 41 条の規定により合併によって届出製造事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書
5) 法 41 条の規定により分割によって届出製造事業者の地位を承継した法人にあっては、様式 6 の 2 による書面及びその法人の登記事項証明書
③ 施行則 6 条 2 項及び 3 項の規定は、①の届出に準用する。
④ 経済産業大臣は、住民基本台帳法 30 条の 7（3 項）の規定により①の届出をしようとする者に係る同法 30 条の 5（1 項）に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該届出をしようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

⑤　都道府県知事は、住民基本台帳法 30 条の 8（1 項）の規定により①の届出をしようとする者に係る同法 30 条の 5（1 項）に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出を使用とする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

＜施行則 7 条＞

①は、「事業の届出等」と同様に、様式 3 の正本一通及び副本二通をそれぞれの届出先に届け出ることを規定している。

②は、承継の場合について、届出に添付する書面を規定している。

③は、「事業の届出等」と同様に、知事への届出に係る工場又は事業場の所在地が他の都道府県の区域にある場合の通知、正本一通の進達及び副本一通の保管等を規定している。

④及び⑤は、「事業の届出等」と同様に、住民基本台帳による本人確認情報を利用できない場合の住民票の写しの提出について規定している。

◆　廃止の届出

①　届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

②　第法 40 条 2 項の規定は、①の規定による届出に準用する。

＜法 45 条＞

この規定に違反した場合は、罰則（法 179 条）が適用される。

（廃止の届出）

①　届出製造事業者は、法 45 条 1 項の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式 7 による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であって当該事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては経済産業局長、その他の事業にあっては経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

②　施行則 6 条 2 項及び 3 項の規定は、①の届出に準用する。

＜施行則 9 条＞

6-2-2 検査義務

届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。ただし、法 16 条 1 項 2 号ロ（指定製造事業者）の指定を受けた者が法 95 条 2 項（基準適合義務等）の規定により検査を行う場合は、この限りでない。

＜法 43 条＞

検査義務は、昭和 41 年改正において許可制から登録制に移行し、登録基準としてそれまでの「製造設備の保有」から「特定の検査設備の保有」に規制緩和された際に、自己検査の励行を担保するために設けられたとされている。これは、昭和 41 年以前の製造品の悉皆検定から譲渡制限計量器以外は取引又は証明用のみの検定に改められたことから、検査を受けない不適正計量器（検定対象以外のもの）が市中に出回ることを危惧したためである。

ただし書は、指定製造事業者に対しては基準適合義務で検査を義務付けているため、二重規制を避けたものである。

（検査義務）

法 43 条の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1)　検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。
2)　検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。
3)　一定の周期で検査設備（施行則 5 条 2 項に規定する検査のための器具、機械又は装置を含む。以下同じ。）の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。
4)　当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、1)の検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。
5)　検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。
6)　検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが 3 年以上保存されていること。

＜施行則 8 条＞

1)の「検査規則」については、平成 5 年以前の旧計量法では「検査規程」と呼ばれていたものであるが、以前は国で作成した検査規程のモデルが製造事業者に配布されていた。

6-2-3 改善命令

経済産業大臣は、届出製造事業者が法 43 条の経済産業省令（施行則 8 条）で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、法 43 条ただし書（指定製造事業者）の場合は、この限りでない。

＜法 44 条＞

改善命令の主体は、届出の主体と同じく大臣であり、知事ではない。改善命令の内容は、検査設備の改善及び検査方法の改善について、必要な措置をとるよう命令することができる。この改善命令に違反した場合は、罰則（174 条）が適用されるが、その前に命令という行政措置により是正を図ることとしている。

6-3 修理

6-3-1 事業の届出

◆　**届出の主体**

特定計量器の修理（経済産業省令（施行則 10 条 1 項）で定める軽微な修理を除く。法 49 条 3 項を除き、以下同じ。）の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の修理の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分（2 号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、電気計器に係る場合にあっては経済産業大臣に、その他の特定計量器に係る場合にあっては当該特定計量器の修理をしようとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者が法 40 条 1 項の規定による届出に係る特定計量器の修理の事業を行おうとするときは、この限りでない。
1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2)　事業の区分
3)　当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称及び所在地
4)　当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令（施行則 13 条）で定めるものの名称、性能及び数

＜法 46 条 1 項＞

修理事業については、電気計器は大臣（製造事業と同じく政令委任（施行令 43 条）により経済産業局長）、電気計器以外は都道府県知事に届け出なければならない。

◆　修理事業の範囲（法 46 条 1 項柱書）

最初の括弧書の「軽微な修理を除く」については、省令（施行則 10 条 1 項）で定める軽微な修理はこの条文中の「修理」用語の全てから除かれ、即ち届出を要しないという意味である。

また、「法 49 条 3 項を除き、以下同じ。」とは、変成器の修理の場合はこの条文中の「修理」から除くという意味である。

◆　事業の区分、検査設備

省令で定める「事業の区分」については、施行則 13 条において準用する施行則 5 条 1 項により、届出製造事業者と同じとなる。（施行則、別表 1 の「製造する事業」を「修理する事業」に読み替える。）（※なお、製造と修理の事業区分については、平成 5 年改正により一本化（41 区分）された。）

また、4)の検査設備についても、施行則 13 条において準用する施行則 5 条 2 項により、届出製造事業者と同じとなる。

◆　届出製造事業者による修理（法 46 条 1 項ただし書）

ただし書については、届出製造事業者は届出に係る検査設備の保有と製造技術も有していることから、改めて修理の届出を行う必要はないという意味である。（即ち、修理事業もできる。）

◆　届出の手続き等

法 41 条、法 42 条 1 項及び 2 項並びに法 45 条 1 項の規定は、法 46 条 1 項の規定による届出をした者（以下「届出修理事業者」という。）に準用する。この場合において、法 42 条 1 項及び法 45 条 1 項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあっては、経済産業大臣）」と読み替えるものとする。

＜法 46 条 2 項＞

届出の手続き等については、施行則 13 条の準用規定（施行則 5 条、6 条 1 項及び 3 項、7 条、8 条、9 条 1 項）により、届出製造事業者と同様の取り扱いとなる。

具体的には、届出の提出先（施行則 6 条 1 項）の「経済産業大臣」は「都道府県知事」、届出書（施行則 6 条 1 項、7 条 1 項、9 条 1 項）の「副本二通」とあるのは「副本一通」と読み替えられ、「承継」（法 42 序）「記載事項変更届」（法 42 条）及び「廃止届」（法 45 条）も同様に準用される。

（準用）

施行則 5 条、6 条 1 項及び 3 項、7 条、8 条及び 9 条 1 項の規定は、法 46 条 1 項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、施行則 5 条 1 項及び 6 条 1 項中「法 40 条 1 項」とあるのは「法 46 条 1 項」と、施行則 5 条 2 項中「法 40 条 1 項 4 号」とあるのは「法 46 条 1 項 4 号」と、施行則 6 条 1 項、7 条 1 項及び 9 条 1 項中「副本二通」とあるのは「副本一通」と、6 条 1 項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、施行則 7 条 1 項及び 9 条 1 項中「その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、施行則 7 条及び 9 条中「届出製造事業者」とあるのは「届出

修理事業者」と、施行則 7 条 1 項中「法 42 条 1 項」とあるのは「法 46 条 2 項において準用する法 42 条 1 項」と、施行則 7 条 2 項中「法 41 条」とあるのは「法 46 条 2 項において準用する法 41 条」と、「法 42 条 2 項」とあるのは「法 46 条 2 項において準用する法 42 条 2 項」と、施行則 8 条中「法 43 条」とあるのは「法 47 条」と、施行則 9 条中「法 45 条 1 項」とあるのは「法 46 条 2 項において準用する法 45 条 1 項」と、別表 1 の第二欄中「製造する事業」とあるのは「修理する事業」と読み替えるものとする。

＜施行則 13 条＞

6-3-2 検査義務

届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令（施行則 8 条準用）で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

＜法 47 条＞

省令で定める基準については、施行則 13 条において準用する施行則 8 条となり、届出製造事業者と同じとなる。（即ち、届出製造事業者と同様の検査義務が課せられる。）

6-3-3 改善命令

経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造事業者又は届出修理事業者が法 47 条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 48 条＞

改善命令は、内容は届出製造事業者の場合（法 44 条）と同様に検査設備の改善及び検査方法の改善であるが、命令の主体は大臣又は知事である。

6-3-4 検定証印等の除去

証印等（検定証印等、変成器付電気計器の合番号、装置検査証印）の付された特定計量器の改造又は修理をした者は、原則、これらの検定証印等、合番号、装置検査証印を除去しなければならない。

これは、一旦故障した特定計量器を修理した場合、公的な検定を受けていなければ、不適正な特定計量器が取引又は証明に使用される危惧が生じるためである。こうしたことを排除するには、証印等の付された特定計量器を修理した場合、再び検定を受けてから使用させる必要があるため、その証印等の抹消を義務付けている。

検定証印等、法 74 条 2 項若しくは 3 項の合番号又は法 75 条 2 項の装置検査証印が付されている特定計量器の改造（法 2 条 5 項の経済産業省令で定める改造に限る。次項において同じ。）又は修理をした者は、これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は法 127 条 1 項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、経済産業省令（施行則 11 条 1 項）で定める修理をした場合において、その修理をした特定計量器の性能が経済産業省令（施行則 11 条 2 項）で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令（施行則 11 条 2 項）で定める使用公差を超えないときは、この限りでない。

＜法 49 条 1 項＞

◆　簡易修理（法 49 条 1 項ただし書）

簡易修理とは、計量器の性能、構造に影響を及ぼす修理であって、器差に影響を及ぼす蓋然性の乏しいものとされている。具体的は、法 49 条 1 項ただし書の省令（施行則 11 条 1 項）で定める修理であると明示されている。

法 49 条 1 項ただし書の意味は、届出製造事業者若しくは届出修理事業者又は適正計量管理事業所において簡易修理を行った場合、省令（施行則 11 条 2 項）で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が省令（施行則 11 条 2 項）で定める使用公差を超えないときは、検定証印等の除去を行わなくてもよいということである。

法 49 条 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準は特定計量器検定検査規則（通商産業省令 70 号。以下「検定検査規則」という。）64 条の規定を、同項の経済産業省令で定める使用公差は検定検査規則 65 条の規定を、法 49 条 1 項の検定証印等の除去は検定検査規則 29 条の規定を準用する。

＜施行則 11 条 2 項＞

◆　型式承認表示を除去しない修理等（法 49 条 2 項ただし書）

法 84 条 1 項（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）の表示が付されている特定計量器の改造又は修理をした者は、その表示を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は法 127 条 1 項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について経済産業省令（施行則 12 条 1 項）で定める修理をした場合は、この限りでない。

＜法 49 条 2 項＞

型式承認表示が付されている特定計量器の改造又は修理をした者は、その表示を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者又は適正計量管理事業所において省令（施行則 12 条 1 項）で定める修理（「簡易修理」及び「同一型式の範囲内の修理」）を行った場合は、その型式承認表示の除去はしなくてもよい。（「型式承認表示を除去しない修理」と言う場合は、通常、「同一型式の範囲内の修理」（検定証印等の除去は必要）のことを指す。）

この省令（施行則 12 条 1 項）で定める修理については、「簡易修理」と「型式承認の表示を除去しない修理（その特定計量器に係る型式と同一の型式に属するものとして産総研又は日電検が示す構造の範囲における修理）」とされている。

この修理を行った特定計量器は、「簡易修理」の場合はそのまま使用することができ、「型式承認の表示を除去しない修理」の場合は型式承認表示が付されたものとして検定を受けた後、取引又は証明に使用することができる。

法 49 条 2 項ただし書の経済産業省令で定める修理は、施行則 11 条 1 項に掲げる修理及び当該特定計量器に係る型式の承認のときに、特定計量器をその承認に係る型式と同一の型式に属するものとして独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が示す構造の範囲における修理とする。

＜施行則 12 条 1 項＞

◆　変成器の合番号

変成器の製造又は修理の事業を行う者は、法 74 条 2 項の合番号が付されている変成器の改造又は修理（経済産業省令（施行則 10 条 1 項）で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、その合番号を除去しなければならない。

＜法 49 条 3 項＞

変成器の製造又は修理の事業を行う者は、合番号が付された変成器の改造又は修理（軽微な修理を除く）をしたときは、その合番号を除去しなければならない。

変成器付電気計器については、電気計器と変成器を別々に検査し、その両方の誤差の合計を誤差としている。従って、変成器を改造又は修理した場合は、変成器付電気計器の誤差も変化するため、その合番号の抹消を義務付けたものである。

法 49 条 2 項で規定する法第 84 条 1 項（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）の表示の除去及び法 49 条 3 項で規定する合番号の除去の方法は、検定検査規則 29 条の規定を準用する。

＜施行則 12 条 2 項＞

6-3-5 有効期間のある特定計量器に係る修理

検定証印等の有効期間のある特定計量器については、再検定の前に修理を義務付ける必要のないもの（概ね器差の調整を行えば十分なもの）と、一定期間経過後修理が必要なものがある。

この「一定期間の経過後修理が必要な特定計量器」については、部品等の劣化により性能が悪化する蓋然性が高く、次の有効期間満了前に器差が大きくなる可能性が高いため、一定期間の経過後の修理が義務付けられている。（※この規定は、平成 5 年改正により設けられた。）

① 届出製造事業者又は届出修理事業者は、法 72 条 2 項の政令（施行令 18 条「検定証印等の有効期間のある特定計量器」）で定める特定計量器であって一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令（施行令 12 条）で定めるものについて、経済産業省令（施行則 14 条）で定める基準に従って修理をしたときは、経済産業省令（施行則 15 条）で定めるところにより、これに表示を付することができる。

② ①の表示には、その修理をした年を表示するものとする。

③ 何人も、①に規定する場合を除くほか、特定計量器に①の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

＜法 50 条＞

届出製造（修理）事業者は、一定期間の経過後修理が必要な特定計量器として政令（施行令 12 条）で定めるもの（8 器種）について、省令（施行則 14 条）で定める一定の修理をしたときは省令（施行則 15 条）で定める表示を付すことができる。

この一定期間の経過後修理が必要な特定計量器については、型式承認表示の付されたものの再検定の際に、省令で定める修理表示が付されていないと、検定の合格条件である「構造に係る技術上の基準」（法 71 条 1 項 1 号）に適合するものと見なされない。（法 71 条 2 項括弧書）

◆ 一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器

法 50 条 1 項の政令で定める特定計量器は、別表 3 第 1 号イ、ロ、ハ(1)及びホ並びに第 2 号から第 5 号までに掲げるものとする。

＜施行令 12 条＞

政令で定める特定計量器については、水道メーター、温水メーター、ガスメーター、積算熱量計、最大需要電力計、電力量計、無効電力量計、燃料油メーターの一部（自動車給油用）の 8 機種が定められている。（※燃料油メーターについては、平成 11 年に追加された。）

◆ 修理の基準

法 50 条 1 項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1) ごみ、さび、不要な油等が付着しているかどうかを点検し、付着している場合は、これを除去す

ること。
2) 塗装のはく離又は変質があるかどうかを点検し、必要な場合は、これを補修すること。
3) 表記が不鮮明なものでないか、又は誤認のおそれがないかどうかを点検し、必要な場合は、これを補修すること。
4) 次の表の上欄（a～e）に掲げる特定計量器に応じ、同表下欄に掲げる部品に摩耗、腐食その他の劣化又は損傷があるかどうかを点検し、必要な場合は、検定証印等の有効期間の満了までに劣化又は損傷により構造に影響を及ぼすことのないように補修又は取替えを行うこと。ただし、次の表の上欄に掲げる自動車等給油メーターについては、経済産業大臣が別に定める点検等の基準に適合する場合はこの限りでない。

a)水道メーター及び温水メーター 回転・しゅう動部品、電子回路部、表示機構、パルス発信機構、パッキン、電池
b)自動車等給油メーター 回転・しゅう動部品、電子回路部、表示機構、パルス発信機構、ホース・ノズル、調整機構
c)ガスメーター 膜、回転・しゅう動部品、電子回路部、表示機構、パルス発信機構、パッキン、電池
d)最大需要電力計、電力量計、無効電力量計 入力変換回路、電子回路部、電圧コイル、電流コイル、回転部品、調整機構、表示機構、パルス発信機構、電力開閉機構、電池
e)積算熱量計 回転・しゅう動部品、感温部、信号線、電子回路部、表示機構、パルス発信機構、パッキンチ、電池

5) 経年的に摩耗、腐食その他の劣化が生じる部品として、研究所又は日本電気計器検定所が型式の承認のときに指定した部品の取替えを行うこと。
6) 前二号に掲げる部品以外の部品であって、特定計量器の構造に影響を及ぼすものに摩耗、腐食その他の劣化又は損傷があるかどうかを点検し、必要な場合は補修又は取替えを行うこと。

＜施行則 14 条 1 項＞

4)のただし書については、自動車等給油メーターについて経済産業大臣が別に定める点検等の基準に適合する場合に限って、修理義務を免除するという意味である。

施行則 14 条 1 項 4 号ただし書の規定による点検等を行ったときは、経済産業大臣が別に定める方法により、検定の申請を行うものとする。

＜施行則 14 条 2 項＞

施行則 1 項 4 号ただし書の「経済産業大臣が別に定める点検等の基準及び検定の申請方法等」については、「計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が定める自動車等給油メーターに係る点検等の基準等について」（平成 11 年、通商産業省告示 608 号）により、定められている。

◆ 自動車等給油メーターの修理義務免除（施行則 14 条 1 項 4 号ただし書）

自動車等給油メーターの再検定時の修理義務免除規定については、平成 9 年～13 年における検定の有効期間見直しの際に、業界団体の強い働きかけにより実現したものである。

有効期間の見直し検討については、当時の政府全体の規制緩和推進計画（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、経済産業省の計量行政審議会で取り組まれていたものであり、年次計画として対象を 5 グループに分け、平成 9 年～13 年度までの 5 年間かけて年度ごとに検討が行われた。

燃料油メーターについては、第 2 グループとして平成 10 年度に検討され、この検討の中で法 50 条に

基づく修理義務についても併せて議論された。その結果、小型車載等を除き有効期間（5 年から 7 年へ）の延長と修理義務を課すことが決定され、平成 11 年 11 月 1 日より実施されることとなった。

この法 50 条に基づく修理義務については、業界団体の申し入れにより、経済産業大臣が定める点検等の基準等に適合する場合は免除される措置が追加され、検定の申請方法などが告示として定められた。

修理義務が免除される条件（告示 608 号）

修理義務が免除されるには、器差検査及び構造検査について、計量士の指導の下に適正計量管理事業所又は届出製造（修理）事業者が毎年一回継続して検査し、器差が検定公差を超えないことなどが条件となる。

この場合の適正計量管理事業所は、検査の結果を帳簿に記載して届出製造（修理）事業者に送付し、届出製造（修理）事業者は当該計量器に「点検済表示」（施行則 15 条 2 号イ）を付する。

適正計量管理事業所又は届出製造（修理）事業者は、規定の帳簿様式（自動車等給油メーター点検記録帳簿様式）に記載事項を記載保存し、再検定の際に前回検定以降の検査の結果を記載した帳簿を検定申請書に添付する必要がある。

この規定の実態としては、修理義務（部品交換等）が免除されない計量器に比べ修理点検費用等の検定時の費用負担が軽くなるためであるが、適正計量管理事業所の指定を受けている一部地域（東京、大阪、等）の石油業協同組合の組合員（給油取扱所）が対象となっている。

◆　修理済表示

（修理済表示）

法 50 条 1 項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。

① 修理済表示を付する方法は、スタンプ（容易に消滅しないインクを用いたものに限る。）、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼印又ははり付け印とする。

② 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った年を表すものとする。

イ　点検のみをした場合

ロ　補修又は取替えをした場合

③ 修理済表示の大きさは、直径 18 ミリメートル以上とする。

④　修理済表示には、当該点検又は補修を行った届出製造事業者又は届出修理事業者の名称、登録商標（商標法　（昭和 34 年法律第 127 号）2 条 5 項の登録商標をいう。）又は経済産業大臣に届け出た記号（検則 7 条 3 項 1 号の様式 6 により届け出たものに限る。）を表示すること。
⑤　修理済表示を付する特定計量器の部分は、特定計量器の見やすい箇所とする。

＜施行則 15 条＞

6-4 販売

6-4-1 事業の届出

製造（修理）事業者によって製造（修理）された計量器は、最終的には販売事業者を通じてユーザーに引き渡される。計量法では、この販売事業者についても販売上の一定の知識を有することが求められるため、一定の特定計量器について届出を義務付けている。

政令（施行令 13 条）で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（2 号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が法 40 条 1 項又は法 46 条 1 項の規定による届出に係る特定計量器であってその者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとするときは、この限りでない。

1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2)　事業の区分
3)　当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

＜法 51 条 1 項＞

政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く）事業の届出は、省令で定める事業の区分（質量計）に従い、営業所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行う。（※販売事業については、平成 5 年改正以前の旧計量法では知事への登録制であった。届出制に改められた理由については、計量器の使用方法が比較的容易になったため、専門知識を有する特定の者に限定する必要がなく、一定の説明義務等が果たせれば、広く一般人にも販売事業が行える仕組みにしたとされている。）

（事業の届出）
①　法 51 条 1 項の事業の届出をしようとする者は、様式 8 による届出書をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
②　都道府県知事は、住民基本台帳法 30 条の 8（1 項）の規定により前項の届出をしようとする者に係る同法 30 条の 5（1 項）に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出を使用とする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

＜施行則 17 条＞

◆　**事業の区分**

省令で定める販売事業の区分は、「質量計」となっている。

（事業の区分）
法 51 条 1 項の経済産業省令で定める事業の区分は施行令 13 条 1 号に掲げる非自動はかり、分銅及びおもりとし、事業の区分の略称は質量計とする。

＜施行則 16 条＞

（※事業の区分は、以前は「体温計及び血圧計」と「質量計」の 2 区分であったが、平成 10 年改正により「質量計」の 1 区分に改められた。）

◆　**届出対象の特定計量器**

届出の対象については、製造及び修理の事業については全ての特定計量器が対象となっているが、販売の事業については政令（施行令 13 条）で定める特定計量器に限られている。

政令で定める特定計量器は、非自動はかり（家庭用計量器を除く全てが対象）、分銅及びおもりとなっている。（※販売届出対象の質量計については、旧計量法では「一部はかり」（ひょう量 150kg 以下の手動はかり及び指示はかり（これらの用に供される分銅、おもりを含む））とされていたが、平成 5 年改正により「家庭用計量器を除く全ての非自動はかり」に対象が拡大された。）

（販売の事業の届出に係る特定計量器）

法 51 条 1 項の政令で定める特定計量器は、非自動はかり（施行令 14 条各号（家庭用計量器）に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

＜施行令 13 条＞

（※届出対象計量器は、以前は「ガラス製体温計」「抵抗体温計」「アネロイド型圧力計」が対象であったが、平成 10 年改正により削除された。）

◆　**届出製造（修理）事業者による販売（法 51 条ただし書）**

届出製造（修理）事業者は、その事業の届出に係る特定計量器を製造（修理）したものの販売については、届出を要さず販売事業を行うことができる。

◆　**承継、変更の届出等、廃止の届出**

法 41 条、法 42 条 1 項及び 2 項並びに法 45 条 1 項の規定は、法 51 条 1 項の規定による届出をした者に準用する。この場合において、法 42 条 1 項及び法 45 条 1 項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

＜法 51 条 2 項＞

販売事業の「承継」「変更の届出等」「廃止の届出」については、製造（修理）事業の規定を準用し、同様の手続となる。

（準用）

施行則 7 条 1 項及び 2 項並びに 9 条 1 項の規定は、法 51 条 1 項の事業の届出をした者に準用する。この場合において、施行則 7 条 1 項中「法 42 条 1 項」とあるのは「法 51 条 2 項において準用する法 42 条 1 項」と、施行規 7 条 1 項及び 9 条 1 項中「経済産業大臣」とあるのは「届出を受けた都道府県知事」と、施行則 7 条 2 項中「法 41 条」とあるのは「法 51 条 2 項において準用する法 41 条」と、「法 42 条 2 項」とあるのは「法 51 条 2 項において準用する法 42 条 2 項」と、施行則 9 条 1 項中「法 45 条 1 項」とあるのは「法 51 条 2 項において準用する法 45 条 1 項」と読み替えるものとする。

＜施行則 18 条＞

6-4-2 遵守事項

販売事業者には、製造（修理）事業では「検査義務」が課せられているのに対して、販売事業について「販売事業者が遵守すべき事項」が定められている。

① 経済産業大臣は、経済産業省令（施行則 19 条）で、法 51 条 1 項の政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者（以下この条において「販売事業者」という。）が遵守すべき事項を定めることができる。

② 都道府県知事は、販売事業者が前項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。
③ 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
④ 都道府県知事は、①の経済産業省令で定める事項を遵守しないため②の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 52 条＞

販売事業者が遵守すべき事項については、省令（施行則 19 条）により定められ、この遵守事項を課すことが届出規制の意義でもある。

（遵守事項）
法 52 条 1 項の経済産業省令で定める販売事業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
1) 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
2) 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

＜施行則 19 条＞

1)の規定は、「譲渡等の制限」対象の計量器では検定証印等のないものの販売禁止規定があるため、こうした知識の習得に努めることが必要なためである。

2)の規定は、定期検査対象の計量器では購入者にその旨を周知する必要があること、などから設けられたと言われている。

６-４-３販売事業者が行える修理

旧計量法では、省令で定める検査設備を有する販売事業者が知事に届け出た場合、省令で定める一定の修理を付帯事業として行える規定があった。平成 5 年改正の新計量法では、これらの規定はないが、新計量法施行日（平成 5 年 11 月 1 日）において旧法の届出をし付帯事業としての修理を行っている販売事業者については、新法以降もこれらの修理ができるように配慮する規定が設けられている。

具体的には、省令（施行則附則 5 条）で定める検査設備と修理事項について知事に届け出た場合、当該販売事業者は従来どおりの修理行為を行うことができる。（※修理事業の届出は必要。）

（修理の事業）
① 計量法（昭和 26 年法律 207 号。以下「旧法」という。）50 条 2 項の届出をした同条 1 項の販売事業者であって、法の施行の際現に当該届出に係る修理の事業を行っている者は、施行則 13 条（準用規定）において準用する施行則 5 条 1 項（製造事業の区分）の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに修理の事業の届出をすることができる。
② ①の届出をした者についての法 46 条 1 項 4 号の器具、機械又は装置であって経済産業省令で定めるものは、次の表の上欄の事業の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

＜施行則附則 5 条＞

販売事業者が行うことができる修理の具体例としては、「棒はかり」の懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え、目盛標識の復元などとなっている。

６-５家庭用特定計量器

６-５-１家庭用計量器制度の経緯

家庭用計量器制度は、昭和 47 年改正により登場したものである。当時の計量行政審議会では、家庭用計量器の品質の適正化について、婦人団体等の消費者側から粗悪品が出回っているとの指摘やその恐れがあるとして、不満の声が挙がっていた。審議会答申では、こうした問題を放置することは計量行政全般の不信を招く恐れがあること、消費者には家庭用計量器の技術的な良否の識別能力がないことなどにより、消費者保護の立場から家庭用計量器の品質性能確保に対する施策を強化整備することとなった。

家庭用計量器制度は、国民生活に密着した計量器であることやこうした強い要望のあったことを踏まえて、指定家庭用計量器の「製造等における基準適合義務」を設けたものである。

なお、「家庭用計量器」は、平成 5 年改正により、「家庭用特定計量器」とされた。

６-５-２家庭用特定計量器制度

家庭用特定計量器制度の概略は、政令で指定した特定計量器について、国が一定の技術上の基準を設定する。事業者には、その遵守義務を課し、これに合致しているものに一定のマークを表示させ、そのマークが付されたもの以外の販売を禁止している。行政としての対応は、必要に応じて立入検査や試買検査等を行い、基準の遵守状況を監視することとされている。制度としては、検定制度と自主検査との中間的な位置づけとされている。

◆　製造等における基準適合義務

主として一般消費者の生活の用に供される計量器は、取引又は証明に使用される計量器ではないため、検定を受ける必要はない。しかし、一定の特定計量器については、消費者保護の観点から、製造事業者等に特別の義務や制限を設けられている。

> ①　主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（法 57 条 1 項の政令で定める特定計量器を除く。）であって政令（施行令 14 条）で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令（施行則 20 条）で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。
>
> ②　①の政令で定める特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器を販売するときは、同項の経済産業省令（施行則 20 条）で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。
>
> ＜法 53 条＞

①は、政令で定める特定計量器（家庭用特定計量器）の届出製造事業者について、製造等における基準適合義務（省令で定める技術上の基準）を規定している。

括弧書は、「譲渡等の制限に係る特定計量器」についても一般消費者の生活の用に供されるものであるが、譲渡等の前に検定が義務付けられているため、家庭用特定計量器の対象から除外したものである。

ただし書は、製造事業者が輸出のために製造する場合（知事への届出が必要）又は試験的に製造する場合について、当該義務の除外を規定したものである。

②は、輸入事業者が家庭用特定計量器を販売する場合についても、①の適合義務を課すものである。

ただし書は、輸出のために家庭用特定計量器を販売する場合（知事への届出が必要）について、当該

義務を除外したものである。

◆　対象計量器

家庭用特定計量器の対象は、ヘルスメーター（一般体重計）、ベビースケール（乳児用体重計）、キッチンスケール（調理用はかり）の 3 種類となっている。

（製造等における基準適合義務に係る特定計量器）

法 53 条 1 項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

1)　ひょう量が 20kg を超え、200kg 以下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの

2)　ひょう量が 20kg 以下の非自動はかりであって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの

3)　ひょう量が 30kg 以下の非自動はかりであって、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの

＜施行令 14 条＞

対象計量器は、以前は「ガラス製温度計」「バイメタル式温度計」「繊維製巻尺」が対象となっていたが、製造技術の向上等から一定の精度が確保されたこと、厳密な計量としてではなく目安用として扱われること、贈答品やアクセサリーとして用いられる要素が強いとして、平成 5 年改正の際に規制から除外された。

なお、現在の対象計量器（3 種類）が残された理由については、価格競争の激化により品質低下の恐れがあること、消費者からの苦情（不良品が多い）があること、日常生活に密着し国民の信頼維持の視点から重要であること、などであるとされている。

◆　技術上の基準

家庭用特定計量器の技術上の基準は、省令（施行則 20 条）により、家庭用特定計量器として必要かつ十分な構造（表記事項、機構、性能）及び器差が具体的に定められている。

（家庭用特定計量器の技術上の基準）

①　法 53 条 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表 2 の上欄に掲げる特定計量器の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

②　検則 2 条の規定は、①の別表 2 中の用語について準用する。

＜施行則 20 条＞

この技術上の基準については、取引又は証明用ではなく目安用であることや一般家庭への普及という観点から低価格となっていることから、検定の合格条件よりやや緩いものとなっている。（※平成 5 年改正においては、輸送時における衝撃及び振動に対する器差の影響を考慮し、耐久性の向上を図るための検査項目（衝撃、振動）が追加されている。）

◆　輸出及び輸入の届出

（家庭用特定計量器の輸出の届出）

①　法 53 条 1 項の政令で定める特定計量器（以下「家庭用特定計量器」という。）の届出製造事業者は、輸出のため当該家庭用特定計量器を製造しようとするときは、同項ただし書の規定により、様式 9 による届出書を当該家庭用特定計量器の製造を行う工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

②　家庭用特定計量器の輸入の事業を行う者は、輸出のため当該家庭用特定計量器の販売をしようとするときは、法 53 条 2 項のただし書の規定により、様式 10 による届出書を当該家庭用特定計量器の販売を行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

＜施行則 21 条＞

①は、輸出のための家庭用特定計量器を製造する場合であらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に製造する場合には、当該義務は課されない。

②は、家庭用特定計量器の輸入事業者についても、輸出のため販売しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。

◆ 表示

① 法 53 条 1 項に規定する届出製造事業者又は同条 2 項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時までに、経済産業省令（施行則 22 条）で定めるところにより、これに表示を付さなければならない。

② ①の規定は、法 53 条 1 項ただし書又は 2 項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売される特定計量器及び検定証印等が付された特定計量器については、適用しない。

③ 何人も、①に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

＜法 54 条＞

家庭用特定計量器の届出製造事業者及び輸入事業者は、その販売時までに当該家庭用特定計量器に省令で定める表示を付さなければならない。

②は、法 53 条 1 項ただし書及び同 2 項ただし書の場合並びに検定証印等が付されたものについて、表示義務の対象から除外したものである。

③は、これらの場合のほかは、当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないことを規定している。

（表示の方法）

法 54 条 1 項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならない。

1) 表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。

2) 表示の形状は、次のとおりとする。

3) 表示の大きさは、直径 8 ミリメートル以上とする。

4) 表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

＜施行則 22 条＞

法 53 条 1 項の政令で定める特定計量器の販売の事業（同項に規定する届出製造事業者又は同条第 2 項に規定する者が行うその製造又は輸入をした特定計量器の販売の事業を除く。）を行う者は、法 54 条 1 項の表示又は検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

＜法 55 条＞

家庭用特定計量器の販売事業者は、当該表示及び検定証印等が付されたものでなければ、当該家庭用特定計量器を販売又は販売目的で陳列してはならない。

ただし書は、輸出のため販売する場合で知事に届け出た場合は除外する規定である。

◆ **改善命令**

経済産業大臣は、法 53 条 1 項に規定する届出製造事業者又は同条 2 項に規定する者が同条 1 項又は 2 項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は販売する特定計量器が同条 1 項の経済産業省令（施行則 20 条）で定める技術上の基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 56 条＞

家庭用特定計量器の届出製造事業者及び輸入事業者が基準適合義務に違反している場合は、大臣はその者に対して、製造又は販売する特定計量器が技術上の基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

なお、技術上の基準適合義務は、届出製造事業者が当該計量器を製造する場合及び輸入事業者が当該計量器を販売する場合に課せられるものであり、使用段階又は流通段階にあるものには適用されない。従って、具体的な手順の例としては、流通段階や使用段階において技術上の基準を大きく下回るような製品が見つかったときに、事業者への立入検査等により基準適合義務違反の事実が判明した場合、改善命令が出されることとなる。

6-6 譲渡等の制限

6-6-1 「譲渡等の制限」規定の趣旨

「譲渡等の制限」とは、政令で定める特定計量器について、取引又は証明に使用すると否とを問わず、検定証印等の付されたものでなければ、当該特定計量器の譲渡、貸し渡し、修理を委託した者への引渡しをしてはならない規定である。

検定制度は、社会に供給される個々の計量器の精度や性能を法的に保証するための制度であり、取引又は証明に使用される特定計量器については「使用の制限」（法 16 条）規定が適用される。

検定合格前の「譲渡等の制限」規制は、計量器の製造技術が比較的低かった時代には全ての計量器が規制の対象であったが、計量器の製造技術水準が向上し適正計量思想が比較的徹底した段階において、取引又は証明上の計量に使用する特定計量器に限って適用されるようになった。（※全ての検定対象計量器に検定合格前の譲渡等の制限が課せられていたのは、昭和 41 年改正以前である。）

検定合格前の「譲渡等の制限」が残された計量器については、人命に深くかかわりを持つものであり、粗悪品が流通する場合の影響が大きく、一般市民が広く使用し取締り等による精度や性能のチェックが困難であることから、適正な計量器のみを供給する必要があるとされている。

6-6-2 譲渡等の制限の内容

① 体温計その他の政令（施行令 15 条）で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等（法 72 条 2 項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。次項において同じ。）が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

② ①の政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（同項に規定する者を除く。）は、検定証印

等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、若しくは貸し渡すために所持してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

＜法 57 条＞

①は、政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者に対して、検定証印等のないもの譲渡、貸し渡し、修理を委託した者に引き渡してはならないことを規定している。

②は、販売事業者に対しても、検定証印等のないものの譲渡、貸し渡し、これらのための所持を禁止している。

①のただし書及び②のただし書については、輸出のための譲渡等で、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは、「譲渡等の制限」規制は課せられないことを規定している。

◆　**対象計量器**

（譲渡等の制限に係る特定計量器）

法 57 条 1 項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

1)　ガラス製体温計
2)　抵抗体温計
3)　アネロイド型血圧計

＜施行令 15 条＞

抵抗体温計については、平成 5 年改正において追加された。（※抵抗体温計が新規に検定対象になったのも平成 5 年改正である。）

また、抵抗体温計（電子体温計）については、予測式と実測式のものがあり、予測式である場合にはその旨の表記が義務付けられている。

6-7 特殊容器

6-7-1 特殊容器制度の沿革

この制度は、歴史的には「容量検査」制度から引き継がれたものである。「容量検査」制度とは、酒や醤油等の瓶に容量を示す目盛を入れ、これを都道府県知事が検査し合格した瓶に容量検査証印を押し、その証印の入った瓶に酒等を目盛まで満たして販売するときについて、計量器で計量する義務を免除する制度であった。

現在の「特殊容器」制度になったのは、昭和 31 年改正において、ガラス製瓶の製造技術の飛躍的な発達などから、従来の容量検査制度を廃止し現在の瓶の型式承認のような制度となった。特殊容器は、大臣指定を受けて社内検査に合格した旨の表示（いわゆる「マル正マーク」）を付すことから、「マル正びん」とも呼ばれていた。

現在の特殊容器制度は、法 16 条「使用の制限」の適用除外として、法 17 条で特殊容器（計量器ではない）については「政令で定める商品を省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合は」取引又は証明に使用してもよいとしている。（※これにより、酒やしょうゆ等は、瓶を基準にして直接取引を行うことが認められている。）

一方、制度の現状については、ビール瓶や一升瓶等が特殊容器に指定されているが、平成 5 年改正時の実態調査では、取引又は証明としては上記のような使用ケースがほとんどないとのことであった。

なお、平成 5 年改正時の審議会答申（平成 3 年）では、「ユーザーにおける量目管理、消費者の量目識別の容易性、省資源及び地球環境保護の要請に対する一方策として、具体的な本制度の積極的な活用が望まれる。」としている。

6-7-2 特殊容器製造事業の指定

法 17 条 1 項の指定は、特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「製造者」という。）又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「外国製造者」という。）の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。

＜法 58 条＞

計量法上「特殊容器」は、「透明又は半透明の容器であって省令で定めるもの」とされている。従って、この条文の意味は、「省令（施行則 25 条）で定める型式（42 種類）に属する特殊容器」を製造するものは、「経済産業大臣の指定」を受けなければならないが、この指定は「製造者又は外国製造者」の申請により、その「工場又は事業場ごと」に行われるということである。（※因みに、外国製造者の指定が始まったのは、昭和 58 年公布法律 57 号により、昭和 62 年に第 1 号が指定された。）

◆ 指定の申請

法 17 条 1 項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2) 工場又は事業場の名称及び所在地
3) 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項（経済産業省令（施行則 28 条 2 項）で定めるものに限る。）
4) その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

＜法 59 条＞

指定の権限については、経済産業大臣であるが、法 168 条の 8 に基づく施行令 41 条 1 項で都道府県知事に委任されている。（※これについては、平成 5 年改正時において、指定事務の迅速化の観点から、従来の通商産業局長経由で指定する手続きを管轄の都道府県に経由事務を委任（工場審査を含め）するよう改められた。）

（都道府県が処理する事務）

法 17 条 1 項 、法 59 条、法 62 条 1 項、法 64 条、法 65 条及び法 67 条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

＜施行令 41 条 1 項＞

（指定の申請）

① 法第 17 条 1 項の指定を受けようとする者は、法 59 条により様式 54 の申請書をその申請に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

② 法 59 条 3 号の経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

1) ガラス原料の調合のための設備の名称、性能及び数
2) 溶融ガラスの形成のための設備の名称、性能及び数
3) 溶融ガラスの成形機への供給のための設備の名称、性能及び数
4) 溶融ガラスの成形機の名称、性能及び数
5) 成形した容器の冷却のための設備の名称、性能及び数
6) 前各号の設備及び金型その他容器の形状を決めるのに必要な設備管理の方法
7) 特殊容器の検査工程における検査のための設備の名称、性能及び数
8) 法 63 条 1 項各号の検査の方法及び当該検査の管理の方法

＜施行則 28 条＞

◆　**指定の基準**

① 法 67 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない製造者は、法 17 条 1 項の指定を受けることができない。

② 経済産業大臣は、法 17 条 1 項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

1) 特殊容器の製造の方法が経済産業省令（施行則 30 条）で定める基準に適合するものであること。

2) 特殊容器の検査の方法が経済産業省令（施行則 30 条）で定める基準に適合するものであること。

＜法 60 条＞

①は、欠格事項を規定している。

②は、指定の条件として、「製造の方法」と「検査の方法」の二つを規定している。

（指定の基準）

① 法 60 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1) ガラス原料の調合に関する事項一定の割合にガラス原料を計量して、目標組成に応じた均質な調合原料にできる調合装置を用いること。

2) 溶融ガラスの形成に関する事項

イ ガラス原料を加熱溶融し、均質な溶融ガラスが形成される温度制御ができるガラス溶融炉を用いること。

ロ 素地面を自動的に計測して、その変動を小さくできる素地面制御装置を用いること。

3) 溶融ガラスの成形機への供給に関する事項

イ 溶融ガラスを成形に適した温度に調整できる温度調整装置を用いること。

ロ 一定の質量の溶融ガラスを成形機と同調して供給できるガラス素地供給装置を用いること。

4) 溶融ガラスの成形に関する事項

イ 適切な冷却装置を有し、中空のガラス容器を成形できる成形機を用いること。

ロ ガラス素地供給装置と連動する成形機を用いること。

ハ 成形する際は、施行則 25 条に定める型式の形状及び容量に適合する金型を用いること。

5) 成形した容器の冷却に関する事項ガラスの徐冷点からひずみ点までの温度域を適切に徐冷できる装置を用いること。

6) 設備及び金型の管理に関する事項

イ 前各号の設備をその精度が十分保持できるよう適切に管理すること。

ロ 金型検査を行いその各部の寸法を管理すること。

② 法 60 条 2 項 2 号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1) 特殊容器の検査工程における検査に必要な設備として以下のものを有していること。

イ 水準器

ロ ハイトゲージであって、それに付された副尺で計ることができる長さが 0.1 ミリメートル以下で、製造する特殊容器の高さを計ることができるもの

ハ 温度計

ニ　基準ビュレット又は登録事業者が特定標準器による校正等をされた計量器又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものを用いて定期的に校正を行った計量器であって、当該基準器と同じ又はより高い精度のもの（第四号イの検査方法を用いる場合に限る。）

ホ　特級基準分銅若しくは一級基準分銅又は登録事業者が特定標準器による校正等をされた計量器又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものを用いて定期的に校正を行った計量器であって、当該基準器と同じ又はより高い精度のもの及び目量が百ミリグラム以下の質量計（4 号ロの検査方法を用いる場合に限る。）

2)　法 63 条 1 項 1 号に適合しているかどうかの検査の方法は、6)の抽出した特殊容器から任意に一個を抽出し、当該特殊容器が施行則 25 条の当該特殊容器の型式に合致しているかどうかを検査し、当該型式に適合する場合を合格とする検査の方法であること。

3)　法 63 条 1 項 2 号の検査は、温度 20 度の場合を標準として水を用いて行うこと。

4)　法 63 条 1 項 2 号 に適合しているかどうかの検査の方法は、次に掲げるいずれかの方法により容量を検査し、6)の基準に適合する場合を合格とする検査の方法であること。

イ　検査をする特殊容器を水平台の上に定置し、1)ニを用いて水を検査する特殊容器に移し、液面の最下部が次の表の上欄に掲げる型式の特殊容器のそれぞれについて同表の下欄に掲げる高さに一致したときに、その移した水の量が、その特殊容器の容量から容量公差を減じた量から、その特殊容器の容量に当該容量公差を加えた量までの範囲にあるかどうかの検査

ロ　検査をする特殊容器を水平台の上に定置し、水を検査する特殊容器に移し、液面の最下部が次の表の上欄に掲げる型式の特殊容器のそれぞれについて同表の下欄に掲げる高さに一致したときに、1)ホを用いて水の質量を測定し、その質量を次の換算式に従って換算した値が、その特殊容器の容量から容量公差を減じた量から、その特殊容器の容量に当該容量公差を加えた量までの範囲内にあるかどうかの検査

$V_{20} = k \times W$

V_{20} は、温度 20 度に換算した容量（ミリリットル）

Wは、水の質量（グラム）

$k = \{1 + \rho(1 \div d - 1 \div \delta) + \beta(20 - t)\} \div d$

d は、温度 t 度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

ρ は、空気の密度 0.0012 グラム毎立方センチメートル

t は、測定時の温度（度）

δ は、基準分銅の密度 8.0 グラム毎立方センチメートル

β は、ガラスの体膨張係数 0.000025 毎度

～表略～

5)　前号の高さは、特殊容器を水平台の上に定置した場合において、その特殊容器に入れた水の液面の最下部からその水平台に下した垂線の長さとする。

6)　法 63 条 1 項 3 号に適合しているかどうかの基準は、ロットごとに当該ロットから任意に 9 個を抽出し、経済産業大臣が別に定めるところの基準に適合している場合を合格とするものであること。この場合において、一ロットとは、同一型式ごとに同一日に同一の方法により連続して成形されたものとする。

7) 特殊容器の検査を実施した場合は、速やかに検査記録を作成し、検査を行った日から 3 年以上保存すること。検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとすること。

イ 検査を行った特殊容器の型式及び数

ロ 検査を行った特殊容器のロットの製造年月日及び数

ハ 検査を行った年月日及び場所

ニ 検査を実施した者の氏名

ホ 検査の方法

ヘ 検査の結果

＜施行則 30 条＞

容量検査の方法（法 60 条 2 項 2 号）については、平成 5 年改正において、それまでの「製造管理規程」（検査方法はビュレット法）によるものとされていたが、規定した抽出検査の方法とし、質量から体積を算出する「質量法」が従来の「ビュレット法」に併せて導入された。

◆ 承継

法 17 条 1 項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続、合併若しくは分割（当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が法 60 条 1 項に該当するときは、この限りでない。

＜法 61 条＞

これは、指定製造者の事業の譲渡、相続、合併（分割）等の場合の地位の承継を規定している。ただし書は、欠格事項（法 60 条 1 項）に該当する場合を除外している。

◆ 変更の届出等

① 指定製造者は、法 59 条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

② ①の場合において、法 61 条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

＜法 62 条＞

この「変更の届出等」の提出先については、法 168 条の 8 に基づく施行令 41 条 1 項により、都道府県知事となる。

（変更の届出等）

① 指定製造者は、法 62 条 1 項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式 55 による届出書をその届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

② 法 61 条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、法 62 条 2 項の事実を証する書面として、次に掲げるものを第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

1) 法 61 条の規定により事業の全部を譲り受けたことによって指定製造者の地位を承継した者であって、個人にあっては、様式 56 による書面、法人にあっては、当該書面及び登記事項証明書

2) 法 61 条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員

の同意により選定されたものにあっては、様式 57 による書面及び戸籍謄本

3) 法 61 条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式 58 による書面及び戸籍謄本

4) 法 61 条の規定により合併によって指定製造者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

5) 法 61 条の規定により分割によって指定製造者の地位を承継した法人にあっては、様式 58 の 2 による書面及びその法人の登記事項証明書

③ 都道府県知事は、住民基本台帳法 30 条の 8（1 項）の規定により①の届出をしようとする者に係る同法 30 条の 5（1 項）に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出を使用とする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

＜施行則 31 条＞

6-7-3 表示

① 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、経済産業省令（施行則 32 条 1 項）で定めるところにより、これに表示を付することができる。

1) 法 17 条 1 項の経済産業省令（施行則 25 条）で定める型式に属すること。

2) その器差が経済産業省令（施行則 33 条）で定める容量公差を超えないこと。

② 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、経済産業省令で定める方法により、法 59 条 4 号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について法 17 条 1 項の経済産業省令（施行則 32 条 2 項）で定める容量を表記しなければならない。

③ 何人も、①（法 69 条 1 項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に①の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

＜法 63 条＞

①は、指定製造者は、その指定された工場等において製造した特殊容器が「省令で定める型式に属すること」と「その器差が省令で定める容量公差を超えない」ときは、当該特殊容器に省令で定める「表示」を付すことができることをい規定している。

②は、指定を受けた者は、①の表示をするときは「その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号」と「その型式について省令で定められた容量」を表記しなければならないことを規定している。

③は、これらの場合以外を除き、何人も特殊容器に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないことを規定している。

（表示）

① 指定製造者は、法 63 条 1 項の規定により特殊容器に表示を付するときは、次の各号に定めるところにより付するものとする。

1) 表示は、容易に消滅せず、かつ、明りょうに読みとれるものとする。

2) 表示の大きさ及び形状は、7mm 以上の短径とし、短径と長径の比が 3 対 4 となる大きさで、次のとおりとする。

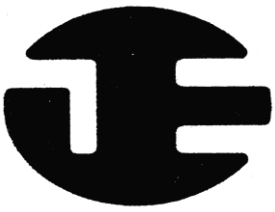

3) 表示を付する特殊容器の部分は、特殊容器の底面を除いた外側の部分であって、表示が折れ曲がらない部分とする。

② 法 63 条 2 項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする

1) 記号の表記は、容易に消滅せず、かつ、明りょうに読みとれるもので、①2)の表示に隣接した部分又は底面に表記するものとする。

2) 容量の表記は、容易に消滅せず、かつ、明りょうに読みとれるものであり、次に掲げるところにより、①2)の表示の右側に並べて表記するものとする。

イ 容量を表す数字は算用数字とし、その大きさは①2)の表示の短径の 4 分の 3 の大きさとする。

ロ 容量を表す数字は、その上端及び下端が①2)の表示の上端及び下端を超えないように表記するものとする。

ハ 容量を表す計量単位の記号は「m l」とし、その大きさは「m」については①2)の表示の短径の 8 分の 3、「l」については 8 分の 5 の大きさとする。

ニ 容量を表す数字及び計量単位の記号は、それぞれの下端が同一線上にあるように表記するものとする。

＜施行則 32 条＞

表示マークについては、平成 5 年改正において、現在の表示マークに変更された。表示マークの変更については、この制度の意義を広く PR するためとして、複数の候補の中から従来から親しみのあるマルショウをデザイン化した現在のマークが選ばれた。

6-7-4 適合命令

経済産業大臣は、指定製造者が法 60 条 2 項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 64 条＞

この条文は、指定製造者が指定の要件（法 60 条 2 項）に適合しなくなったとき、当該事業者に適合命令を行うことができることを規定している。適合命令を行なうことができる者は、法 168 条の 8 に基づく施行令 41 条 1 項により、都道府県知事に権限委任されている。

6-7-5 廃止の届出

指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

＜法 65 条＞

廃止届の提出先は、法 168 条の 8 に基づく施行令 41 条 1 項により、都道府県知事となる。

6-7-6 指定の失効

指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

＜法 66 条＞

6-7-7 指定の取消し

経済産業大臣は、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1) 法 62 条 1 項又は法 63 条 2 項若しくは 3 項の規定に違反したとき。
2) 法 64 条の規定による命令に違反したとき。
3) 不正の手段により法 17 条 1 項の指定を受けたとき。

＜法 67 条＞

「指定の取消し」の権限は、法 168 条の 8 に基づく施行令 41 条 1 項により、都道府県知事である。

指定を取り消すことができる場合は、1)届出義務違反又は表示違反、2)適合命令違反、3)不正により指定を受けたときである。

6-7-8 表示の除去

特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。）の事業を行う者（以下「特殊容器輸入者」という。）は、法 63 条 1 項（法 69 条 1 項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、法 63 条 1 項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

＜法 68 条＞

特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。）の事業を行う者は、法 63 条 1 項により表示された以外の場合で、当該表示又はこれと紛らわしい表示が付された特殊容器を輸入したときは、これを譲渡又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

6-7-9 外国製造者に係る指定

① 法 59 条及び法 60 条の規定は外国製造者に係る法 17 条 1 項の指定に、法 61 条から法 67 条までの規定は同項の指定を受けた外国製造者（以下「指定外国製造者」という。）に準用する。この場合において、法 60 条 1 項中「法 67 条」とあるのは「法 69 条 1 項において準用する法 67 条又は法 69 条 2 項」と、法 63 条 3 項中「何人も」とあるのは「指定外国製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、法 64 条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、法 67 条 2 号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

② 経済産業大臣は、①において準用する法 67 条の規定によるもののほか、指定外国製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1) 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
2) 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。
3) ③の規定による費用の負担をしないとき。

③　②2)の規定による検査に要する費用（政令（施行令 16 条）で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

＜法 69 条＞

外国において本邦に輸出される特殊容器の製造を行う事業者については、国内の指定製造者と同様に条文を一部読み替えて適用されるが、管轄する都道府県がないため、権限主体は経済産業大臣となる。

②は、指定外国製造者の指定を取り消すことができる規定である。

③は、指定外国製造者の指定の取り消しに係わる検査に要する費用について、当該外国製造者の負担とする規定である。

（指定外国製造者の工場等における検査に要する費用の負担）

法 69 条 3 項の政令で定める費用は、同条 2 項 2 号の検査のため同号の職員がその検査に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令（手数料則[xvii] 1 条～3 条）で定める。

＜施行令 16 条＞

[xvii] 「手数料則」：計量法関係手数料規則（平成 5 年、通商産業省令 66 号）の略

7 検定等

計量法におけるこの章は、検定制度に関連する諸制度をまとめたものとなっている。検定制度は、正確な計量器を供給するための基本となる制度であり、計量制度の根幹ともいえる。その内容は、技術的な色彩が濃く、具体的な規定の多くは検則をはじめとする政省令に委ねられ、その総量は膨大なものとなっている。一方、計量法条文では、基本的な事項等が制度全体の氷山の一角として規定されているようなものであり、検定技術等の経験のない者が理解するには大きな試練となっている。

◆　平成 3 年審議会答申

検定制度等については、平成 5 年改正の際に大きく見直されている。当時の計量行政審議会答申（平成 3 年）では、「現行の最終製品を一品ずつ検定するという制度は、計量器の生産が少なく、またその構造が比較的簡単であって、かつ製造事業者の製造、品質管理能力の水準が極めて低い時代に導入されたものである。しかし、最近の技術進歩に伴う計量器の構造の複雑化、電子化及び製造事業者の製造、品質管理能力の向上の中でこのような制度は規制の実効性という観点から必ずしも適当なものではないと考えられる。」としている。更に、「量産品の機器の対する規制方法としては、分野を問わず、型式承認と製造事業者の製造品質管理能力による規制を組み合わせて実施する方法が内外を問わず一般化しつつある現状であり、例外なく全数検定を実施するという計量法の制度は他にほとんど例のない規制方法となっている。」としている。そして、答申の「規制の新たな方向」の「具体的指針」として、「型式承認制度の見直し」「検定制度の見直し」「有効期間後の計量器の再検定、有効期間」などが示された。

「型式承認制度の見直し」については、「現在、一部の器種に限られている型式承認を、少量生産品を除き、原則として検定に前置することとするべきである。」などの答申を受け、対象を全特定計量器に拡大し、従来無期限であった型式承認について有効期限が定められるなどの改正が行われた。

「検定制度の見直し」については、「要件を満たした特定の事業所で製造された計量器については、技術基準に適合する旨の表示を附することにより検定に代えることができるものとすることが適当である。」などの答申を受け、指定製造事業者制度が新たに創設された。

「有効期間後の計量器の再検定、有効期間」については、「計量器の器種によっては、有効期間の長さ、使用形態、材質等を踏まえて、再検定前に製造事業者又は修理事業者による一定の技術基準に基づく修理を義務付けることを検討するべきである。」などの答申を受け、「一定期間の経過後修理が必要な特定計量器」の規定や検定有効期間の見直し（延長）などが行われた。

7 - 1 検定

検定とは、一般的に「あるものを一定の基準に従って検査し、それが基準に合格しているかどうかを確定又は認定すること」とされている。

適正な計量の実施を確保するためには、使用する計量器が正確であることが不可欠である。計量法では、計量器の製造事業者等の届出制度等を実施し、適正な計量器が社会に供給されることを期待しているが、一つ一つの計量器が全て十分な性能を有することを保障するものではないため、その性能が一定水準以下の計量器の供給を制限する制度が必要になる。

検定は、取引又は証明に使用される特定計量器が省令で定める構造や精度を有しているかを検査することであり、法で定める技術上の基準に適合しているものについてその使用を認めることとして、特定計量器の適正さを公的に担保するものである。

特定計量器の精度を公的に担保することは、この検定制度を前提に「検定に合格して検定証印が付さ

れたものでなければ特定計量器を取引又は証明における計量に使用（所持）してはならない」（法 16 条 1 項 2 号イ）という、計量器の使用に関する中核的な規制の実効性の確保により実現される。

7 - 1 - 1 検定の申請

特定計量器について法 16 条 1 項 2 号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令（施行令 17 条、別表 4）で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

＜法 70 条＞

検定の実施主体（申請の提出先）は、経済産業大臣（法 168 条の 2（1 号～4 号）により産総研）、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関の四者であり、どの特定計量器について誰が検定主体となるかの区分は政令（施行令 17 条、別表 4）で定められている。

検定の実施主体については、検定に関する技術的能力や施設、設備、人員等が必要であるため、国が検定主体となっているものについては適切な機関に移管を行うとされている。国（産総研）と都道府県の区分については、計量器の検査が高度な技術を要するか否かによって分かれ、都道府県知事に検査設備、検査能力等が整ったものについては順次委譲されてきている。

因みに、検定の実施機関については、公正中立の確保、十分な技術的能力、不断の業務遂行が要件とされるため、以前は原則的に国又は国に準ずる機関のみに限定されてきた。具体的には、日電検（電気計器）が追加された昭和 41 年改正以前は国及び知事の二者、指定検定機関（環境計量器）が追加された昭和 47 年改正以前は三者であった。さらには、平成 5 年改正において、検定実施主体の見直しとして、製造事業者の自主検査を検定に代えることのできる指定製造事業者制度が導入されている。

◆　検定の申請（実施主体、手続き等）

① 法 70 条の申請書（以下この条において単に「申請書」という。）は、別表 4 の上欄に掲げる特定計量器ごとに、法 84 条 1 項 （法 89 条 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表示が付されたもの（施行令 12 条で定める特定計量器であって法 84 条 1 項の表示が付されてから法 71 条 2 項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあっては、法 50 条 1 項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法 71 条 2 項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）にあっては同表の中欄に、その他のものにあっては同表の下欄に掲げる者に提出するものとする。

② 別表 4 の中欄又は下欄に日本電気計器検定所及び指定検定機関（法 16 条 1 項 2 号イの指定検定機関をいう。以下同じ。）のみが掲げられている場合において、日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検定業務を実施できないとき（同表 8 号イ又は 12 号に掲げる特定計量器にあっては、天災その他の事由によって当該検定業務を実施できないとき、又は日本電気計器検定所法 （昭和 39 年法律 150 号。以下「検定所法」という。）23 条 2 項の規定によっては当該検定業務を実施できないとき）は、①の規定にかかわらず、当該特定計量器についての申請書は、独立行政法人産業技術総合研究所に提出することができるものとする。

＜施行令 17 条＞

①の申請書の提出先は、型式承認（法 84 条 1 項（「外国製造事業者に係る型式の承認等」（法 89 条 4 項に準用する場合を含む）の表示が付されたものは別表 4 の中欄に、その他のもの（型式承認表示のないもの）は別表 4 の下欄に掲げる者に提出する。「法 84 条 1 項の表示が付されたもの」の括弧書の意味は、「一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器」（施行令 12 条）にあっては「修理済表示」（法 50 条 1 項）の表示が付され「当該表示を付した日から次の年の末日まで」（法 71 条 2 項の省令（検則

18 条）で定める期間）を経過していないものに限るとなる。

②は、申請書の提出先で日電検及び指定検定機関のみが掲げられている場合で当該機関が当該検定業務を実施できないとき、①の規定に係わらず当該検定の申請は産総研へ提出することができる。これは、指定検定機関等が検定業務を行えなくなったとき、最終的には国が責任を負う形で検定業務を実施しなければならないことを規定している。

（申請）

① 検定を受けようとする者は、様式 1 による申請書をその検定を行う都道府県知事、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）、日本電気計器検定所又は指定検定機関（以下「検定機関等」という。）に提出しなければならない。

② 変成器付電気計器検査を受けようとする者は、様式 2 による申請書をその変成器付電気計器検査を行う日本電気計器検定所又は指定検定機関に提出しなければならない。

③ 装置検査を受けようとする者は、様式 3 による申請書をその装置検査を行う都道府県知事に提出しなければならない。

④ ①②③の申請書には、検定、変成器付電気計器検査又は装置検査（以下「検定等」という。）を受けようとする特定計量器の構造図、作動原理図その他の特定計量器の構造、使用方法及び使用条件を説明した書類を添付しなければならない。ただし、法 84 条 1 項（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）の表示（以下「型式承認表示」という。）が付された特定計量器（施行令 12 条に規定する特定計量器であって型式承認表示が付されてから検則 18 条に規定する期間を経過したものにあっては、法 50 条 1 項の表示（以下「修理済表示」という。）が付され、かつ、当該表示が付されてから検則 18 条に規定する期間を経過していないものに限る。）に係る検定等の申請書及び検定機関等が特に認める場合にあっては、この限りでない。

⑤ ①から③までの申請書には、当該申請に係る特定計量器が法 71 条 1 項各号（変成器付電気計器検査にあっては法 74 条 1 項 2 号、装置検査にあっては法 75 条 2 項の技術上の基準）に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

⑥ 変成器付電気計器検査についての②の申請書には、前項に定めるほか、当該申請に係る電気計器とともに使用しようとする変成器が法 74 条 1 項 1 号に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

⑦ 検定機関等が行う前二項の書面に係る部分についての検定等の方法は、当該書面の審査とすることができる。

⑧ 施行令 7 条の装置検査の申請を受理している旨の証票は、様式 4 により、タクシーメーターの本体の正面又はその隣接した箇所にはり付けるものとする。

＜検則 3 条＞

（特定計量器等の提出）

① 検定等を受けようとする者は、検則 3 条 1 項から 3 項までの申請書を提出すると同時に、検定等を受ける特定計量器を検定機関等に提出しなければならない。ただし、検則 3 条 1 項から 3 項までにおいて検定等を行う事業所（以下「検定所」という。）以外の場所で特定計量器の検定等を受ける場合にあっては、この限りでない。

② 型式承認表示の付されていない特定計量器又は施行令 12 条に掲げる特定計量器であって型式承認表示が付されているもの（当該型式承認表示が付されてから検則 18 条に規定する期間を経過したものにあっては、修理済表示が付されていないもの又は修理済表示が付されてから検則 18 条に

規定する期間を経過したものに限る。）の検定の申請をしようとする者は、当該特定計量器に添えて、検定機関等が指定する個数（3 個（最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計にあっては、5 個）までに限る。）の試験用の特定計量器を提出しなければならない。ただし、検定機関等が特に認める場合にあっては、この限りでない。

③　検則 3 条 1 項から 3 項までの申請書を提出した者は、検定等を受けるときは、その特定計量器を直ちにこれを行うことができる状態にしておかなければならない。

④　検定等を受けるために提出された特定計量器は、修理、加工その他の行為によりその現状を変更してはならない。

⑤　法 73 条 2 項の経済産業省令で定める期間は、14 年とする。

⑥　法 73 条 2 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとし、これらの事項を記載した書面は、様式 5 によるものとする。

1)　変流器、変圧器（コンデンサ型変圧器にあっては、その旨）又は変圧変流器の別
2)　型の記号及び製造番号（器物番号を含む。以下同じ。）
3)　変流器にあっては、定格電流及び最高電圧
4)　変圧器にあっては、定格電圧（三相四線式のものにあっては、相電圧の定格値）
5)　変圧変流器にあっては、2)に掲げる事項
6)　定格周波数、定格負担及び使用負担の範囲
7)　合番号
8)　合番号に表示された日

⑦　①、②及び③の規定は、変成器付電気計器検査を受ける変成器に準用する。

＜検則 4 条＞

◆　**検定の実施場所**

検定の実施場所は、平成 5 年改正以前（旧計量法 87 条）においては検定の実施主体に設置する「検定所」と規定されていた。この「検定所」とは、検定を実施する機関の名称としての「検定所」ではなく、「検定を実施する一定の場所」という意味であった。現在は、検定の実施場所について法条文での規定はないが、原則的には「検定所」と考えられている。その理由としては、検定は十分な検定設備等がなければ行いえず、検定実施場所を受検者の恣意に委ねるとすれば、検定設備等の運搬が不可能な場合や著しく非能率となる場合が想定されるためである。しかし、検定器物を検定所に持ち込むことが不可能又は不適当な場合等については、所在場所での検定を行うことも可能であり、その場合の出張旅費等の請求もできることとなっている。

（出張検定等の旅費等）

研究所、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定所以外の場所で検定等を受ける者に対し、これを行うのに要する職員の旅費及び検査用具を運搬するのに要する経費に相当する金額を支払うべき旨を請求することができる。

＜検則 5 条＞

7 - 1 - 2 合格条件

検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

1)　その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令（検則 6 条）で定める技術上の基準に適合すること。
2)　その器差が経済産業省令（検則 16 条 2 項）で定める検定公差を超えないこと。

＜法 71 条 1 項＞

検定の合格条件は、「構造が省令（検則 6 条）で定める技術上の基準に適合すること」（構造検定）と「器差が省令（検則 16 条 2 項）で定める検定公差を超えないこと」（器差検定）の二つであることを、規定している。

器差及び検定公差

（器差及び検定公差）

① 特定計量器の器差は、計量値から真実の値（基準器が表す、又は標準物質に付された物象の状態の量の値（器差のある基準器にあっては、器差の補正を行った後の値）をいう。ただし、積算熱量計にあっては検則 648 条に規定する方法により算出する値をいう。以下同じ。）を減じた値又は、その真実の値に対する割合をいうものとし、検定公差は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっては器差の絶対値に適用するものとする。

② 法 71 条 1 項 2 号の経済産業省令で定める検定公差は、検則 2 章から 26 章までに定めるところによる。

＜検則 16 条＞

「器差」とは、ある計量器を用いて計量した場合における「計量器の指示する量」と「真実の量」との差（器差＝計量値－真実の値）とされている。（※「特定計量器の有する誤差」と言うこともある。）

なお、検定の実際は、「真実の値」を用いることは不可能に近いため、「基準器検査に合格した基準器等によって現示される量」を「真実に近似する量」として、器差の適合性を判定することとされている。

「検定公差」とは、当該特定計量器が検定合格となるために許容すべき「器差」の最大値とされている。検定公差をどの程度の値とするかについては、基本的には省令（一部 JIS 引用）で定めるべきこととされているが、当該特定計量器が一般的に期待される性能上の観点や使用実態等の必要性の観点などが加味されている。

また、「使用公差」については、定期検査等の使用中検査の合格条件として、使用段階にある特定計量器について許容される誤差であり、概ね検定公差の 1.5 倍から 2 倍となっている。

◆ 構造検定（法 71 条 1 項 1 号）

法 71 条 1 項 1 号に適合するかどうかは、経済産業省令（検則 17 条）で定める方法により定めるものとする。ただし、法 84 条 1 項（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表示が付された特定計量器（法 50 条 1 項の政令で定める特定計量器であって法 84 条 1 項の表示が付されてから特定計量器ごとに経済産業省令（検則 18 条）で定める期間を経過したものにあっては、法 50 条 1 項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから経済産業省令（検規則 18 条）で定める期間を経過していないものに限る。）は、その検定に際しては、同号の経済産業省令で定める技術上の基準（性能に関するものであってこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして経済産業省令（検則 93 条、181 条、254 条、486 条、505 条、587 条、610 条、679 条、705 条、723 条、832 条、864 条、976 条、1009 条）で定めるものを除く。）に適合するものとみなす。

＜法 71 条 2 項＞

柱書は、「構造」に適合するかどうかは省令（検則 17 条）で定める方法としている。

ただし書は、型式承認（法 84 条 1 項（「外国製造事業者に係る型式の承認等」（法 89 条 4 項に準用する場合を含む））の表示が付された特定計量器（法 50 条 1 項の政令（施行令 12 条）で定める「一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器」にあっては「修理済表示」（法 50 条 1 項）の表示が付され「当

該表示を付した日から次の年の末日まで」（法 71 条 2 項の省令（検則 18 条）で定める期間）を経過していないものに限る。）は、その検定に際しては、省令で定める「個々に定める性能」の基準以外は「構造に係る技術上の基準」（法 71 条 1 項 1 号）に適合するものとみなすとなる。

（型式承認表示及び修理済表示に係る期間）
型式承認表示が付されてから特定計量器ごとに法 71 条 2 項ただし書の経済産業省令で定める期間及び修理済表示が付されてから法 71 条 2 項の経済産業省令で定める期間は、当該表示を付した日から次の年の末日までとする。

＜検則 18 条＞

個々に定める性能

省令で定める「個々に定める性能」は、「タクシーメーター」（検則 93 条）、「非自動はかり」（検則 181 条）、「温度計」（検則 254 条）、「量器用尺付タンク」（検則 486 条）、「密度浮ひょう」（検則 505 条）、「ボンベ型熱量計」（検則 587 条）、「ユンケルス式流水型熱量計」（検則 610 条）、「最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計」（検則 679 条、705 条、723 条）、「騒音計」（検則 832 条）、「振動レベル計」（検則 864 条）、「酒精度浮ひょう」（検則 976 条）、「浮ひょう型比重計」（検則 1009 条）となっている。

これらの特定計量器で型式承認表示の付されたものは、「個々の定める性能」以外は検定に際して「構造に係る技術上の基準」に適合するものとみなされ、「個々に定める性能」と器差が適合すれば合格となる。（※これら以外の特定計量器で型式承認表示が付されたものは、器差だけ適合すれば合格となる。）

構造検定の方法

（構造検定の方法）
① 法 71 条 2 項の経済産業省令で定める方法（以下「構造検定の方法」という。）は、検則 2 章から 26 章までに定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。
② 検定において必要があると認めるときは、特定計量器を分解して、又は当該特定計量器に使用されている部品若しくは材料と同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて、検定をすることができる。

＜検則 17 条＞

②については、現在では行われることはほとんどないのが実態である。

◆ 構造に係る技術上の基準

（構造に係る技術上の基準）
法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、検則 7 条から検則 15 条までに定めるところによるほか、検則 2 章から 26 章までに定めるところによる。

＜検則 6 条＞

構造に係る技術上の基準は、「表記等」（検則 7 条）、「計量単位」（検則 8 条）、「ヤードポンド法の表示」（検則 9 条）、「材質」（検則 10 条）、「検出部と構造上一体となった表示機構」（検則 11 条）、「分離することができる表示機構」（検則 12 条）、「複数の表示機構」（検則 13 条）、「複合特定計量器」（検則 14 条）、「封印等」（検則 15 条）までに定めるところによるほか、検則 2 章から 26 章までの特定計量器ごとに定めるところによる。

表記等（検則 7 条）

（表記等）

① 特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。

② 特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。

③ 特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計（告示 473 号[xviii]1 条）並びに温度計、密度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

1) 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法 （昭和 34 年法律 127 号）2 条 5 項の登録商標をいう。）又は様式 6 により経済産業大臣に届け出た記号（以下「製造事業者名等」という。）

2) 当該特定計量器の製造年

3) 製造番号

④ ③2)の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。

⑤ ③2)の事項は、令附則 5 条 1 項の経済産業省令（令附則 4 条 5 条省令 3 条）で定める非自動はかり、分銅及びおもりにあっては、表記することを要しない。

⑥ 特定計量器（タクシーメーターを除く。）の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

＜検則 7 条＞

①は、容易に消滅してはならないこと、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあってはならないこと、を規定している。

③の括弧書の「表記を付することが著しく困難なもの」については、告示 473 号により、「分銅」、「定量おもり及び定量増おもり」、「棒はかりであって、金属製のもの又はひょう量が 500g 以下のもの」となっている。

③の 1)は、様式 6 により大臣に届出できる「記号」について、他者が既に登録し使用権を有する「登録商標」に抵触又は類似等のトラブルを生じないように、予め十分調査確認の上で「記号」の届出を行うことが必要になる、という意味である。

③の 2)「当該特定計量器の製造年」の表記については、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができ、省令で定める質量計は表記することを要しない。

⑤の「③2)の表記することを要しない」ものは、令附則 4 条 5 条省令 3 条により定められている。

（令附則 5 条の質量計）

令附則 5 条 1 項の経済産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもり（定量おもり及び定量増おもりをいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

1) 施行令 2 条 2 号イに掲げる非自動はかり（施行令 5 条 1 号及び 2 号に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ 検出部が電気式のものであって、次に掲げるもの

(1) 電気抵抗線式はかりであって、懸垂式のもの

(2) 電気抵抗線式はかり（(1)に掲げるものを除く。）であって、ひょう量が 3t 以下のもの

(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のものであって、ひょう量が 150kg 以下のもの

[xviii] 「告示 473 号」：特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が定める特定計量器等について（平成 6 年、通商産業省告示 473 号）の略

ロ　イに掲げるもの以外のものであって、次に掲げるもの
(1)　ばね式指示はかりであって、懸垂式のもの
(2)　ばね式指示はかり（(1)に掲げるものを除く。）であって、ひょう量が 500kg 以下のもの
(3)　台手動はかりであって、ひょう量が 3t 以下のもの
(4)　棒はかりであって、ひょう量が 250kg 以下のもの
(5)　(1)から(4)までに掲げるもの以外のものであって、ひょう量が 150kg 以下のもの
2)　表す質量が 10mg 以上の分銅
3)　おもり

＜令附則 4 条 5 条省令 3 条＞

特定計量器に表記される計量単位（検則 8 条）

（計量単位）
①　特定計量器には、法定計量単位並びに単位則 1 条に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。
②　特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位則 2 条に定めるものを標準とするものでなければならない。

＜検則 8 条＞

特定計量器に表記される計量単位については、「法定計量単位」で前述したとおりである。

①は、法定計量単位並びに単位則 1 条（別表 1）に規定する計量単位（14 量について 34 単位（繊度（キログラム毎メートル、デニール、テクス）、比重（重ボーメ、日本酒度）、他）以外の計量単位を、特定計量器に表記してはならないということである。

②は、単位則 2 条（別表 2～7）において法定計量単位等の標準となるべき記号が示されているが、特定計量器に表記される単位記号は標準とするものを使用しなければならないということである。
（例：カラット（宝石）「ct」、もんめ（真珠）「mom」、トロイオンス（金貨）「oz」、等）

ヤードポンド法の表示

（ヤードポンド法の表示）
単位則 8 条並びに 11 条 1 項 1 号及び 2 号に掲げる計量器として用いられる特定計量器には、それぞれ単位則別表 12 及び別表 13 の中欄又は下欄に掲げる表示が付されていなければならない。

＜検則 9 条＞

単位則 8 条（非法定計量単位の大臣承認）並びに 11 条 1 項（ヤードポンド単位表記）の特定計量器には、単位則別表 12 及び別表 13 の中欄又は下欄に掲げる表示が付されていなければならない。

（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）
単位令 7 条 2 号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であって、別表 12 の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。
1)　輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの
2)　国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従って行う検査に用いるもの
3)　輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

4)　港湾運送事業法　（昭和 26 年法律 161 号）3 条 8 号　の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く。）

＜単位則 8 条＞

[上欄]	[中欄]	[下欄]
1) 単位則 8 条 1 号の計量器	機械装置設計用	設計
2) 単位則 8 条 2 号の計量器	輸出検査用	輸検
3) 単位則 8 条 3 号の計量器	立会検査用	立検
4) 単位則 8 条 4 号の計量器	検量用	検量

＜単位則別表 12（8 条関係）＞

①　単位令 12 条 1 号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

1)　単位令 12 条 1 号イに掲げるものにあっては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあっては経済産業大臣に届け出たもの）

2)　単位令第 12 条 1 号ロに掲げるものにあっては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（そのものが法 2 条 4 項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあっては経済産業大臣に届け出たものに限る。）

3)　単位令 12 条 1 号ハに掲げるものにあっては、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）2 条 1 項に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあっては経済産業大臣に届け出たものに、製造事業者が用いるものにあっては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）

②　①1)及 2)に掲げる計量器が特定計量器である場合にあっては、別表第 13 の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものでなければならない。

＜単位規則 11 条＞

[上欄]	[中欄]	[下欄]
1) 単位則 11 条 1 項 1 号の計量器	航空用	航
2) 単位則 11 条 1 項 2 号の計量器	自衛隊用	武器

＜単位則別表 13（11 条関係）＞

材質

（材質）

特定計量器の材料の材質は、通常の使用状態において、摩耗、変質、変形又は破損により、その性能及び器差に影響を与えるものであってはならない。

＜検則 10 条＞

検出部と構造上一体となった表示機構

（検出部と構造上一体となった表示機構）

非自動はかり、積算体積計、積算熱量計、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計は、検出部と構造上一体となった表示機構を有するものでなければならない。ただし、構造、使用条件、使

用状況等からみて経済産業大臣が別に定める特定計量器にあっては、検出部に近接した（必要に応じ、経済産業大臣がその範囲を定めるものにあっては、その範囲にある）表示機構を有する場合は、この限りでない。

＜検則 11 条＞

この規定は、いわゆる「顔のない計量器」を排除するために、「非自動はかり、積算体積計、積算熱量計、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計」は、検出部と表示機構が構造上一体となったものでなければならないとしている。

この「検出部と表示機構が構造上一体」の解釈については、検出器と表示機構とが「一体の筐体中に収容されているもの」及び検出部と表示機構とが「機械的に堅固な連結又は固定されている」等のものをいい、現状使用されている大部分の大型電気式はかりのような検出部と表示機構（印字機構を含む）との間を電気コード等で接続したもの等は構造上一体のものとは解釈できないとされている。

ただし書の「大臣が別に定める特定計量器」については、当該規定の例外として検出部に近接して設置される表示機構を「構造上一体のもの」と見なすものとして、告示 473 号 2 条により定められている。

（検出部と構造上一体となった表示機構）

検則 11 条の規定に基づき、構造、使用条件、使用状況等からみて経済産業大臣が別に定める特定計量器は、次の上欄に掲げるものとし、必要に応じ、経済産業大臣が別に定める当該特定計量器の表示機構が検出部と近接しているとみなし得る範囲は、同下欄に掲げるとおりとする。

1)	ひょう量が 50kg 以下の電気式はかり	（検出部から 10m 以内）
2)	ひょう量が 50kg を超える非自動はかり	（検出部が設置されている事業場と同一の事業場内）
3)	外部電源を用いる電磁式水道メーター及び差圧式水道メーター	（検出部が設置されている事業場と同一の事業場内）
4)	自動車等給油メーター又は液化石油ガスメーター	（検出部が設置されている給油所と同一の給油所内）
5)	大型車載燃料油メーター	（検出部が設置されている自動車と同一の自動車内）
6)	推量式燃料油メーター	（検出部が設置されている事業場と同一の事業場内）
7)	積算熱量計	（検出部が設置されている事業場と同一の事業場内）
8)	最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計	（検出部が設置されている事業場と同一の事業場内）

＜告示 473 号 2 条＞

分離することができる表示機構

（分離することができる表示機構）

① 分離することができる表示機構であって、当該表示機構が表示する計量値についての器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々に定める必要があると認められるものを有する特定計量器にあっては、当該特定計量器の検出部及びその分離することができる表示機構に合番号が付されていなければならない。

② 分離することができる表示機構（前項に規定するものを除く。）であって、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものを有する特定計量器は、当該表示機構に当該特定計量器に係る法 76 条 1 項、81 条 1 項又は 89 条 1 項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式と同一の型式に属するものであることを示す表示（型式承認表示のないものにあっては、これに類する表示）が付されているものでなければならない。

＜検則 12 条＞

①は、分離することができる表示機構であって、検出部との間の計量信号がアナログ信号又はパルス列信号等のような信号授受に「一対一の厳密な関係」が必要なものにあっては、それら検出部との表示機構との両者に共通の合番号を付し、分離された状態にあってもその両者の間に一定の結合関係が担保されていることを明確にすることが必要であり、これら合番号に係る表示機構は検定の対象として取り扱われる、という意味である。

②は、特定コード化された計量信号により駆動される分離することができる表示機構にあっては、合番号の代わりに、その計量器の承認された型式に基づく型式承認表示を付し、その表示機構が予め型式を承認されたものに属するものであることを明確にする必要がある、という意味である。そして、検定においては、これら「型式承認表示を付した表示機構」はその対象としないこととされている。

燃料油メーターのPOS検定（検則附則５条関係）

燃料油メーターに接続する POS については、平成 9 年 11 月以降から型式承認の対象となった。そして、印字装置のある POS を接続した燃料油メーターについては、平成 14 年 11 月以降の検定時において、認定 POS を接続したものでなければ合格しないこととなっている。

認定 POS とは、型式燃料油メーターに接続する POS として、型式承認時に産総研より接続を認められたもので、産総研より認定 POS 一覧表が各都道府県に配布されている。

認定 POS の検定に際しては、POS 認定番号と合番号を確認し、認定 POS の場合は器差検定不要となっている。

なお、型式外燃料油メーターについては、平成 14 年 11 月以降についても、POS の表示機構及び契約者別表示機構の検定を要しない（検定対象外）としている。（※型式外燃料油メーターに接続する「POS の交換」「POS 表示の目量の変更」については、簡易修理に該当し検定を要しないとされている。）

（燃料油メーターの分離することができる表示機構及び複数の表示機構に係る特例）

① 施行令附則 9 条 2 項 3 号に掲げる燃料油メーターであって型式承認表示の付されていないもの（以下「型式外燃料油メーター」という。）のうち、分離することができる表示機構であって販売時点情報管理装置の一部であるものその他経済産業大臣が別に定めるものを有するものの経過型式外検定については、当該表示機構に限り、旧検則 17 条の 2 の規定は、なお効力を有する。

② 型式外燃料油メーターのうち、平成 9 年 10 月 31 日までに検定の申請をしたものについての検則 12 条及び 13 条 2 項の規定の適用については、なお従前の例による。同日までに検定の申請をしてこれに合格した燃料油メーターであって、平成 14 年 10 月 31 日までに検定の申請をしたものについても、同様とする。

③ ②の規定に基づき平成 14 年 10 月 31 日までに検定の申請をしてこれに合格した燃料油メーターについての検則 64 条で準用する検則 12 条及び 13 条 2 項の規定の適用については、当該検定の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

＜検則附則 5 条＞

複数の表示機構

（複数の表示機構）

① 二以上の表示機構を有する特定計量器は、いずれの表示機構も検定に不合格となったものであってはならない。

② 二以上の表示機構を有する特定計量器は、同一の量に対する各々の表示機構の計量値の差が次に掲げる値を超えるものであってはならない。

1) 当該表示機構が表示する計量値の器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々

に定める必要があると認められる表示機構を含む二以上の表示機構
検定公差に相当する値

2) 1)に掲げるもの以外のもの（分離することができる表示機構にあっては、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものに限る。）
目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量）

③ 二以上の表示機構を有する特定計量器であって、施行令 2 条（特定計量器）の規定に適合しない表示機構を有するものには、当該表示機構が検定対象外である旨が表記されていなければならない。

＜検則 13 条＞

①は、複数の表示機構を有する特定計量器は、それらの表示機構は全てが検定に合格したものでなければならない。

②1)は、複数の表示機構を有する特定計量器（検出部を含めて検定適合義務のもの）は、各々の表示機構相互間の計量値の差が検定公差を超えてはならない。

②2)は、②1)以外のものは、各々の表示機構相互間の計量値の差が目量（各々の表示機構の目量が異なる場合はそれら表示機構の中でもっとも小さい目量）を超えてはならない。

③は、複数の表示機構の中に政令に定めた特定計量器に該当しないものを含む場合は、その特定計量器に適合しない表示機構に「検定対象外」であることを表記しなければならない。

複合特定計量器

（複合特定計量器）

① 特定計量器は、当該特定計量器と構造上一体となっている計量器（当該特定計量器の計ることができる範囲を切換装置によって変更した後のものを含む。以下同じ。）が検定に合格しない特定計量器又は有効期間の経過した検定証印若しくは法 96 条 1 項の表示（以下「検定証印等」という。）の付された特定計量器であってはならない。

② 特定計量器は、法定計量単位等以外の計量単位による表記等がある計量器と構造上一体となっているものであってはならない。

③ 特定計量器以外の計量器又は施行令 5 条（法 16 条 1 項の使用の制限の特例に係る特定計量器）に掲げる特定計量器と構造上一体となっている特定計量器には、当該特定計量器の見やすい箇所に検定対象である旨又は特定計量器でない計量器若しくは施行令 5 条に掲げる特定計量器の見やすい箇所に検定対象外である旨が表記されていなければならない。

＜検則 14 条＞

複合特定計量器は、複数の特定計量器が構造上一体となっているものである。

①は、複合特定計量器の構造上一体となっている特定計量器について、それらの全てが検定に合格し有効期間を経過していないものでなければならない。

②は、複合特定計量器には法定計量単位等以外の計量単位の表記等があってはならない。

③は、複合特定計量器に検定対象外特定計量器（施行令 5 条）が構造上一体となっている場合、その検定対象外特定計量器の見やすい箇所に「検定対象外」である旨が表記されなければならない。

封印等

（封印等）

特定計量器（検則 129 条に規定する一級の非自動はかり、皮革面積計、ボンベ型熱量計、ユンケルス式流水型熱量計、施行令別表 2（5 号）に掲げる濃度計その他経済産業大臣が特に定めるものを

除く。）は、器差を容易に調整することができないもの又はその性能及び器差に著しく影響を与える部分に封印がされているものでなければならない。

＜検則 15 条＞

これは、特定計量器を使用者が勝手に分解又は調整するなど、詐欺的に使用される恐れがないよう、器差を容易に調整することができない構造、又はこれらの要素部分に封印がされなければならないことを規定している。

具体的には、特定計量器の一定の構成要素について、これらの要素を封印できる手段が講じられているか、又はケース内等に納められて封印に代わる構造であるか等、その特定計量器の型式承認の段階において確認されることになる。

新基準タクシーメーター

タクシーメーター検定には、頭部検査と装置検査の 2 種類の検査が必要となっている。頭部検査は、製造時や料金設定変更等の改造時に行うもので、使用中のタクシーメーであれば一旦車から取り外さなければ検査を受けることができない。このため業界では、料金改定時に車載のまま検定できるタクシーメーターの開発が、長年の大きな課題でもあった。

タクシーメーターの制度見直しは、平成 15 年頃から始まった検則に JIS を引用する（検則 JIS 化）ための技術基準の見直しの中で、タクシーメーターについても平成 15 年度から JIS 技術基準の検討が行われた。検討の結果、新基準メーターについては、頭部検査を廃止し、料金改定時の装置検査も行わないこととして、平成 17 年 3 月改正により新しい制度がスタートした。

運賃設定変更に関する具体的な法令上の変更は、①記憶装置等への運賃設定変更、②その記憶装置等のメーターへの実装等による運賃設定値の設定変更に分けられ、その設定値変更後の設定値改ざん防止のため、①における承認製造事業者、②における届出製造（修理）事業者がそれぞれの変更行為に関して封印を行うものとされた。（※平成 17 年 3 月改正において、検則 15 条の 2 及び 15 条の 3 を追加）

タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの又は当該タクシーメーターの承認製造事業者（法 79 条 1 項に規定する承認製造事業者をいう。）により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならない。

＜検則 15 条の 2＞

これは、タクシーメーターの運賃設定を行うための記憶装置等については、承認製造事業者により外部から容易にその設定運賃が変更できないよう封印をする、という意味である。

タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体には当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号が付されているものでなければならない。

＜検則 15 条の 3＞

これは、製造（修理）事業者がタクシーメーターの運賃設定を行う際には、当該計量器の承認製造事業者より供給された（封印された）記憶装置等を用い、タクシーメーターの運賃設定部を介して本体への運賃設定を行う場合、その運賃設定部については外部より容易に変更ができないような封印をする、という意味である。

◆　器差検定（法 71 条 1 項 2 号）

法 71 条 1 項 2 号に適合するかどうかは、経済産業省令（検則 19 条）で定める方法により、法 102 条 1 項の基準器検査に合格した計量器（経済産業省令（検則 20 条）で定める特定計量器の器差につ

いては、経済産業省令（検則 20 条）で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

＜法 71 条 3 項＞

法 71 条 1 項 2 号に適合するかどうかは、省令（検則 19 条「器差検定の方法」）で定める方法により、法 102 条 1 項の基準器検査に合格した計量器（省令（検則 20 条「標準物質」表上欄）で定める特定計量器の器差は省令（検則 20 条「標準物質」表下欄）で定める標準物質）を用いて定めるとなる。（※分り易く言えば、器差検定は検則（一部 JIS 引用）に定める「器差検定の方法」により、基準器若しくは標準物質を用いて行う、ということである。）

器差検定の方法

（器差検定の方法）

① 法 71 条 3 項の経済産業省令で定める方法（以下「器差検定の方法」という。）は、基準器（改造又は修理（施行則 10 条に規定する軽微な修理を含む。）をした基準器であって、その後の基準器検査に合格していないものを除く。以下同じ。）又は検則 20 条に定める標準物質を用いて行う検則 2 章から 26 章までに規定する器差検定の方法とする。

② 検則 12 条 2 項に規定する表示の付された表示機構については、①の方法を省略することができる。

＜検則 19 条＞

②は、検則 12 条（分離することができる表示機構）2 項（型式承認表示等）の付された表示機構について、①の方法を省略できる規定である。

（標準物質）

法 71 条 3 項の経済産業省令で定める特定計量器は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項で定める標準物質は、法 135 条の特定標準物質を用いて標準物質の値付けが行われたものであって、それぞれ次の表の下欄に掲げるもの又は同表の 1 号から 5 号までの上欄に掲げる特定計量器にあっては、下欄に掲げる標準物質を用いて経済産業大臣が別に定める基準に適合すると認められる校正用装置により得られるものとする。（表略）

＜検則 20 条＞

当該標準物質には、ボンベ型熱量計（熱量標準安息香酸）、大気濃度計（CO 標準ガス等）、ガラス電極式水素イオン濃度検出器（pH 標準液）などが定められている。

7-1-3 計量法の技術基準のJIS化（検則JIS引用）

◆ 検則JIS化の背景

計量法における特定計量器の技術基準は、省令である「検則」においてタクシーメーター、非自動はかり等の 38 機種について、特定計量器を検定（検査）するための技術基準が定められている。

これらの技術基準については、計量器の技術進歩に応じた速やかな改正が求められるが、これまで必ずしも十分な対応が図られていない部分があった。一方、近年においては、法定計量分野での基準・認証制度の国際整合化や相互承認が緊急かつ重要な課題となってきており、計量器の国際技術基準である OIML 国際勧告と我が国の技術基準の整合化がより一層求められている状況にある。

また、強行法規（計量法）への JIS 規格の活用については、「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会報告書」（日本工業標準調査会、平成 15 年 6 月 17 日）、「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（平成 14 年 3 月閣議決定）においても指摘されていた。

以上のことから、検則 JIS 化は、検則に規定される技術基準に当該計量器の JIS 規格を引用するための省令改正を行うため、平成 12 年頃から 3 年間（JIS 原案 WG）に渡り検討された JIS の素案を基に、

平成 15 年から本格的な動きが始まった。

◆ 調査研究委員会

「計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会」（以下、「調査研究員会」という。）は、経済産業省を通じ（財）日本規格協会から委託を受けた計工連[xix]を事務局とし、計量法に定める技術基準を迅速に技術進歩に対応させるため、平成 15 年度から始まったものである。

調査研究委員会の目的は、計量法検則の技術基準についてOIMLとの国際整合性を図るためJIS化し、そのために必要な調査研究を行うこととされ、当初は平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 ヵ年で実施する計画になっていた。

事業概要としては、①OIML との国際整合に必要な事項（検則と OIML の整合化における課題）に関する調査、②国際的な相互承認との関係における優先順位等の検討、③JIS 化のための基本的事項及び計量法への引用について調査研究を実施し、④優先順位の高いものから JIS 原案を作成することとされている。

なお、調査研究体制については、調査研究委員会の下に機種毎に WG を設置し、検則や OIML や JIS との対比表を作成し、機種毎の JIS 原案作成委員会において検討する体制となっている。

◆ 検則JIS化における基本的考え方

検則 JIS 化とは、検則において JIS を引用することであり、現行の JIS がなければ JIS を作ることである。JIS 引用の目的は、技術革新への迅速かつ的確な対応を図るためであり、そのためには検則の JIS への盛り込みが基本となる。

従って、検則条文は、原則として可能な限り JIS に盛り込むとともに、検則に JIS を引用する。作成する特定計量器 JIS は、計量器の国内における使用状況等を十分踏まえた上で、極力 OIML 勧告等との国際整合化を図ることとされている。

また、検則で JIS を引用する部分については、特定計量器に係る構造、性能及び試験方法、基準等を定めた事項については JIS 規格に定め、これを検則で引用するとされている。ただし、検則（款又は目ごとに JIS を引用）の引用部分が任意規格としての JIS の範囲と大きく異なる場合は、パート制（JIS 規格から検則で引用する部分を抽出し、強行法規用の JIS として枝番号で規格を作成するもの）とする。

なお、検則に残るもの（JIS を引用しないもの）については、JIS 規格はその機器に必要な構造や性能基準等、それを確認するための試験の方法を定めたものであるため、制度の枠組みや規制の内容に関わる事項及び関連する用語はこれまでどおり検則で規定するとされている。

◆ 検則JIS引用の進捗状況

新検則については、技術基準等の国際整合性を図る観点から、国際規格を踏まえて策定された JIS を技術基準等として引用していくこととされ、JIS が制定されたものから順次、検則が改正されている。

JIS 引用の進捗状況については、現在（平成 21 年 2 月現在）、タクシーメーター（D5609）、非自動はかり（B7611-2）、電子体温計（T1140）、ガラス製体温計（T4602）、水道メーター及び温水メーター（B8570）、燃料油メーター（B8572）、非観血式電子血圧計（T1115）、照度計（C1609）が JIS に引用されている。

なお、JIS 引用の内容については、平成 17 年 3 月改正当初（タクシーメーター、水道メーターなどの 7 機種）は器差検定の方法を除いた技術基準を引用する改正が行われたが、その後は器差検定の方法も JIS によることとする検則改正が行われ、今後の JIS 引用改正においても器差検定の方法は JIS によ

[xix] 「計工連」:「社団法人計量機器工業連合会」の略

ることを原則とするとされている。

7-1-4 検定証印

検定に合格した特定計量器には、経済産業省令（検則 23 条）で定めるところにより、検定証印を付する。

＜法 72 条 1 項＞

（検定証印）

① 法 72 条 1 項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。

打ち込み印	一辺（1.2mm、1.8mm、3.6mm、6mm）の正方形
押し込み印	一辺（3.6mm、6mm）の正方形
すり付け印	一辺（3mm、6mm、12mm、24mm）の正方形
焼印	一辺（6mm、12mm）の正方形

② 検定証印が付されており、かつ、それ以上検定証印を付することができない分銅及びおもりについては、すでに付されている検定証印をもって検定証印を付したものとみなす。施行令附則 5 条 1 項の経済産業省令（令附則 4 条 5 条省令 3 条）で定める非自動はかり、分銅及びおもりであって、検定証印が付されており、かつ、当該検定証印と別に検定証印を付することが著しく困難であるものその他の経済産業大臣が別に定めるもの（告示 473 号 4 条（令附則 4 条 5 条省令 3 条））にあっても、同様とする。

＜検則 23 条 1 項、2 項＞

①の検定証印の形状、大きさ、種類は、平成 5 年改正以前の旧計量法と同じである。

②は、既に検定証印が付されている分銅及びおもりについては、既に付されている証印をもって再検定の証印としてよい、ということである。この他の大臣が別に定めるものも同様となっている。

みなし規定（検則 23 条 3 項）

検則 3 条 8 項で規定する証票が付されているタクシーメーターにあっては、申請後その証票に記載された装置検査を受けるべき期日までは、その証票をもって検定証印とみなす。

＜検則 23 条 3 項＞

この規定は、装置検査に先立ち届出修理事業者がメーターの調整を実施した段階で、施行令 7 条及び検則 3 条 8 項により認められた「装置検査の申請を受理している旨の証票」（いわゆる「申請中ステッカー」）をメーターに貼付した場合、その後の装置検査までの間はタクシーの運行を可能としているものであり、通称「みなし規定」と呼ばれている。この「みなし」の根拠となっているのが、検則 23 条 3 項に定める「証票をもって検定証印とみなす」という規定である。

この「みなし規定」の条文は、平成 17 年改正以前は「頭部検査証印をもって検定証印とみなす」と

なっていたが、頭部検査の廃止に伴い「証票」をもってみなすことに改められた。

なお、装置検査については、検定証印を付す部分と装置検査証印を付す部分の両方があるため、検則23条3項でみなしている検定証印の意味が非常に曖昧になっていて、これを検定証印と理解すべきか装置検査証印と理解すべきか、考え方が分かれるところである。

根本的な問題としては、そもそも装置検査の中に検定という概念と検査という概念が持ち込まれていること自体に矛盾があり、しかも装置検査で検定証印を付すことがどういった意味を持っているのかはっきりしないことが、検則23条3項の解釈を混乱させているところでもある。(※因みに、平成5年改正以前の旧計量法においては、タクシーメーターの走行検査（現在の装置検査）は検定として明確に位置づけられていた。)

検定証印の付印

(検定証印を付する部分)

検定証印を付する特定計量器の部分は、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体とする。

＜検則24条＞

付印の場所は、見やすく消滅しにくい場所又はそこへ取り付けた金属片等となっている。

◆　有効期間のある特定計量器（法72条2項）

構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令（施行令18条、別表3上欄）で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令（施行令18条、別表3下欄）で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

＜法72条2項＞

検定証印等の有効期間のある特定計量器と有効期間（施行令18条、別表3）

(1)　積算体積計

イ　水道メーター　⇒　8年

ロ　温水メーター　⇒　8年

ハ　燃料油メーター（施行令31条3号に掲げるものを除く。）

ⅰ　自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの　⇒　7年

ⅱ　ⅰに掲げるもの以外のもの　⇒　5年

ニ　液化石油ガスメーター　⇒　4年

ホ　ガスメーター

ⅰ　計ることができるガスの総発熱量が1m³につき90メガジュール未満であって、使用最大流量が16 m³/h以下のもの（前金装置を有するものを除く。）　⇒10年

ⅱ　計ることができるガスの総発熱量が1m³につき90メガジュール以上であって、使用最大流量が6 m³/h以下のもの（前金装置を有するものを除く。）　⇒10年

ⅲ　ⅰ又はⅱに掲げるもの以外のもの　⇒　7年

(2)　積算熱量計　⇒　8年

(3)　最大需要電力計

イ　電子式のもの　⇒　7年
ロ　イに掲げるもの以外のもの　⇒　5年

(4)　電力量計
イ　定格電圧が300ボルト以下の電力量計（変成器とともに使用されるもの及びロiiに掲げるものを除く。）　⇒　10年
ロ　定格電圧が300ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの　⇒　7年
　i　定格一次電流が120アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が300ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。）
　ii　定格電流が20アンペア又は60アンペアのもの（電子式のものを除く。）
　iii　電子式のもの（イ及びiに掲げるものを除く。）
ハ　イ又はロに掲げるもの以外のもの　⇒　5年

(5)　無効電力量計
イ　電子式のもの　⇒　7年
ロ　イに掲げるもの以外のもの　⇒　5年

(6)　照度計　⇒　2年

(7)　騒音計　⇒　5年

(8)　振動レベル計　⇒　6年

(9)　濃度計
イ　ガラス電極式水素イオン濃度検出器　⇒　2年
ロ　ガラス電極式水素イオン濃度指示計　⇒　6年
ハ　イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの　⇒　8年

有効期間満了の表示

（有効期間満了の表示）
①　法72条2項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定証印に隣接した箇所（金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあっては、その裏面を含む。次条において同じ。）に、次の様式1から様式3までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は年を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式1　　8
　　11
様式2　　8．11
様式3　　8　11

②　①の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。

＜検則25条＞

年月表示の方法は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定証印に隣接した箇所に、様式1～3のいずれかにより表示する。具体例としては、アルミ箔のシートを容易に取れない方法により接着してもよいとされている。

◆　計量行政審議会「検定有効期間等分科会」

現在の特定計量器の有効期間は、平成 9 年から平成 14 年にかけて行われた特定計量器の検定有効期間等の検討（見直し）により、改正されたものである。

この見直しは、政府全体の規制緩和推進計画（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、経済産業省計量行政審議会（検定有効期間等分科会）で取り組まれたものであり、平成 9 年度から平成 13 年度までの 5 年計画により、検討対象を 5 グループに分け、年次計画として年度ごとに各グループについて検討したものである。

見直しの対象となった事項は、「特定計量器の検定有効期間」、「型式承認の有効期間」、「計量証明検査周期」、「定期検査周期」及び「基準器検査の有効期間」の 5 項目であった。

最終的な検討結果は、分科会の検討結果を踏まえた審議会（平成 14 年 3 月 26 日）の判断（答申）に基づき、変更答申のあった事項は政令（施行令）改正により反映された。

有効期間等見直しのための調査項目等

分科会における有効期間等見直しのための検討は、以下のような項目について関係者の討議結果を受け、国立研究所、製造事業者、使用者、検査機関におけるそれぞれの立場から、様々な試験データ等による技術的観点を中心に検討し結論を得ることとされていた。

・特定計量器の使用実態
　（使用の実態や保守管理の状況等を踏まえ検討を行う。）
・技術進歩と特定計量器の構造
　（構造、材料等の技術進歩にともなう器差特性、性能等の向上について技術的評価を行う。）
・経年変化特性の評価と耐久試験
　（製造後 2～3 回の検定（再検定）結果等による経年変化特性の評価を行う。）
・消費者に与える影響
　（消費者の負担に直結する特定計量器もあり、計量の信頼性の確保に十分留意する必要がある。）
・諸外国の規制との比較
　（諸外国における検定等の有効期間と我が国制度の比較、国際基準（OIML）との比較分析。）

見直しの全体概要（検討対象と変更内容）

(1)　特定計量器の検定有効期間

ⅰ）　第一グループ

・積算熱量計	6 年　⇒　8 年
・温水メーター	6 年　⇒　8 年
・騒音計	3 年　⇒　5 年
・ガスメーター	7 年　⇒　10 年
・ガラス電極式水素イオン濃度指示計	3 年　⇒　6 年
・ガラス電極式水素イオン濃度検出器	1 年　⇒　2 年

ⅱ）　第二グループ

・燃料油ﾒｰﾀｰ（自動車給油）	5 年　⇒　7 年
・燃料油ﾒｰﾀｰ（小型車載等）	5 年　⇒　現行どおり
・液化石油ガスメーター	3 年　⇒　4 年
・振動レベル計	5 年　⇒　6 年
・濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度計除く環境用）	5 年　⇒　10 年

iii） 第四グループ

・水道メーター　8年　⇒　現行どおり

・タクシーメーター装置検査　1年　⇒　現行どおり

・照度計　2年　⇒　現行どおり

iv） 第五グループ

・電力量計　5、7、10年　⇒　現行どおり

・無効電力量計　5年　⇒　5年

・変成器付き電力量計（電子式）　5年　⇒　7年

(2) 型式承認の有効期間

承認対象の全機種　5年　⇒　10年

(3) 計量証明検査周期

ｉ） 第一グループ

・ガラス電極式水素イオン濃度指示計　2年　⇒　3年

・騒音計　2年　⇒　3年

ii） 第二グループ

・振動レベル計　2年　⇒　3年

・濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度指示計除く環境用）　2年　⇒　3年

iii） 第三グループ

・質量計（非自動はかり、分銅）　2年　⇒　現行どおり

iv） 第四グループ

・ボンベ型熱量計　5年　⇒　現行どおり

・ベックマン温度計　5年　⇒　現行どおり

v） 第五グループ

・皮革面積計　1年　⇒　現行どおり

(4) 定期検査周期

・質量計（非自動はかり、分銅）　2年　⇒　現行どおり

・皮革面積計　1年　⇒　現行どおり

(5) 基準器検査の有効期間

ｉ） 第三グループ

・基準ガラス製温度計（目量1℃）　4年　⇒　5年

・基準ガラス製温度計（上記以外）　3年　⇒　5年

・基準ベックマン温度計　3年　⇒　5年

・圧力基準器（重錘型、液柱型）　3年　⇒　4年

・熱量基準器　3年　⇒　6年

・基準密度浮ひょう　6年　⇒　8年

・ＬＰＧ用基準密度浮ひょう　3年　⇒　現行どおり

・振動基準器　2年　⇒　4年

・騒音基準器　2年　⇒　現行どおり

・浮ひょう型濃度基準器　6年　⇒　8年

・浮ひょう型比重基準器　6年　⇒　8年

ii） 第四グループ

・タクシーメーター装置検査用基準器　3年　⇒　4年

・照度基準器　　3年　⇒　5年

◆　検定年月の表示（法 72 条 3 項）

法 19 条 1 項又は法 116 条 1 項の政令（施行令 10 条 1 項、29 条 1 項、別表 5）で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。

＜法 72 条 3 項＞

これは、定期検査対象計量器（法 19 条 1 項、施行令 10 条 1 項）又は計量証明検査対象計量器（法 116 条 1 項、施行令 29 条 1 項、別表 5）の検定証印について、その検定を行った年月を表示することを規定している。これらの特定計量器には、検定後一定期間（施行令 10 条 2 項、29 条 2 項）は定期検査及び計量証明検査を免除する措置（法 19 条 1 項 3 号、法 116 条 1 項 1 号）があるため、その起算点を表示する必要があるためである。（※検定年月の表示は平成 5 年改正による。）

（検定を行った年月の表示）

法 72 条 3 項の検定を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により（分銅、おもり及び施行令附則 5 条 1 項の経済産業省令で定める非自動はかりであって、これらの方法により検定を行った年月を表示することが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあっては、経済産業大臣が定める方法により）、検定証印に隣接した箇所に、次の様式 1 から様式 3 までのいずれかにより表示するものとする。

様式 1　　8
　　1 1
様式 2　　8．1 1
様式 3　　8　1 1

＜検則 26 条＞

◆　検定証印等の除去

検定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

＜法 72 条 4 項＞

検定を行った電気計器に法 74 条 2 項又は 3 項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。

＜法 72 条 5 項＞

（検定証印等、合番号及び装置検査証印の除去）

法 72 条 4 項及び 5 項、74 条 4 項並びに 75 条 4 項の規定により、検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去するときは、次の各号のいずれかに掲げるところによるものとする。

1)　機械的な方法により削除すること。
2)　薬剤により消去すること。
3)　容易にはく離しない塗料により被覆すること。
4)　検定証印等、合番号又は装置検査証印の全体にわたり、明りょうに、かつ、容易に消滅しない方法で、相互に平行又は交差する二本以上の線を施すこと。
5)　次の形状の消印を打ち込み印又はすり付け印により付すること。

＜検則 29 条＞

7-1-5 変成器付電気計器検査

◆ 変成器付電気計器検査の申請

電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令（施行令 19 条）で定める区分に従い、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

＜法 73 条 1 項＞

変成器付電気計器検査の申請は、現在、指定検定機関はないため、日電検に提出することとなる。

（変成器付電気計器検査の申請）

法 73 条 1 項の申請書は、日本電気計器検定所又は指定検定機関に提出するものとする。この場合においては、施行令 17 条 2 項（検定の申請）の規定を準用する。

＜施行令 19 条＞

法 73 条 1 項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならない。ただし、法 74 条 2 項の合番号であって、これに表示された日から起算して経済産業省令（検則 4 条 5 項）で定める期間を経過していないものが付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受ける場合において、その変成器に関し経済産業省令（検則 4 条 6 項）で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

＜法 73 条 2 項＞

変成器付電気計器検査の申請を行う場合は、当該電気計器とともに使用する変成器を添えなければならない。

ただし書は、合番号に表示された日から起算して 14 年を経過していない変成器とともに検査を受ける場合において、その変成器に省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、検査申請の際に変成器を添付しなくてもよい。

法 73 条 2 項の経済産業省令で定める期間は、14 年とする。

＜検則 4 条 5 項＞

法第 73 条 2 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとし、これらの事項を記載した書面は、様式 5 によるものとする。

1) 変流器、変圧器（コンデンサ型変圧器にあっては、その旨）又は変圧変流器の別
2) 型の記号及び製造番号（器物番号を含む。以下同じ。）
3) 変流器にあっては、定格電流及び最高電圧
4) 変圧器にあっては、定格電圧（三相四線式のものにあっては、相電圧の定格値）
5) 変圧変流器にあっては、前二号に掲げる事項
6) 定格周波数、定格負担及び使用負担の範囲

7)　合番号
8)　合番号に表示された日

＜検則 4 条 6 項＞

◆　**合格条件**

経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、経済産業省令（検則 21 条 3 項）で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号（法 73 条 2 項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合にあっては、2)）に適合するときは、合格とする。

1)　変成器の構造及び誤差が経済産業省令（検則 21 条 1 項）で定める技術上の基準に適合すること。
2)　電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令（検則 21 条 2 項）で定める公差を超えないこと。

＜法 74 条 1 項＞

変成器付電気計器検査の合格条件は、省令（検則 21 条 3 項）で定めるところにより検査を行い、変成器が添付されている場合は当該変成器の構造及び技術基準（検則 21 条 1 項）に適合すること、変成器が添付されていないときは当該電気計器が組合せて使用される変成器とともに使用される場合の誤差が公差（検則 21 条 2 項）を超えないこと、である。この変成器付電気計器の公差は、電気計器とは別に定められ、電気計器よりも緩い値で定められている。

（変成器付電気計器検査）

①　法 74 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準は、検則 7 条 1 項から 3 項まで、検則 8 条、10 条及び 15 条に定めるところによるほか、検則 18 章 5 節 1 款に定めるところによる。この場合において、検則 7 条 1 項から 3 項まで、8 条、10 条及び 15 条中「特定計量器」とあるのは「変成器」と、検則 10 条及び 15 条中「器差」とあるのは「誤差」と読み替えるものとする。
②　法 74 条 1 項 2 号の経済産業省令で定める公差は、検則 18 章 5 節 2 款に定めるところによる。
③　法 74 条 1 項の経済産業省令で定める方法は、検則 17 条 2 項及び検則 18 章 5 節 3 款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。この場合において、検則 17 条 2 項中「検定」とあるのは「変成器付電気計器検査」と、「特定計量器」とあるのは「電気計器及び変成器」と読み替えるものとする。

＜検則 21 条＞

◆　**合番号**

②　法 73 条 2 項ただし書に規定する場合を除くほか、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、経済産業省令（検則 27 条）で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示するものとする。
③　法 73 条 2 項ただし書に規定する場合においては、変成器付電気計器検査に合格した電気計器には、経済産業省令（検則 27 条 1 項）で定めるところにより、当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付する。
④　変成器付電気計器検査に合格しなかった電気計器又はこれとともに使用する変成器に前二項の合番号が付されているときは、これを除去する。

＜法 74 条 2 項～4 項＞

検査に合格した電気計器と組合せて使用する変成器には、省令で定めるところにより、合番号を付す。

この場合の変成器に付す合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示する。

③は、法 73 条 2 項ただし書の場合（検査の際に変成器が添付されなかった場合）においては、検査に合格した電気計器に当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付す。

④は、検査に合格しなかった電気計器及び変成器に合番号が付されているときは、これを除去する。

（合番号）

① 法 74 条 2 項及び 3 項の合番号は、打ち込み印又は押し込み印により、電気計器の外箱及び変成器の見やすい箇所に取り付けた金属片その他の物体に、次の様式により付するものとする。この場合において、左の記号は検定所の略称を表すものとする。

東００００１

② 法 74 条 2 項の検査を行った日の表示は、打ち込み印又は押し込み印により、合番号を付するために変成器の見やすい箇所に取り付けた金属片その他の物体の裏面に、表示するものとする。

＜検則 27 条＞

7-1-6 装置検査

① 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令（施行令 20 条）で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

② 経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、経済産業省令（検則 22 条）で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令（検則 28 条）で定めるところにより、装置検査証印を付する。

③ 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令（施行令 21 条）で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。

④ 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。

＜法 75 条＞

◆ 装置検査の主体（法 75 条 1 項）

装置検査の申請先は、現在において指定検定機関はなく、所在地を管轄する都道府県となる。

（装置検査の申請）

法 75 条 1 項の申請書は、その車両等装置用計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

＜施行令 20 条＞

◆ 装置検査の方法及び合格条件（法 75 条 2 項）

（装置検査）

① 法 75 条 2 項の経済産業省令で定める技術上の基準は、検則 2 章 2 節 1 款に定めるところによる。

② 法 75 条 2 項の経済産業省令で定める方法は、検則 2 章 2 節 2 款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

＜検則 22 条＞

①は、装置検査の合格条件は検則 2 章 2 節 1 款（108 条）により、距離（0～＋4%）、ギヤボックス、パルス変換器、パルス発信器、パルス調整器等について規定されている。

②は、装置検査の方法は検則 2 章 2 節 2 款（109 条）により、器差検定の方法（検則 104 条）を準用し、第一種検査（検則 105 条）又は第二種検査（検則 106 条）により行うことと規定されている。

◆　装置検査証印（法 75 条 2 項）

（装置検査証印）

① 法 75 条 2 項の装置検査証印は、打ち込み印又は押し込み印により、次の各号に掲げるところにより付するものとする。

1) 装置検査証印の形状は、次のとおりとする。

2) 装置検査証印の大きさは、高さ 8mm、横幅 6mm とする。

② 装置検査証印を付する特定計量器の部分は、タクシーメーターにあってはタクシーメーター本体と車体との接合部にある電気的器差調整装置（パルス発信器（パルス調整器（車両のミッションに内蔵されたパルス発信器が発生するパルスをタクシーメーターの本体に入力できるように調整する装置をいう。以下同じ。）を有するものにあっては、当該パルス調整器）のパルス数を電気的に調整する装置をいう。以下同じ。）に封印をするための金属片その他の物体とする。

③ 法 75 条 3 項の装置検査証印の有効期間の満了の年月は、打ち込み印又は押し込み印により、タクシーメーターにあっては前項の規定により装置検査証印を付した金属片その他の物体の裏面に、次の様式 1 から様式 3 までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は年を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式 1　　6
　　1 1
様式 2　　6・1 1
様式 3　　6　1 1

④ ③の場合において、装置検査証印の有効期間は、装置検査証印を付した月の翌月一日から起算するものとする

＜検則 28 条＞

◆　装置検査の有効期間（法 75 条 3 項）

（装置検査証印の有効期間）

法 75 条 3 項の政令で定める期間は、一年とする。

＜施行令 21 条＞

7-2 型式承認

7-2-1 型式承認とは

型式承認とは、特定計量器を供給する事業者が事前にその計量器の構造、材質等について検査を受け、省令で定める基準に適合するものとして、その型式を承認する制度である。

特定計量器の検定では、申請のあった計量器一個一個について、検定主体がその構造及び器差を検査しなければならない。しかし、構造の検査については、耐久性等の検査や電気的試験を十分に行う必要のあるものがあり、検定に際して一個一個これらの検査を行うことが物理的に不可能な場合が多い。型式承認制度は、あらかじめ届出製造事業者が製造する特定計量器の型式に承認を与え、以後、その承認に係る型式に属する特定計量器の検定に際しては構造の検査を省略することにより、検定の合理化を図ることを目的としている。

◆　型式承認制度と検定制度の関係

型式承認制度は、特定計量器の構造の複雑化や技術の高度化に対応するため、昭和 41 年改正によって導入されたものである。

現在の計量法では、原則として全ての検定対象の特定計量器に対象が拡大され、特定計量器の検定制度は型式承認が前提となって構成されている。

型式外検定

検定制度においては、基本的には全ての特定計量器に型式承認を強制し、型式承認表示のない特定計量器については、原則、産総研により構造検定（法 71 条 1 項 1 号の合格条件に適合するかどうかの試験）を実施することとなっている。

一方、特定計量器の中には、熟練した技術者が 1 品 1 品調整しながら製造するようなものもあり、型式承認に馴染まない特定計量器（機械式はかりの一部、ガラス製の計量器等）も現存している。

これらの特定計量器については、その型式を承認しても型式どおりの製造は困難であり、型式の承認を強制された場合、製造技術基準適合義務を果たす上で障害となる。

以上のことから、型式に馴染まない特定計量器については、型式承認を強制することなく検定を受検できるよう、施行令 17 条（検定の申請）別表 4 で型式承認のないものについても検定の主体（産総研、日電検、都道府県、指定検定機関）を定め、型式外検定を認めている。

7-2-2 型式承認制度の内容

◆　承認の主体

> 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令（施行令 22 条）で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
>
> ＜法 76 条 1 項＞

型式承認の主体は、その製造する特定計量器の型式について、政令（施行令 22 条）で定める区分に従い、経済産業大臣（政令委任により承認主体は産総研）又は日本電気計器検定所となっている。（※型式承認は、通例、大臣権限と考えられており、それ以外の者が型式承認の主体となるためには、法令で特にその権能が付与されることが必要と解されている。）

> （型式の承認を行う者）
>
> 法 76 条 1 項の承認は、別表 4（9 号から 11 号）までに掲げる特定計量器については日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該承認業務を実施できないときは、独立行政法人産業技術総合研究所）が、その他の特定計量器について独立行政法人産業技術総合研究

所が行う。

＜施行令 22 条＞

◆　**承認の種類（産総研「型式の承認に関する事務取扱規則」（6 計研 185 号）より）**

型式承認には、「新規承認」と「軽微変更承認」があり、「軽微変更届出」で処理される場合もある。

新規承認

新規承認は、過去に承認を受けていない新型式に対するものであるが、同一型式の範囲をできるだけ広く認めることとされ、承認の際に同一型式として申請し認められた範囲内での型式変更は新規承認を受ける必要がない。

軽微変更承認

軽微変更承認は、既に承認されている型式について、軽微な変更又は追加した部分に関係する性能試験以外の試験が省略される。承認番号は、既に取得したものに枝番号が付される。

軽微変更届出

軽微変更届出は、既に承認（軽微変更承認を含む）された型式について、性能に影響しない範囲で変更を加えた場合であり、届け出るだけで試験及び新規の承認を必要としない。

◆　**承認の申請**

② 法 76 条 1 項前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2) 法 40 条 1 項の経済産業省令で定める事業の区分
3) 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
4) 法 40 条 1 項の規定による届出の年月日

③ ②の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、法 78 条 1 項の試験に合格した特定計量器の型式について法 76 条 1 項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことを証する書面を添えたときは、この限りでない。

＜法 76 条 2 項、3 項＞

③は、申請に際して、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならないことを規定している。ただし書は、指定検定機関の型式の試験（法 78 条 1 項）に合格し型式試験合格証とともに申請する場合は、試験用の特定計量器等の提出は不要であることを規定している。

（合格証）

法 76 条 3 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）ただし書に規定する試験に合格したことを証する書面は、様式 9 によるものとする。

＜検則 32 条＞

型式承認の申請に関する手続きは、検則 30 条（申請）により、検則様式 7 に基づく申請書、添付書類及び試験用特定計量器を用意しなければ、型式の承認を申請することができないこととなっている。

（申請等）

① 法 76 条 2 項（法 81 条 2 項又は法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式

7 による。

② ①の申請書に添えて提出する試験用の特定計量器及び構造図その他の書類は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、研究所又は日本電気計器検定所が特に認める場合にあっては、次の各号に掲げる事項の範囲内で、研究所又は日本電気計器検定所が指定したものとする。

1) 試験用の特定計量器（最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計にあっては 5 個まで、施行令 2 条 17 号イからリまでに掲げる濃度計（以下「ジルコニア式酸素濃度計等」という。）及びガラス電極式水素イオン濃度指示計にあっては 2 個まで、その他の特定計量器にあっては 3 個までとする。）並びに検則 12 条に規定する分離することができる素示機構を有する特定計量器にあっては当該分離することができる表示機構

2) 試験用の特定計量器の構造図、作動原理図、製造工程図その他の試験用の特定計量器の構造、使用方法、使用条件及び製造の方法を説明した書類

3) 次に掲げる機能についての構造図、作動原理図その他の説明書

イ 料金及び運賃を表示する機能を有するものにあっては、その計算方法、計算機構及び表示機構

ロ 販売時点情報管理装置その他の電子計算機と接続して使用することができる特定計量器にあっては、パルス数、定格電圧その他の接続条件及び接続方法

4) 型式の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変更を加えて型式の承認を受ける場合にあっては、前各号に規定するものの範囲内で、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計に係る場合にあっては日本電気計器検定所、その他の特定計量器に係る場合にあっては経済産業大臣が指定する書類

③ ①の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

④ ③の書面に係る部分について、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法は、当該書面の審査とすることができる。

＜検則 30 条＞

個別の手続き等の詳細については、別に産総研から「型式承認申請マニュアル」が提示されているが、大臣が特に認める場合は規定された範囲内で大臣が指定することとされ、事前協議による部分が多い。（※日電検の場合は、日電検の内部規程（申請の受理に関する規程）に委ねられている。）

◆ 承認の基準

① 法 88 条（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）又は法 89 条 5 項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない者は、法 76 条 1 項の承認を受けることができない。

② 経済産業大臣又は日本電気計器検定所は、法 76 条 1 項の承認の申請に係る特定計量器の構造が法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、その承認をしなければならない。

＜法 77 条＞

①は、承認条件として、申請者が承認の取消し処分を受け取消しの日から 1 年を経過しない者は、承認を受けることができないことを規定している。

②は、当該特定計量器の技術上の承認基準は、省令（検則 6 条）で定める技術上の基準（構造）であることを規定している。

◆　指定検定機関の試験

① 届出製造事業者は、法 76 条 1 項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。
② ①の試験を受けようとする届出製造事業者は、経済産業省令（検則 31 条）で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。
③ ①の試験においては、その試験用の特定計量器の構造が法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。

＜法 78 条＞

型式承認制度は、事実行為（型式試験）と承認行為に分けられ、事実行為である検査については指定検定機関による試験（法 78 条 1 項）をもってそれに代えることができる。

②は、試験の申請は省令（検則 31 条）で定めるところによることを規定している。

③は、試験の合格条件は型式承認の承認基準と同じであることを規定している。

（指定検定機関の試験の申請等）
① 法 78 条 1 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の試験を受けようとする者は、様式 8 による申請書を指定検定機関に提出しなければならない。
② 検則 30 条 2 項の規定は、法 78 条 2 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、型式の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変更を加えて法 78 条 1 項の試験を受ける場合にあっては、検則 30 条 2 項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関が指定するものを申請書に添えるものとする。

＜検則 31 条＞

◆　変更の届出等

① 法 76 条 1 項の承認を受けた届出製造事業者（以下「承認製造事業者」という。）は、同条 2 項 1 号又は 3 号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。
② 法 61 条及び 62 条 2 項の規定は、承認製造事業者に準用する。この場合において、法 61 条中「前条 1 項」とあるのは「法 77 条 1 項」と、同項中「前項」とあるのは「法 79 条 1 項」と読み替えるものとする。

＜法 79 条＞

①は、承認製造事業者の名称等（法 76 条 2 項 1 号）や事業者所在地等（法 76 条 2 項 3 号）に変更があった場合、承認主体（大臣又は日電検）に届け出なければならないことを規定している。

②は、法 61 条（承継）及び法 62 条 2 項（変更の届出等）の規定は承認製造事業者に準用することを規定している。この場合、法 60 条 1 項（指定の基準）は法 77 条 1 項（承認の基準）に読み替え、変更の届出等は法 79 条 1 項に読み替えることを規定している。

（変更の届出）
① 法 79 条 1 項（法 81 条 3 項及び法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、施行則 31 条 1 項の規定を準用する。この場合において、「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「研究所又は日本電気計器検定所」と読み替えるものとする。
② 施行則 31 条 2 項の規定は、法 79 条 2 項において準用する法 61 条の規定により承認製造事業者

の地位を承継した者及び法 81 条 3 項において準用する法 61 条の規定により承認輸入事業者の地位を承継した者に準用する。

③　施行則 31 条 2 項の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、「法 61 条 3 項」とあるのは「法 89 条 4 項において準用する法 61 条」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本に準ずるもの」と、「登記事項証明書」とあるのは「登記事項証明書に準ずるもの」と読み替えるものとする。

＜検則 34 条＞

◆　製造技術基準適合義務

承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準（同条 2 項の経済産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

＜法 80 条＞

承認を受けた製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、製造される特定計量器が検定の合格条件のうちの構造についての技術上の基準に適合するようにしなければならない。

ただし書は、輸出のために製造する場合であらかじめ知事に届け出たとき及び試験的に製造する場合は、当該義務は課されないことを規定している。

この基準適合義務は、当該型式のもとに特定計量器を新しく製造する際に課されるもので、既に承認を受けた型式に基づいて製造され、使用されている特定計量器については、その後技術上の基準に変更があった場合、既に付された型式承認の表示については再検定において有効なものとして取り扱われる。（※この製造技術基準適合義務は、平成 5 年新計量法改正において規定されたものである。改正前の旧計量法では、型式承認を受けた計量器は構造上の基準に適合するとみなされるものの、検定時にその承認された型式に適合するかどうかの試験（型式適合性試験）を受けることが必要となっていた。（旧計量法 88 条 2 項、3 項））

◆　輸入事業者

①　特定計量器の輸入の事業を行う者（以下「輸入事業者」という。）は、その輸入する特定計量器の型式について、法 76 条 1 項の政令（施行令 22 条、別表 4）で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

②　法 76 条 2 項（2 号及び 4 号を除く。）及び 3 項、法 77 条並びに法 78 条の規定は、①の承認に準用する。この場合において、法 76 条 2 項 3 号中「製造する工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造する者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

③　法 61 条、法 62 条 2 項及び法 79 条 1 項の規定は、①の承認を受けた輸入事業者（以下「承認輸入事業者」という。）に準用する。この場合において、法 61 条「前条第一項」とあるのは「法 77 条 1 項」と、法 62 条 2 項中「前項」とあるのは「法 81 条 3 項において準用するほう 79 条 1 項」と読み替えるものとする。

＜法 81 条＞

①は、輸入事業者も届出製造事業者と同様に、その輸入する特定計量器の型式について、法 76 条 1 項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

②は、型式承認の申請（法 76 条 2 項、3 項）及び承認基準（法 77 条）並びに指定検定機関の試験（法 78 条）は①の承認に準用することを規定している。

③は、承継（法 61 条、法 62 条 2 項）及び変更の届出等（79 条 1 項）は承認輸入事業者に準用することを規定している。

承認輸入事業者に係る基準適合義務

承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

＜法 82 条＞

承認輸入事業者は、当該計量器を販売するときには製造技術基準適合義務が課せられる。ただし書は、輸出のため販売する場合であらかじめ知事に届け出たときは、当該義務は課せられない。

◆　承認の有効期間等

① 法 76 条 1 項及び法 81 条 1 項の承認は、特定計量器ごとに政令（施行令 23 条）で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

② ①の承認の更新の申請に関し必要な手続的事項は、経済産業省令（検則 33 条）で定める。

＜法 83 条＞

型式承認は、特定計量器ごとに政令（施行令 23 条）で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。この政令で定める期間については、全ての特定計量器について一律「10 年」（平成 9 年度に 5 年から 10 年に延長）とされている。

なお、型式承認の有効期間内に付された型式承認の表示は、更新がなされず有効期間を経過し型式承認が失効した場合であっても、それとは関わりなく有効な表示として取り扱われる。

型式承認の有効期間は、平成 5 年新計量法改正において、新たに設定されたものである。これについては、技術上の基準の変更によりそれに基づいて製造できなくなった型式の整理を図る、更新を高水準の特定計量器の開発に移行する契機とすること、などから設けられたとされている。

（承認の更新）

① 法 83 条 2 項（法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の更新を受けようとする者は、様式 10 による申請書を研究所又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

② ①の更新の申請は、更新の時期の半年前から受け付けるものとし、様式 11 の交付により更新がなされたものとする。

③ 研究所又は日本電気計器検定所は、法 83 条（法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）により効力を失った型式の承認に係る申請書、検則 30 条 2 項の書類、承認書の写しその他必要と認められる書類を、承認失効の日より 5 年間保存しなければならない。

＜検則 33 条＞

◆　型式承認表示

① 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器（法 80 条ただし書又は法 82 条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。）を製造し、又は輸入したときは、経済産業省令（検則 35 条）で定めるところにより、これに表示を付することができる。

② 法 50 条 1 項の政令で定める特定計量器に付する①の表示には、その表示を付した年を表示する

ものとする。
③　何人も、①（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特定計量器に①の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

＜法 84 条＞

①は、型式承認表示は省令（検則 35 条）に定めるところにより付すことを規定している。

②は、一定期間経過後修理が必要となる特定計量器（法 50 条 1 項の政令で定める特定計量器）には、型式承認表示を付した年を表示することを規定している。

③は、①（承認外国製造事業者（法 89 条 4 項準用）の場合を含む）に規定する場合以外では、特定計量器に①の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないことを規定している。

（型式承認表示等）
型式承認表示及び法 84 条 2 項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明りょうに次の様式 1 又は様式 2（法 84 条 2 項の場合にあっては、様式 3 又は様式 4）により付するものとする。この場合において、様式 3 又は様式 4 の右の数字は、型式承認表示を付した年を表すものとする。

様式 1　　型式承認第 1 号
様式 2　　型承 1 号
様式 3　　型式承認第 1 号 6
様式 4　　型承 1 号 6

＜検則 35 条＞

様式 3 及び様式 4 については、検定の有効期間のある「一定期間経過後修理が必要となる特定計量器」となる。それ以外のものは、様式 1 又は様式 2 を用いる。

検則 35 条に規定する型式承認表示の具体的表示方法

「新規の型式承認の表示例」

（例）　型式承認第Ｄ０１１号
Ｄ：特定計量器の機種別の記号
０１：承認をした年を表す西暦の下 2 桁の数字
１：承認をした年の通し番号（1 より順次増える）

「軽微変更承認の型式承認の表示例」

（例）　型式承認第Ｄ０１１－１号
Ｄ：特定計量器の機種別の記号
０１：承認をした年を表す西暦の下 2 桁の数字
１：承認をした年の通し番号（1 より順次増える）
―１：承認型式に追加された順を表す

特定計量器の機種別の記号

Ｂ：タクシーメーター
Ｄ：非自動はかり
Ｅ：分銅
Ｆ：おもり
Ｇ：ガラス製温度計、ベックマン温度計及びガラス製体温計

Ｈ：抵抗体温計
Ｉ：皮革面積計
Ｌ：水道メーター
Ｍ：温水メーター
Ｎ：燃料油メーター
Ｏ：液化石油ガスメーター
Ｋ：ガスメーター
Ｐ：量器用尺付タンク
Ｒ：密度浮ひょう
Ｘ：アネロイド型圧力計
Ｑ：アネロイド型血圧計
Ｙ：積算熱量計
Ｗ：振動レベル計
ＳＥ：ジルコニア式酸素濃度計
ＳＢ：溶液導電率式二酸化硫黄濃度計
ＳＦ：磁気式酸素濃度計
ＳＤＳ：紫外線式二酸化硫黄濃度計
ＳＤＮ：紫外線式窒素酸化物濃度計
ＳＡＳ：非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
ＳＡＮ：非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
ＳＡＳ：非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計
ＳＣ：化学発光式窒素酸化物濃度計
Ｓ：ガラス電極式水素イオン濃度検出器
ＳＳ：ガラス電極式水素イオン濃度指示計
Ｚ：酒精度浮ひょう
Ｕ：浮ひょう型比重計

表示の除去

（表示の除去）
輸入事業者は、法 84 条 1 項（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、法 84 条 1 項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、若しくは貸し渡し、又はこれについて検定を受ける時までにその表示を除去しなければならない。
＜法 85 条＞

省令で定められた型式承認表示以外の場合は、譲渡（貸し渡し）及び検定を受けるときまでにその表示を除去しなければならない。

（型式承認表示の除去）
検則 29 条の規定は、法 85 条の規定により型式承認表示を除去する場合に準用する。
＜検則 36 条＞

型式承認表示の除去については、「検定証印等、合番号及び装置検査証印の除去」（検則 29 条）の場合を準用する。

◆　改善命令

経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が法 80 条又は法 82 条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 86 条＞

大臣は、承認製造事業者（法 80 条）又は承認輸入事業者（法 82 条）が製造技術基準適合義務に違反していると認めるときは、当該事業者に対して必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

◆　承認の失効

承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。

＜法 87 条＞

◆　承認の取消し

経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

1)　法 79 条 1 項（法 81 条 3 項において準用する場合を含む。）又は法 84 条 3 項の規定に違反したとき。

2)　法 44 条又は法 86 条の規定による命令に違反したとき。

3)　不正の手段により法 76 条 1 項又は法 81 条 1 項の承認を受けたとき。

＜法 88 条＞

1)は、承認製造事業者及び承認輸入事業者（法 81 条 3 項準用）が「変更の届出等」（法 79 条 1 項）に違反したとき、又は「型式承認表示」（法 84 条 3 項）に違反した場合は、その承認を取り消すことができることを規定している。

2)は、届出製造事業者に対する「改善命令」（法 44 条）又は承認製造事業者に対する「改善命令」（法 86 条）に違反したときは、その承認を取り消すことができることを規定している。

3)は、不正の手段により、製造型式（法 76 条 1 項）又は輸入型式（法 81 条 1 項）の承認を受けたときは、その型式を取り消すことができることを規定している。

◆　外国製造事業者

①　外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者（以下「外国製造事業者」という。）は、その特定計量器の型式について、法 76 条 1 項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

②　①の承認を受けた外国製造事業者（以下「承認外国製造事業者」という。）は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。

③　法 76 条 2 項（2 号及び 4 号を除く。）及び 3 項、法 77 条、法 78 条並びに法 83 条の規定は、①の承認に準用する。

④　法 61 条、法 62 条 2 項、法 79 条 1 項、法 84 条 1 項及び 3 項並びに法 86 条から 88 条の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、法 61 条中「前条 1 項」とあるのは「法 89 条 3 項において準用するほう 77 条 1 項」と、法 62 条 2 項中「前項」とあるのは「法 89 条 4 項において準用する法 79 条 1 項」と、法 84 条 3 項中「何人も」とあるのは「承認外国製造事業者

は」と、「特定計量器」とあるのは「本邦に輸出される特定計量器」と、法 86 条中「法 80 条又は法 82 条」とあるのは「法 89 条 2 項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、法 88 条 2 号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

⑤　経済産業大臣は、④において準用する法 88 条の規定によるもののほか、承認外国製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

1)　経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外国製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

2)　経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造事業者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特定計量器、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

3)　2)の規定による検査において、経済産業大臣が、承認外国製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる特定計量器を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

⑥　国は、⑤3)の規定による請求によって生じた損失を承認外国製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

＜法 89 条＞

①は、外国製造事業者はその輸入又は製造する特定計量器の型式について、法 76 条 1 項の政令で定める区分に従い、大臣又は日電検の承認を受けることができることを規定している。

②は、承認外国製造事業者は本邦に輸出される当該特定計量器を製造するとき、製造技術基準適合義務が課せられることを規定している。

③は、「承認申請」（法 76 条 2 項（届出製造の事業区分（2 号）及び届出年月日（4 号）を除く））及び「検査に代わる試験」（法 76 条 3 項）、「承認基準」（法 77 条）、「指定検定機関の試験」（法 78 条）、「承認の有効期間」（法 83 条）は、①の承認に準用することを規定している。

④は、「承継」（法 61 条、法 62 条 2 項）、「変更の届出」（法 79 条 1 項）、「承認表示」（法 84 条 1 項及び 3 項）、「改善命令」（法 86 条）、「承認の失効」（法 87 条）、「承認の取消し」（法 88 条）の規定は、承認外国製造事業者に準用することを規定している。

⑤は、④で準用する法 88 条以外で 1)～3)に該当するときは、承認を取消すことができる。1)は、政令（施行令 39 条 3 項）で定める「報告の徴収」に対し、報告せず又は虚偽の報告がされた場合である。2)は、国の職員による立入検査において、検査拒否等や虚偽の答弁がされた場合。3)は、2)の検査において特定計量器の提出を請求し、その請求に応じなかった場合である。

⑥は、⑤3)による請求によって生じた損失について、国は承認外国製造事業者に対し補償しなければならないことを規定している。

（報告の徴収）

経済産業大臣が法 89 条 2 項の承認外国製造事業者に対し同条 5 項 1 号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

1)　法 89 条 4 項において準用する法 84 条 1 項の表示を付した特定計量器の型式及び数

2)　製造技術基準（法 80 条の製造技術基準をいう。以下同じ。）への適合のために講じた措置及びその実施状況

＜施行令 39 条 3 項＞

７-２-３型式承認と国際相互承認（MAA）

◆　OIMLとMAA

OIMLとは

OIMLとは、計量器の技術基準及び適合性評価の測定法手順の国際的な調和（加盟国の法定計量規則等の整合化）を促進し、計量器の国際貿易の円滑化を図ることを目的として、1955年に24ヶ国の参加を得てフランスのパリで締結された条約に基づく「国際法定計量機関」である。

OIML（国際法定計量機関：International Organization of Legal Metrology）は、加盟政府間にて結ばれた「OIML 条約」（国際法定計量機関を設立するための条約：Convention Establishing An International Organization of Legal Metrology）の条約組織として成立した国際的な法定計量機関であり、日本は1961年に加盟し、条約加盟国（2009年4月現在の正加盟国は58カ国、準加盟国は56カ国）は総人口と経済力に応じた加盟分担金を毎年支払う義務があり、国際法定計量事務局（BIML）はパリに置かれている。

OIML 条約に関する組織は、4年毎開催の全加盟国代表で構成する「国際法定計量会議」（OIML 総会）を最高議決機関とし、その下に毎年開催の全加盟国1名で構成する「国際法定計量委員会」（CIML）が実質的な理事執行機関であり、CIMLの監督の下に「対開発途上国常任作業部会」、「技術委員会」（分野別にTC1～TC18を設置）及び「小委員会」（各TC内に課題別に設置される）、国際法定計量事務局（BIML）が置かれている。

OIML の役割は、①法規の適用を受ける計量器の検定検査を行う国家機関及び計量器の原理、構造、使用等に関する資料並びに情報の中央機関となること、②各国の計量法規の翻訳並びに刊行、③法定計量に関する一般原則の確立、④法的計量に関する諸問題の国際的解決、⑤計量器及びその使用に関するモデル法規の作成、⑥計量器の検定及びその取り締まりを行う模範的機関の組織の具体案の作成、⑦国際的に承認され、その使用が国際的に推奨される計量器の特性及び品質の決定、⑧各国計量機関の相互理解、などとされている。

国際勧告（R）及び国際文書（D）

国際勧告（International Recommendation）とは、計量器のモデル規則（①「計量・技術要求事項」、②「試験方法」、③「試験報告書の書式」で構成されている）である。OIMLでは、商取引、健康、安全、環境分野等で使用される計量器の国際勧告を作成し、加盟国は国際勧告を可能な限り国内法規に取り入れる道義的責任がある。

一方、国際文書（International Document）については、法定計量の共通的課題への指針を与えるもので、国内法規への採用は加盟国の裁量に任されている。（※2008年7月現在、国際勧告はR 140、国際文書はD 28まで発行されている。）

OIML証明書制度

OIML 証明書制度は、OIML加盟国が他の加盟国で発行したOIML証明書を相互に受入れ活用する仕組みとして、1991年に導入された任意の制度である。

OIML 証明書制度は、OIML技術要件に適合する計量器の使用促進を目的とし、加盟国は国の型式検査での重複を防ぐ（ワンストップテスティング）ため、活用が奨励されている。製造事業者や輸出入事業者にとっては、計量器の輸出入時の行政的な手続及び試験に要する費用の軽減に役立っている。（※2008年7月現在、49種類の計量器の国際勧告がこの制度の適用を受けている。）

OIML型式承認

OIML 型式承認申請は、加盟国が指定した OIML 証明書発行機関（日本は NMIJ-AIST）で受け付けている。この発行機関は、ISO/IEC ガイド 65 等の製品認証に関わる要求事項を満たす必要がある。

試験は、発行機関が指定した試験機関で行われ、試験機関は ISO/IEC 17025 等の試験機関に求められる要求事項を満たす必要がある。

発行機関は、試験機関から届いた試験報告書を評価し、計量器の型式が OIML 国際勧告の要求事項に適合していることを証明する「OIML 証明書」及び「試験報告書」を申請者に発行する。

発行した証明書は、OIML 中央事務局に送付し登録申請を行い、事務局は証明書の内容を確認した後、OIML 証明書のデータベースに登録し、OIML のホームページ（http://www.oiml.org/certificates/）で公開している。（※具体的には、OIML 国際勧告が対象とする計量器について、製造事業者が発行機関（産総研）に OIML 証明書の発行を申請し、その適合証明書を加盟国の法定計量機関に提出する。）

OIML適合証明書

OIML 適合証明書の所有者は、記載されている同一型式の計量器の型式承認を外国で申請する際に、その証明書を添付することができる。国によっては、試験報告書の提出が求められることもある。

2008 年 7 月現在、 産総研では、R60「ロードセル」、R76「非自動はかり」、R115「最高温度保持機能付体温計」及び R117 &R118「燃料油メーター」の OIML 証明書発行機関となっている。

OIML-MAA

「型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み」（MAA：Mutual Acceptance Arrangement）とは、法定計量分野における計量機器の型式承認手続きに関し、国際法定計量機関（OIML）加盟各国の型式承認試験機関が測定した試験データを相互に受入ることを可能とするため、国際相互承認の手続を定めたものである。

MAA は、OIML 証明書制度を基礎とし発展させたものであり、参加国間の試験能力に関する相互信頼の仕組みとして、参加国間でのワンストップテスティングを実現するため、第 38 回国際法定計量委員会（CIML）会議（2003 年 11 月）で承認された。

加盟国の参加機関（OIML 証明書発行機関、国の型式承認機関、計量器の販売を許認可する国家担当機関）は、MAA 文書に基づき、OIML 証明書制度が適用される計量器毎に表明される「相互信頼宣言書」（DoMC）に署名する。MAA 参加国は、DoMC への参加形態に関わらず、他の参加国が発行した OIML MAA 型式評価報告書及び OIML MAA 証明書を受け入れる道義的責任がある。

DoMC への参加形態には、OIML MAA 証明書を発行するかどうかで、発行型と受入型の 2 種類に分かれる。発行型を選択する場合は、OIML 証明書発行機関が指定する試験機関の試験能力を、国際的に認知された方法（ISO/IEC 17025 に基づく「ILAC の MRA に参加している認定機関による認定」又は「OIML ピアアセスメント」）により実証する必要がある。受入型を選択する場合は、OIML 事務局に書面で連絡すれば、随時、資格審査受けることなく参加することができる。（※産総研は、R60 及び R76 の DoMC に発行型として参加し、この 2 機種については従来型の OIML 証明書ではなく、OIML MAA 証明書を発行している。）

また、それぞれの DoMC には、DoMC 参加国の代表で構成する「参加資格審査委員会」（CPR）が設けられている。CPR は、発行型の参加を希望する機関の能力審査と参加の決定を行うとともに、その後の参加機関の能力維持と活動を監視するという重要な役割を担っている。

「MAAに基づくDoMC」と「OIML証明書制度」の関係

DoMC に署名した発行機関は、署名以前に受理した OIML 証明書発行申請書の場合を除き、「OIML-MAA 証明書」と「OIML-MAA 型式評価報告書」（試験報告書を含む）を DoMC の特別な条件の下で発行する。（DoMC の下で発行する OIML-MAA 証明書と OIML-MAA 型式評価報告書（試験報告書を含む）には、特別な OIML ロゴを付けられる。）

DoMC の締結後、DoMC に参加しない発行機関が OIML 証明書制度の下で当該種類の計量器の OIML 証明書を継続して発行できる期間（移行期間）を CIML 会議で定められる。（※BIML への証明書登録料（2008 年現在）は、OIML-MAA 証明書が 530 ユーロ、従来型の OIML 証明書が 159 ユーロとなっている。）

◆　計量法型式承認における国際相互承認

型式承認における国際相互承認は、計量器の国際貿易における技術障壁の緩和を図ることを目的とした「型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み」（MAA）に基づき、「OIML 適合証明書」の試験データにより、当該二国間で相互受け入れ合意（MoU : Memorandum of Understanding）されるものである。

MAA の具体的運用は、計量器の種類毎に申請国の試験認証機関が参加資格審査委員会による所定の資格審査を受け、相互信頼宣言（DoMC : Declaration of Mutual Confidence）の締結（署名）により、他国の試験成績書（OIML 適合証明書＋試験報告書）の受け入れと国内での活用の義務が発生する。

わが国については、2008 年現在、「非自動はかり」（オランダ（NMi）、ドイツ（PTB）、韓国（KATS））、「燃料油メーター」（オランダ（NMi））の 2 機種について参加を表明し、2 機種以外の計量器（水道メーター等）についても、順次対象が拡大される予定とのことである。

なお、国際相互承認された型式承認の計量法上の具体的な手続きとしては、外国製造事業者による型式承認申請の際、外国の試験機関（経済産業大臣が指定）の適合書面の提出を受け、型式承認を行うこととなる。

7-3 指定製造事業者

7-3-1 指定製造事業者制度とは

指定製造事業者制度とは、優れた品質管理能力を有する製造事業者に対して経済産業大臣が（事業の区分に従い工場又は事業場ごとに）指定を行い、指定を受けた特定計量器（型式承認を受けたものに限る）については、省令で定める技術基準に基づく自主検査を行うことで、検定に代えることができるようにする制度である。

検定制度においては、特定計量器の構造の複雑化や技術の高度化等に対応し、型式承認制度が導入されている。型式承認を受けた特定計量器は、原則として、その構造が検定に必要な技術上の基準を満たすものと見なされるが、器差については一個一個の全数検定が義務付けられている。

全数検定は、一定の品質管理能力の高い製造事業者にとっては過剰な負担となり、品質管理能力向上への意欲をそぐおそれがあったことや、行政にとっても検定労力の負担があった。指定製造事業者制度は、指定する製造事業者に検定証印と同じ法的効果を有する一定の表示（基準適合証印）を付すことを認めることで、検定制度の効率的運用を図ることを目的としている。

この制度は、平成 5 年新計量法改正によって導入されたものであるが、型式承認における構造基準の見なし検定と同様の方式を拡大したものとも言える。（※平成 3 年審議会答申では、「検定制度の見直し」について「一定の製造能力・品質管理能力の保有、検査記録の保存義務等の要件を満たした特定の事業者で製造された計量器については、技術基準に適合する旨の表示を附することにより、検定に代えることができるものとすることが適当である。その際、対象となる事業所の要件については、品質保証のた

めの一連の規格であり世界各国で採用されている ISO9000 シリーズの活用を検討していくことが適当である。」という指摘がされていた。）

7-3-2 指定製造事業者制度の特徴（新しい考え方）

(1) 一定の製造能力と品質管理能力が指定要件

指定製造事業者となるには、「一定の製造能力」と「一定の品質管理能力」を有していることが条件となる。

一定の製造能力とは、総合組み立てや最終調整を実施していること、そのための経営資源（設備、人員等）を確保していることであり、具体的には組織として特定計量器を製造するための工程がなければならない。従って、製造工程のない輸入事業者は指定を受けることができない。

一定の品質管理能力については、ISO9000（9002）の手法を活用している。具体的には、「指定の基準」の「省令で定める品質管理の方法」として、省令（77 号）別表（全 20 項目）が定められ、更に個々の特定計量器について「大臣が別に定める細目」（4 項目）が規定されている。

なお、ISO9000 の手法を活用することとしたのは、ISO が一定の品質管理（例えば、責任者の職務の明確化、作業手順等の文書化など）を行っていることを保証する規格であり、検定合格率が一定水準維持される蓋然性が高いためとされている。（※現状は、指定製造事業者のほとんどが ISO9001 の認証企業となっている。）

(2) 品質管理の国際規格である「ISO9002:1987」（細目は日本工業規格（JIS)を参照）を採用

指定製造事業者制度における要求事項は、ISO9002:1987 を参照して作成されている。（※当規格の最新版（ISO9001:2000）とは版が異なる。）そして、指定製造事業者制度は、国等が行う検定を免除する制度であるため、事業者の指定にあたっては当該特定計量器の正確性が担保される措置がとられている。

具体的には、検定の合格条件を品質管理面で担保するため、「指定の基準」（省令別表、細目）の中に「完成品検査」という項目（ISO9000 には無い部分）を特に設け、製品規格面での要求事項に合致するよう対応させている。

また、細目では、特定計量器毎に「材料・部品等の購買」、「工程管理」、「完成品管理」、「製造設備及び検査設備」について示され、特定計量器ごとに定められた技術的事項を含む要求事項が規定されている。「完成品管理」項目の中では、検則に基づく自主検査の項目と方法が述べられている他、基準適合義務を証明するための試験項目及び方法が規定されている。（※なお、近年では、検則の JIS 化が進み、従来検則に規定されていたことが JIS へ移行したものもある。）

(3) 指定製造事業者としての一定の義務規定を担保

指定製造事業者の指定を受けた者には、一定の義務として「基準適合義務」及び「検査義務、検査記録作成、保存義務」等が課せられる。

なお、指定製造事業者の指定に係る特定計量器については、型式承認を受けていることが前提であるため、型式承認を受けた者としての「製造技術基準適合義務」（法 80 条）が課せられ、更に型式承認を受けた特定計量器が検定の際に検査される項目（器差、一部性能）について検定を免除する代わりとして、「基準適合義務」（法 95 条）が課せられることになる。

「検査義務、検査記録、保存義務」については、不合格品の適切な処置の確認、行政の立入検査における資料となるものであり、検定に代わる自主検査の公正性を担保するためのものでもある。

また、この他の指定製造事業者の義務としては、基準適合証印の管理や自主検査員の育成なども要求

されることとなる。

(4)　指定（検査方法）は、従来の勧告（指導）型から事実を客観的に捉える「審査」型を採用

指定製造事業者制度では、従来は事業者に対して勧告（指導）の形で改善が行われていたが、本制度では事実を客観的に捉える審査という形で改善措置等が行われる。

具体的な指定審査（検査）の手順は、①書類審査（知事等）、②現場審査（知事等）、③結果報告（知事等から大臣へ）、④判定委員会（大臣）を経て指定（事業者へ通知）となる。「現場審査」では、「品質システム審査」、「技術検査（細目中心）」、「実地検査（完成品検査等）」に分れ、社内規格に沿って活動しているかどうかなどについて判定基準に照らし合わせて合否が決定される。

また、指定を受けた後は、都道府県等による立入検査を 1 年に一回以上（全般検査は 3 年毎）受けることとなる。

7-3-3 指定製造事業者制度の内容

◆　指定の主体

法 16 条 1 項 2 号ロの指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、法 40 条 1 項の経済産業省令で定める事業の区分（法 91 条 1 項において単に「事業の区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに行う。

＜法 90 条＞

指定製造事業者（法 16 条 1 項 2 号ロ）の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、製造の事業の区分（法 40 条 1 項、施行規則 5 条、別表 1 の 2 欄）に従い、工場又は事業場ごとに経済産業大臣が行う。（※「工場や事業場ごと」に指定する意味は、同じ事業者の経営であっても、工場や事業場ごとに品質に差が出てくるためとされている。）

◆　指定の申請

① 法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。
   1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
   2) 事業の区分
   3) 工場又は事業場の名称及び所在地
   4) 法 40 条 1 項の規定による届出の年月日
   5) 品質管理の方法に関する事項（経済産業省令（指定製造省令[xx]3 条）で定めるものに限る。）

② ①の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、①の申請書に法 93 条 2 項の書面を添えたときは、この限りでない。

③ ②の規定により検査を行った都道府県知事又は日本電気計器検定所は、経済産業省令（指定製造省令 3 条の 2）で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

＜法 91 条＞

指定の申請は、電気計器にあっては通商産業局長を経由し、その他の特定計量器にあっては都道府県知事を経由し、経済産業大臣へ提出する。

[xx] 「指定製造省令」：指定製造事業者の指定等に関する省令（平成 5 年、通商産業省令 77 号）の略

②は、指定製造事業者の指定の申請をした届出製造事業者（外国製造事業者も可）は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令（施行令 24 条）で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う「検査」を受けなければならないことを規定している。（※検査を都道府県又は日電検に行わせるのは、全国各地に立地する多数の指定製造事業者に対して、指定後のフォローアップ等を考慮したものとされている。）

②ただし書きは、②の際に申請を行った工場又は事業場における品質管理の方法について、申請した特定計量器の検定を行う指定検定機関が行う「調査」（法 93 条 1 項）を受け、当該機関が交付する品質管理の方法が法 92 条 2 項の省令で定める基準に適合すると認める旨を示す書面（法 93 条 2 項）を添えた場合、この検査を受ける必要はない。

③は、②の「検査」の結果について、大臣への報告義務（申請受理から 60 日以内）を規定している。具体的には、定められた「チェックリスト」による検査結果に基づき「指定検査結果報告書」を作成し、その内容を検討し「指定検査結果総括表」にとりまとめ、知事等の意見を添えて「指定検査結果送付書」により大臣に報告される。

（指定製造事業者の指定に係る検査を行う者）

法 91 条 2 項の検査は、次の各号に掲げる工場又は事業場ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

1) 別表 4（8 号イ及び 12 号）に掲げる特定計量器の製造を行う工場又は事業場
日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法 23 条 2 項の規定によっては当該検査業務を実施することができないときは、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）

2) 別表 4（9 号から 11 号まで）に掲げる特定計量器の製造を行う工場又は事業場
日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）

3) 前二号に掲げる工場又は事業場以外の工場又は事業場
その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事

＜施行令 24 条＞

（指定の申請）

① 法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けようとする届出製造事業者は、様式 1 による申請書を電気計器にあってはその指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）を経由して、その他の特定計量器にあってはその指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

② ①の申請において様式第 1 に指定製造省令 4 条 2 項の書面を添付しない場合にあっては、様式 2 による検査申請書を様式 1 に添付しなければならない。

＜指定製造省令 2 条＞

①は、申請は、電気計器にあっては経済産業局長を経由し、その他の特定計量器は都道府県を経由することを規定している。

②は、指定検定機関の調査を受けていない場合は、検査申請書を添付することを規定している。

（品質管理の方法）

法 91 条 1 項 5 号の経済産業省令で定める品質管理の方法に関する事項は、別表の中欄に掲げるとおりとする。

＜指定製造省令 3 条 1 項＞

指定製造事業者となるには、指定製造省令別表（全 20 項目）で定める一定の品質管理能力を有していることが要件となる。

（品質管理の方法の検査）
法 91 条 3 項の規定により検査を行った都道府県知事又は日本電気計器検定所は、その検査の申請を受理した日から 60 日以内に経済産業大臣に当該検査の結果を報告しなければならない。
＜指定製造省令 3 条の 2＞

◆ 指定の基準

① 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けることができない。
1) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
2) 法 99 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの
② 経済産業大臣は、法 16 条 1 項 2 号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令（指定製造省令 3 条 2 項、別表）で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
＜法 92 条＞

①は、指定の欠格条項を規定している。
②は、指定の基準は、申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が省令（指定製造省令 3 条 2 項、別表）で定める「基準」に適合すること、であることを規定している。

② 法 92 条 2 項の経済産業省令で定める品質管理の方法の基準は別表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるとおりとし、その細目については経済産業大臣が別に定め、公示する。
③ ②の公示は、特定計量器を製造する事業の区分並びに制定、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。
＜指定製造省令 3 条 2 項、3 項＞

②は、大臣は品質管理の方法の基準に関して、個々の特定計量器ごとに「細目」を別に定めることとしている。この細目（特定計量器ごとの具体的なあり方）については、「指定製造事業者の指定等に関する省令（通商産業省令第 77 号）に基づく品質管理の方法の細目」（平成 6 年制定）として公示されている。（※従って、指定基準の品質管理能力要件は、「指定製造省令別表（全 20 項目）」プラス「細目（4 項目）」となる。）
③は、指定製造事業者（外国製造事業者）を指定したとき、大臣は所要事項を官報に掲載することを規定している。

◆ 指定検定機関の調査

① 届出製造事業者は、法 16 条 1 項 2 号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。
② 指定検定機関は、①の調査をした工場又は事業場における品質管理の方法が法 92 条 2 項の経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。
＜法 93 条＞

①は、指定の際の知事等による検査に代えて、指定検定機関の行う調査を受けることができることを規定している。
②は、調査の結果、指定基準の品質管理能力要件に適合する場合、その旨を示す書面を交付すること

を規定している。

（指定検定機関の調査）
① 法 93 条 1 項の調査を受けようとする者は、様式 3 による申請書を指定検定機関に提出しなければならない。
② 法 93 条 2 項の書面は、様式 4 により作成するものとする。
＜指定製造省令 4 条＞

変更の届出等

① 法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けた届出製造事業者（以下「指定製造事業者」という。）は、法 91 条 1 項 5 号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
② 法 61 条及び法 62 条 2 項の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、法 61 条中「法 60 条 1 項」とあるのは「法 92 条 1 項」と、法 62 条 2 項中「前項」とあるのは「法 94 条 1 項」と読み替えるものとする。
＜法 94 条＞

①は、指定製造事業者は指定申請書記載事項の変更があった場合、遅滞なく、その旨を届け出なければならないことを規定している。

②は、「承継」（法 61 条）及び「承継の事実を証する書面の提出」（法 62 条 2 項）は指定製造事業者に準用することを規定している。

（変更の届出）
法 94 条 1 項の規定による変更の届出をしようとする指定製造事業者は、様式 5 による届出書を電気計器にあっては経済産業局長を経由して、その他の特定計量器にあっては都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
＜指定製造省令 5 条＞

品質管理の方法について変更（型式承認、工程、社内規格等）しようとするときは、届出書を大臣（知事等を経由）へ提出（知事等へ事前連絡要）しなければならない。

◆ 基準適合義務

指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、法 76 条 1 項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条 2 項の経済産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条 1 項 2 号の経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。
＜法 95 条 1 項＞

指定製造事業者は、その指定を受けた工場又は事業場において、型式承認（法 76 条 1 項）を受けた型式に属する特定計量器を製造するときは、その構造が検定の技術上の基準（法 71 条 1 項 1 号の省令で定める技術上の基準であって同条 2 項の省令で定めるもの）に適合し、器差が検定公差（法 71 条 1 項 2 号）を超えないようにする義務が課せられる。

ただし書は、輸出のため製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に製造する場合、当該義務は課されないことを規定している。

（基準適合義務の免除の届出）

法 95 条 1 項ただし書の届出をしようとする指定製造事業者は、様式 6 による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

＜指定製造省令 6 条＞

◆　検査義務、検査記録、保存義務

指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する法 76 条 1 項の承認に係る型式に属する特定計量器（法 95 条 1 項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

＜法 95 条 2 項＞

指定製造事業者は、省令（指定製造省令 7 条）で定めるところにより、その指定を受けた工場又は事業場において製造する特定計量器について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（検査方法等）

法 95 条 2 項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

1)　製造される特定計量器が法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。

2)　製造されるすべての特定計量器について器差の検査を行い、法 71 条 1 項 2 号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。

3)　製造されるすべての特定計量器について、法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条 2 項の経済産業省令で定めるものについての検査を行い、当該基準に適合することを確認すること。

4)　製造のロットごとに適切な数の特定計量器を抜き取り、当該特定計量器が法 76 条 1 項の承認を受けた型式（以下単に「承認型式」という。）に適合していることを確認すること。

5)　検査手順書に定めるすべての事項を終了し、法 95 条 1 項の規定に適合することを確認するまで特定計量器を出荷しないこと。

6)　承認型式ごとに検査記録簿を備えて、検査の結果を記録すること。

7)　6)の検査記録簿は、検査記録簿の最終の記載の日から起算して三年以上（法 72 条 2 項の政令で定める特定計量器に係る承認型式にあっては、検査記録簿の記載した特定計量器の法 96 条 1 項の表示（以下「基準適合証印」という。）の有効期間満了の日から起算して一年以上）保存すること。

＜指定製造省令 7 条＞

◆　表示（基準適合証印）

①　指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、法 76 条 1 項の承認に係る型式に属する特定計量器（法 95 条 1 項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

②　法 72 条 2 項の政令で定める特定計量器に付する①の表示の有効期間は、法 72 条 2 項の政令で定める期間とし、その満了の年月をその表示に表示するものとする。

③　法 19 条 1 項又は法 116 条 1 項の政令で定める特定計量器に付する①の表示には、その表示を付した年月を表示するものとする。

＜法 96 条＞

①は、基準適合証印の表示は省令（指定製造省令 8 条）に定めるところによることを規定している。

②③は、検定と同様に有効期間を表示することを規定している。（※基準適合証印は、検定証印と同じ法的効果を有し、法文上は基準適合証印を含めて「検定証印等」という用語で使用されている。）

（表示）

① 基準適合証印は打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において基準適合証印には、法 16 条 1 項 2 号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

1) 基準適合証印の形状は次のとおりとする。

2) 1)のDは、0.7mm 以上とする。

② 基準適合証印は、法 76 条 1 項の承認の際、特定計量器に封印をすべき箇所を独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が示した場合にあっては、当該封印をするための金属片その他の物体に付するものとする。

③ 基準適合証印は、②の箇所に加え特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。ただし、②の箇所が特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分である場合は、この限りでない。

④ 前三項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

＜指定製造省令 8 条＞

①は、大臣が管理台帳により管理する指定番号を表示することを規定している。

（年月の表示）

① 基準適合証印とともに付する法 96 条 2 項の有効期間の満了の年月の表示及び同条 3 項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、検則 25 条及 26 条の規定を準用する。

② ①の年月は、法 96 条 2 項の年月にあっては指定製造省令 7 条 2 号の検査を行った日を起算として定め、法 96 条 3 項の表示を付した年月にあっては指定製造省令 7 条 2 号の検査を行った日の属する年月として定める。

＜指定製造省令 9 条＞

①は、年月表示は検定証印の「有効期間満了の表示」（検則 25 条）及び「検定を行った年月の表示」（検則 26 条）を準用する。（※検定証印の場合と同じである。）

②は、「有効期間のある特定計量器の有効期間満了の年月」（法 96 条 2 項）は自主検査を行った日から起算し、「定期検査及び計量証明検査対象の特定計量器に附す年月」（法 96 条 3 項）は自主検査を行った日の属する月とする。（※これも検定証印の場合と同じである。）

表示の制限

① 何人も、法 96 条 1 項（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほ

か、特定計量器に法 96 条 1 項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

② 輸入事業者は、法 96 条 1 項（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、法 96 条 1 項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

＜法 97 条＞

基準適合証印を付す場合（法 96 条 1 項）以外は、何人も特定計量器に基準適合証印と紛らわしい表示を付してはならず、輸入事業者についても、基準適合証印又はこれと紛らわしい表示が付された特定計量器を輸入したときは、これを譲渡、貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

◆ 改善命令

経済産業大臣は、次の場合には、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1) 当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法 92 条 2 項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

2) 法 95 条 1 項の規定に違反していると認めるとき。

＜法 98 条＞

改善命令は、1)品質管理の方法が省令で定める基準に適合していないとき、2)基準適合義務（法 95 条 1 項）に違反しているとき、大臣は当該指定製造事業者に対して、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものである。

◆ 指定の取消し

経済産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1) 法 84 条 3 項、法 94 条 1 項、法 95 条 2 項又は法 97 条 1 項の規定に違反したとき。

2) 法 92 条 1 項 1 号又は 3 号に該当するに至ったとき。

3) 法 86 条又は法 98 条の規定による命令に違反したとき。

4) 不正の手段により法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けたとき。

＜法 99 条＞

大臣が指定を取り消すことができる場合は、1)「型式承認表示違反」（法 84 条 3 項）、「指定申請書記載事項変更の届出違反」（法 94 条 1 項）、「検査義務、検査記録及び保存義務違反」（法 95 条 2 項）、「基準適合証印表示違反」（法 97 条 1 項）、2)「指定基準の欠格事項に該当した場合」（法 92 条 1 項 1 号及び 3 号）、3)「型式承認の改善命令違反」（法 86 条）、「指定製造事業者の改善命令違反」（法 98 条）、4)不正の手段により指定製造事業者の指定を受けたとき、である。

（指定の取消）

経済産業大臣は、法 99 条の規定により指定を取り消したときは、その旨を取消し処分を受けた指定製造事業者に通知するものとする。

＜指定製造省令 10 条＞

◆ 準用（都道府県経由の指定申請及び変更届、指定の失効）

法 40 条 2 項の規定は法 91 条 1 項の申請書の提出及び法 94 条 1 項の規定による届出に、法 66 条

の規定は指定製造事業者に準用する。

＜法 100 条＞

これは、「電気計器以外の特定計量器について都道府県経由での提出」（法 40 条 2 項）規定は「指定申請」（法 91 条 1 項）及び「指定申請書記載事項変更の届出」（法 94 条 1 項）に準用し、「指定の失効」（法 66 条）規定は指定製造事業者に準用するという意味である。

7-3-4 外国指定製造事業者

◆　申請書の提出

法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けようとする外国製造事業者は、法 91 条 1 項 1 号から 3 号まで及び 5 号の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜法 101 条 1 項＞

指定製造事業者の指定は、外国製造事業者も指定を受けることができるが、申請書の提出先は大臣へ直接提出することとなっている。申請書の記載事項については、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」（法 91 条 1 号）、「事業の区分」（法 91 条 2 号）、「工場又は事業場の名称及び所在地」（法 91 条 3 号）、「品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）」（法 93 条 5 号）である。

（外国製造事業者の申請）

① 法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けようとする外国製造事業者は、様式 7 による法 101 条 1 項の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

② 指定製造省令 3 条 2 項の経済産業大臣が別に定める細目のある特定計量器を製造する外国製造事業者にあっては、①の申請書に加えて同基準に適合することを証する書面を提出しなければならない。

③ ①の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法 101 条 3 項において準用する法 92 条 2 項の経済産業省令で定める基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

④ 経済産業大臣が行う③の書面に係る部分についての指定の申請に係る検査の方法は、当該書面の審査とすることができる。

＜指定製造省令 11 条＞

①は、指定申請書は様式 7 によることを規定している。

②は、品質管理の方法について省令で定める基準に適合することを証する書面を提出しなければならないことを規定している。

③は、品質管理の方法について適合していることを（国際相互承認された）外国の試験機関等（大臣が指定）が明らかにする書面を、指定申請の再に添付することができることを規定している。

④は、③の書面に係わる部分は書面審査とすることができることを規定している。

◆　基準適合義務

法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けた外国製造事業者（以下「指定外国製造事業者」という。）は、その指定に係る工場又は事業場において、法 89 条 1 項の承認を受けた型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が法 71 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条 2 項の経済産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条 1 項 2 号の経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない

＜法 101 条 2 項＞

指定外国製造事業者は、外国製造事業者に係る型式の承認を受けた当該特定計量器を本邦に輸出する場合、検定の合格条件（構造検定の基準（法 71 条 1 項 1 号、同条 2 項）に適合し、器差（法 71 条 1 項 2 号）が検定公差を超えない。）に適合するようにしなければならない。（※日本国内へ輸出する場合は、国内指定製造事業者と同様な基準適合義務が課せられる。）

◆ **準用**

法 92 条の規定は法 101 条 1 項の規定による申請に係る法 16 条 1 項 2 号ロの指定に、法 61 条、法 62 条、法 65 条、法 66 条、法 89 条 5 項及び 6 項、法 94 条 1 項、法 95 条 2 項、法 96 条 1 項、法 97 条 1 項、法 98 条並びに法 99 条の規定は指定外国製造事業者に準用する。この場合において、法 61 条中「法 60 条 1 項」とあるのは「法 101 条 3 項において準用する法 92 条 1 項」と、法 62 条 1 項中「法 59 条各号」とあるのは「法 91 条 1 項 1 号から 3 号まで」と、法 89 条 5 項中「4 項において準用する法 88 条」とあるのは「法 101 条 3 項において準用する法 99 条」と、法 95 条 2 項中「法 76 条 1 項の承認に係る型式に属する特定計量器（1 項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）」とあり、及び法 96 条 1 項中「法 76 条 1 項の承認に係る型式に属する特定計量器（法 95 条 1 項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）」とあるのは「法 89 条 1 項の承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、法 97 条 1 項中「何人も」とあるのは「指定外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、法 98 条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、法 98 条 2 号中「法 95 条 1 項」とあるのは「法 101 条 2 項」と、法 99 条 1 号中「法 84 条 3 項」とあるのは「法 89 条 4 項において準用する法 84 条 3 項」と、法 99 条 3 号中「法 86 条」とあるのは「法 89 条 4 項において準用する法 86 条」と、「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

＜法 101 条 3 項＞

前段は、「承継」（61 条）、「変更の届出等」（法 62 条）、「廃止の届出」（法 65 条）、「指定の失効」（法 66 条）、「承認外国製造事業者の承認取消し」（法 89 条 5 項）、「大臣検査に係る特定計量器の提出に対する補償」（法 89 条 6 項）、「指定申請書記載事項変更の届出」（法 94 条 1 項）、「検査義務、検査記録、保存義務」（法 95 条 2 項）、「基準適合証印表示及び表示の制限」（法 96 条 1 項、法 97 条 1 項）、「改善命令」（法 98 条）、「指定の取消し」（法 99 条）の規定は、「指定の基準」（法 92 条）に準用することを規定している。

後段は、外国指定製造事業者に適用する際の読み替えを規定している。

7-4 基準器検査

7-4-1 基準器検査と基準器

基準器検査は、取引又は証明における計量に使用される特定計量器の検定検査の信頼性を確保するため、これらの検査に用いる検査設備（計量器）の精度の確保を目的として行われる計量器の検査である。

現在の計量法上の定義は、「検定、定期検査その他計量器の検査であって省令で定めるもの（検査）に用いる計量器の検査」（法 102 条 1 項）を「基準器検査」と言い、この基準器検査に合格した計量器を「基準器」としている。

基準器は、度量衡法時代には地方原器（検定原器）あるいは「検定用具」と呼ばれ、中央度量衡検定所（現在の産総研）が都道府県に無償で貸し付けてきたもののうち標準的なものを基準器とし、検査は全て通商産業大臣（中央度量衡検定所）が行っていた。しかし、現実的には、大量の基準器すべてを中央度量衡検定所で整え検査することは経費的にも人的にも困難であったことから、実用の分銅等は各地方検定機関が校正しつつ検定（検査）に用いてきたのが実態のようである。

計量法時代になってからは、昭和 30 年改正において基準器検査の一部が都道府県に委譲され、基準器検査手数料が都道府県に帰属するようになったとき、基準器は原則として都道府県が整備する建前となり、検査のみ無償ということになった。その後は、基準器検査について精度上問題のないものは順次都道府県に移管されてきている。

平成 5 年新法改正においては、基準器検査のための計量器の校正は行政庁等における検査水準を維持するためのものとして改められ、これに伴い民間への標準供給は新たに創設された計量標準供給制度（トレーサビリティ制度）によるところとなった。

7-4-2 基準器検査制度

◆ 基準器検査の主体

検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令（基則[xxi]2 条）で定めるものに用いる計量器の検査（以下「基準器検査」という。）は、政令（施行令 25 条）で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

＜法 102 条 1 項＞

基準器検査は、政令（施行令 25 条、基則 2 条）で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所が行う。

基準器検査を行う者（施行令 25 条、基則 5 条）

具体的な基準器検査の種類と実施主体は、「電気基準器」「照度基準器」については日電検が行い、その他の基準器で都道府県が行うもの（以下に記載）以外は産総研が行う。

1) タクシーメーター装置検査用基準器
2) 基準手動天びん又は基準直示天びん（ひょう量 2 ㌧以下であって目量又は感量 4 千分の 1 以上のもの）
3) 基準台手動はかり（ひょう量 5 ㌧以下であって目量又は感量 2 万分の 1 以上のもの）
4) 基準分銅（１級基準分銅、２級基準分銅、３級基準分銅）
5) 基準面積板
6) 基準ガスメーター（20L 以下の湿式ガスメーター）
7) 液体メーター用基準タンク（全量が 1000L 未満であって最小測定量の 2 百分の 1 の量による液面の位置の変化が 2mm 未満のものであって水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が 25L 以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの）

（基準器検査を行う者）

法 102 条 1 項の検査は、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

1) 長さ計（経済産業省令で定めるものに限る。）、質量計（経済産業省令で定めるものに限る。）、面積計及び体積計（経済産業省令で定めるものに限る。）
   その計量器の所在地を管轄する都道府県知事
2) 電流計、電圧計、電気抵抗計及び電力量計
   日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、独立行政法人産業技術総合研究所）
3) 照度計
   日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実

[xxi] 「基則」：基準器検査規則（平成 5 年 10 月 27 日、通商産業省令第 71 号）の略

施できないとき、又は検定所法 23 条 2 項の規定によっては当該検査業務を実施することができないときは、独立行政法人産業技術総合研究所）

4) 前三号に掲げる計量器以外の計量器

独立行政法人産業技術総合研究所

＜施行令 25 条＞

（都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査の種類）

① 施行令 25 条 1 号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げるもの（研究所が検定又は基準器検査に用いるものを除く。）とする。

1) 長さ計

タクシーメーター装置検査用基準器

2) 質量計

ひょう量が 2 トン以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の 4 千分の 1 以上のもの、ひょう量が 5 トン以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の 2 万分の 1 以上のもの、一級基準分銅、二級基準分銅及び三級基準分銅

3) 体積計

基準ガスメーターのうち計ることができるガスの体積が計量室の 1 回転につき 20L 以下の湿式のもの、全量が千 L 未満の液体メーター用基準タンク（最少測定量の 2 百分の 1 の量による液面の位置の変化が 2mm 未満のものに限る。）であって水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が 25L 以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの

② 日本電気計器検定所が行う基準器検査の種類は、電気基準器及び照度基準器に係るものとする。

＜基則 5 条＞

◆ 基準器検査を受けることができる者

平成 3 年計量行政審議会審議会答申

検定制度における「基準器の位置づけ」については、平成 3 年答申の計量行政審議会において、以下のように述べられていた。

基準器は、計量法上検定等における器差検査の際に用いる計量標準として位置づけられているが、同時に製造事業者に対しては製造事業登録等の要件として設置が義務づけられている。しかし、技術革新が途絶えることのない現在、計量法で規定される基準器の精度、性能の陳腐化が進み、実情にそぐわなくなってきているという指摘が従来からなされており、速やかに現状に即した内容に改める必要がある。また、基準器については行政庁の検定等に使用することを原則として、製造事業者の登録等の要件としては、現在第 3 専門部会で検討中の計量標準認証制度の枠組みで認証された標準器とすることを検討すべきである。

＜計量行政審議会答申（平成 3 年）抜粋＞

この答申を受けた平成 5 年改正では、「基準器検査を行う者」についての見直しのほか、従来は制限のなかった「基準器検査を受けることのできる者」規定（限定列挙）が新たに設けられた。

具体的には、「基準器検査を行う者」については、これまで国が実施していた長さ計、質量計、面積計、体積計の基準器検査のうちの多くを都道府県知事が行うこととし、「基準器検査を受けることのできる者」を、届出製造事業者、届出修理事業者、適正計量管理事業所の計量士、定期検査に代わる検査

を実施している計量士、計量証明事業者に代わる計量士による検査を実施している計量士のほか行政機関とされた。

基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けることができる者は、経済産業省令（基則 2 条、3 条）で定める。

＜法 102 条 2 項＞

「基準器を用いる計量器の検査」及び「基準器検査を受けることができる者」（基則 2 条）

① 法 102 条 1 項の経済産業省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるとおりとし、法 102 条 2 項の経済産業省令で定める基準器検査を受けることができる者は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄のとおりとする。
② ①の表の下欄に掲げる者は、代理人により基準器検査を受けることができる。

＜基則 2 条＞

「基準器検査を受けることができる者」は、基則 2 条 1 項（表）により、次のとおり。

(1) 定期検査
　都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関
(2) 法 43 条の規定による届出製造事業者の検査
　届出製造事業者
(3) 法 47 条の規定による届出製造事業者又は届出修理事業者の検査
　届出製造事業者又は届出修理事業者
(4) 法 60 条 2 項 2 号（法 69 条 1 項で準用する場合を含む。）の規定による特殊容器の検査
　特殊容器の指定製造者（指定外国製造者を含む。）
(5) 検定
　都道府県知事、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）、日本電気計器検定所又は指定検定機関
(6) 変成器付電気計器検査
　研究所、日本電気計器検定所又は指定検定機関
(7) 装置検査
　都道府県知事
(8) 法 95 条 2 項（法 101 条 3 項で準用する場合を含む。）の規定による指定製造事業者の検査
　指定製造事業者（指定外国製造事業者及び法第 101 条 1 項の申請をしようとする外国製造事業者を含む。）
(9) 都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査
　研究所、都道府県知事又は日本電気計器検定所
(10) 計量証明検査
　都道府県知事又は指定計量証明検査機関
(11) 法 151 条 1 項、法 152 条 1 項、法 153 条 1 項、法 154 条 1 項及び同条 2 項の規定による特定計量器の検査（使用中の特定計量器についての立入検査等）
　都道府県知事、研究所、日本電気計器検定所又は特定市町村の長
(12) 法 19 条 2 項、法 25 条 1 項、法 116 条 2 項、法 120 条 1 項及び法 128 条 1 号の規定による計量士が行う検査（適正計量管理事業所における検査、定期検査に代わる検査、計量証明検査等）
　計量士

◆　基準器検査を行う計量器

基準器検査を行う計量器の種類（基則３条）

法 102 条 2 項の経済産業省令で定める基準器検査を行う計量器の種類は、次の各号に掲げる物象の状態の量を計るための計量器とする。

1)　長さ、質量、電流、温度、面積、体積、密度、圧力、熱量、電圧、電気抵抗、電力量、照度、音圧レベル、振動加速度レベル及び濃度

2)　比重

＜基則 3 条＞

基準器検査を行う計量器は、省令（基則 4 条）で定める 14 器種となっている。

基準器の種類（基則４条）

1)　長さ基準器
　イ　基準巻尺
　ロ　タクシーメーター装置検査用基準器
2)　質量基準器
　イ　次に掲げる基準はかり
　　(1)　基準手動天びん
　　(2)　基準台手動はかり
　　(3)　基準直示天びん
　ロ　次に掲げる基準分銅
　　(1)　特級である旨の表記のある基準分銅（以下「特級基準分銅」という。）
　　(2)　一級である旨の表記のある基準分銅（以下「一級基準分銅」という。）
　　(3)　二級である旨の表記のある基準分銅（以下「二級基準分銅」という。）
　　(4)　三級である旨の表記のある基準分銅（以下「三級基準分銅」という。）
3)　温度基準器
　イ　基準ガラス製温度計
　ロ　基準ベックマン温度計
4)　面積基準器
　イ　基準面積板
5)　体積基準器
　イ　基準フラスコ
　ロ　基準ビュレット
　ハ　次に掲げる基準積算体積計
　　(1)　基準ガスメーター
　　(2)　基準水道メーター
　　(3)　基準燃料油メーター
　ニ　次に掲げる基準タンク
　　(1)　液体メーター用基準タンク
　　(2)　液体タンク用基準タンク
　ホ　次に掲げる基準体積管
　　(1)　ガスメーター用基準体積管
　　(ｲ)　液中に沈降させた浮鐘内の体積を計量しながら排出させるもの（以下「基準ベルプルーバー」

という。）

(ﾛ) 管内を移動するピストン状の運動子により管内の体積を計量しながら排出又は注入させるもの（以下「基準ピストンプルーバー」という。）

(2) 液体メーター用基準体積管

(ｲ) 管内を移動する球状の運動子により管内の体積を計量しながら排出又は注入させるもの（以下「基準パイププルーバー」という。）

(ﾛ) 基準ピストンプルーバー

6) 密度基準器

イ 基準密度浮ひょう

ロ 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計

7) 圧力基準器

イ 基準液柱型圧力計

ロ 基準重錘型圧力計

8) 熱量基準器

イ 基準流水型熱量計

9) 電流、電圧、電気抵抗及び電力量に係る基準器（以下「電気基準器」という。）

イ 基準電流計

ロ 基準電圧計

ハ 基準電圧発生器

ニ 基準抵抗器

ホ 次に掲げる基準電力量計

(1) 一級である旨の表記のある基準電力量計（以下「一級基準電力量計」という。）

(2) 二級である旨の表記のある基準電力量計（以下「二級基準電力量計」という。）

(3) 三級である旨の表記のある基準電力量計（以下「三級基準電力量計」という。）

10) 照度基準器

イ 単平面型基準電球

11) 騒音基準器

イ 基準静電型マイクロホン

12) 振動基準器

イ 基準サーボ式ピックアップ

13) 濃度基準器

イ 基準酒精度浮ひょう

14) 比重基準器

イ 基準比重浮ひょう

ロ 基準重ボーメ度浮ひょう

◆ 基準器検査の申請

（基準器検査の申請）

① 基準器検査を受けようとする者は、様式 1 による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所（以下「検査機関等」という。）に提出しなければならない。

② 代理人により基準器検査を受けようとする者は、①の申請書に様式 2 によるその権限を証明する書面を添付しなければならない。

③　①の申請書には、当該申請に係る計量器が法 103 条 1 項各号の条件に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有する者に限る。）が明らかにする書面を添付することができる。
④　検査機関等が行う③の書面に係る部分についての基準器検査の方法は、当該書面の審査とすることができる。
⑤　①の申請書には、法 144 条 1 項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書を添付することができる。

＜基則 6 条＞

②は、代理人による受検の場合、委任状を添付することを規定している。

③は、基準器検査の合格条件に適合していることを外国の試験機関（大臣が指定する者）が明らかにする書面を、添付することができる規定である。これは、相互認証の推進や国際整合性の確保に対応して平成 12 年に改正されたものである。

⑤は、JCSS 登録事業者が交付した校正証明書を添付することができる規定であり、基準認証制度の改正として、平成 13 年に追加された規定である。

◆　**基準器検査の合格条件**

①　基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
　1)　その構造が経済産業省令（基則 9 条）で定める技術上の基準に適合すること。
　2)　その器差が経済産業省令（基則 15 条）で定める基準に適合すること。
②　①1 号に適合するかどうかは、経済産業省令（基則 16 条）で定める方法により定めるものとする。
③　①2 号に適合するかどうかは、経済産業省令（基則 17 条）で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとする。ただし、その計量器に法 144 条 1 項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書が添付されているものは、当該証明書により定めることができる。

＜法 103 条＞

基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。（法 103 条）

①は、合格条件は構造が省令（基則 9 条）で定める技術上の基準に適合すること、器差が省令（基則 15 条）で定める基準（基準器の種類ごとにそれぞれ定める器差の絶対値（基準器公差）を超えないこと）に適合すること、であることを規定している。

②は、構造に係る技術上の基準に適合するかどうかは、省令（基則 16 条）で定める方法によることを規定している。

③は、器差の基準に適合するかどうかは省令（基則 17 条）で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとし、法 144 条 1 項（JCSS）の登録事業者が交付した JCSS 校正証明書が添付されている場合は、当該証明書により定めることができることを規定している。

基準器検査手数料の減額

法 103 条ただし書については、基準器検査の器差検査について、JCSS 登録事業者の交付した校正証明書で代えることができる規定であり、基準認証制度の見直し係る改正として、平成 11 年改正の際に追加されたものである。

また、これについては、認定事業者の交付した校正証明書を添付することにより、器差検査を行わなかった場合の手数料の減額が省令（手数料則 5 条）で規定されている。

（基準器検査に係る手数料の額）
法 158 条 1 項 9 号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、法 102 条 2 項の経済産業省令で定める基準器検査を行う計量器の種類ごとに、50 万円を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令（手数料則 5 条、別表 2）で定める額とする。

＜手数料令 5 条＞

（基準器検査に係る手数料の額）
手数料令 5 条の経済産業省令で定める額は、別表 2 のとおりとする。ただし、法 103 条 3 項ただし書の規定により同条 1 項 2 号に適合するかどうかを定める場合であって、当該申請に係る基準器について基準器検査規則（平成 5 年通商産業省令 71 号）に定める器差の検査を行わない場合の額は、別表第 3 のとおりとする。

＜手数料則 5 条＞

構造に係る技術上の基準

（構造に係る技術上の基準）
法 103 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、基則 10 条から 14 条までに定めるほか、基則 2 章から 15 章までの各章の構造に係る技術上の基準の節に規定するものとする。

＜基則 9 条＞

基準器検査の構造に係る技術上の基準は、「表記等」（基則 10 条）、「計量単位」（基則 11 条）、「合番号」（基則 12 条）、「材質」（基則 13 条）、「複数の表示機構」（基則 14 条）で定めるほか、特定計量器の機種ごと（基則 2 章から 15 章）に規定されている。

（表記等）
① 基準器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。
② 基準器の表記等には、誤記があってはならない。
③ 基準器の表記等は、その性能を妨げる部分に付されていてはならない。
④ 基準器の表記等は、その見やすい箇所に付されていなければならない。
⑤ 基準器には、その見やすい箇所に、その器物番号が表記されていなければならない。
⑥ 基準器（タクシーメーター装置検査用基準器を除く。）の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

＜基則 10 条＞

基準器の表記等には、検定の場合と異なり、「製造事業者名」及び「製造年」の表記は規定されていない。

（計量単位）
① 基準器には、法定計量単位及び単位則 1 条に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。
② 基準器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位則 2 条に定めるものを標準とするものでなければならない。

＜基則 11 条＞

特定計量器に表記される計量単位については、検定の場合（検則 8 条）と同様であり、「法定計量単位」でも前述したが、再掲すれば以下のとおりである。

①は、法定計量単位並びに単位則 1 条（別表 1）に規定する計量単位（14 量について 34 単位（繊度（キログラム毎メートル、デニール、テクス）、比重（重ボーメ、日本酒度）、他）以外の計量単位を、特定計量器に表記してはならないということである。

②は、単位則 2 条（別表 2～7）において法定計量単位等の標準となるべき記号が示されているが、特定計量器に表記される単位記号は標準とするものを使用しなければならないということである。（例：カラット（宝石）「ct」、もんめ（真珠）「mom」、トロイオンス（金貨）「oz」、等）

（合番号）
基準器の重要な部分を構成するものであって分離することができるものを有する基準器及び当該分離することができるものには、合番号が付されていなければならない。
＜基則 12 条＞

重要な部分で分離することができる部分を有する場合は、合番号を付さなければならない。

（材質）
基準器の材料の材質は、通常の使用状態において、摩耗、変質、変形又は破損により、その性能及び器差に影響を与えるものであってはならない。
＜基則 13 条＞

材質については、検定の場合（検則 10 条）と同様である。

（複数の表示機構）
複数の表示機構がある基準器は、いずれの表示機構も基準器検査に不合格になったものであってはならない。
＜基則 14 条＞

複数の表示機構については、検定の場合と少し異なるが基本的には同様であり、いずれの表示機構も不合格になったものであってはならない。

構造検査の方法

（構造検査の方法）
① 法 103 条 2 項の経済産業省令で定める方法は、基則 2 章から 15 章までの各章の検査方法の節に規定する方法及び目視その他必要と認められる適切な方法とする。
② 基準器検査において、必要があると認めるときは、基準器検査を行う計量器を分解して、又は当該計量器に使用されている部品若しくは材料と同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて、検査を行うことができる。
＜基則 16 条＞

①は、構造に係る技術上の基準に適合するかどうかの検査方法は、特定計量器の機種ごと（基則 2 章から 15 章）に規定する方法その他の適切な方法としている。

②は、検定の場合（検則 17 条）と同様に、必要と認めるときは分解や部品等の提出を求めることができる規定である。

器差の基準

（器差の基準）
① 法 103 条 1 項 2 号の経済産業省令で定める基準は、基則 2 章から 15 章までの各章の基準器公差の節に、基準器の種類ごとにそれぞれ定める器差の絶対値（以下「基準器公差」という。）を超えないこととする。

② ①の規定にかかわらず、基則 6 条 5 項の規定により法 144 条 1 項の登録事業者が交付した証明書が添付された場合には、当該証明書に記載された測定結果のうち計量器の表示する物象の状態の量と法 134 条 1 項の規定による指定に係る計量器が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差が①の基準器公差を超えず、かつ、当該証明書に記載された測定の不確かさが基準器公差の 3 分の 1 を超えないこととすることができる。

＜基則 15 条＞

①は、器差の基準は特定計量器の機種ごと（基則 2 章から 15 章）に定める基準器公差を超えないこと、を規定している。

②は、JCSS 登録事業者が交付した校正証明書を添付した場合には、特定標準器が現示する物象の状態の量との差（JCSS 証明書の校正値）が基準器公差を超えず、かつ、当該証明書の不確かさが基準器公差の 3 分の 1 を超えないものであることを、器差の基準とすることができる。

器差検査の方法

（器差検査の方法）

法 103 条 3 項の経済産業省令で定める方法は、基則 2 章から 15 章までに規定する方法その他必要と認められる適切な方法により、その基準器検査を行う計量器の表示する物象の状態の量と、研究所が行う基準器検査にあっては特定標準器等を、都道府県知事が行う基準器検査にあっては基準器を、日本電気計器検定所が行う基準器検査にあっては特定標準器等又は基準器を用いて表示される物象の状態の量との差を測定することとする。

＜基則 17 条＞

器差検査の方法は、基準器の機種ごと（基則 2 章から 15 章）に規定する方法により、特定標準器等又は基準器を用いて測定する。なお、知事は、特定標準器等を有していないため、基準器のみとなる。

◆ 基準器検査証印

① 基準器検査に合格した計量器（以下「基準器」という。）には、経済産業省令（基則 19 条、20 条）で定めるところにより、基準器検査証印を付する。

② 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令（基則 21 条）で定める期間とする。

③ 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する。

＜法 104 条＞

①は、基準器検査に合格した計量器には基準器検査証印を付すことを規定している。

②は、基準器検査の有効期間は、省令（基則 21 条）で定めることを規定している。

③は、基準器検査に合格しなかった場合、基準器検査証印を除去することを規定している。

（基準器検査証印）

法 104 条 1 項の基準器検査証印の形状及び種類は、次のとおりとする。ただし、面積基準器にあっては、その種類は、スタンプであることを妨げない。

打ち込み印　　一辺（1mm、2mm、4mm）の正方形
押し込み印　　一辺（4mm、24mm）の正方形
すり付け印　　一辺（3mm、6mm）の正方形
はりつけ印　　一辺（4mm、6mm、12mm）の正方形

＜基則 19 条＞

基準器検査証印の有効期間（基則 21 条）

1)　長さ基準器
　イ　基準巻尺　⇒　5 年
　ロ　タクシーメーター装置検査用基準器　⇒　4 年
2)　質量基準器
　イ　鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅　⇒　1 年
　ロ　イに掲げる以外の基準分銅（特級基準分銅を除く。）　⇒　5 年
　ハ　イ又はロに掲げるもの以外のもの　⇒　3 年
3)　温度基準器　⇒　5 年
4)　面積基準器　⇒　3 年
5)　体積基準器
　イ　基準フラスコ及び基準ビュレット　⇒　10 年
　ロ　基準ガスメーター、基準水道メーター及び基準燃料油メーター　⇒　2 年
　ハ　基準タンク（ニに掲げるものを除く。）及びガスメーター用基準体積管　⇒　5 年
　ニ　ステンレス製の液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に用いるもの　⇒　8 年
　ホ　イからニまでに掲げるもの以外のもの　⇒　3 年
6)　密度基準器
　イ　基準密度浮ひょう　⇒　8 年
　ロ　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計　⇒　3 年
7)　圧力基準器　⇒　4 年
8)　熱量基準器　⇒　6 年
9)　電気基準器
　イ　基準電流計、基準電圧計及び三級基準電力量計　⇒　6 月
　ロ　基準電圧発生器、基準抵抗器、一級基準電力量計及び二級基準電力量計　⇒　1 年
10)　照度基準器　⇒　5 年
11)　騒音基準器　⇒　2 年
12)　振動基準器　⇒　4 年
13)　濃度基準器及び比重基準器　⇒　8 年

基準器検査証印の除去

（基準器検査証印の除去）

法 104 条 3 項の規定による基準器検査証印の除去は、次の表の形状及び種類の消印を付す方法で行うことができる。

打ち込み印　（長径 1.2mm 短径 1.8mm、長径 3mm 短径 2mm、長径 6mm、3.9mm）

すり付け印　（長径 3mm 短径 2mm、長径 6mm、3.9mm）

＜基則 22 条＞

◆　**基準器検査成績書**

基準器成績書の記載内容

計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差、器差の補正の方法及び法 104 条 2 項の有効期間を記載した基準器検査成績書を交付する。

＜法 105 条 1 項＞

基準器検査成績書は、省令で定める様式に「器差」「器差の補正の方法」及び「有効期間」を記載し交付する。

（基準器検査成績書）

法 105 条 1 項の基準器検査成績書は、様式 3 によるものとする。ただし、次の表の上欄に掲げる基準器については、基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によるものとする。

基準ベックマン温度計（様式 4）
基準積算体積計（様式 5）
基準電流計及び基準電圧計（様式 6）
基準電圧発生器（様式 7）
基準抵抗器（様式 8）
基準電力量計（様式 9）
照度基準器（様式 10）
騒音基準器（様式 11）
振動基準器（様式 12）

＜基則 23 条＞

（器差の記載）

① 基準器検査成績書に器差を記載する基準器の量を表す箇所は、別表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

② ①の規定の適用に関しては、別表に定める器差の記載の箇所のうち、二箇所以内の箇所については、基準器検査を受けようとする者の申請によることができる。

＜基則 24 条＞

用途又は使用の方法を記載する基準器

経済産業省令（基則 25 条）で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

＜法 105 条 2 項＞

省令で定める基準器については、用途及び使用方法を記載する。

（基準器検査成績書に用途又は使用の方法を記載する基準器）

法 105 条 2 項の経済産業省令で定める基準器は、次のとおりとする

1) 基準積算体積計
2) 液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター、積算熱量計又は燃料油メーターの検定に用いるもの
3) 基準体積管
4) 照度基準器

＜基則 25 条＞

不合格の基準器検査成績書の消印

基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。

＜法 105 条 3 項＞

不合格になった基準器検査成績書の交付を受けている場合は、その記載に省令で定める消印を付す。

法 105 条 3 項の規定により基準器検査成績書に記載する消印は、一辺の長さが 3cm の正方形であって次の形状のものとする。

＜基則 27 条 2 項＞

基準器の譲渡等

基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。

＜法 105 条 4 項＞

基準器を譲渡又は貸し渡すときは、基準器とともに基準器検査成績書を譲渡しなければならない。これは、器差や器差の補正の方法などの情報を新しい所有者に渡さなければ、真値に近い計量が困難となる恐れがあるためである。

7-4-3 公的質量標準供給体制の改革

◆ 公的質量標準供給体制の改革の経緯

基準器については、計量法における器差検査の際に用いられる計量標準と位置づけられている。この「基準器の位置づけ」については、平成 5 年新法改正の際の計量行政審議会（平成 3 年答申）において、「技術革新が途絶えることのない現在、計量器の技術進歩が進む一方で、計量法で規定される基準器の

精度、性能の陳腐化が進み、実情にそぐわなくなってきているという指摘が従来からなされており、速やかに現状に即した内容に改める必要がある。」という指摘がされていた。

「公的質量標準供給体制の改革」とは、平成 7 年 7 月省令改正（平成 8 年 4 月 1 日施行）により、公的質量標準（基準分銅の体系等）について、OIML 国際勧告との整合化や補助分銅等の取扱いなどを含め、基準器検査規則、特定計量器検定検査規則、計量法施行規則の三つの省令の一部改正が行われたものである。

「補助分銅等」については、基準器を補完するものとして質量計の検定（検査）等に使用していた補助基準分銅、補助分銅（仮分銅）と呼ばれていたものであるが、平成 5 年新法改正時の特定計量器検定検査規則、基準器検査規則の改正にあたり、精度等の検討が必要ということで、その取り扱いを検討することになった。

「補助分銅等」の取り扱いについては、この検討の中のいくつかの要望を踏まえて検討した結果、材質、形状等に応じた適切な調整を行った場合についてのみ、「実用基準分銅」として基準分銅の代わりに検定（検査）等に用いることを認めることとなった。（※この場合であっても実用基準分銅は、あくまで基準器を補完するものであって、基準器ではない。）

◆ **改正内容**

(1) 基準分銅（精度、材質、形状等）の OIML 国際勧告との整合化

基準分銅の精度については、OIML（R111） の分銅精度等級体系と整合化を図り、下位の基準分銅の基準器公差は上位の基準分銅の基準器公差の 3 倍とした。

具体的には、OIML 国際勧告（特級は FI、1 級は F2、2 級は M1、3 級は M2）と一致させた。

また、標識（精度等級記号）及び質量の数値の表記の必要の有無、付す箇所等については、可能な限り OIML 国際勧告と整合させた。

(2) 基準器検査、検定、定期検査等（はかり、分銅等）の OIML 国際勧告との整合化

基準器検査に用いる基準器は、基準器検査を行う基準分銅より上位の基準分銅及び基準はかり又は経済産業大臣が別に定める非自動はかりとした。

はかり、分銅等の基準器検査、検定、定期検査等については、器差が検定（検査）等を行うはかり、分銅等の基準器公差、検定公差、使用公差各々の 3 分 1 以下の基準器公差を有する上位の基準分銅（又は基準器公差相当を有する実用基準分銅）を用いることとした。

また、基準分銅の基準器検査（実用基準分銅の調整を含む）に使用することができる「はかり」は、基準はかり又は大臣が別に定める非自動はかりとし、この「大臣が別に定める非自動はかり」については別途告示で規定した。

(3) 特級基準分銅を新設

特級基準分銅は、1 級（実用）基準分銅の調整のための上位の基準分銅として新設し、有効期間は 3 年とした。

また、特級基準分銅については、精度保持のため本体には基準器検査証印を付さず、収納する容器の見やすい箇所に付すこととした。

(4) 1 級基準分銅及び 2 級基準分銅の基準器検査

基準器検査については、可能な限り都道府県知事に権限を移譲することとし、1 級基準分銅及び 2 級基準分銅の基準器検査を都道府県知事に権限移譲した。

なお、1 級基準分銅の基準器検査については、それまでは都道府県では行っていなかったため、経過措置として、改正省令施行後 5 年間（平成 13 年 3 月 31 日まで）は計量研究所（産総研）でも行えることとした。

(5)　補助分銅等の廃止

補助分銅等を用いることができる期間については、改正省令施行後 3 年間（平成 11 年 3 月 31 日まで）とした。

(6)　質量標準管理マニュアル制度の導入

実用基準分銅の調整等に関しては、「質量標準管理マニュアル」の導入と調整方法について、計量研究所（産総研）又は都道府県（特定市）による承認が義務づけられた。

◆　実用基準分銅

実用基準分銅とは、経済産業大臣が定める方法（告示 940 号[xxii]）により、基準分銅と同等以上の精度に調整した分銅であって、かつその器差が検定（検査）等をするはかりの検定（使用）公差の 3 分の 1 を超えないものをいう。

（基準分銅）

① 非自動はかりの器差検定に使用する基準分銅は、器差が検定をするはかりの検定公差の 3 分の 1 を超えないものとする。

② ①の規定にかかわらず、非自動はかりの器差検定は、経済産業大臣が別に定める方法により基準分銅と同等以上の精度に調整した分銅であって「表記」基則 83 条 2 項及び「基準分銅の材質」84 条（1 項 4 号を除く。）の検定に適合するもの（以下「実用基準分銅」という。）で、かつその器差が検定をするはかりの検定公差の 3 分の 1 を超えないものを使用して行うことができる。

＜検則 205 条＞

この場合の「経済産業大臣が別に定める方法」は、告示 940 号に規定されている。

（器差の検査に使用する特定標準器等又は基準器）

① 基準はかりの器差の検査は、特定標準器等又は器差が検査をする基準はかりの基準器公差の 3 分の 1 を超えない基準分銅を使用して行う。

② ①の規定にかかわらず、基準はかりの器差の検査は、経済産業大臣が別に定める方法により基準分銅と同等以上の精度に調整した分銅であって基則 83 条 2 項及び基則 84 条(1 項 4 号を除く。)の規定に適合するもの（以下「実用基準分銅」という。）で、かつその器差が検査をする基準はかりの基準器公差の 3 分の 1 を超えないものを使用して行うことができる。

＜基則 93 条＞

この場合の「経済産業大臣が別に定める方法」は、告示 145 号[xxiii]に規定されている。

実用基準分銅の調整等（告示 940 号）

実用基準分銅の調整については、以前の補助分銅等の制度では基準分銅及び基準はかりを使用しての調整のみ質量調整が可能であったが、実用基準分銅の制度では「通商産業大臣が別に定める方法」（告示 940 号）とされている。

具体的には、①「基準分銅」②「上位の実用基準分銅」③「JCSS マーク付きの標準分銅」のいずれか一つ及び基準はかり又は大臣が別に定める非自動はかり（基準はかり等）を用いて行う方法であって、検定又は検査に応じ（告示 940 号 2 条 1 項）当該各号に定める者に、その実施に係る具体的細則（質量標準管理マニュアル）を通知し、その内容について承認を得たものとする。

---

xxii 「告示 940 号」: 特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について（平成 12 年 12 月 28 日、通商産業省告示 940 号）の略

xxiii 「告示 145 号」: 基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかりの等について（平成 8 年 4 月 2 日、通商産業省告示 145 号）の略

大臣が別に定める非自動はかり（基準はかり等）については、「読取限度」が検定（検査）を行う分銅の検定（使用）公差の 5 分の 1 以下のものとする。「読取限度」については、デジタル表示機構のものにあっては目量（補助表示機構が無いものは「目量」、補助表示機構を有するものは「その目量」）、アナログ支持機構を有するものにあっては目量の 10 分の 1 、又は感量の 10 分 1 とする。ただし、目量又は感量が 10mg 未満の非自動はかりにあっては、検則 182 条に規定する「感じ」「繰り返し性」及び「偏置荷重」は適用しない。（告示 940 号 2 条 2 項）

実用基準分銅の調整に使用できる「基準はかり等」については、質量比較器（マスコンパレーター）の使用も可能とし、基準はかり以外の天びん、直示天びん及び通称「電子天びん」（特定計量器でないものも可）でも調整できることとなった。ただし、「質量標準管理マニュアル」に規定する管理事項を遵守することが条件となる。

また、実用基準分銅の調整は、本来使用者が行うべきであるが、外部に依頼してもよい。ただし、この場合であっても、実用基準分銅の使用者は、実用基準分銅の保守、管理等について「質量標準管理マニュアル」を作成し、都道府県知事等の承認を得る必要がある。

◆ 質量標準管理マニュアル

質量標準管理マニュアルは、実用基準分銅を使用する場合において、質量標準及びトレーサビリティに基づく適正な計量管理が行えるよう、基準分銅から校正される実用基準分銅までの流れを体系化し、管理方法等を具体的に定め、管轄の都道府県等の承認（変更も同様）を受けるものである。

質量管理マニュアルの内容（産総研モデル）

質量標準管理マニュアルの内容については、明文化された規定はないが、以下に示す分類で文書整備が必要とされている。（※現状は、当時の計量研究所（現在の産総研）から提供されたモデル規定（雛形）を基に、事業者の実情に応じて指導していると思われる。）

(1) 標準供給体系図

1-1 標準分銅（基準分銅、実用基準分銅、JCSS 分銅）から校正される実用基準分銅までの標準の流れが体系化された図とする。

1-2 1-1 図中に標準分銅として使用される分銅の種類を記載する。

1-3 測定に使用する比較器の種類及び性能に関する概略を記載する。

(2) 質量標準管理規則

2-1 組織については、管理責任者、管理者、校正及び調整を行う者がひとかたまりとした組織作りをする。

2-2 誰が、若しくはどの部門が、どのような資格が必要か規定する。

2-3 実用基準分銅の検査結果、標準分銅及び比較器の保守に関する検査結果の報告が間違いなくなされるように確立されていること。

2-4 標準分銅、比較器及び実用基準分銅の保守及び管理について適切な処置を規定する。

(3) 質量標準管理細則

3-1 検査の項目として、標準分銅、実用基準分銅及び比較器に関わる公的な検査又は自主的な検査がそれぞれの性能を維持するために規定されていること。

3-2 実用基準分銅の調整又は校正を行う手順は、測定回数も含めて精度を充分確保できる内容にな

っていること。また、標準分銅、実用基準分銅及び比較器の取り扱いについて注意すべき事項が規定されていること。

3-3　実用基準分銅の構造検査が規定されていること。

3-4　標準器及び比較器の保管、取り扱い方法が規定されていること。

3-5　それぞれの検査結果等について処置の内容が規定されていること。

(4)　質量標準器一覧表

4-1　質量標準器管理台帳の標準的な記載事項

4-1-1　種類、器物番号、能力（表す質量)、精度等級、数量、検査又は調整を行なった日

4-1-2　実用基準分銅の能力範囲は、使用者が保有する設備で精度保証できる範囲の質量とする。

4-2　検査又は調整を行う周期

4-2-1　基準分銅の検査

基準器検査規則（平成５年 10 月 27 日、経済産業省令第 71 号）に従う。

4-2-2　実用基準分銅

鋳鉄製　→　半年以内（ただし、鋳鉄製の一級実用基準分銅は１ヶ月以内を原則。）

鋳鉄製以外　→　１年以内。

4-2-3　認定事業者から供給された分銅

→　３年以内。

4-3　能力、材質等は、「実用基準分銅の材質、形状及び適用範囲」の中から、使用者自らが決定する。

4-4　基本的には、バスケット型、フック型等の形状を容認するが、外観形状図を添付すること。

4-5　用途は、各基準分銅又は実用基準分銅のセット毎に記載する。

4-6　保管場所は、各基準分銅又は実用基準分銅のセット毎に記載する。

(5)　質量標準器管理台帳

5-1　質量比較器管理台帳の標準的な記載事項

5-1-1　質量比較器としての性能又は仕様

5-1-2　ひょう量、目量及び付加機能等を具体的に記載する。

5-1-3　種類

計量法上の種類及び分類に従う。なお、計量法に定のないものの型式については、カタログ上の呼び名、研究論文又は計量技術ハンドブック等関連する文献を参考として定める。

5-1-4　器物番号（管理上の混乱がなければ、製造番号であっても可とする）は、必須とする（器物番号なしは、認めない)。また、原則として、英数字の刻印とする。

5-1-5　製造者（保守契約者でも可とする）名を明記する。

5-2　検査又は校正周期

5-2-1　基準器

基準器検査規則（平成５年 10 月 27 日、経済産業省令第 71 号）に従う。

5-2-2　原則として電気式質量比較器は１年以内とし、他は３年以内とする。（ただし、長期間の保守点検データ等により性能の安定性が認められる場合にあっては、延長することができる。）

5-3　保守・点検結果

5-3-1　点検日

5-3-2　再現性（繰り返し性)、感じ、合否（又は適否）判定、修理履歴等

5-3-3　その他

記録の欄には、質量比較器等の性能等に関する事項（例えば、購入時期等）を記載。

(6)　質量比較器一覧表

(7)　質量比較器管理台帳

(8)　検査室配置図

8-1　質量標準器等及び質量比較器等の配置図（寸法入り）及び建物付近の見取図を提出する。

8-1-1　建物の構造

8-1-2　種類（木造、鉄筋又はプレハブ等）

8-1-3　天井の高さ

8-1-4　窓の形態〈二重窓、遮光カーテン等〉

8-1-5　床の仕様

8-1-6　各部屋の仕切〈木、石膏ボード、断熱材入り石膏ボード等〉

8-2　設置場所の環境

8-2-1　クリーンルームか否か

8-2-2　階数

8-2-3　空調設備の有無（運転時間、制御温度範囲等）

8-2-4　空調設備がある場合は、「空調吹き出し口」の位置を明記する。

8-3　質量標準器等及び質量比較器等の設置状態

8-3-1　質量標準器等

デシケーター内、木製簀の子上、床上又は分銅収納容器等

8-3-2　質量比較器等

鉄製定盤、ストーンテーブル又は防震台の有無（有の場合はそのメーカー、寸法等）

(9)　各種観測紙見本

次に掲げる基準分銅の検査又は実用基準分銅の調整又校正等に使用する観測紙等（該当するもの）を付属すること。

9-1　基準分銅観測紙 実用基準分銅の調整又は校正用データシート

9-2　基準はかり観測紙

9-3　質量比較器自主検査観測紙（機械又は電気式）

7-5 指定検定機関

7-5-1 指定検定機関制度の沿革

◆　指定検定機関制度の創設経緯

指定検定機関制度の創設経緯は、昭和 40 年代に公害問題が国民的な緊急の課題となり、濃度計や騒音計等の公害計測用機器の信頼性を確保するため、何らかの法的措置が必要ではないかとの要請が高まったことからはじまる。

政府は、こうした要請に対し、環境計量の適正化に関する一般法又は既存の法律の改正をもって対応するかについて検討した結果、計量に関する一般法の性格をもつ計量法の一部改正によるのが適当であるとして、昭和 46 年 8 月、通商産業大臣から計量行政審議会へ「公害計測用機器の性能の確保に関し、計量法上いかなる措置を講ずるべきか」の諮問がなされた。

計量行政審議会では、昭和 46 年 11 月中間答申において、「公害計測用の簡易型で、かつ汎用性のある機器等を中心として、機器の技術進歩の度合、あるいは公害計測に関する標準ないし基準の確立の進展等に応じ、技術的に可能なものから依頼検査の制度を設け、あるいは機器の技術的発展を阻害しないよう十分配慮した上で型式検査、抜取検査、個別検定などの機器の実状に応じた合理的検定検査制度を整備すべきであり、このための法制の整備を検討する必要がある。」と指摘した。

計量法の一部改正は、通商産業省において計量行政審議会の中間答申の趣旨に沿った改正作業を行い、昭和 47 年 4 月 28 日成立、昭和 47 年 5 月 9 日公布、昭和 48 年 5 月 8 日に施行された。改正内容は、「①政令で定める公害計測用の濃度計及び騒音計等を計量法の計量器に追加し、その製造事業及び修理事業を登録の対象とした。」、「②新たに検定を実施する計量器（濃度計、騒音計等）について、大臣が指定する検定機関（指定検定機関）を検定の主体に加えるとともに、指定検定機関の指定基準、業務などについて所要の規定を設けた。」の二点であった。

◆　指定検定機関と環境計量器

検定の主体は、昭和 47 年改正以前は行政機関である国及び国に準ずるもの又は地方公共団体であったが、公害計測用計量器（いわゆる環境計量器）については指定検定機関が行うこととなっている。

これについては、当初（昭和 45 年頃）、国から都道府県に騒音計の検定検査を実施できるか否かを打診したところ、賛成の都道府県は極めて少なく採算的にも望みなしとの結果であったことから、都道府県計量検定所に代わる検定機関として、公的機関と同等の内容を保持することを前提に指定検定機関の制度を定めたとされている。

また、公害計量器（現在の環境計量器）の検定主体に指定検定機関を導入した理由については、「①検定は、そもそも一品毎に優れて技術的なチェックを行う定型的な行為であり、行政裁量を伴わないものであるから、必ずしも、国又は国に準ずる者に行わせる必要はなく、特定の条件下で民法法人に委ねることは制度上可能であること」、「②公害計量器の検定のため必要とされる技術能力は、従来国等が行ってきた計量器の検定に要する技術能力に比し著しく異質なものであったため、国等においては、迅速かつ的確に対応するだけの体制が整っておらず、一方、民間の中に十分な技術能力及び意欲を有する者が現に存在していることから、国等に新たに技術能力を整えて国等自らが検定を実施することとするよりも、既に十分な技術的能力を有する民間の者に国の厳正な監督の下に実施させた方が国民経済上効率的であり、検定の円滑な実施を図ることができるとの行政政策上の判断をしたこと、によるものである。」とされている。

なお、環境計量器を「公害用計器」と直接的に規定しなかった理由については、計量器の範囲を明示するにあたって「用途」によってその範囲を設定することは、計量法体系上、困難であったからとされている。

7-5-2 指定検定機関制度の内容

◆　指の申請

① 法 16 条 1 項 2 号イの指定は、政令（施行令 26 条）で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、検定（変成器付電気計器検査、装置検査、法 78 条 1 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の試験及び法 93 条 1 項の調査を含む。以下この条において同じ。）を行おうとする者の申請により行う。

② 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

＜法 106 条 1 項、2 項＞

指定検定機関の指定は、政令（施行令 26 条）で定める区分ごとに、省令（指定機関省令 9 条）で定めるところにより、検定（変成器付電気計器検査、装置検査、型式承認の試験（届出製造事業者（法 78 条 1 項)、輸入事業者（法 81 条 2 項)、外国製造事業者（法 89 条 3 項))、指定製造事業者の調査（法 93 条 1 項）を含む。）を行おうとする者の申請により行う。

②は、指定検定機関が検定所の住所を変更する場合の届出に関する規定であるが、受検者が検定を受ける場合、指定検定機関が所在地を変更し、検定に支障をきたすことのないようにするためである。

指定の区分

（指定検定機関の指定の区分）

法 106 条 1 項の政令で定める区分は、次のとおりとする。

1) 非自動はかり
2) 施行令 2 条 3 号(1)及び(2)に掲げるガラス製温度計
3) ガラス製体温計
4) 抵抗体温計
5) 水道メーター及び温水メーター
6) 燃料油メーター（施行令 5 条 3 号に掲げるものを除く。以下同じ。）
7) 液化石油ガスメーター
8) ガスメーター（施行令 5 条 4 号に掲げるものを除く。以下同じ。）
9) アネロイド型血圧計
10) ボンベ型熱量計
11) ユンケルス式流水型熱量計
12) 積算熱量計
13) 最大需要電力計
14) 電力量計
15) 無効電力量計
16) 照度計
17) 騒音計
18) 振動レベル計
19) ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計
20) ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計

<施行令 26 条>

申請書類

（指定の申請）

法 106 条 1 項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式 1 による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

1) 定款及び登記事項証明書
2) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
3) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（検定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）

4)　次に掲げる事項を記載した書面
　イ　役員又は事業主の氏名及び履歴、指定機関省令 10 条の 2 に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
　ロ　検定（変成器付電気計器検査、法 78 条 1 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の試験（以下「型式承認試験」という。）及び法 93 条 1 項の調査を含む。以下この章において同じ。）の業務を行う特定計量器の種類
　ハ　一年間に検定を行うことができる特定計量器の数
　ニ　検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
　ホ　検定を実施する者の資格及び数
　ヘ　検定以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要
　ト　手数料の額
5)　申請者が法 103 条 3 項において準用する法 27 条各号の規定に該当しないことを説明した書面
6)　申請者が指定機関省令 10 条の 3 各号の規定に適合することを説明した書類

＜指定機関省令 9 条＞

◆　**指定の基準等**

法 27 条から法 33 条まで及び法 35 条から法 38 条までの規定は、指定検定機関及び検定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、法 27 条から法 28 条の 2 まで及び法 38 条 5 号中「法 20 条 1 項」とあるのは「法 16 条 1 項 2 号イ」と読み替えるものとする。

＜法 106 条 3 項＞

指定検定機関の指定は、指定定期検査機関の場合の「欠格事項」（法 27 条）、「指定の基準」（法 28 条）、「指定の更新」（法 28 条の 2）、「定期検査の方法」（法 29 条）、「業務規程」（法 30 条）、「帳簿の記載」（法 31 条）、「業務の休廃止」（法 32 条）、「事業計画等」（法 33 条）、「解任命令」（法 35 条）、「役員及び職員の地位」（法 36 条）、「適合命令」（法 37 条）、「指定の取消し」（法 38 条）を準用し、指定の主体は大臣と読み替え、「法 20 条 1 項」（指定定期検査機関）は「法 16 条 1 項 2 号イ」（指定検定機関）と読み替えて適用される。

具体的な指摘の基準は、「検定を適確に遂行するに足りるもの」（省令 10 条）であることと「検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと」（省令 10 条の 2、10 条の 3）として規定されている。

（指定の基準）
①　法 106 条 3 項において準用する法 28 条 1 号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表 2 の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとに同表の検定設備の欄に掲げるものであって、指定機関省令 9 条 4 号ロの特定計量器の検定を適確に遂行するに足りるものとする。
②　法 106 条 3 項において準用する法 28 条 2 号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表 2 の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の検定を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

<指定機関省令 10 条＞

①は、検定を行うための器具、機械又装置（法 28 条 1 号）は別表 2 で掲げるものであって、「検定を適確に遂行するに足りるもの」であることを規定している。

②は、知識経験を有する者及び数（法 28 条 2 号）は別表」は別表 2 で規定している。

（指定検定機関の構成員）

法106条3項において準用する法28条3号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

1) 一般社団法人　社員
2) 会社法 575 条 1 項の持分会社　社員
3) 会社法 2 条 1 号の株式会社　株主
4) 中小企業等協同組合法 3 条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法 4 条 1 項の農業協同組合　組合員
5) 中小企業等協同組合法 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法 4 条 1 項の農業協同組合連合会　直接又は間接にこれらを構成する者
6) その他の法人　当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

＜指定機関省令 10 条の 2＞

これは、法人の役員及び構成員（法 28 条 3 号）を規定している。

（指定の基準）

法 106 条 3 項において準用する法 28 条 4 号の経済産業省令で定める基準は、検定の実施に係る組織、検定の方法、手数料の算定の方法その他の検定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

1) 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
2) 検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
3) 前各号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

<指定機関省令 10 条の 3＞

検定の公正の確保（法 28 条 4 号）については、組織、検定の方法、手数料の算定などについて、「検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと」として規定されている。

なお、法 28 条 5 号の「検定業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。」については、具体的な省令等による規定はされていない。一般的に「必要な経理的基礎」には、適切な賠償責任保険の加入など、業務運営及び活動から生じる賠償責任などの債務に対して適切な備えがあることが含まれると考えられる。

◆　指定の更新

（指定の更新の手続）

法 106 条 3 項において準用する法 28 条の 2 の規定により、指定検定機関が指定の更新を受けようとする場合は、指定機関省令 9 条から 10 条の 2 までの規定を準用する。この場合において指定機関省令 9 条中「様式 1」とあるのは「様式 1 の 2」と読み替えるものとする

＜指定機関省令 10 条の 4＞

指定検定機関の指定は、準用する法 28 条の 2（1 項）の政令（施行令 11 条の 2）で定める期間（3 年）ごとに更新を受けなければならない。

指定検定機関の指定更新については、以前は指定定期検査機関と同様に更新の必要がなかったが、基準・認証制度の見直しに係る平成 11 年改正により、指定の更新制が導入され 3 年ごとの更新が義務付けられた。

◆　業務規程

（業務規程）

①　指定検定機関は、法 106 条 3 項において準用する法 30 条 1 項前段の規定により業務規程の認可

を受けようとするときは、様式 2 による申請書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

② 法 106 条 3 項において準用する法 30 条 2 項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

1) 検定の業務を行う時間及び休日に関する事項
2) 検定の業務を行う特定計量器の種類
3) 検定を行う場所に関する事項
4) 検定に関する証明書の発行に関する事項
5) 検定を実施する者の選任及び解任に関する事項
6) 検定を実施する者の配置に関する事項
7) 検定に使用する検定設備の管理に関する事項
8) 検定証印の管理に関する事項
9) 手数料の額及び収納の方法に関する事項
10) 前各号に掲げるもののほか、検定の業務に関し必要な事項

③ 指定検定機関は、法 106 条 3 項において準用する法 30 条 1 項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式 3 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜指定機関省令 11 条＞

①は、業務規程について大臣の認可を受けることを規定している。

②は、業務規程で定める事項を規定している。（※指定検定機関の手数料については、法定事項ではないが、業務規程は認可事項であるため、認可の際に妥当性がチェックされることとなる。）

③は、業務規程の変更についても大臣の認可を受けることを規定している。

◆ 帳簿の記載等

（帳簿）

① 法 106 条 3 項において準用する法 31 条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

1) 検定を申請した者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
2) 検定の申請を受けた年月日
3) 検定の申請に係る特定計量器の種類、名称、構造、材質及び性能の概要、製造番号並びに型式承認表示が付されたものにあっては、型式承認番号
4) 検定を行った年月日
5) 検定を実施した者の氏名
6) 検定の成績及び合格又は不合格の別（合格しなかった特定計量器については、その理由及び製造番号）

② 指定検定機関は、検定を行ったときは、遅滞なく、①に掲げる事項を特定計量器及び検定の種類ごとに区分して、帳簿に記載しなければならない。

③ 指定検定機関は、②の帳簿を、検定の有効期間があるものにあっては、次回の検定が終了するまでの間、有効期間のないものにあっては、必要に応じ、保存しなければならない。

＜指定機関省令 12 条＞

帳簿の記載については、電磁的方法による保存も認められている。

（電磁的方法による保存）

① 指定機関省令 12 条 1 項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応

じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法 106 条 3 項において準用する法 31 条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

② ①の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

＜指定機関省令 12 条の 2＞

◆ **業務の休廃止**

（業務の休廃止）

指定検定機関は、法 106 条 3 項において準用する法 32 条の規定により検定の業務の全部又は一部を休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式 4 による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜指定機関省令 13 条＞

業務の休廃止するときは、3 ヶ月前までに届け出なければならない。

（業務の引継ぎ）

指定検定機関は、検定の業務を経済産業大臣に引き継ごうとするときは、次に掲げるところにより行わなければならない。

1) 検定の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を経済産業大臣に提出すること。
2) 検定の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

＜指定機関省令 16 条＞

検定の業務を大臣へ引き継ぐときは、その旨の書面と帳簿及び書類を引き渡さなければならない。

7-5-3 現在の指定検定機関

◆ **指定検定機関の告示**

指定検定関については、法 159 条 1 項 1 号により、法 16 条 1 項 2 号イの指定をしたとき、大臣はその旨を公示しなければならないこととなっている。

これまでの指定状況については、環境計量器以外の一般計量器は平成 5 年改正により指定区分が追加され指定が始まったが、電気計器は昭和 61 年改正により指定区分が設けられたが現在までの指定は未だない。

現在の指定検定機関は、通商産業省告示 548 号により、JQA[xxiv]及びJIA[xxv]の 2 者が指定を受け、指定区分は以下のとおりとなっている。

(1)	ガラス製体温計	JQA 計量計測センター
(2)	抵抗体温計	JQA 計量計測センター
(3)	ボンベ型熱量計	JQA 計量計測センター
(4)	アネロイド型血圧計	JQA 計量計測センター、関西事業所
(5)	騒音計	JQA 計量計測センター、中部事業所、関西事業所、九州試験所
(6)	振動レベル計	JQA 計量計測センター、中部事業所、関西事業所、九州試験所
(7)	大気濃度計	JQA 計量計測センター、中部事業所、関西事業所、九州試験所
(8)	pH 計	JQA 計量計測センター、中部事業所、関西事業所、九州試験所

xxiv 「JQA」:「財団法人日本品質保証協会」の略

xxv 「JIA」:「財団法人日本ガス機器検査協会」の略

(9)　ユンケルス式流水型熱量計　　JIA 安全研究所

◆　計量行政審議会「計量制度検討小委員会」報告（平成 20 年 4 月）

指定検定機関制度のあり方については、計量行政審議会（平成 17 年 7 月諮問）の計量制度検討小委員会報告（平成 20 年 4 月）において、「適正な計量の実施の確保」における「(2)計量器の規制の方法」の「②新たな方向性」として、「指定定期検査・指定検定機関制度の更なる活用」が提言されている。

> 2）指定定期検査・指定検定機関制度の更なる活用
>
> 地方公共団体等が実施している検査・検定において民間能力を更に活用できるよう、指定検定機関制度、指定定期検査機関制度について、その能力を担保し、信頼性を確保した上で、民間機関が参入しやすい制度とすることが適当である。
>
> 具体的には、ISO/IEC17025（試験所及び校正機関の能に関する一般要求事項としての国際規格）や ISO/IEC17020（検査を実施する各種機関の運営に関する一般事項としての国際規格）など、検査・検定の業務内容に応じた適切な指定基準を設定し検定の能力の確保をした上で、指定検定機関の業務区分を、例えば、器差のみの検定ができる機関といったように、業務の範囲に応じた指定ができるようにする。このことにより、器差のみの検定であれば、構造に関する検定を実施するための設備が不要であるため、指定検定機関として備えるべき設備が軽減されるなど、初期の設備投資額の軽減により、能力を有した民間機関が参入しやすくなる。
>
> ＜計量行政審議会「計量制度検討小委員会報告」（平成 20 年 4 月）抜粋＞

この「ISO/IEC17025 や ISO/IEC17020 など、検査・検定の業務内容に応じた適切な指定基準を設定し検定の能力の確保をした上で、指定検定機関の業務区分を、例えば、器差のみの検定ができる機関といったように、業務の範囲応じた指定ができるよう制度を見直すことが適当である。」については、指定検定機関等が有すべき技術的能力の基準（検定の能力に対する要求事項等）についてのガイドラインを作成するため、国主催による「特定計量器の検定機関等に関する検討会」が設置されている。

８計量証明の事業

８-１計量証明事業者制度とは

８-１-１「計量証明の事業」とは

◆　「計量証明」

「計量証明」の定義については、旧計量法 123 条より「法定計量単位による計量上の証明（以下「計量証明」という。）とされ、具体的には「計量」及び「証明」の定義（旧計量法 2 条及び 12 条）より、「法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関し、公又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること」とされている。

現計量法においては、法 107 条の「計量証明」の定義に関する記述として、法 19 条 1 項 1 号で「～計量上の証明（以下「計量証明」という）」とされ、その解釈は旧通達（6 機局 290 号）「計量法、計量法施行令、計量法施行規則等の解釈及び運用について」で示されていた。

このは旧通達（6 機局 290 号）における「計量証明」の解釈については、「証明における計量」（法 2 条 2 項、法 8 条 1 項、法 16 条、法 18 条及び 19 条 1 項）は「特定の数値までを必ず含むことを有するを要するものでなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。」が、「計量上の証明（計量証明）」は「数値を表明することが伴うものである。ただし、おおよその目安を示すものは含まれない。」とされていた。

以上のことから、現在における「計量証明」の定義の解釈については、「法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関し、公又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することである。」とされている。（「計量法関係ガイドライン」より）

◆　「計量証明の事業」

「計量証明の事業」とは、計量法上の「計量証明」を必要とする者が第三者に当該「計量証明行為」を依頼する際、その「計量証明行為」を業として行う場合を「計量証明の事業」としている。

計量法では、この「計量証明の事業」であって一定の規制が必要な事業を規定し、当該事業を行う者に対して、都道府県知事による登録を義務付けている。

具体的な「計量証明の事業」の実態については、一般計量証明ではトラックスケールを用いてトラックの積荷の「質量」の計量証明を行う事業が圧倒的に多くなっている。積荷の内容については、バラの貨物で質量が決まっていないもの（例えば、砂利、粉体、液体など）の重量物で量を確認する必要があるもの、あるいは産業廃棄物、くず鉄、非鉄金属、古紙などのリサイクル資源の受け渡しで量を確認する必要があるものなど、となっている。

計量証明事業者制度は、これらの「計量証明の事業」の適正を担保するため、計量法制定（昭和 26 年）により、設けられた制度である。

８-１-２計量証明事業事業者制度の沿革

◆　計量証明事業者規制の始まり

計量証明事業者制度は、戦前から貨物等の計量取引に際して証明行為を業として行う事業者があり、これを戦後の計量法制定（昭和 26 年）により規制を始めたものである。

計量法では、制定当時（昭和 26 年）、「運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸又は入出庫に際して行うその貨物の法定計量単位による計量上の証明（以下「計量証明」という）の事業～」と規定されていた。

計量証明事業の実態については、当初は計量の大半が原料貨物に限られ証明事業者も地域に限定されていたが、戦後経済全般の画期的な発展に伴い計量証明需用も増大し、貨物の種類も広範囲にわたり事業者数も増加していった。

こうしたことから業界では、各都道府県に協会設立や全国組織（計量証明事業協会連合会）も結成し、計量証明事業者の社会的地位の向上を図るために登録審査や行政の監督強化等を求めるなど、国当局に対して数次に亘る陳情を行い規制強化を要望してきた経緯がある。

◆　具体的な制度の変遷

具体的な制度の変遷については、当初は計量証明設備のみの登録規制であり、しかも無期限登録であったが、昭和 41 年改正（42 年施行）により事業登録規制に改められ事業としての実態が整えられた。当時は、計量に関する知識及び技術も乏しく正確計量に対する関心も薄い事業実態であったことから、業界団体等の働きかけを受け、諸般の規制が緩和される中、ひとり計量証明事業に関する条項は大幅に規制強化（事業の登録制、有効期間 10 年、計量主任者等の人的要件の追加など）された。

なお、昭和 41 年改正では、「船積貨物の積み込み～」（いわゆるドラフトサーベヤー）の事業を対象除外にしたが、これは規制緩和という意味合いではなく、他法令との二重規制を避けるために設けられたものである。

因みに、この計量証明事業者制度ができた経緯についても、このドラフトサーベヤー事業者と貨物の計量証明事業者はほとんど同種の業種であり、ドラフトサーベヤーについては港湾運送事業法の「検量事業」として運輸大臣の免許規制があったため、規制のバランスをとるために設けられたのではないかと言われている。

その後、計量証明事業者制度は、昭和 49 年改正により、登録対象を環境計量証明事業者（濃度、騒音レベル）に拡大し、事業規程の作成や届出規制を新たに追加している。

現在は、平成 5 年新法改正（登録の有効期間廃止、振動加速度レベルの登録区分を追加）を経て、平成 13 年改正では環境計量証明事業の MLAP 制度導入等を行い、現在の事業区分は 9 区分（長さ、質量、面積、体積、熱量、濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）となっている。

８-１-３環境計量証明事業者制度の創設経緯

◆　計量行政審議会答申（昭和 48 年 12 月）

環境計量証明事業者制度は、計量行政審議会（昭和 48 年 12 月）中間答申を得て、昭和 49 年改正（昭和 50 年施行）により創設された制度である。

当時は、昭和 40 年代以降の公害防止の社会的要請を受け、計量行政審議会（昭和 48 年）において「公害計測の精度向上に関し、計量法体系上いかなる措置を講ずべきか」の観点から検討され、「環境計測の適正化について」（中間答申）により審議結果がまとめられた。

環境計量証明事業者制度は、この中間答申の中で「公害計量証明事業者（仮称）の事業登録制の実施」として提言されたものである。

> 2　公害計量証明事業者（仮称）の事業登録制の実施
>
> 公害規制の強化とともに環境保全に対する認識が高まりつつあるなかで、公害発生型の企業あるいは、取締の立場にある地方公共団体等の依頼を受けて、環境計測を事業とする公害計量証明事業者は近時急速に増加の傾向にある。
>
> この公害計量証明事業者は、依頼に応じ環境汚染物質などについて計量証明する第三者機関であり、計量法で規定している計量証明事業の一形態と考えられる。
>
> 現状においては、これらの計量証明事業者については何等の規制も加えられていないが、公害計

量証明事業者は第三者機関として有害物質等の計測を適正に実施する社会的責務があり、この計測能力の向上及び信頼性の確保を図ることは現下の急務と考えられる。

これに対処して計測者及び計測設備について一定の基準を設けて事業登録を実施するとともに、例えば、業務規程の届出等により適正な業務を担保することとし、このために必要な法制措置を講ずることを検討すべきである。

＜計量行政審議会（昭和 48 年）中間答申抜粋＞

◆ **環境計量士制度の創設**

昭和 49 年改正では、環境計量証明事業者制度の創設と併せて、当該事業登録の人的要件として一定の条件に適合する知識経験者の配置を義務付け、当該知識経験者の要件として環境計量士制度が創設された。

3　公害計量士（仮称）の創設

環境計測において、高度な化学計測の知識技能を必要とすることは、周知の事実であるが、現状においては必ずしもそのような技術を有している者のみが環境計測の業務にたずさわっているとはいいがたい。

環境計測における試料の採取方法、試料の前処理方法、計測機器の操作方法、日常における機器の保守点検方法等適正な計測技術と計量管理の知識、技能を保有する技術者の確保は、重要な課題といえよう。

このため、高度な化学計測の知識技能を有する計測技術者を確保する観点から、公害計量士（仮称）を創設することとし、このための法制措置等について早急に検討する必要がある。

＜計量行政審議会（昭和 48 年）中間答申抜粋＞

8-2 計量証明事業者制度

8-2-1 事業の登録

計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令（施行則 38 条）で定める事業の区分（法 108 条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）2 条 1 項に規定する独立行政法人であって当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令（施行令 26 条）で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合及び政令（施行令 27 条）で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

1)　運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業

2)　濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令（施行令 28 条）で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

＜法 107 条＞

1)（いわゆる「一般計量証明」）及び 2)（いわゆる「環境計量証明」）の計量証明の事業を行おうとする者は、省令（施行則 38 条、別表 4）で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。

なお、「その事業所ごと」については、登録を受ける場合であり、他県での営業活動（計量証明行為）

を制限するものではなく、事業所の所在地を管轄する都道府県で登録を受ければ他県での計量証明行為（営業活動）は自由にできる。

◆　事業の区分

（事業の区分）
法 107 条の経済産業省令で定める事業の区分は、別表 4 の 1 欄に掲げるとおりとする。
＜施行則 38 条＞

計量証明事業の区分は、①長さ、②質量、③面積（皮革）、④体積、⑤熱量、⑥濃度（大気、水又は土壌中の物質の濃度で特定濃度区分のものを除く）、⑦特定濃度（大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度）、⑧音圧レベル、⑨振動加速度レベルの 9 区分となっている。（※平成 5 年改正では、「騒音レベル」を「音圧レベル」に変更し、「振動加速度レベル」が新規に追加された。「特定濃度」については、平成 14 年改正により、新規に追加された事業区分である。）

◆　登録の対象

一般計量証明事業（法 107 条 1 号）

一般計量証明事業の登録区分は、法 107 条 1 号により、「長さ」「質量」「面積」「体積」「熱量」の 5 区分となっている。

「寄託」とは、「当事者の一方が相手方のために保管して物を受け取ることによって成立する契約」（民法 657 条）とされ、いわゆる「倉庫業」がこれにあたる。

括弧書の「船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明」とは、港湾運送業法（昭和 26 年法律 161 号）2 条 1 項 8 号の「検量」と解されている。従って、当該計量が船積みや通関等の書類作成等の基礎となる証明については、「検量」として取り扱うこととされている。（旧通達 5 機局 703 号「計量証明事業登録等実施要領」より）これは、「検量」が港湾運送業法 3 条及び 4 条によって検査業務が規制されているため、二重規制を避けるためとされている。

環境計量証明事業（法 107 条 2 号）

環境計量証明事業の登録対象は、政令（施行令 28 条）で定める計量証明の事業とされている。

（計量証明の事業に係る物象の状態の量）
法 107 条 2 号の政令で定める物象の状態の量は、次のとおりとする。
1)　大気（大気中に放出される気体を含む。施行令 29 条の 2 において同じ。）、水又は土壌（水底のたい積物を含む。同条において同じ。）中の物質の濃度
2)　音圧レベル（単位令別表 2（6 号）の聴感補正に係るものに限る。）
3)　振動加速度レベル（単位令別表 2（7 号）の感覚補正に係るものに限る。）
＜施行令 28 条＞

この施行令 28 条の運用については、以前は旧通達 5 機局 703 号「計量証明事業登録等実施要領」により示されていたが、現在の「計量法関係ガイドライン（解釈集）」においてもほぼ同様である。

施行令第 28 条の解釈について
(1)　「大気」について
・「大気」には、建築物内の空気を含まないものとする。
(2)　「水」について
・「水」は、他法令において水質検査（水中の物質濃度の測定）を行う者が規定されているもの（例、飲料水：水道法、温泉：温泉法）以外とする。

・飲料水とは、通常飲用に適すると考えられている水のことをいい、食品を通じて人間に摂取されるもの、並びに水道に関する水質試験、検査に係る原水及び食品等の製造過程等に使用されるものとする。

(3) 「土壌」について

・産業廃棄物は土壌と一体化しているもの以外は含まない。（移動可能な状態で集積されている産業廃棄物の分析を行った場合は、法 107 条の対象外となり、計量証明事業に当たらない。）

・「土壌」には、「肥料」、「鉱物」、「重油」は含まないものとする。

(4) 「濃度」について

・「濃度」には、「風速（速さ）」及び「温度」並びに「透視度」、「電気伝導率」、「色度」、「臭気」、「石綿濃度」及び「大腸菌群数」は含まないものとする。

(5) 計量証明事業の対象範囲の考え方

・計量法 107 条の計量証明事業の対象は上記(1)～(4)に加え、以下の３つの要件を満たしていることを要する

①証明であること（「証明」の定義参照）

②関係法令、JIS 等に基づく適切な分析方法であること。

③分析結果が法定計量単位により報告されること。

(6) 計量証明書について

・法 107 条の登録を要しない物象の状態の量について、やむを得ず計量証明書の様式を使用するときは、同条の対象となる証明事業ではない旨を明記する等、法との関係において誤解を生じることのないこととする。

(7) その他

・マンションの室内における防音、防震性能を評価するための施行令 28 条に規定する音圧レベル又は振動加速度レベルの計量証明及び一定の調査目的のために行う河川水中の特定成分の濃度の計量証明等施行令 27 条に規定する法律の規定とは関係なく行う施行令 28 条に規定する濃度の計量証明を行う場合であって、法に基づく証明行為については、法 107 条の計量証明に該当する。

＜計量法関係ガイドライン（解釈集）抜粋＞

音圧レベル（施行令 28 条 2 号）

音圧実効値（パスカルで表した大気中における圧力の瞬時値と静圧との差の 2 乗の 1 周期平均の平方根をいう。以下同じ。）の 10 万分の 2 に対する比の常用対数の 20 倍又は音圧実効値に経済産業省令（単位則 6 条）で定める聴感補正を行って得られた値の 10 万分の 2 に対する比の常用対数の 20 倍

＜単位令別表 2（6 号）＞

音圧レベルの計量法による計量証明の事業に係る物象の状態の量（施行令 28 条）は、省令（単位則 6 条）により、A 特性音圧レベル（＝「騒音レベル」）に限られている。

「騒音レベル」という用語は、日本独特の言い方でその他の国では「A 特性周波数重み付け音圧レベル」（A weighted sound pressure level）と言われているが、日本ではこれを騒音の大きさの尺度として用いられている。

一般的に騒音の測定には、可聴周波数範囲の音圧レベルの絶対測定が必要であるが、耳の感度は周波数によって異なり、単に音圧の実効値をとっただけでは聴感的な音の大きさを表すことはできない。

A 特性補正値は、騒音の音圧レベルに等ラウドネス曲線（40dB、1kHz の音圧レベルを基準（0dB）

として、それと等しい大きさに感じられる等感曲線）に従った周波数重み付け（A 特性）をした音圧レベルを騒音の大きさを表す量として用い、「騒音レベル」（dB あるいは dB (A)）と呼んでいる。

因みに、平成 5 年改正以前の旧計量法では、「ホン」という計量単位が使用されていたが、新計量法の制定に伴い、国際規格である ISO 規格に合わせて SI 単位である「dB」に移行した。非 SI 単位である「ホン」については、「例外的に取引または証明への使用が認められるもの以外は一定の猶予期間をおいて使用を禁止する」こととなり、猶予期間は平成 9 年 9 月 30 日迄とし、それまでは「ホン」と「dB」の併用が認められていたが、平成 9 年 10 月 1 日以降は「dB」単位に統一された。（※なお、「ホン」は、「dB (A)」に相当する騒音レベルを表す単位であり、両者は単位名が違うものの同じ量を表す。）

振動加速度レベル（施行令 28 条 3 号）

振動加速度実効値（メートル毎秒毎秒で表した加速度の瞬時値の 2 乗の 1 周期平均の平方根をいう。以下同じ。）の 10 万分の 1 に対する比の常用対数の 20 倍又は振動加速度実効値に経済産業省令（単位則 7 条）で定める感覚補正を行って得られた値の 10 万分の 1 に対する比の常用対数の 20 倍 ＜単位令別表 2（7 号）＞

振動加速度レベルの計量法による計量証明の事業に係る物象の状態の量（施行令 28 条）は、省令（単位則 7 条）により、Z 方向の値に鉛直振動特性の感覚補正を行ったもの（＝「鉛直方向振動レベル」）に限られている。

振動レベルの測定については、我が国では以前から加速度については $10^{-5}m/s^2$ を基準とした対数尺度を用いていたが、1970 年頃、振動レベルを設定するにあたり、1 ガル（$10^{-2}m/s^2$）がほぼ人間の感覚域値に相当するので、これを基準の 0dB にすることも考慮されたが、デシベル値で負の領域も測定対象となることと、常用される測定値が適当な数値になることも考慮されて現在の $10^{-5}m/s^2$ とすることになった。その後、ISO は、国際単位（SI）を設定することになり、この対数尺度を用いる場合、音圧についてはパスカル（Pa）を用い、空気中の音については 1kHz の感覚域値で 20μPa を 0dB とし、振動については $10^{-6}m/s^2$ を基準値の 0dB とすることになった。

振動に対する人間の感覚特性については、1975 年、ISO 2631 の周波数補正曲線を基に、鉛直方向振動についての振動レベルが計量単位として計量法の中に取り入れられることになった。（※周波数補正とは、感じやすい周波数の振動は大きく、感じにくい周波数の振動は小さく評価するように、加速度に対して周波数毎に感覚補正のための重み付けを行うことである。）

なお、振動の場合は、音と異なり水平と垂直の 2 方向の振動成分を考慮する必要があるが、計量法では鉛直方向だけが考慮されることになったが、1976 年に出版された JIS C 1510（振動レベル計）では水平方向の振動レベルについても定義された。振動レベルとは、このように加速度に対して人間の振動に対する感覚補正を施した後に、その実効値の対数演算を行って騒音レベルと同じようにデシベルの値に変換した量のことであり、日本で最初に定義された量単位であると言われている。

また、1976 年には、振動規制法が施行されるようになり、それまで用いられていた振動速度や振動レベルといったまちまちの計測量が「振動レベル」に統一され、振動規制法による振動計測は計量法に定められている振動レベルを計測することになっている。

◆　登録の対象から除かれるもの（法 107 条ただし書）

計量証明事業の登録を要しない場合は、法 107 条ただし書により、国、地方公共団体、独立行政法人であって政令（施行令 26 条の 2）で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合、政令（施行令 27 条）で定める法律の規定に基づき認可、登録、指定等を受けている場合となっている。

（計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人）

法 107 条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

1) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
2) 独立行政法人産業技術総合研究所
3) 独立行政法人製品評価技術基盤機構
4) 独立行政法人国立環境研究所

＜施行令 26 条の 2＞

「政令で定める登録を要しない場合の他の法律で認可、登録、指定を受けている者」については、他の法律で規制しているため二重規制を避けるためとされている。

（計量証明の事業の登録を要しない場合に係る法律の規定）

法 107 条ただし書の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

1) 労働災害防止団体法（昭和 39 年法律 118 号）19 条（同法 45 条において準用する場合を含む。）
2) 下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律 41 号）による改正前の下水道事業センター法（昭和 47 年法律 41 号）10 条 1 項
3) 作業環境測定法 （昭和 50 年法律 28 号）33 条
4) 浄化槽法 （昭和 58 年法律 43 号）57 条

＜施行令 27 条＞

1)は、 労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 19 条の規定に基づく厚生労働大臣の認可を受けた者（財団法人中央労働災害防止協会）である。

2)は、 下水道事業センター法（昭和 47 年法律第 41 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた者（財団法人日本下水道事業団）である。

3)は、 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 33 条の規定による同法規則に定める登録を受けた者（作業環境測定機関）である。

4)は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 57 条の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた者（指定検査機関）である。

なお、この施行令 27 条 1 号から 4 号の全ては、環境計量証明事業に関する規定である。これについての解説については、以前作成し「東環協セミナー」（平成 15 年 11 月）で解説した原稿を本書の最後に添付したので、参考とされたい。

◆ 登録の申請

（登録の申請）

法 107 条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2) 事業の区分
3) 事業所の所在地
4) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であって経済産業省令（施行則 40 条 1 項）で定めるものの名称、性能及び数
5) その事業に係る業務に従事する者であって次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあっては、氏名及びその登録番号）及びその職務の内容
   イ 事業の区分に応じて経済産業省令（施行則 40 条 2 項）で定める計量士
   ロ 事業の区分に応じて経済産業省令（施行則 40 条 3 項）で定める条件に適合する知識経験を有する者

＜法 108 条＞

1)から 5)は、計量証明の事業登録にあたって申請書に記載すべき内容を規定している。

（登録の申請）
法 107 条の登録を受けようとする者は、法 108 条により様式 60 による申請書をその申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
＜施行則 39 条 1 項＞

必要最低設備

計量証明事業の登録に必要な器具、機械又は装置は、省令（施行則 40 条 1 項、別表 4）で規定されている。これは、通称「必要最低設備」と言われ、登録に必要な最低限の設備を規定している。

法 108 条 4 号の器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものは、別表 4 の 1 欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の 2 欄に掲げるとおりとする。
＜施行則 40 条 1 項＞

なお、別表 4（6 項）の濃度の「対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置」については、社団法人日本環境測定分析協会の調べによる「環境計量証明対象物質名等とその測定分析方法及び分析方法に対応する機器又は装置一覧」として、以前の「計量法関係ガイドライン集」にも掲載されていた。

登録計量士

法 108 条 5 号イの経済産業省令で定める計量士は、別表 4 の 1 欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の 4 欄に掲げるとおりとする。
＜施行則 40 条 2 項＞

計量士については、一般計量証明事業の場合は一般計量士、環境計量証明事業の場合は事業の区分に応じた環境計量士となっている。

主任計量者

登録に必要な人的要件は、法 108 条 5 号イの計量士又は法 108 条 5 号ロの知識経験を有する者となっている。

施行則 39 条 1 項の申請書に法 108 条 5 号ロに掲げる者の氏名及びその職務の内容を記載する場合にあっては、その申請書に当該事業に係る計量管理を主たる職務とする者が施行則 40 条 3 項に規定する条件に適合する知識経験を有する者であることを証する書面を添えなければならない。
＜施行則 39 条 2 項＞

この「法 108 条 5 号ロに掲げる者」は、通称「主任計量者」と呼ばれている。

法 108 条 5 号ロの経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、特定計量器の性能及び使用方法その他の当該計量証明に使用する器具、機械又は装置についての使用上必要な知識その他の当該計量証明に必要な知識経験を有する者として経済産業大臣が別に定める基準に適合していると認められる者とする。
＜施行則 40 条 3 項＞

これは、主任計量者に必要な基準は経済産業大臣が別に定める基準（告示 549 号[xxvi]）であることを

[xxvi] 「告示 549 号」：計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成 5 年 11 月 1 日、通商産業省告示第 549 号）の略

規定している。

計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準

1) 長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業にあっては、都道府県知事が実施する計量管理に関する試験に合格していること。

2) 濃度の計量証明の事業にあっては、環境計量士（濃度関係）の国家試験に合格し、環境計量講習（濃度関係）の受講の申請した後、いまだ受講すべき時期に至っていないこと。

3) 音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明の事業にあっては、環境計量士（騒音・振動関係）の国家試験に合格し、環境計量講習（騒音・振動関係）の受講の申請をした後、いまだ受講すべき時期に至っていないこと。

＜告示 549 号＞

1)は、一般計量証明事業の場合は計量士国家試験の合格が条件ではなく、都道府県が実施する試験に合格することが条件となる。

なお、知事試験合格の一般主任計量者については、旧通達「計量証明事業登録等実施要領」（機局 703 号）により、5 年ごとに知事の指定する講習会の受講を指導することとされていた。

2)及び 3)は、環境計量証明事業の場合は計量士国家試験合格が条件であることを規定している。

◆ 登録の基準

都道府県知事は、法 107 条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

1) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令（施行則 41 条）で定める基準に適合するものであること。

2) 法 108 条 5 号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）を行うものであること。

3) 当該事業が法 121 条の 2 に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令（施行令 28 条の 2）で定める事業である場合にあっては、同条の認定を受けていること。

＜法 109 条＞

1)は、登録の物的要件は省令（施行則 41 条）で定めることを規定している。

2)は、登録の人的要件は法 108 条 5 号の有資格者が計量管理を行うものであることを規定している。また、2)の括弧書は、「計量管理」の定義について述べているものであるとされている。

3)は、政令（施行令 28 条の 2）で定める認定を要する事業である場合は、特定計量証明事業（法 121 条の 2）の認定を受けている必要があることを規定している。（※この条文は、平成 14 年改正の「特定濃度」登録区分の追加に伴い、追加されたものである。）

（登録の基準）

法 109 条 1 号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1) 計量証明に使用する器具、機械又は装置（2 号又は 3 号に掲げるものを除く。）が、別表 4 の 1 欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の 2 欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の 3 欄に掲げる数以上であること。

2) 計量証明に使用する器具、機械又は装置が、船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶又は施行令 5 条に掲げる特定計量器に該当するときは、当該計量証明に使用する器具、機械又は装置が当該計量証明の事業を適確に遂行するに足りるものであること。

3)　計量証明に使用する器具、機械又は装置が、別表 4 の 6 号の 2 に掲げる事業の区分にあっては、同表の 2 欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の 3 欄に掲げる数以上であること。

＜施行則 41 条＞

1)は、質量（2 号）又は面積（3 号）を除く計量証明に使用する設備について、別表 4 の 1 欄の事業の区分に応じ、同表 2 欄の設備が同表の 3 欄の数以上であることを規定している。

2)は、計量証明に使用する設備が船舶の喫水により質量を計量する場合又は検定対象外の特定計量器（施行令 5 条）に該当する場合は、当該計量証明の事業を適確に遂行するに足る設備であることを規定している。

3)は、特定濃度の計量証明の設備については、別表 4 の 2 欄の設備であって 3 欄の数以上であることを規定している。（※3 号は、平成 14 年改正の「特定濃度」登録区分の追加にともない追加された。）

認定を要する計量証明事業

（認定を要する計量証明の事業）

法 109 条 3 号の政令で定める事業は、施行令 29 条の 2（1 号）に掲げる事業とする。

＜施行令 28 条の 2＞

認定を要する計量証明の事業は、ダイオキシン類（施行令 29 条の 2（1 号））のみとなっている。

欠格事項（法 114 条で準用する法 92 条 1 項規定）

登録の欠格事項については、法 114 条で準用する法 92 条 1 項の規定により、以下のとおりとなる。

1)　この法律又はこの法律に基づく命令の規程に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者。

2)　法 113 条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から 1 年を経過しない者。

3)　法人であって、その業務を行う役員のうち 1)及び 2)に該当するものがある者。

8-2-2 登録証及び登録簿

◆　登録証

（登録証の交付）

①　都道府県知事は、法 107 条の登録をしたときは、その申請者に登録証を交付する。

②　登録証には、次の事項を記載しなければならない。

1)　登録の年月日及び登録番号

2)　氏名又は名称及び住所

3)　事業の区分

4)　事業所の所在地

＜施行則 44 条＞

知事は、計量証明事業の登録をしたときは、当該申請者に省令で定める事項（登録年月日、登録番号、氏名又は名称、住所、事業の区分、事業所の所在地）を記載した登録証を交付しなければならない。

登録証の再交付

（登録証の再交付）

①　計量証明事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、様式 62 による申請書に、その登録証（登録証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて、登録をした都道府県知事に

提出し、その再交付を受けることができる。
② 都道府県知事は、①の規定により登録証を再交付するときは、再交付する登録証の裏面に、再交付する年月日及び再交付する旨を記入するものとする。

＜施行則 46 条＞

①は、登録証を汚損又は紛失した場合、その事実を記した書面を添えて登録をした知事へ提出し、その再交付を受けることができることを規定している。

②は、①の場合、知事は再交付する登録証の裏面に再交付する年月日及び再交付する旨を記入することを規定している。

登録証の返納

（登録証の返納）
① 計量証明事業者は、法 112 条の規定により登録が失効し、又は法 113 条の規定により登録が取り消され、若しくは事業の停止の命令を受けたときは、遅滞なく、その登録証を登録をした都道府県知事に返納しなければならない。
② 都道府県知事は、法 113 条の規定により事業の停止の命令を受けた者であって、当該停止の期間が満了した者に対し、①の規定により返納された登録証を返還するものとする。

＜施行則 47 条＞

①は、登録の失効又は登録取消し若しくは事業の停止命令を受けたときは、その登録証を登録した知事へ返納しなければならないことを規定している。

②は、事業の停止命令を受けた者が当該停止期間を満了した場合は、知事は返納された登録証を返還することを規定している。

◆ 登録簿

知事は、計量証明事業者の登録簿を作成しなければならない。

（登録簿）
都道府県知事は、計量証明の事業の登録簿を備え、これに次の事項を記録しなければならない。
1) 登録の年月日及び登録番号
2) 法 108 条 1 号から 5 号までに掲げる事項
3) 法 110 条 2 項又は 111 条の規定による命令をしたときは、その命令の内容
4) 法 113 条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及びその期間
5) 別表 4 の 6 号の 2 に掲げる事業の区分にあっては、法 121 条の 2 の認定（以下この章において単に「認定」という。）又は法 121 条の 4 の認定の更新（以下この章において単に「認定の更新」という。）を受けた年月日及び認定番号

＜施行則 42 条＞

登録簿の記録事項は、「登録年月日及び登録番号」、「登録申請書記載事項」、「事業規程変更命令」及び「適合命令」の内容、「登録の取消し等」の理由及び期間、「特定計量証明の認定及び更新を受けた年月日及び認定番号」となっている。（※5 号は、平成 14 年改正の「特定濃度」登録区分の追加に伴い追加されたものである。）

◆ 登録簿の閲覧及び謄本交付

（登録簿の謄本の交付及び閲覧）
登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式 63 による請求書を都道府県知事に提

出しなければならない。

＜施行則 48 条＞

知事は、請求に応じて、登録簿の閲覧及び謄本の交付をしなければならない。（※登録簿の閲覧及び交付規定は、平成 5 年改正において新たに設けられたものである。旧計量法では、登録簿の作成規定（旧計量法 127 条）はあったが、閲覧及び謄本交付規定はなかった。）

8-2-3 登録事業者の遵守事項

◆ 事業規程の届出

法 107 条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令（施行則 43 条）で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

＜法 110 条 1 項＞

登録を受けた計量証明事業者は、省令（施行則 43 条）で定める事項を記載した事業規程を作成し、登録を受けた知事に届け出なければならない。事業規程を変更したときも、同様に届出義務が課せられる。（※事業規程の作成及び届出義務は、昭和 49 年改正により規定された。）

（事業規程）

① 法 110 条 1 項前段の規定により事業規程の届出をしようとする計量証明事業者は、様式 61 の 2 による届出書に事業規程を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

② 別表 4 の 1 号から 6 号まで、7 号及び 8 号に掲げる事業の区分に係る法 110 条 1 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

1) 計量証明の対象となる分野に関する事項
2) 計量証明を実施する組織に関する事項
3) 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
4) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
5) 計量証明に係る証明書（以下「計量証明書」という。）の発行に関する事項（計量証明書に法 110 条の 2（1 項）の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。）
6) 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
7) 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
8) 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

③ 別表第 4 の 6 号の 2 に掲げる事業の区分に係る法 110 条 1 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

1) 計量証明の対象となる分野に関する事項
2) 計量証明を実施する組織に関する事項
3) 特定計量証明事業を行うことのできる施行則 49 条の 2 に規定する認定の区分ごとの計量の方法に関する事項
4) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
5) 計量証明書の発行に関する事項（計量証明書に法 110 条の 2（1 項）の標章又は法 121 条の 3（1 項）の標章を付す場合は、これらの標章の取扱いに関する事項を含む。）
6) 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項

7)　計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
8)　前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

④　法 110 条 1 項後段の規定により事業規程の変更の届出をしようとする計量証明事業者は、様式 61 の 3 による届出書に変更後の事業規程を添えて、法 107 条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

＜施行則 43 条＞

事業規程の具体的な内容については、旧通達「計量証明事業登録等実施要領」（機局 703 号）において、一般計量証明事業については「例 1」、環境計量証明事業については「例 2」により、モデル規程が例示されていた。（※現在は、「計量法関係ガイドライン」において、「例 3」として「特定濃度に係る計量証明事業規程モデル」が追加されている。）

①は、届出書の様式及び届出の提出先を規定している。

②は、特定濃度以外の計量証明事業の事業規程に記載事項を規定している。（※因みに、事業規程に記載すべき事項については、平成 14 年改正において、「標章」に関する事項及び「業務の下請け等」に関する事項が加えられた。これにより、計量証明書に標章を付する者や業務の一部を下請け等に出す事業者については、標章に関する事項を付け加える等の事業規程の変更を行い、都道府県知事に届け出る必要がある。）

③は、特定濃度の計量証明事業の事業規程の記載事項を規定している。（※この規定は、平成 14 年改正において、特定計量証明事業者制度の創設により追加されたものである。）

④は、事業規程を変更した場合の変更した事業規程の提出手続きについて規定している。

◆　登録申請書記載事項変更届

（変更の届出等）

①　計量証明事業者は、法 114 条において準用する法 62 条 1 項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式 61 による届出書を登録した都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその登録証を添えて提出し、訂正を受けなければならない。

②　都道府県知事は、①の規定により提出された登録証を訂正したときは、その登録証の裏面に、登録証を訂正した年月日及び訂正した登録証に記載された事項を記入するものとする。

＜施行則 45 条＞

①は、登録申請書の記載事項に変更があった場合、変更の届出をしなければならないことを規定している。この場合であって登録証の記載事項に変更があった場合は、その登録証を添えて提出しその訂正を受けなければならない。

②は、①の場合の登録証を訂正した場合、知事はその登録証の裏面に訂正した年月日及び訂正した記載事項を記入することを規定している。

◆　計量証明書

計量証明書に法定の標章を付すことができる規定は、平成 13 年改正（平成 14 年施行）において新規に設けられた条文である。

（証明書の交付）

①　計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

②　何人も、①に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に①の標章又はこれと紛らわし

い標章を付してはならない。
③　②に規定するもののほか、計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

＜法 110 条の 2＞

①は、登録に係る計量証明を行った場合、省令（施行則 44 条の 2（1 項））で定める事項を記載し、省令（施行則 44 条の 2（2 項））で定める標章を付した「計量証明書」を交付することができる。

②は、何人も、①以外の場合において、計量証明に係る証明書に①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならないことを規定している。

③は、計量証明事業者は、登録に係る計量証明書以外のものに、①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならないことを規定している。

（計量証明書）
①　法 110 条の 2（1 項）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
1)　計量証明書である旨の表記
2)　計量証明書の発行番号及び発行年月日
3)　計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
4)　計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
5)　当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
6)　計量の対象
7)　計量の方法（別表第 4 の 1 号から 5 号までに掲げる事業にあっては、計量に使用した計量器）
8)　計量証明の結果
9)　計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
②　法 110 条の 2（1 項）の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。

＜施行則 44 条の 2＞

②の標章は、通称「天秤マーク」と呼ばれている。

8-2-4 都道府県の管理指導事項

◆　**事業規程の変更命令**

都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、法 110 条 1 項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

＜法 110 条 2 項＞

事業規程は、登録事業者が自らの計量証明事業の実施方法を規定したものであり、適正な計量の実施を確保するため知事への届出義務が課せられているが、その内容が適切かどうかを知事が判断し、不適

切と思われる場合は変更を命ずることができる。

従って、この規定は、登録事業者の計量証明事業の内容（事業規程）について、知事の監督責任を規定しているものでもある。

◆　適合命令

都道府県知事は、計量証明事業者が法 109 条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 111 条＞

知事は、計量証明事業者が登録基準（法 109 条）に適合しなくなったと認めるときは、当該事業者に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

具体的には、登録に必要な物的要件（設備等）及び人的要件（計量士等）が欠けた場合等である。

◆　登録の失効

計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

＜法 112 条＞

これは、計量証明事業は事業所ごとに管轄する都道府県知事へ登録する必要があるため、管轄都道府県の区域外へ移した場合、その登録は自動的に効力を失うことを規定している。廃止も同様である。

◆　登録の取消し等

都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

1)　法 114 条において準用する法 62 条 1 項又は法 116 条の規定に違反したとき。
2)　法 114 条において準用する法 92 条 1 項 1 号又は 3 号に該当するに至ったとき。
3)　法 110 条 2 項又は法 111 条の規定による命令に違反したとき。
4)　法 110 条 1 項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。
5)　前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき。
6)　不正の手段により法 107 条の登録を受けたとき。

＜法 113 条＞

知事は、計量証明事業者が次のいずれかに該当する場合、その登録の取消し又は 1 年以内の事業停止を命ずることができる。

1)は、「変更の届出」（法 62 条 1 項）又は「計量証明検査」（法 116 条）に違反した場合である。

2)は、「欠格事項」（法 92 条 1 項 1 号又は 3 号）に該当するに至った場合である。

3)は、「事業規程の変更命令」（法 110 条 2 項）又は「適合命令」（法 111 条）に違反した場合である。

4)は、届け出た事業規程（法 110 条 1 項）を実施していないと認められる場合である。

5)は、1)～4)の場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をした場合である。

なお、「不正の行為」の具体的内容については、明示されてはいないが、「計量結果の改ざん」（実際の計量結果と異なる計量証明を行う）、「計量結果のねつ造」（実際に計量せず、架空の計量結果を記載）、「意図的に虚偽の計量結果を出す行為」（故意に誤った計量結果を出すように操作）、「行政側への詐術、脅迫等」（届出や検査等における威圧行為、等）などとされている。（※この 5 号規定は、平成 14 年改正において追加されたものである。）

6)は、不正の手段により事業登録（法 107 条）を受けた場合である。

◆　準用規定（届出、欠格事項、等）

法 92 条 1 項の規定は法 107 条の登録に、法 61 条、法 62 条及び法 65 条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、法 92 条 1 項 1 号及び 2 号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「法 99 条」とあるのは「法 113 条」と、法 61 条中「法 60 条 1 項」とあるのは「法 114 条において準用する法 92 条 1 項」と、法 62 条 1 項中「法 59 条各号」とあるのは「法 108 条 1 号又は 3 号から 5 号まで」と読み替えるものとする。

＜法 114 条＞

これは、「指定製造事業者の指定の基準」（法 92 条 1 項）は「計量証明事業の登録」（107 条）に、特殊容器製造事業の「承継」（法 61 条）、「変更の届出」（法 62 条）、「廃止の届出」（法 65 条）は計量証明事業者に準用することを規定している。

この場合においては、「欠格事項」（法 92 条 1 項 1 号及び 2 号）中の「2 年」は「1 年」と読み替え、同号中の「法 99 条」（指定の取消し）とあるのは「法 113 条」（登録の取消し等）と読み替え、「変更の届出」（法 62 条 1 項）中の「法 59 条各号」（指定の申請書記載事項）とあるのは「法 108 条 1 号又は 3 号から 5 号まで」（「事業の区分」を除く登録の申請書記載事項）と読み替える。

（準用）

施行則 31 条 2 項及び施行則 34 条の規定は、計量証明事業者に準用する。この場合において、施行則 31 条 2 項中「法 61 条」とあるのは「法 114 条において準用する法 61 条」と、「法 62 条 2 項」とあるのは「法 114 条において準用する法 62 条 2 項」と、施行則 34 条中「法 65 条」とあるのは「法 114 条において準用する法 65 条」と、「工場又は事業場の所在地を管轄する」とあるのは「登録をした」と読み替えるものとする。

＜施行則 49 条＞

これは、特殊容器製造事業の「承継の届出」（施行則 31 条 2 項）及び「廃止の届出」（施行則 34 条）は計量証明事業者に準用することを規定している。

この場合において、「承継の届出」（施行則 31 条 2 項）中の「法 61 条」（承継）は「法 114 条において準用する法 61 条」と読み替え、「法 62 条 2 項」（変更の届出）は「法 114 条において準用する法 62 条」と読み替え、「法 65 条」（廃止の届出）は「法 114 条において準用する法 65 条」と読み替え、「工場又は事業場の所在地を管轄する」は「登録した」と読み替える。

◆　経済産業省令への委任

法 107 条から法 114 条までに規定するもののほか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、経済産業省令（施行則）で定める。

＜法 115 条＞

これは、計量証明事業に係わる法 107 条～114 条の規定のほか、「登録証の交付」（施行則 44 条）、訂正（施行則 45 条 2 項）、「再交付」（施行則 46 条）、「返納」（施行則 47 条）、「登録簿の謄本交付及び閲覧」（施行則 48 条）、その他の計量証明事業の登録に関する事項は省令（施行則 38 条～49 条）で定めることを規定している。

8-3 計量証明検査

8-3-1 計量証明検査とは

計量証明検査とは、計量証明に使用する特定計量器の使用中の精度確認として、計量証明事業者に対し法 116 条により義務付けられた都道府県知事が行う検査である。

計量証明検査は、定期検査と同様な使用中検査であるが、登録事業者のみを対象としていることや定期検査対象にはない環境計量器等が含まれることなどの違いがある。

また、計量証明検査の対象については、検定の有効期間の有る特定計量器が含まれることから、検定と使用中検査との整合性について、以前から制度の合理性に関する議論がされている部分でもある。。

このほか、代検査においては、一般計量器（質量計、皮革面積計）は定期検査と同様であるが、環境計量器については検査実務上困難な面を有することから、特定の計量士以外は認めないよう指導されてきた経緯がある。（※環境計量器の計量証明検査については、適正計量管理事業所の指定においても、同様な指導（検査を受けるよう指導）が行われていた。）

8-3-2 計量証明検査制度

① 計量証明事業者は、法 107 条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令（施行令 29 条 1 項）で定める期間ごとに、経済産業省令（検則 50 条）で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器（法 16 条 1 項の政令で定めるものを除く。）であって政令（施行令 29 条 1 項）で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査（以下「計量証明検査」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

1) 検定証印等であって、法 72 条 3 項又は法 96 条 3 項の規定によりこれらに表示された年月の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令（施行令 29 条 2 項）で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器

2) 法 127 条 1 項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）

② 法 127 条 1 項の指定を受けた計量証明事業者は、①各号列記以外の部分の政令（施行令 29 条）で定める期間に一回、法 128 条 1 号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、法 118 条 1 項各号に適合するかどうかを同条 2 項及び 3 項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

＜法 116 条＞

計量証明事業者は、登録を受けた日から特定計量器ごとに政令（施行令 29 条 1 項、別表 5 中欄）で定める期間ごとに、省令（検則 50 条）で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器（検定対象外（施行令 5 条）を除く）であって政令（施行令 29 条 1 項、別表 5 上欄）で定めるものについて、その登録をした知事が行う検査（計量証明検査）を受けなければならない。

◆ **検査の主体（法 116 条 1 項柱書）**

計量証明検査の主体は、法 116 条 1 項柱書により、「その登録をした都道府県知事が行う」と定められている。

（申請等）

計量証明検査を受けようとする者は、様式 15 による申請書をその検査を行う都道府県知事（法 117 条 1 項の規定により指定計量証明検査機関が計量証明検査を行う場合にあっては、その検査を行う指定計量証明検査機関）に提出しなければならない。

＜検則 50 条＞

これは、申請書の様式と提出先を規定したものである。

◆　検査の対象（法 116 条 1 項柱書）

計量証明検査の対象は、法 116 条 1 項柱書により、「計量証明に使用する特定計量器（法 16 条 1 項の政令（施行令 5 条）で定めるもの（検定対象外）を除く。）であって政令（施行令 29 条 1 項、別表 5 上欄）で定めるもの」となっている。具体的には、検定対象の以下の特定計量器となる。

1)　非自動はかり、分銅、おもり
2)　ベックマン温度計（削除、平成 22 年 5 月）
3)　皮革面積計
4)　ボンベ型熱量計（削除、平成 22 年 5 月改正）
5)　騒音計（精密、普通）
6)　振動レベル計
7)　濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。）
・酸素濃度計（ジルコニア式、磁気式）
最高濃度 5%以上 25%以下
・二酸化硫黄濃度計（溶液導電率式、紫外線式）
最高濃度 50ppm 以上
・窒素酸化物濃度計（紫外線式、NDIR、化学発光式）
最高濃度 25ppm 以上
・一酸化炭素濃度計（NDIR）
最小目量 100ppm 未満
最小目量 100ppm 以上 200ppm 未満で最高濃度 5%未満
・ガラス電極式水素イオン濃度計指示計

◆　検査の対象から除かれる特定計量器（法 116 条 1 項ただし書き）

計量証明検査の対象から除かれる特定計量器は、法 116 条 1 項ただし書き（同条 1 号、2 号）により以下のとおりである。

1)　検定証印等に表示された検定等の年月（法 72 条 3 項、法 96 条 3 項）の翌月 1 日から起算して一定の期間（特定計量器ごとに政令で定める期間）を経過していないもの（法 116 条 1 項 1 号）
　この規定は、過剰な事業者負担を排除するため、定期検査の受検査免除期間と同様に平成 5 年改正において新設されたものである。
2)　適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（法 116 条 1 項 2 号）
　なお、指定を受けた者は、計量証明検査を受けなくてもよい代わりに、計量証明検査周期の間に 1 回、特定計量器ごとに定められた計量士に、指定を受けた事業所において使用する計量証明検査対象となる特定計量器が、計量証明検査の合格条件（法 118 条 1 項各号）に適合するかどうかを検査させなければならない。（法 116 条 2 項）

◆　検査を「受けるべき期間」及び「受けることを要しない期間」

法 116 条 1 項の「特定計量器ごとに政令で定める期間」については、「計量証明検査を受けるべき期間」及び「計量証明検査を受けることを要しない期間」として、施行令 29 条（別表 5）により規定さ

れている。

（計量証明検査を行うべき期間）
① 法 116 条 1 項の政令で定める特定計量器は別表 5 の上欄に掲げるものとし、同項各号列記以外の部分の政令で定める期間は同表の中欄に掲げるとおりとする。
② 法 116 条 1 項 1 号の政令で定める期間は、別表 5 の下欄に掲げるとおりとする。
＜施行令 29 条＞

具体的な特定計量器ごとの計量証明検査を「受けるべき期間」及び「受けることを要しない期間」は、以下のとおりである。

		受けるべき期間（受けることを要しない期間）
1) 非自動はかり、分銅、おもり	⇒	2 年（1 年）
2) ベックマン温度計	⇒	5 年（3 年）※（削除、平成 22 年 5 月改正）
3) 皮革面積計	⇒	1 年（6 月）
4) ボンベ型熱量計	⇒	5 年（3 年）※（削除、平成 22 年 5 月改正）
5) 騒音計（精密、普通）	⇒	3 年（6 月）
6) 振動レベル計	⇒	3 年（6 月）
7) 濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。）	⇒	3 年（6 月）

◆ 計量証明検査の合格条件

① 計量証明検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
1) 検定証印等（法 72 条 2 項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。）が付されていること。
2) その性能が経済産業省令（検則 51 条）で定める技術上の基準に適合すること。
3) その器差が経済産業省令（検則 52 条）で定める使用公差を超えないこと。
② ①2)に適合するかどうかは、経済産業省令（検則 53 条）で定める方法により定めるものとする。
③ ①3)に適合するかどうかは、経済産業省令（検則 54 条）で定める方法により、基準器（法 71 条 3 項の経済産業省令（検則 19 条）で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令（検則 20 条）で定める標準物質）を用いて定めるものとする。
＜法 118 条＞

①は、計量証明検査の合格条件は定期検査と同様に、1)「検定証印等」が付されていること、2)「性能」が技術上の基準に適合すること、3)「器差」が使用公差を超えないこと、の三つであることを規定している。

②は、①2)「性能」については、省令（検則 53 条）で定める方法によることを規定している。

③は、①3)「器差」については、省令（検定 54 条）で定める方法により、基準器又は標準物質を用いて定めることを規定している。

性能に係る技術上の基準（法 118 条 1 項 2 号）

（性能に係る技術上の基準）
法 118 条 1 項 2 号の性能に係る技術上の基準は、検則 11 条から 15 条までの規定を準用するほか、検則 3 章から 5 章まで、15 章及び 20 章から 24 章までに定めるところによる。この場合において、検則 13 条 2 項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、「目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量）」とあるのは「目量の 2 倍（各々の表示機

構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量の 2 倍)」と読み替えるものとする。

＜検則 51 条＞

計量証明検査の性能に係る技術上の基準は、「検出部と構造上一体となった表示機構」（検則 11 条)、「分離することができる表示機構」（検則 12 条)、「複数の表示機構」（検則 13 条)、「複合特定計量器」（検則 14 条)、「封印等」（検則 15 条）を準用し、3 章（質量計)、4 章（温度計)、5 章（皮革面積計)、15 章（ボンベ型熱量計)、20 章（騒音計)、21 章（振動レベル計)、22 章（ジルコニア式酸素濃度計等)、23 章（ガラス電極式水素イオン濃度検出器)、24 章（ガラス電極式水素イオン濃度指示計）に定めるところによることを規定している。

後段は、準用において、「検定公差」は「使用公差」と読み替え、「目量」は「目量の 2 倍」と読み替えることを規定している。

（性能に関する検査の方法）

法 118 条 2 項の性能に関する検査の方法は、検則 17 条 2 項並びに 3 章から 5 章まで、15 章及び 20 章から 24 章までに定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

＜検則 53 条＞

計量証明検査の性能に関する検査の方法は、「構造検定の際の部品等の提出」（検則 17 条 2 項）のほか、各特定計量器（3 章から 5 章まで、15 章及び 20 章から 24 章まで）ごとに定める方法によることを規定している。

器差検査（法 118 条 1 項 3 号）

（使用公差）

法 118 条 1 項 3 号の経済産業省令で定める使用公差は、検則 16 条 1 項の規定を準用するほか、検則 3 章から 5 章まで、15 章及び 20 章から 24 章までに定めるところによる。

＜検則 52 条＞

計量証明検査の使用公差は、「器差及び検定公差」（検則 16 条 1 項）を準用し、各特定計量器（3 章から 5 章まで、15 章及び 20 章から 24 章まで）ごとに定めるところによることを規定している。

（器差検査の方法）

法 118 条 3 項の器差検査の方法は、基準器又は検則 20 条に規定する標準物質を用いて行う検則 3 章から 5 章まで、15 章及び 20 章から 24 章までに定める器差検査の方法とする。

＜検則 54 条＞

計量証明検査の器差検査の方法は、基準器又は標準物質（検則 20 条）を用いて、各特定計量器（3 章から 5 章まで、15 章及び 20 章から 24 章まで）ごとに定める器差検査の方法とすることを規定している。

◆　計量証明検査済証印等

① 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令（検則 56 条）で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。

② ①の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。

③ 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

＜法 119 条＞

①及び②は、計量証明検査に合格した特定計量器には、省令（検則 56 条 1 項）で定める計量証明検査証印と検査を行った年月を付すことを規定している。

③は、検査に合格しなかった場合、検定証印等を除去することを規定している。

（計量証明検査済証印等）
① 法 119 条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の数字は、計量証明検査を行った年月を表すものとする。

② 検則 48 条（1 項 1 号を除く。）の規定は、計量証明検査済証印及び計量証明検査を行った年月の表示に準用する。この場合において、検則 48 条中「指定定期検査機関の名称」とあるのは、「指定計量証明検査機関の名称」と読み替えるものとする。

＜検則 56 条＞

②は、「証印の大きさ及び付す場所等」（検則 48 条 1 項 2 号、2 項、3 項）は、計量証明検査証印及び計量証明検査を行った年月表示に準用することを規定している。後段は、準用において、「指定定期検査機関の名称」は「指定計量証明検査機関の名称」に読み替えることを規定している。

8-3-3 指定計量証明検査機関

知事は、指定定期検査機関と同様にその指定する者（指定計量証明検査機関）に計量証明検査を行わせることができる。（※因みに、現在（平成 21 年 2 月現在）、指定計量証明機関を指定している都道府県（47）は、15 都府県となっている。）

① 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定計量証明検査機関」という。）に、計量証明検査を行わせることができる。
② 都道府県知事は、①の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務（以下この節において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

＜法 117 条＞

②は、指定定期検査機関と同様に、知事がその指定した者に計量証明検査の業務（全部又は一部）を行わせることとしたときは、当該検査を行わないことを規定している。

◆ 指定計量証明検査機関の指定等

① 法 117 条 1 項の指定は、経済産業省令（指定機関省令 18 条で準用する 1 条）で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。
② 法 27 条から法 33 条まで、法 35 条から法 39 条まで及び法 106 条 2 項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び法 106 条 2 項中「経済産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、法 27 条から 28 条の 2 まで及び法 38 条 5 号「法 20 条 1 項」とあるのは「法 117 条 1 項」と読み替えるものとする。

＜法 121 条＞

①は、指定計量証明検査機関の申請手続きは、指定定期検査と同様であることを規定している。
②は、「欠格事項」（法 27 条）、「指定の基準」（法 28 条）、「指定の更新」（法 28 条の 2）、「検査（定

期検査）の方法」（法 29 条）、「業務規程」（法 30 条）、「帳簿の記載」（法 31 条）、「業務の休廃止」（法 32 条）、「業務計画等」（法 33 条）、「解任命令」（法 35 条）、「役員及び職員の地位」（法 36 条）、「適合命令」（法 37 条）、「指定の取消し等」（法 38 条）、「都道府県知事による検査業務等の実施」（法 39 条）、「事業所（指定検定機関）の所在地の変更」（法 106 条 2 項）について、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用することを規定している。後段は、指定の主体を全て「都道府県知事」に読み替えることを規定している。

指定の基準（物的要件、人的要件）

（指定の基準）

① 法 121 条 2 項において準用する法 28 条 1 号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表 1 の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであって、指定機関省令 1 条 4 号ロの特定計量器の計量証明検査を適確に遂行するに足りるものとする。

② 法 121 条 2 項において準用する法 28 条 2 号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表 1 の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

＜指定機関省令 17 条＞

①は、指定定期検査機関と同様（別表 1）の検査設備を要することを規定している。

②は、指定定期検査機関と同様（別表 1）の知識経験を有する者を要することを規定している。

準用規定

（準用）

指定機関省令 1 条、2 条の 2 から 5 条まで及び 8 条の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「委任都道府県知事又は委任特定市町村の長」とあるのは「委任都道府県知事」と、指定機関省令 1 条中「都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場所にあっては、特定市町村の長）」とあるのは「委任都道府県知事」と、指定機関省令 3 条 1 項中「都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）又は当該指定に係る特定市町村の長（以下「委任特定市町村の長」という。）」とあるのは「委任都道府県知事」と読み替えるものとする。

＜指定機関省令 18 条＞

前段は、「指定の申請」（省令 1 条）、「指定機関の構成員」（省令 2 条の 2）、「指定の基準（公正）」（省令 2 条の 3）、「指定の更新の手続」（省令 2 条の 4）、「業務規程」（省令 3 条）、「帳簿」（省令 4 条）、「電磁的方法による保存」（省令 4 条の 2）、「業務の休廃止」（省令 5 条）、「業務の引継ぎ」（省令 8 条）について、指定計量証明機関及び計量証明検査に準用することを規定している。

後段は、準用について、指定主体を全て「都道府県知事」に読み替えることを規定している。

8-3-4 計量証明検査に代わる計量士による検査（代検査）

計量証明検査に代わる計量士による検査（代検査）は、定期検査と同様の使用中検査における民間活用であり、法的な取り扱いも同様な規制と準用規定により運用されている。

① 法 116 条 1 項の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器であって、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令（検則 62 条 1 項）で定める計量士が、法 118 条 2 項及び 3 項の経済産業省令（検則 53 条、54 条）で定める方法による検査を経済産業省令（検則 62 条 2 項）で定める期間内に行い、②において準用する法 25 条 3 項の規定により表示を付したものについて、

その計量証明事業者がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、法 116 条 1 項の規定にかかわらず、計量証明検査を受けることを要しない。

② 法 25 条 2 項及び 3 項の規定は、①の場合に準用する。この場合において、同条 3 項中「法 23 条 1 項各号」とあるのは、「法 118 条 1 項各号」と読み替えるものとする。

＜法 120 条＞

①は、計量証明検査対象の特定計量器について、省令（検則 62 条 1 項）で定める計量士が省令（検則 62 条 2 号）で定める期間以内に検査し管轄知事に届け出た場合、計量証明検査を受けることを要しないことを規定している。

②は、代検査の「届出手続等」（法 25 条 2 項）及び「証明書交付及び表示等」（法 25 条 3 項）は①に準用することを規定している。後段は、この場合の法 25 条 3 項中の「法 23 条 1 項各号」（定期検査の合格条件）は、「法 118 条 1 項各号」（計量証明検査の合格条件）に読み替えることを規定している。

（準用）

検則 48 条（1 項 1 号を除く。）、56 条、59 条及び 60 条の規定は、法 120 条 1 項の検査及び同項の届出に準用する。この場合において、検則 48 条中「定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）」とあるのは「計量証明検査を行った計量士の氏名」と読み替えるものとする。

＜検則 63 条＞

「定期検査証印等」（検則 48 条（1 項 1 号を除く。））、「計量証明検査証印等」（検則 56 条）、「届出様式」（検則 59 条）及び「証明書様式」（検則 60 条）の規定は、法 120 条 1 項の検査及び同項の届出に準用される。後段は、準用において「（計量証明検査）計量士」に読み替えることを規定している。

◆ 代検査計量士の区分（検則 62 条 1 項）

法 120 条 1 項の省令で定める（代検査）計量士と特定計量器は、以下のとおりである。

1) 施行則 50 条 3 号に規定する一般計量士
   非自動はかり、分銅及びおもり、ベックマン温度計、皮革面積計、ボンベ型熱量計
2) 施行則 50 条 2 号に規定する環境計量士（騒音・振動関係）
   騒音計、振動レベル計
3) 施行則 50 条 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）
   濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。）

なお、環境計量器（騒音計、振動レベル計、濃度計）については、代検査にあたって基準器以外に高度の検査設備と検査技術を必要とすることなどから、旧通達（51 機局 453 号）により、指定検定機関である JQA 所属の環境計量士が都道府県の指導の下に行う代検査以外は認めない方向で運用することとされていた。

◆ 代検査を行う期間（検則 62 条 2 項）

法 120 条 1 項の経済産業省令で定める期間は、計量証明検査を行う前の一年（皮革面積計にあっては、六月）とする。

＜検則 62 条 2 項＞

代検査を行う期間は、知事が計量証明検査を行う前の 1 年（皮革面積計は 6 月）であり、定期検査の

場合と同じ期間となっている。

８-４特定計量証明事業者制度

８-４-１ダイオキシン問題と極微量測定

◆　ダイオキシン問題

ダイオキシン類とは

ダイオキシンは、1872 年にドイツの化学者によって初めて合成されたと言われている。

ダイオキシン類とは、世界保健機構（WHO）の定義（1998 年 5 月）により、「PCDD（ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン）と PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）及び Co-PCB（コプラナーポリ塩化ビフェニール）の総称」とされている。これらは、ダイオキシンという単独の物質を指すものではないため、「ダイオキシン類」と標記するのが正しいとされている。

ダイオキシン類の発生メカニズムは、複雑で完全に解明されていないが、主としてものを燃やすところから発生し、塩素系農薬等を作る際にも不純物として生成している。

大気中に排出されたダイオキシン類は、極微量であるが長期間のうちに直接及び食物を通じて体内に摂取され、発ガン性やホルモンへの影響などの慢性毒性があるとされている。

ダイオキシン類の毒性評価は、生成異性体により毒性が異なるため、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とした毒性等価係数（TEF）を用いて、毒性を足し合わせた毒性等量（TEQ）で表される。

ダイオキシン類の測定分析の特徴

(1)　測定対象が超微量の分離分析である

ダイオキシン類の測定分析については、測定対象が極微量であることから、濃度レベルが超微量（ppt、ppq）の分析技術が要求される。

(2)　ダイオキシン類の測定には高価な設備が必要である

ダイオキシン類の測定には、JIS K 0311（排ガス中のダイオキシン類測定方法）や JIS K0312（工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法）など、高価な GC-MS を必ず使用するため、高額な設備投資が必要になる。

(3)　測定分析操作が煩雑で時間がかかる

具体的には、排ガス測定（JISK0311）では燃焼安定後、原則、4 時間以上のサンプリングが必要とされ、サンプリングに起因する変動が大きい。

この他、前処理についても、「試料の調製」（洗い出し、風乾、等量混合、ろ過）「抽出」（ソックスレー抽出、固相抽出、液-液抽出）「クリーンアップ」（硫酸処理、各種カラムクロマト）など、処理が難しく分析誤差を持ちやすい。

また、GC-MS 測定では、「GC-MS の調製」（キャリブレーション、分解能、分離能、RRF の確認）、「検量線の作成」（RRF の算出）、「検出下限・定量下限」などの複雑な操作が必要なほか、測定結果においても、「同定」（S/N 比、相対保持時間、同位対比）、「定量」（内標準法、回収率、サンプリングスパイク、クリーンアップスパイク）などの高度な分析及びデータ解析技術が要求される。

(4)　測定結果に信頼性の高いデータが求められる

ダイオキシン類は、その特性として生体影響があるため、測定結果が社会に与える影響が極めて大きい。従って、信頼性の高いデータを出すことが重要であり、そのための技術者の養成や装置設備等

に特別の配慮が求められるほか、測定結果の精度管理が強く求められることとなる。

ダイオキシン類公害と抑制対策

ダイオキシン類に関する公害問題が顕在化したのは、1960 年代のベトナム戦争で枯れ葉剤による催奇性が問題化した頃からと言われている。わが国では、1968 年、カネミ油症事故において、食用の米ぬか油の製造過程で PCB が混入し、認定患者 1,870 人で原因物質は PCB が化学変化して生成したダイオキシン類と言われている。

発生源については、1983 年に愛媛大学立川教授の研究チームが「都市ごみ焼却炉のフライアッシュ（飛灰）から猛毒のダイオキシンを検出」と発表、1990 年 12 月、厚生省が「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（旧ガイドライン）を作成、1997 年 1 月、厚生省が「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（新ガイドライン）を作成し都道府県に通知した。

ダイオキシン類の測定義務については、1997 年 5 月に環境庁が「健康リスク評価指針値 5 pg-TEQ/kg/日」を設定し、同年 8 月、「大気汚染防止法施行令」指定物質にダイオキシン類を追加、廃棄物焼却炉のダイオキシン排出抑制対策を実施したことから、地方自治体によるダイオキシン類の測定が義務付けられた。事業者による測定については、同年 9 月、「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」（環境庁、通産省策定）を改正し、対象物質にダイオキシン類が追加された。

その後は、1998 年、WHO が「耐容 1 日摂取量」を 1～4 pg-TEQ/kg/日に変更、同年 11 月、「ダイオキシン等対策関係省庁会議」（内閣官房、環境庁、厚生省、農水省、通産省及び労働省）が開催された。さらには、1999 年 2 月、テレビ朝日ニュースステーションが「所沢産ほうれん草に高濃度のダイオキシンを検出」と報道したことから、埼玉県所沢市の野菜や茶のダイオキシン問題に関し、環境庁、厚生省及び農水省による調査、検討が行われ、同年 3 月、「ダイオキシン対策推進基本指針」（ダイオキシン対策関係閣僚会議）が策定され、同年 6 月、環境庁及び厚生省の合同審議会が「耐容 1 日摂取量」を 4 pg-TEQ/kg/日に変更、同年 7 月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布（2000 年 1 月施行）された。

◆　ダイオキシン類対策特別措置法

我が国では、ダイオキシン類排出量の約 9 割が産業廃棄物焼却時と推定されていることから、1997 年に大気汚染防止法や廃棄物処理法を改正し、1997 年 12 月より排出規制が行われている。1999 年には、2002 年度までに排出総量の 9 割を削減することなどを盛り込んだ「ダイオキシン対策推進基本指針」が策定され、同年、「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立し、環境基準（大気、水質、土壌）が設定された。

(1)　ダイオキシン類の定義（2 条 1 項）

「ダイオキシン類対策特別措置法」によるダイオキシン類の定義は、同法 2 条 1 項により、WHO 定義と同様に、PCDD（ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン）と PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）及び Co-PCB（コプラナーポリ塩化ビフェニール）となっている。

(2)　環境基準（大気、水質、土壌）及び耐容一日摂取量（TDI）の設定

人が生涯にわたって継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない 1 日あたりの摂取量は、体重 1 kg あたり 4pg と定められた。

(3)　特定施設の指定、排出基準の設定

法律で、規制の対象となる施設を特定施設（一定規模以上の焼却施設等）として指定し、排出基準

（大気、水質）を設定した。

(4) 廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等（再生を含む）の処理等
ばいじん・焼却灰中の濃度基準及び廃棄物の最終処分場の維持管理基準の設定。

(5) 汚染状況の調査・測定の義務
知事は、大気、水質、土壌の汚染状況を常時監視し、環境大臣に報告する。
事業者は、排出ガス（排水）について年１回以上測定し、都道県知事へ報告する。廃棄物焼却炉については、焼却灰その他の燃えがらも対象。測定結果は知事が公表する。

(6) 土壌汚染に係る措置
知事は、対策が必要な地域を指定し、対策計画を策定する。（指定第１号は東京都大田区）

８-４-２特定計量証明事業者制度（MLAP）創設の経緯

◆ MLAP創設の背景

適正な計量の実施の確保は、経済活動、産業活動、国民生活にとって不可欠な要素であり、計量法はその信頼性を確保するための技術的な社会基盤制度である。当時は、ダイオキシン類等の環境問題の広がりから、極微量物質の計量証明ニーズとこうした計量証明の信頼性を確保する必要性が高まり、そのための法による明確な措置が急務となる機運が次第に盛り上がる状況となっていった。

ダイオキシン類計量証明の規制強化のための計量法改正（平成 14 年 4 月 1 日施行）の背景となった具体的な事情としては、①「極微量物質の計量ニーズの増大」、②「計量証明の信頼性の確保の必要性」の二つが大きな要因とされている。

①については、新たな環境問題の高まりや製造業における生産管理工程の高度化等により、一兆分の一の濃度レベル（ppt）などの極微量物質（ダイオキシン類等）の濃度の計量ニーズが増大してきたことである。

なお、極微量物質の計量に関しては、従来のハード（計量器）とヒト（計量技術者）の確認に加え、新たなシステム全体にわたる工程管理が適切に行われていることが必要であるという問題がある。

②については、ダイオキシン類に関する計量証明事業者が発行する計量証明書について、測定各社によって測定値に大きな差異があったことが直接的な原因であった。具体的には、埼玉県所沢市の産廃施設付近の土壌中のダイオキシン汚染のテレビ報道により、計量証明の数値に関する信頼性の問題が浮上したと言われている。この他には、測定事業者によって計量証明を依頼した者にとって情報不足や記載事項がまちまちの事例等もあったとされている。

以上のような社会的要請を受け、平成 12 年に特定計量証明事業者制度（MLAP）創設に向けた検討が始まった。

◆ 計量行政審議会答申（平成 12 年 12 月）

特定計量証明事業者制度に関する審議会答申は、平成 12 年 9 月に通商産業大臣からの諮問「極微量物質の計量等新たな社会ニーズに対する適正な計量の実施の確保を図るために必要となる新たな制度の在り方」を受け、同年 12 月 13 日に計量行政審議会が取りまとめたものである。

「新たな社会ニーズ」と「新たな制度の必要性」

新たな環境問題の高まりや製造業における生産管理工程の高度化等により、従来の計量制度が想

定していなかったレベルの計量計測を伴う極微量物質の計量ニーズ、特にその計量証明に対するニーズが増大している。

具体的には、ppm（百万分の一）や ppb（十億分の一）を単位として測定濃度を示す NOX などの従来型公害のレベルに対し、ダイオキシン類、半導体製造プロセスにおけるアンモニアガス等の不純物、発電所のボイラー循環水に含まれる塩素等の腐食原因物質等は、これらよりはるかに低濃度の ppt（一兆分の一）などのレベルによる計量計測を必要とするものであり、このような極微量物質の計量ニーズが高まっている。

＜審議会答申（平成 12 年 12 月）抜粋＞

答申では、ダイオキシン類、その他の極微量物質の計量証明ニーズが高まっているとして、極微量物質の信頼性の高い確実な計量証明のための計量制度としての対応が喫緊の課題であるとしている。

また、事業者の現状については、分業体制等の計量証明事業の事業形態の変化について、信頼性を損なうことのないよう制度面からの手当が必要とし、極微量物質計量の現状についても計量証明結果のバラつきの問題が発生していることなどから、新たな制度の必要性を指摘している。

極微量物質の計量計測では、非常に複雑な処理工程を要し極めて高いレベルの技術力が必要であり、計量結果に影響を与える要因を適切・確実に処理しなければ直ちに計量結果の正確性が大きく損なわれるという極低濃度ゆえの特性を持っている。このため、処理方法の違いや事業者の工程管理状況の差によって計量証明結果のバラつきが発生しているなど、極微量物質の計量証明事業に関する問題点が指摘されているところである。

＜審議会答申（平成 12 年 12 月）抜粋＞

極微量物質の計量ニーズに応える制度の構築

新たな制度の構築については、「新たな計量の基準の設定」、「信頼性の高い適正な計量の実施を確保するための方策」の二点から方向性が示された。

現行の計量単位は、平成 4 年の法改正時にその考え方及び内容を一新したものであるが、濃度に特化した単位のうち微量のものを表すものとしては、当時の計量計測で求められていたレベル等を反映して、ppm（質量百万分率又は体積百万分率）及び ppb（質量十億分率又は体積十億分率）が法定され使用を認められているものの、これらより小さい単位は許容されておらず、現在求められている極微量物質の計量計測の濃度レベルについては、計量単位が十分に手当されていないのが実状となっている。

＜審議会答申（平成 12 年 12 月）抜粋＞

「新たな計量の基準の設定」については、極微量物質の計量計測における適正な計量の要請に対して計量の基準の面から対応するため、計量単位 ppt（質量一兆分率）といった極微量物質レベルの法定計量単位の追加を行うことが必要であるとされた。

極微量物質の計量証明を行う事業者には、その計量レベルを高度なものとし、技術レベルの維持、工程全般の管理・正確な事務の取扱い、異常値の是正処置等が適正に行われることを担保するシステムが不可欠の要素となるものであり、ハード（使用する計量計測器）、ヒト（計量管理を行う者）とともにこのようなシステムの整備とその確実な実行が必要とされる。

＜審議会答申（平成 12 年 12 月）抜粋＞

「信頼性の高い適正な計量の実施を確保するための方策」としては、システムの整備とその確実な実行が必要とされ、そのための「新たな能力確認の考え方」が示された。

昭和 49 年に構築された現行計量証明事業者登録制度では、当時想定されていた計量証明対象の技術的レベルに対応して、ハードとヒトをその事業登録に係る要件としており、計量管理の重要性は

思想としては取り入れられているものの、具体的なシステム全体にわたるチェックは登録要件とはなっていない。

極微量物質の正確な計量証明のためには、事業者において高度な計量管理が行われていることが不可欠であるが、その正確な計量証明結果を制度面から担保するためには、このような高度な計量管理が実際に行われているかどうかについてシステム全般にわたる事業者の能力を客観的に確認することが必要である。

このように、事業者の能力をシステム全体にわたり確認するためには、品質システム管理面と技術能力面の両面から確認するという新たな能力確認方法を導入すべきである。また、その能力確認にあたっては、更新制の導入やサーベイランスにより、事業者における高度な計量管理を定期的に第三者が確認することとする必要がある。

このような方式は国際的にも広く採用されており、現に例えば化学的試験等を行う事業者の能力を確認する認定制度として、ISO/IEC17025 を用いた試験所認定制度が欧米を中心に世界 50 ヶ国以上で採用されているが、新たな能力確認方法としては、この試験所認定制度（ISO/IEC17025）に沿ったものを採用することが国際的な調和の面からも適切である。

＜審議会答申（平成 12 年 12 月）抜粋＞

「新たな能力確認の方法」については、能力確認が統一的、客観的及び継続的に責任をもって行われるため、都道府県の登録事務との役割分担を整理しつつ、高度な専門性と技術力を有する産総研や NITE といった専門的機関の活用などを検討すべきであるとされた。

８-４-３ 極微量物質の計量に関する法改正

MLAP 創設に関する制度改正は、計量行政審議会答申（平成 12 年 12 月）を受けた経済産業省が所要の手当てをした改正法案を通常国会に上程し、平成 13 年 6 月 14 日に成立（6 月 20 日公布）されたものである。改正法の施行は、公布から 1 年以内とされ、平成 14 年 4 月 1 日に「改正計量法」が施行された。

改正の具体的内容は、「極微量物質の計量ニーズへの対応」、「計量証明事業の信頼性向上」の二つの観点から計量法に新たな規定が設けられた。

◆　極微量物質の計量ニーズへの対応

「極微量物質の計量ニーズへの対応」については、①新たな計量の単位の追加、②従来の計量証明事業の「濃度」登録区分を分割し「特定濃度」区分を追加、③この「特定濃度」の計量証明事業においては NITE 又は指定認定機関の認定を事業登録の際の要件としたこと、などの三つの措置がとられた。

(1)　新たな計量単位の追加

新たな計量単位については、極微量濃度の表現に足りるよう「質量 1 兆分率」「質量千兆分率」「体積 1 兆分率」「体積千兆分率」を新たに法定計量単位として規定し、その定義と用法及び記号を規定した。（単位令 3 条、別表 3）

定めた「ppt」（質量 1 兆分率、t は「トリリオン」）「ppq」（質量千兆分率、q は「クォドリリオン」）「vol ppt」「vol ppq」は、物質中にその質量（体積）の 1 兆分の 1 の質量（体積）のある成分を含有する濃度等と定義した。（※それまでの極微量濃度の表現形式では、「pg/‰」「ng/‰」等となっていた。）

また、「ppt」及び「ppq」は、法定計量単位として接頭語（十の整数乗）も使用可（単位令 4 条）とし、「ppt」や「ppq」は質量 1 兆分率の記号と規定した。（単位則別表 2）

(2)　「特定濃度」の事業区分を追加

極微量領域の「濃度」計量証明事業については、政令（施行令 29 条の 2）で特定した事業（①大気、水又は土壌中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法 2 条 1 項）と②大気、水又は土壌中のクロルデン、DDT 又はヘプタクロル）について、新たな登録事業区分「特定濃度」として規定（施行則 38 条、別表 4）した。

なお、法施行後 1 年間（平成 15 年 3 月 31 日まで）は、経過措置として、従来の「濃度」区分の登録を受けている場合、引き続きダイオキシン類等の「特定濃度」区分の計量証明が行えることとした。

(3)　「認定」を「特定濃度」計量証明事業登録の要件とした。

ダイオキシン類の計量証明事業については、「特定濃度」区分の事業登録に際して、「認定」を受けていることが必要な事業として規定（法 109 条 3 項、施行令 28 条の 2）した。

これにより、「認定特定計量証明事業者（NITE 又は大臣が認定した「特定計量証明認定機関」（法 121 条の 2）による認定を受けた者）」（法第 121 条の 3）は、極微量分析能力の認定を受けた者とされるが、さらに知事の「特定濃度」事業区分の登録を受けた者だけがダイオキシン類の計量証明事業を行えることとなった。

また、認定の効力は、期間 3 年の更新制（法 121 条の 4、施行令 29 条の 3）とした。

◆　計量証明事業の信頼性の向上

「計量証明事業の信頼性の向上」については、①計量証明書の信頼性向上策（登録と認定の 2 種類の標章を導入）、②虚偽の計量証明書の発行などの不正行為の禁止規定の導入、③特定計量証明事業の認定基準として試験所の技術能力を審査する国際規格（ISO/IEC17025）に準じた基準を設けたこと、である。

(1)　計量証明書の信頼性向上

計量証明書の信頼性向上策については、計量証明書の記載事項を法定化し、公に法の認定及び登録を受けた者であることが分る標章（認定ロゴと登録ロゴの 2 種類）を付すことができる規定を設けた。（法 110 条の 2、施行則 44 条の 2、法 121 条の 3、施行則 49 条の 7）

具体的には、ダイオキシン類の計量証明の事業区分で認定及び登録を受けた「特定計量証明事業者」の場合、ダイオキシン類の計量証明書に標章（認定ロゴ）を付すことができることとした。ダイオキシン以外の計量証明事業者については、計量証明書に標章（登録ロゴ）を付すことができることとした。

(2)　虚偽の計量証明書などの不正防止

虚偽の計量証明の防止策については、「計量証明の事業について不正の行為をしたとき」には、計量証明事業の登録を取り消すことができる規定が追加された。（法 113 条 5 号）

これにより、実際の計量結果の改ざん、故意に虚偽の内容を記載した計量証明書を発行する行為、実際に計量することなく架空の計量証明結果をねつ造する等、不正の行為を行った事業者は計量証明事業の登録取消の対象となった。

なお、新設の特定計量証明事業の認定についても、同様に認定の取消し規定（法 121 条の 5）が設けられた。

(3)　特定計量証明事業の認定基準に国際規格（ISO/IEC17025）の導入

これについては、極微量（ダイオキシン類）分析計量の測定結果のバラツキを押さえるための方策と

して、計量証明事業制度を所管する経済産業省が取り組んだ結果、試験所の技術能力を審査する国際規格（ISO/IEC17025）の導入が規定されたものである。

具体的には、認定要件として ISO/IEC17025 を適用する趣旨を「①管理組織、②技術的能力、③業務の実施の方法」（法 121 条の 2）を揚げて明確化し、その詳細内容は経済産業省が別に定める基準（告示 77 号）や「運用基準」等に拠ることとした。

なお、認定申請にあたっての個別具体的な手続き等については、「特定計量証明事業者認定制度（MLAP）認定申請等の手引き（第 7 版）」、「特定計量証明事業者に係る品質マニュアル作成の手引き（第 4 版）」、「特定計量証明事業者認定制度（MLAP）事業者向け事前確認チェックリスト（ダイオキシン類の認定区分用）（第 5 版）」が NITE より示されている。

8-4-4 特定計量証明事業者制度の内容

◆ **認定**

特定計量証明事業（法 107 条 2 号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令（施行令 29 条の 2）で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令（施行則 49 条の 2）で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

1) 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
2) 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
3) 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

＜法 121 条の 2＞

この条文は、前段は特定計量証明事業の定義を規定し、後段は認定主体と認定条件を規定している。

特定計量証明事業の定義（法 121 条の 2 柱書中括弧書）

柱書中括弧書は、特定計量証明事業を定義した部分であり、環境計量証明（法 107 条 2 号）で「微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令（施行令 29 条の 2）で定める事業」を特定計量証明事業というとしている。

（特定計量証明事業）

法 121 条の 2 の政令で定める事業は、次のとおりとする。

1) 大気、水又は土壌中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律 105 号）2 条 1 項に規定するダイオキシン類をいう。）の濃度の計量証明（法 19 条 1 項 1 号の計量証明をいう。以下同じ。）の事業
2) 大気、水又は土壌中の 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7 メタノ―1H-インデン（別名クロルデン）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名 DDT）又は 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名ヘプタクロル）の濃度の計量証明の事業

＜施行令 29 条の 2＞

1)のダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法 2 条 1 項に規定するダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の 3 種類）であることを規定している。

2)のクロルデン、DDT、ヘプタクロルについては、現在まで認定は行われてなく、今後の認定の予定もないとのことである。

認定主体

特定計量証明事業の認定主体は、「経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（特定計量証明認定機関）」とされている。

この特定計量証明認定機関については、以前はJAB[xxvii]とJCLA[xxviii]が指定されていたが、現在では指定されている機関はないため大臣（法 168 条の 5（1 号）によりNITE）のみが認定主体となっている。

また、「計量法 121 条の 2 に規定する特定計量証明認定機関を指定する省令」（平成 14 年経済産業省令 90 号）については、平成 21 年 5 月 1 日付けで廃止された。

認定区分

法 121 条の 2 の経済産業省令で定める事業の区分（以下「認定の区分」という。）は、次のとおりとする。

1) 大気中のダイオキシン類
2) 水又は土壌中のダイオキシン類
3) 大気中の 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7 メタノ―1H-インデン（別名クロルデン）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名 DDT）又は 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名ヘプタクロル）
4) 水又は土壌中の 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7 メタノ―1H-インデン（別名クロルデン）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名 DDT）又は 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名ヘプタクロル）

＜施行則 49 条の 2＞

3)及び 4)については、実際に認定はされていない。

申請手続き

（認定の申請）

認定を受けようとする者は、様式 63 の 2 による申請書に次の書類を添えて、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）又は特定計量証明認定機関（以下「認定機関等」という。）に提出しなければならない。

1) 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款及び登記事項証明書並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画
2) 1)以外の者にあっては、事業概況書
3) 特定計量証明の事業実施の方法を定めた書類
4) 次の事項を記載した書面
   イ 認定の対象となる事業の実績
   ロ 特定計量証明事業に従事する者（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）の氏名及びその略歴
   ハ 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
   ニ 特定計量証明事業を行う施設の概要

[xxvii] JAB：「財団法人日本適合性認定協会」の略
[xxviii] JCLA：「社団法人日本化学工業協会（日本化学試験所認定機構）」の略

ホ　申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が特定計量証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことを説明した書面

＜施行則 49 条の 3＞

認定条件（法 121 条の 2（1 号～3 号））

特定計量証明事業の認定条件は、「必要な管理組織を有する」（1 号）、「必要な技術的能力を有する」（2 号）、「必要な業務の実施の方法が定められている」（3 号）の三つである。

なお、この認定条件の具体的な内容については、別途、告示等（告示 77 号[xxix]、告示 78 号[xxx]、告示 145 号[xxxi]）により示されている。

◆　計量証明書

（証明書の交付）

① 法 121 条の 2 の認定を受けた者（以下「認定特定計量証明事業者」という。）は、同条の認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令（施行則 49 条の 7（1 項））で定める事項を記載し、経済産業省令（施行則 49 条の 7（2 項））で定める標章を付した証明書を交付することができる。

② 何人も、①に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

③ ②に規定するもののほか、認定特定計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

＜法 121 条の 3＞

①は、認定特定計量証明事業者は省令（施行則 49 条の 7（1 項））で定める事項を記載し、省令（施行則 49 条の 7（2 項））で定める標章（MLAP）を付した証明書を交付することができることを規定している。

②は、①の場合以外において、計量証明書に①の標章やこれと紛らわしい標章を付してはならないことを規定している。

③は、②のもののほか、認定特定計量証明事業者は、計量証明書以外のものに①の標章やこれと紛らわしい標章を付してはならないことを規定している。

計量証明書の記載事項（施行則 49 条の 7（1 項））

（計量証明書）

法 121 条の 3（1 項）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

1) 計量証明書である旨の表記
2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
3) 計量証明書を発行した認定特定計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
4) 計量証明を行った事業所の名称、所在地、認定番号及び登録番号

---

xxix 「告示 77 号」：ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準（平成 14 年、経済産業省告示第 77 号、平成 17 年 8 月 29 日改正）の略

xxx 「告示 78 号」：計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定めるもの等（平成 14 年、経済産業省告示第 78 号）の略

xxxi 「告示 145 号」：クロルデン等に係る特定計量証明事業の認定基準（平成 14 年、経済産業省告示第 145 号）の略

5)　当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
6)　計量の対象
7)　計量の方法
8)　計量証明の結果
9)　計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

＜施行則 49 条の 7（1 項）＞

特定計量証明事業者の計量証明書の記載事項は、登録計量証明事業者の場合（施行則 44 条の 2）とほぼ同じ内容である。この条文は、同条 2 項の標章を規定するため、あえて規定したものと思われる。

標章（施行則 49 条の 7（2 項））

法 121 条の 3（1 項）の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。

＜施行則 49 条の 7（2 項）＞

この標章は、特定計量証明事業者認定制度（MLAP：Specified Measurement Laboratory Accreditation Program）の略称（MLAP：エムラップ）をデザインしたもので、計量証明事業登録を受けている旨の標章（天秤マーク）とはデザインが異なる。

また、この標章については、計量証明書以外のものに付すことはできないとされている。（※名刺やパンフレット等への表示も許されていない。）

◆　認定の更新

（認定の更新）
①　法 121 条の 2 の認定は、三年を下らない政令（施行令 29 条の 3）で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
②　法 121 条の 2 及び法 121 条の 3（1 項）の規定は、①の認定の更新に準用する。

＜法 121 条の 4＞

①は、特定計量証明事業の認定は政令（施行令 29 条の 3）で定める期間（3 年）ごとに、更新を受ける必要があることを規定している。

②は、特定計量証明事業の認定基準等（法 121 条の 2）及び MLAP 標章規定（121 条の 3）について、①の認定の更新に準用することを規定している。

（認定特定計量証明事業者の認定の有効期間）
法 121 条の 4（1 項）の政令で定める期間は、三年とする。

＜施行令 29 条の 3＞

認定更新の手続き

（特定計量証明事業の認定の更新）

法 121 条の 4（1 項）の規定により、認定特定計量証明事業者が認定の更新を受けようとする場合は、施行則 49 条の 2 及び施行則 49 条の 3 の規定を準用する。この場合において、施行則 49 条の 3 中「様式 63 条の 2」とあるのは、「様式 63 の 3」と読み替えるものとする。

＜施行則 49 条の 4＞

この条文は、認定の更新手続きは認定申請（施行則 49 条の 3）と同じであることを規定している。

◆ 認定証

（認定の実施）

① 認定機関等は、認定又は認定の更新をしたときは、その申請者に特定計量証明事業に係る認定証（以下この節において「認定証」という。）を交付する。

② 認定証には、次の事項を記載しなければならない。

1) 認定の年月日及び認定番号
2) 氏名又は名称及び住所
3) 認定の区分
4) 事業所の名称及び所在地
5) 認定の有効期限

③ 認定機関等は、認定又は認定の更新を行ったときは、遅滞なく、②各号に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

④ 経済産業大臣は、③の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

＜施行則 49 条の 5＞

①は、特定計量証明事業の認定又は認定の更新を受けたときは、認定機関等が「認定証」を交付することを規定している。

②は、認定証の記載事項は「認定年月日」及び「認定番号」、「氏名又は名称及び住所」、「認定区分」、「事業所の名称及び所在地」、「認定の有効期限」であることを規定している。

③は、認定機関等は認定又は認定の更新を行ったときは認定証の記載事項について、大臣へ報告することを規定している。

④は、大臣は③の報告を受けたとき、その旨をその認定事業者の事業所の所在地を管轄する知事へ通知することを規定している。

再交付

（認定証の再交付）

① 認定特定計量証明事業者は、認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、様式 63 の 5 による申請書に、その認定証（認定証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて、その認定を受けた認定機関等に提出し、その再交付を受けることができる。

② 認定機関等は、①の規定により認定証を再交付するときは、再交付する認定証の裏面に、再交付する年月日及び再交付する旨を記入するものとする。

＜施行則 49 条の 8＞

①は、認定事業者は認定証を汚し、損じ、又は失ったとき、その認定を受けた認定機関等において再交付を受けることができることを規定している。

②は、認定機関等は再交付において、再交付する認定証の裏面に再交付年月日及び再交付する旨を記入することを規定している。

返納

（認定証の返納）

① 認定特定計量証明事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その認定証を経済産業大臣に返納しなければならない。

1) 法 113 条の規定により計量証明事業者の登録が取り消され、又は事業の停止の命令を受けたとき。

2) 121 条の 5 の規定により認定が取り消されたとき。

3) 法 121 条の 6 で準用する法 66 条の規定により認定が失効したとき。

② 経済産業大臣は、法 113 条の規定により事業の停止の命令を受けた者であって、当該停止の期間が満了した者に対し、①の規定により返納された認定証を返還するものとする。

＜施行則 49 条の 9＞

①は、計量証明事業登録の取消し又は事業の停止命令をを受けたとき（法 113 条）、特定計量証明事業の認定が取り消されたとき（法 121 条の 5）、事業廃止により認定が失効したとき（(法 121 条の 6 で準用する法 66 条)、認定事業者はその認定証を大臣へ返納しなければならないことを規定している。

②は、計量証明事業の停止命令を受けた者であって当該停止期間が満了したとき、返納された認定証を返還することを規定している。

変更の届出等

（変更の届出等）

① 認定特定計量証明事業者は、認定特定計量証明事業者若しくは特定計量証明事業を行う事業所の名称又は施行規則 49 条の 3（3 号及び 4 号ロからニまで）に掲げる事項（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）を変更したときは、遅滞なく、様式 63 の 4 による届出書をその認定をした認定機関等に提出しなければならない。この場合において、認定証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその認定証を添えて提出し、訂正を受けなければならない。

② 認定機関等は、①の規定により提出された認定証を訂正したときは、その認定証の裏面に、認定証を訂正した年月日及び訂正した認定証に記載された事項を記入するものとする。

③ 認定機関等は、②の規定により認定証を訂正したときは、遅滞なく、訂正した事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

④ 経済産業大臣は、③の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

＜施行則 49 条の 6＞

①は、特定計量証明事業を行う事業所の名称又は施行則 49 条の 3（3 号及び 4 号ロからニまで）に掲げる事項（経済産業大臣が別に定める（告示 78 号）ものに限る。）を変更したとき、認定機関等へ変更届を提出することを規定している。この場合において、認定証記載事項に変更があったときは、その認定証の訂正を受けなければならない。

②は、認定機関等は①により認定証の訂正をしたとき、その認定証の裏面に「訂正年月日」及びは「認定した記載事項」を記入することを規定している。

③は、認定機関等は②により認定証を訂正したとき、訂正した事項を大臣へ報告することを規定している。

④は、大臣は③の報告を受けたとき。その旨を認定事業者の事業所の所在地を管轄する知事へ通知することを規定している。

◆　認定の取消し

（認定の取消し）
　経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
1)　法 121 条の 2 各号のいずれかに適合しなくなったとき。
2)　不正の手段により法 121 条の 2 の認定又は法 121 条の 4（1 項）の認定の更新を受けたとき。
＜法 121 条の 5＞

　この条文は、認定事業者が認定条件（法 121 条の 2 各号）に適合しなくなったとき、不正の手段により認定（法 121 条の 2）又は認定の更新（121 条の 4（1 項））を受けたとき、大臣はその認定を取り消すことができることを規定している。

◆　準用規定

（準用）
　法 41 条、法 65 条及び法 66 条の規定は、認定特定計量証明事業者に準用する。
＜法 121 条の 6＞

　この条文は、「事業の廃止」（法 41 条）、「廃止の届出」（法 65 条）、「廃止による失効」（法 66 条）の規定について、認定特定計量証明事業者に準用することを規定している。

8-4-5 特定計量証明認定機関

◆　指定の申請

（指定の申請）
　法 121 条の 2 の指定は、経済産業省令（指定機関省令 18 条の 2）で定める区分ごとに、経済産業省令（指定機関省令 18 条の 3）で定めるところにより、同条の認定を行おうとする者の申請により行う。
＜法 121 条の 7＞

　この条文は、指定の区分と指定の手続きについて、省令で定めることを規定している。

指定区分

（指定の区分）
　法 121 条の 7 の経済産業省令で定める区分は、次のとおりとする。
1)　大気中のダイオキシン類
2)　水又は土壌中のダイオキシン類
3)　大気中の 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7 メタノ―1H-インデン（別名クロルデン）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名 DDT）又は 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名ヘプタクロル）
4)　水又は土壌中の 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7 メタノ―1H-インデン（別名クロルデン）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名 DDT）又は 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名ヘプタクロル）
＜指定機関省令 18 条の 2＞

　特定計量証明認定機関の指定区分は、当然ながら特定計量証明事業の認定区分（施行則 49 条の 2）

と同じである。

申請手続き

（指定の申請）

法 121 条の 7 の規定により指定の申請をしようとする者は、様式 1 による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

1) 定款及び登記事項証明書
2) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
3) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（法 121 条の 2 の認定（以下単に「認定」という。）の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）
4) 次に掲げる事項を記載した書面
   イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、指定機関省令 18 条の 5 に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
   ロ 一年間に認定を行うことができる事業所の数
   ハ 認定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
   ニ 統括検査員（検査員（法 121 条の 8（1 号）に規定する経済産業省令（指定機関省令 18 条の 4（1 号）で定める条件に適合する知識経験を有する者であって、認定を実施する者をいう。以下同じ。）のうち、認定に係る機械又は設備を自ら操作する能力を有し、検査員の指揮、認定の作業監督及び認定の結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）及び検査員の資格及び数
   ホ 認定以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要
   ヘ 手数料の額
5) 申請者が法 121 条の 10 において準用する法 27 条各号の規定に該当しないことを説明した書面
6) 申請者が指定機関省令 18 条の 6 各号の規定に適合することを説明した書類

＜指定機関省令 18 条の 3＞

1)から 4)ハまでは、指定定期検査機関等とほとんど同じである。

4)ニについては、検査員の資格基準（指定機関省令 18 条の 4（1 号））が別途定められている。

5)は、「欠格事項」（法 121 条の 10 で準用する法 27 条）に該当しないことを説明した書面である。

6)は、「指定の基準」（指定機関省令 18 条の 6）に適合することを説明した書面である。

◆ 指定の基準

（指定の基準）

経済産業大臣は、法 121 条の 2 の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

1) 経済産業省令（指定機関省令 18 条の 4（1 号））で定める条件に適合する知識経験を有する者が法 121 条の 2 の認定（以下この条及び法 121 条の 9 において単に「認定」という。）を実施し、その数が経済産業省令（指定機関省令 18 条の 4（2 項））で定める数以上であること。
2) 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令（指定機関省令 18 条の 5）で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
3) 2)に定めるもののほか、認定が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令（指定機関省令 18 条の 6）で定める基準に適合するものであること。
4) 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

5)　その指定をすることによって申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

＜法 121 条の 8＞

1)は、知識経験を有する者と数について、省令で定めることを規定したものである。
2)は、法人の構成員をについて、省令で定めることを規定したものである。
3)は、公正要件として、省令で定めることを規定したものである。
4)から 5)は、指定定期検査機関等とほとんど同じである。

検査員の要件

（指定の基準）
①　法 121 条の 8（1 号）の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
1)　学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正 7 年勅令 388 号）に基づく大学又は外国にあるこれらの大学に相当する大学を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、品質管理に関する実務経験を二年以上有する者
2)　学校教育法に基づく短期大学若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令 61 号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者
3)　品質管理に関する実務経験を六年以上有する者
4)　経済産業大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
②　法 121 条の 8（1 号）の経済産業省令で定める数は、指定の区分ごとに検査員二名（うち一名は統括検査員とする。）とする。

＜指定機関省令 18 条の 4＞

認定機関の構成員

（特定計量証明認定機関の構成員）
法 121 条の 8（2 号）の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

1)　一般社団法人	社員
2)　会社法 575 条 1 項の持分会社	社員
3)　会社法 2 条 1 号の株式会社	株主
4)　中小企業等協同組合法 3 条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法 4 条 1 項の農業協同組合	組合員
5)　中小企業等協同組合法 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法 4 条 1 項の農業協同組合連合会	直接又は間接にこれらを構成する者
6)　その他の法人	当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

＜指定機関省令 18 条の 5＞

公正中立要件

（指定の基準）

法 121 条の 8（3 号）の経済産業省令で定める基準は、認定の実施に係る組織、認定の方法、手数料の算定の方法その他の認定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

1) 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
2) 認定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
3) 前各号に掲げるもののほか、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

＜指定機関省令 18 条の 6＞

◆ 認定の義務

（認定の義務）

① 特定計量証明認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

② 特定計量証明認定機関は、認定を行うときは、法 121 条の 8（1 号）に規定する者にその認定を実施させなければならない。

＜法 121 条の 9＞

①は、認定申請があった場合、正当な理由がない限り遅滞なく認定審査を行わなければならないことを規定している。

②は、認定を行う場合、認定要件である知識経験を有する者に認定を実施させなければならないことを規定している。

◆ 準用規定

（準用）

法 27 条、法 28 条の 2、法 30 条から法 32 条まで、法 35 条から法 38 条まで及び法 106 条 2 項の規定は、特定計量証明認定機関及び法 121 条の 2 の認定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、法 27 条、法 28 条の 2（1 項）及び法 38 条 5 号中「法 20 条 1 項」とあるのは「法 121 条の 2」と、法 28 条の 2（2 項）中「前三条」とあるのは「法 121 条の 7、法 121 条の 8 及び法 121 条の 10 において準用する法 27 条」と、法 35 条中「法 28 条 2 号」とあるのは「法 121 条の 8（1 号）」と、法 37 条中「法 28 条 1 号から 5 号まで」とあるのは「法 121 条の 8（1 号から 4 号まで）」と読み替えるものとする。

＜法 121 条の 10＞

前段は、「欠格事項」（法 27 条）、「指定の更新」（法 28 条の 2）、「業務規程」（法 30 条）、「帳簿の記載」（法 31 条）、「業務の休廃止」（法 32 条）、「解任命令」（法 35 条）、「役員及び職員の地位」（法 36 条）、「適合命令」（法 37 条）、「指定の取消し等」（法 38 条）、「事業所所在地の変更の届出」（法 106 条 2 項）は特定計量証明認定機関及び特定計量証明事業（法 121 条の 2）の認定に準用することを規定している。

後段は、準用において、「知事又は特定市町村の長」は「大臣」と読み替え、「法 20 条 1 項（指定定期検査機関）」は「法 121 条の 2（特定計量証明事業）」と読み替え、「法 28 条の 2（2 項）（指定の更新）」は「法 121 条の 7（指定の申請）、法 121 条の 8（指定の基準）及び準用する法 27 条（欠格事項）」と読み替え、「法 28 条（指定の基準）」は「法 121 条の 8（指定の基準）」に読み替えることを規定している。

９適正な計量管理

この「計量管理」に関する規定は、公権力の介入に関する規制中心の法定計量制度において、計量法が採り入れた他国に例をみない独特のものだと言われている。

計量法の「適正な計量の実施を確保」するための諸規定は、(ⅰ)正確な計量器の供給、(ⅱ)それを確認するための検定検査、(ⅲ)計量器の使用制限、(ⅳ)立入検査等の取締など、これらに関する諸規定とこれに従わない者に対しては罰則をもって臨むという仕組みになっているが、その対象範囲は「取引又は証明」に関する部分に限定するなど、消極的な姿勢に貫かれているのが特徴である。

一方、「計量管理」関する規定は、産業や経済の振興面から積極的に活用すべきものとして、その役割を担う計量士や適正計量管理事業所の普及を図る積極的な意味合いがある。

なお、「計量管理」に関する具体的な規定については、必ずしも積極的なものではなく、計量法の基本的な性格である規制は最小限に止めるという考え方が反映されている。即ち、計量管理に関する分野は、幅広い活動分野の広がりと計量士の地位向上は望ましいことではあるが、これらはその性格上、計量法が直接関与すべきではないと理解されている。

９-１計量士

９-１-１計量士制度の趣旨

◆　計量士とは

計量士の定義については、旧計量法において、「計量士は、計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という）を職務とする」（旧計量法 159 条）としていた。即ち、計量士とは、計量法上の「計量管理」を職務とする者であって、一定の資格を持った者と言える。（※現在の「計量管理」の定義は、法 109 条 2 号括弧書により、同様となっている。）

現在の計量法（法 122 条 1 項）では、「計量器その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者」として、経済産業大臣に登録された者を「計量士」としている。

計量法の目的である適正な計量の実施の確保のためには、行政による検定検査等の実施とともに、民間による適正な計量管理の推進が不可欠の要素となっている。

そこで計量法は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者が、民間における適正な計量管理の実施について主体的な役割を果たせるよう、一定の要件のもとに計量士の資格を付与することとしている。

◆　計量士になるには（登録要件）

計量士の登録を受け、計量士となることができる者は次のとおりである。（法 122 条 2 項）

① 計量士国家試験に合格した者

「計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件」（施行則 51 条 1 項）に適合する者。

② 計量研修センターの教習課程（施行則 52 条の計量教習）を修了した者

「計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件」（施行則 51 条 2 項）に適合する者であって、計量行政審議会が①「計量士国家試験に合格した者」と同等以上の学識経験を有すると認めた者。（環境計量士は面接試験、一般計量士は書面審査）

◆　**計量士が行える業務等**

計量士は、「定期検査に代わる計量士による検査」（法 25 条）、「計量証明検査に代わる計量士による検査」（法 120 条）、「計量証明事業に係る検査」（法 109 条 2 号）、「適正計量管理事業所に係る検査」（法 19 条 2 項、116 条 2 項、128 条 2 号）などの業務を行うことができる。

また、計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない（法 124 条）とされているほか、一定の場合には経済産業大臣は計量士の登録の取消し又は計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。（法 123 条）

９-１-２計量士の歴史（参照：蓑輪善蔵著「計量管理・計量士の沿革」）

◆　**度量衡法時代**

度量衡法（明治 24 年制定）時代においても、現在の計量法と同じように地方庁に検定や各種取締を行わせることができる規定があった。

この事務については、本来行政庁が行うことが原則であるが、地方庁によっては事業場等が計量に関する専門家を置いて自主的に計量器の検査を実施していれば、検定等を免除するという方式をとっていたところもあったと言われている。このような方式は、明治 30 年代に始まり昭和初期にはほとんどの地方庁において実施されていたようである。

これらの計量管理を担当する専門家については、度量衡自治取締員又は度量衡管理員と呼ばれていたが、「計量士」という言葉が使われるようになったのは昭和初め頃からと言われている。

◆　計量法時代

計量士制度の創設

計量士の位置づけが法律上明確になったのは、昭和 26 年制定（昭和 27 年施行）の旧計量法において、度量衡法時代における自治管理思想を継承し、度量衡管理員を計量器使用事業場（現在の適正計量管理事業所）の指定に必要な計量管理を実施する者として規定してからである。

旧計量法において、「計量士は、計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という）を職務とする」（旧計量法 159 条）とした。

計量士を取得する要件としては、①計量士国家試験に合格し、実務 1 年以上の経験を有すること、②計量教習所の課程を修了し計量行政審議会による認定と実務 7 年以上の経験を有することの二通りとした。さらに、経過措置として、施行の日から 3 年以内は、この規定に関わらず計量の実務に 8 年以上従事したもので計量行政審議会の認定により、計量士の登録を受けることができるとした。このような経過措置により、昭和 30 年の計量士数は、2,000 名を超えた。

計量士国家試験の開始

計量士国家試験は、昭和 29 年度から開始され、試験科目は①計量関係法規、②計量に関する物象、③計量器概論、④計量管理概論の 4 課目で、科目別合格制度とし、13 の器種別専門制度が設けられた。

国家試験に合格した課目については 3 年間有効とし、2 種目以上の専門課目を合格しなければならないとした。なお、それまでに経過措置により認定されていた計量士についての専門器種は、器種ごとの実務経歴を 2 年以上とし、その年の 10 月までに資料（証明書）を提出することにより計量士登録が継続されることとされた。

また、登録に際しては、2 次試験と称し面接による実務経歴の確認が行われ、昭和 42 年度に廃止するまで継続されていた。

定期検査に代わる計量士による検査（いわゆる代検査）制度の創設

昭和 33 年の旧計量法改正より、計量士は、都道府県知事又は特定市町村長が行う計量器の定期検査に代わる計量士による検査を行うことができることとなった。

計量士制度廃止論

昭和 38 年臨時行政調査会は、「計量士は名称使用の独占、計量業務に若干の特典事項が認められ、国は計量士の地位を高めるため国の検査業務の一部を代行できるようにしたが、一般国民は殆ど利用しないため、独立の営業が成り立たず、殆ど会社、事業場に勤務している」として計量士制度廃止を答申している。しかし、この時は反対運動により撤回されている。

国家試験課目の変更

昭和 44 年度の旧計量法大改正の際には、試験課目が①「計量に関する物象」に計量に関する数学を加え「計量に関する基礎知識」と課目名称を変更、②「質量の計量」を単独課目として追加、必須科目は 5 課目となった。

環境計量士制度の創設

昭和 40 年代後半には、公害問題が大きな社会問題となり、公害関係の測定者を計量法で規制することになり昭和 49 年に旧計量法が改正され公害関係測定者の資格として濃度、騒音、振動を担当する計量士として「環境計量士」を誕生させ、それ以外の量を取り扱う「一般計量士」とに分けた。

この時点で国家試験は、環境計量士と一般計量士とになり、一般計量士の課目別合格制度と器種別目専門制度が廃止された。

試験の受験課目については、一般計量士（①計量に関する基礎知識、②計量関係法規、③計量管理概論、④計量器概論、⑤質量の計量）、環境計量士（①環境計量に関する基礎知識、②計量関係法規、③計量管理概論、④化学分析及び音響・振動概論、⑤濃度、騒音レベル及び振動レベルの計量）になった。

環境計量士の区分の分離

平成 5 年(1992)計量法が新計量法として施行された際、環境計量士は、「濃度」の区分と「騒音・振動」の区分に分かれ、試験の受験課目も 4 課目に整理された。

９-１-３計量士制度

◆　登録の主体

経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

＜法 122 条 1 項＞

これは、計量士登録の主体は大臣であることを規定している。

◆　欠格事項

次の各号の一に該当する者は、法 122 条 1 項の規定による登録を受けることができない。

1)　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

2)　法 123 条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

＜法 122 条 3 項＞

これは、計量士登録の欠格事項を規定している。

◆　計量士の区分

次の各号の一に該当する者は、経済産業省令（施行則 50 条）で定める計量士の区分（以下単に「計量士の区分」という。）ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令（施行則 54 条 5 項）で定める事項について、法 122 条 1 項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

＜法 122 条 2 項柱書＞

柱書は、登録の条件（法 122 条 2 項 1 号、2 号）に該当する場合、省令（施行則 50 条）で定める区分ごとに大臣の登録を受けることによって、計量士となることができることを規定している。

（計量士の区分）

法 122 条 2 項の経済産業省令で定める計量士の区分は、次のとおりとする。

1)　濃度に係る計量士（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）

2)　音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量士（以下「環境計量士（騒音・振動関係）」という。）

3)　前二号に掲げる物象の状態の量以外のものに係る計量士（以下「一般計量士」という。）

＜施行則 50 条＞

計量士の区分は、環境計量士が 2 区分（「濃度関係」と「騒音・振動関係」）と一般計量士が 1 区分となっている。

◆　登録の条件（法 122 条 2 項 1 号、2 号）

1)　計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令（施行則 51 条）で定める実務の経験その他の条件に適合する者

2)　独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う法 166 条 1 項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令（施行則 51 条）で定める実務の経験その他の条件に適合する者であって、計量行政審議会が 1)に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

＜法 122 条 2 項 1 号、2 号＞

1)は、計量士国家試験の合格し、省令（施行則 51 条）で定める条件に適合する者であることを規定している。

2)は、計量教習課程（施行則 52 条）を終了し、省令（施行則 51 条）で定める条件に適合し、かつ、計量行政審議会の認定を受けた者であることを規定している。

（教習の課程）

法 122 条 2 項 2 号に規定する教習の課程は、環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）の区分にあっては施行則 119 条 1 号に規定する一般計量教習、一般計量士の区分にあっては同条 1 号に規定する一般計量教習及び同条 2 号に規定する一般計量特別教習とする。

＜施行則 52 条＞

計量行政審議会の認定を受けることのできる教習は、環境計量士にあっては「一般計量教習」、一般計量士にあっては「一般計量教習」及び「一般計量特別教習」となっている。

省令で定める条件（施行則 51 条）

（登録の条件）

①　法 122 条 2 項 1 号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

1) 環境計量士（濃度関係）にあっては、次のいずれかに該当すること。
イ 濃度に係る計量に関する実務に一年以上従事していること
ロ 施行則 119 条 5 号に規定する環境計量講習（濃度関係）を修了していること。
ハ 薬剤師の免許を受けていること。
ニ 職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
ホ 職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。
ヘ 技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が一級又は二級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。
ト 技術士（衛生工学部門に係る登録を受けている者に限る。）の登録を受けていること。
2) 環境計量士（騒音・振動関係）にあっては、次のいずれかに該当すること。
イ 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
ロ 施行則 119 条 6 号に規定する環境計量講習（騒音・振動関係）を修了していること。
ハ 職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。
ニ 職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。
ホ 技術士（物理及び化学を選択科目とする応用理学部門に係る本試験に合格した者に限る。）の登録を受けていること。
3) 一般計量士にあっては、計量に関する実務に一年以上従事していること。
② 法 122 条 2 項 2 号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。
1) 環境計量士（濃度関係）にあっては、濃度に係る計量に関する実務に二年以上従事し、かつ、次のいずれかに該当すること。
イ 施行則 119 条 3 号に規定する環境計量特別教習（濃度関係）を修了していること。
ロ 薬剤師の免許を受けていること。
ハ 職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
ニ 職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。
ホ 技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が一級又は二級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。
2) 環境計量士（騒音・振動関係）にあっては、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に二年以上従事し、かつ、次のいずれかに該当すること。
イ 施行則 119 条 4 号に規定する環境計量特別教習（騒音・振動関係）を修了していること。
ロ 職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。
ハ 職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。
3) 一般計量士にあっては、計量に関する実務に五年以上従事していること。
③ 前二項各号に規定する計量に関する実務は、次のいずれかに該当するものとする。
1) 特定計量器の定期検査、検定又は計量証明検査業務
2) 基準器検査の業務
3) 計量に関する取締りの業務
4) 計量管理の業務又は計量管理に関する指導の業務
5) 計量器の製造又は修理に関する技術者としての業務
④ ①1)イ、2)イ及び 3)に規定する実務は、③各号に掲げる業務ごとに、経済産業大臣が別に定める基準に適合しなければならない。

＜施行則 51 条＞

①は、国家試験合格者の場合の登録条件を規定している。（※一般計量士は実務経験が必要。）

②は、計量教習（法 116 条 1 項）修了者の場合の登録条件を規定している。（※計量教習修了者は、一般計量士及び環境計量士のいずれも実務経験が必要となっている。）

③は、①及び②の実務経験の内容について規定している。

④の大臣が別に定める基準については、告示 151 号[xxxii]により規定されている。

◆ 登録の申請

（登録の申請）

① 法 122 条 1 項の規定により計量士の登録を受けようとする者は、経済産業省令（施行則 54 条 1 項）で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。

② ①の規定による登録の申請には、計量士国家試験に合格した者にあってはその住所又は勤務地を管轄する都道府県知事が法 122 条 2 項 1 号の条件に適合することを証する書面その他経済産業省令（施行則 54 条 2 項、3 項）で定める書類、審議会の認定を受けた者にあっては計量士資格認定証の写しその他経済産業省令（施行則 54 条 4 項）で定める書類を添えなければならない。

＜施行令 32 条＞

①は、計量士の登録は省令（施行則 54 条 1 項）で定めるところにより、申請者の住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由し、大臣へ申請しなければならないことを規定している。

②は、①の申請は国家試験合格者については「知事が登録条件に適合することを証する書面」その他「省令（施行則 54 条 2 項、3 項）で定める書類」を添えて、審議会認定者については「計量士資格認定証の写し」その他「省令（施行則 54 条 4 項）で定める書類」を添付しなければならないことを規定している。

（登録の申請）

① 令 32 条 1 項の登録の申請は、様式 66 による申請書を提出して行うものとする。

② 令 32 条 2 項に規定する都道府県知事が法 122 条 2 項 1 号の条件に適合することを証する書面（施行則 51 条 1 項 1 号イ、2 号イ及び 3 号に係るものに限る。）は、様式 66 の 2 によるものとする。

③ 令 32 条 2 項の計量士国家試験に合格した者が添えなければならない経済産業省令で定める書類は、施行則 51 条 1 項各号に掲げる条件に適合する旨の書面（同項 1 号イ、2 号イ及び 3 号に係るものにあっては、経済産業大臣が別に定める基準について、経済産業大臣が別に定める者が証する書面）及び合格証書の写しとする。

④ 法 122 条 2 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

1) 登録の年月日及び登録番号
2) 計量士の区分
3) 計量士国家試験の合格年月日又は計量行政審議会の認定年月日

＜施行則 54 条＞

③の経済産業大臣が別に定める基準については、告示 151 号に規定されている。

◆ 計量士登録証

（計量士登録証の交付）

① 経済産業大臣は、計量士の登録をしたときは、申請者に計量士登録証を交付するものとする。

② 計量士登録証には、氏名、生年月日その他経済産業省令（施行則 56 条）で定める事項を記載し

---

xxxii 「告示 151 号」：計量法施行規則第 51 条第 4 項及び第 54 条 3 項の規定に基づき経済産業大臣が定める基準等について（平成 12 年、通商産業省告示第 151 号）の略

なければならない。

＜施行令 34 条＞

②は、登録証の記載事項は省令（施行則 56 条）で定めることを規定している。

（計量士登録証の記載事項）
令 34 条 2 項の経済産業省令で定める事項は、施行規則 54 条 4 項 1 号及び 2 号に掲げる事項とする。

＜施行則 56 条＞

計量士登録証の記載事項は、「氏名」「生年月日」「登録年月日」「登録番号」「計量士の区分」となっている。（※因みに、登録証の記載事項については、昭和 42 年改正以前では「本籍地」が記載事項になっていて、平成 5 年改正以前では「氏名及び住所」が記載事項であり、記載事項に変更があった場合は変更の届出義務が規定されていた。）

登録証の訂正

（計量士登録証の訂正）
計量士は、計量士登録証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、経済産業省令（施行則 57 条）で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の訂正を受けなければならない。

＜施行令 35 条＞

登録証の記載事項に変更があった場合は、住所又は勤務地を管轄する知事を経由し、大臣へ訂正申請を提出しなければならない。

（計量士登録証の訂正の申請）
令 35 条の規定による計量士登録証の訂正の申請は、様式 67 による申請書に計量士登録証を添えて提出して行うものとする。

＜施行則 57 条＞

登録証の再交付

（計量士登録証の再交付）
計量士は、計量士登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業省令（施行則 58 条）で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の再交付を受けることができる。

＜施行令 36 条＞

登録証の再交付は、訂正申請と同様に、住所又は勤務地を管轄する知事を経由し、大臣へ申請する。

（計量士登録証の再交付の申請）
令 36 条の規定による計量士登録証の再交付の申請は、様式 68 による申請書に、計量士登録証（計量士登録証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて提出して行うものとする。

＜施行則 58 条＞

登録証の返納

（計量士登録証の返納）
計量士登録証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、当該計量士登録証（2 号の場合にあっては、発見し、又は回復した計量士登録証）を経済産業大臣に返納しなければならない。

1)　登録が取り消されたとき。
2)　計量士登録証の再交付を受けた場合において、失った計量士登録証を発見し、又は回復したとき。
＜施行令 37 条＞

登録証は、「登録取消しを受けたとき」及び「再交付を受けた場合で失った登録証を発見、回復したとき」には、その登録証を大臣へ返納しなければならない。

◆　登録簿

（計量士登録簿）
計量士登録簿は、経済産業省に備える。
＜施行令 33 条＞

登録簿の記載事項は、省令（施行則 55 条）により、計量士登録証に「計量士国家試験の合格年月日又は計量行政審議会の認定年月日」を加えた事項となっている。

（計量士登録簿の記載事項）
令 33 条の計量士登録簿には、計量士の区分ごとに氏名、生年月日及び施行則 54 条 4 項各号に掲げる事項を記載するものとする。
＜施行則 55 条＞

登録簿の謄本交付、閲覧請求

（計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求）
計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、経済産業省令（施行則 61 条）で定めるところにより、経済産業大臣に謄本の交付又は閲覧の請求をしなければならない
＜施行令 38 条＞

登録簿の謄本交付又は閲覧の請求は、省令（施行則 61 条）で定める請求書により、大臣へ申請する。
（※計量士登録簿は、計量証明事業と同様に、登録簿を備える規定は平成 5 年改正以前からあったが、謄本交付及び閲覧規定は平成 5 年改正により追加されたものである。）

（計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求）
令 38 条の規定による計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求は、様式 69 による請求書を提出して行なうものとする。
＜施行則 61 条＞

◆　登録の取消し等

経済産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
1)　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
2)　1)に規定する場合のほか、特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき。
3)　不正の手段により法 122 条 1 項の登録を受けたとき。
＜法 123 条＞

大臣は、1)から 3)の場合、計量士登録の取消し又は 1 年以内の計量士名称の使用停止を命ずることができる。

2)は、代検査業務に関する不正行為（虚偽の報告等）が該当する。

◆　名称の使用制限

計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

＜法 124 条＞

計量士でない者が計量士の名称を用いた場合は、法 123 条（登録取消し等）と同じ罰則（法 173 条）が適用される。

◆　政令及び省令への委任

法 122 条から法 125 条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項は政令（施行令 30 条～38 条）で、試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は経済産業省令（施行則 50 条～70 条）で定める。

＜法 126 条＞

この条文は、法で規定していない部分について、政令（施行令 30 条～38 条）及び省令（施行規則 50 条～70 条）で定めることを規定している。

９-１-４計量士国家試験

◆　試験の主体

計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回経済産業大臣が行う。

＜法 125 条＞

この条文は、試験の実施主体は大臣であることを規定している。

◆　試験の実施

（試験区分及び試験科目等）

計量士国家試験（以下この章において「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる試験科目について、筆記試験により行う。

＜施行則 63 条 1 項＞

国家試験は、三つの試験区分でそれぞれ四つの試験科目が規定されている。

（ｉ）　環境計量士（濃度関係）
1)　環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び化学に関する基礎知識）
2)　化学分析概論及び濃度の計量
3)　計量関係法規
4)　計量管理概論

（ⅱ）　環境計量士（騒音・振動関係）
1)　環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び物理に関する基礎知識）
2)　音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量
3)　計量関係法規
4)　計量管理概論

（ⅲ）　一般計量士
1)　計量に関する基礎知識
2)　計量器概論及び質量の計量

3)　計量関係法規
4)　計量管理概論

科目免除

施行則 63 条 1 項の表の上欄に掲げる試験区分のうち一の試験区分の試験に合格した者に対しては、その者の願いにより、他の試験区分の試験において計量関係法規及び計量管理概論の試験科目を免除することができる。

＜施行則 63 条 2 項＞

試験科目のうち「計量関係法規」と「計量管理概論」は、各試験区分において共通科目であり、他の試験区分で合格した者である場合、当該試験区分の同 2 科目を免除することができる。

試験委員

（試験委員）
試験に関する事務をつかさどらせるため、経済産業省に計量士国家試験委員を置く。

＜施行則 64 条＞

試験委員は、任期 2 年で経済産業省より辞令交付を受けて委員となる。

試験の告示

（試験場所等の告示）
試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う三月前までに告示する。

＜施行則 65 条＞

◆　受験

（受験の申請）
①　試験を受けようとする者は、計量士国家試験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。
②　施行則 63 条 2 項の規定により試験科目の免除を受けようとする者は、①の願書に、既に合格した試験区分の試験についての合格証書の写しを添えなければならない。

＜施行則 66 条＞

②は、科目免除を受ける場合、既に合格した試験の合格証書の写しを添付することを規定している。

（受験の停止等）
経済産業大臣は、試験に関して不正行為があったときは、当該不正行為に関係のある者について、当該受験を停止し、若しくは無効とし又は期限を定めて試験を受けさせないことができる。

＜施行則 67 条＞

◆　合格証書

（合格証書の授与）
経済産業大臣は、試験の合格者について、合格証書を授与する。

＜施行則 68 条＞

試験合格者には、大臣名と印が付された合格証書が郵送される。

（合格証書の再交付）
①　試験の合格者がやむを得ない事由により、その合格証書を汚し、損じ、又は失ったときは、そ

の再交付を受けることができる。
② 合格証書の再交付を受けようとする者は、様式 71 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜施行則 68 条の 2＞

合格証書の再交付は、旧計量法では規定がなく、平成 5 年改正以降にできた規定である。

◆ **合格者の告示**

（合格者の告示）
試験の合格者の受験番号は、官報で告示する。

＜施行則 69 条＞

◆ **受験手数料**

（受験の手数料）
試験を受験しようとする者が納めた手数料は、受験しないときであっても返還しない。

＜施行則 70 条＞

９-１-５計量行政審議会の認定

◆ **認定の申請**

（計量行政審議会の認定）
法 122 条 2 項 2 号の規定により計量行政審議会（以下「審議会」という。）の認定を受けようとする者は、経済産業省令（施行則 53 条）で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事が同号の条件に適合することを証する書面を添えて、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、審議会に認定の申請をしなければならない。

＜施行令 30 条＞

審議会の認定は、省令（施行則 53 条）で定めるところにより、申請者の住所又は勤務地を管轄する都道府県知事が登録の条件に適合することを証する書面を添えて、知事を経由し審議会へ申請しなければならない。

（計量行政審議会の認定の申請）
施行令 30 条 1 項の規定による認定の申請は、様式 64 による申請書に、施行則 51 条 2 項各号の条件に適合することを証する書面を添えて提出して行うものとする。

＜施行則 53 条＞

◆ 認定証の交付

審議会は、施行令 30 条 1 項の認定の申請をした者が法 122 条 2 項 1 号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めたときは、計量士資格認定証を交付するものとする。

＜施行令 30 条 2 項＞

認定審査の面接試験は、年二回程度行われている。

認定証の再交付

（計量士資格認定証の再交付）
施行令 30 条 2 項の規定により計量士資格認定証の交付を受けた者は、計量士資格認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業省令（施行則 53 条の 2）で定めるところにより、その住所又は

勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、審議会に申請し、計量士資格認定証の再交付を受けることができる。

＜施行令 31 条＞

計量士資格認定証の再交付は、知事を経由して審議会に対して申請しなければならない。

（計量士資格認定証の再交付の申請）

施行令 31 条の規定による認定証の再交付の申請は、様式 65 による申請書を提出して行うものとする。

＜施行則 53 条の 2＞

９-２適正計量管理事業所

９-２-１制度の趣旨及び沿革

◆　制度の沿革

適正計量管理事業所制度は、計量士を置いて事業所の「計量管理」を行う場合は計量器の取締検査を免除するという旧計量法における「計量器使用事業場制度」を、平成 5 年改正の新計量法への移行に伴い名称変更した制度である。（※因みに、名称については、「計量管理事業場」「計量器自主管理事業場」「計量管理推進事業場」など、いくつか出されていた案の中から選ばれた。）

計量器使用事業場制度は、昭和 26 年の計量法制定により設けられた制度であり、計量士を置き所定の検査設備を備えることを基準として指定され、これらの要件は定期検査免除と簡易修理後の検定免除に対応するものとして、「計量管理規程」の届出義務が課せられていた。

この「計量管理」に関する規定については、当時の産業復興及び計量器産業の振興を企図した時代背景の産物として、計量法が取り入れた他国に例を見ない独特のものだと言われている。

そもそも「計量管理」という言葉が生まれた背景は、戦後のエネルギーや資源の乏しい時代の生産技術を合理化し日本の産業復興に寄与することが国策だった時、産業復興の柱となったのが工業標準化法をはじめとする規格化の推進による品質管理の向上、計量計測によって資源等を有効活用するという計量（計測）管理思想であったと言われている。

これを計量法では、「産業、経済などあらゆる面に計量を積極的に活用して能率の向上を図る」という計量管理推進の意味から、その言葉を条文に引用したものと言われている。

◆　計量管理とは

「計量管理」の一般的な意味は、計量器の管理等の計量自体を対象とするだけでなく、生産活動等の全体を対象とし、幅広い計量手法の設計から計量結果を有効に活用することまでを体系的に把握、管理することであると考えられている。

一方、計量法は、主に公の取引又は証明の安全を確保するための取締法令であり、自主的な管理について積極的な規定をするものではない。このため適正計量管理事業所の要件は、「定期検査の免除」と「簡易修理の検定免除」に対応させるに足る要件として規定されているが、適正な計量管理の具体的な方法などの行政指導的な問題については明確に規定されていない。

則ち、計量法上の計量管理の位置づけは、本来使用者が自主的に実施するものであり、法的強制ではなく計量管理を支援するという立場から、従来行われてきた計量器の管理等の限定した範囲についての消極的な規定になっている。

◆　制度の趣旨等

適正計量管理事業所制度の趣旨は、計量器を使用する工場、事業場又は店舗等における自主的な計量

管理の推進を図ることであり、指定した事業所については計量法の規制を緩和することで、行政効率の向上と円滑化を図るものである。

従って、この制度は、事業所における自主的な計量管理の推進を図る観点から、使用する計量器が取引又は証明に使用するか否かに関係なく幅広い事業所を指定の対象としている。

また、事業所の指定権限についても、旧計量法制定時（昭和 26 年）は全て大臣権限であったが、その後、地域に密着したきめ細かい指導監督等をすることによって、民間における自主的計量管理の一層の推進を図る観点から、順次その指定権限を知事に委譲してきた。

その以後の制度運用については、事業所毎の計量士配置の緩和、設備要件についても共有や借り受けも可能に見直され、平成 5 年改正時には消費者等への PR として標章を掲示できる規定などが新たに設けられた。

９-２-２適正計量管理事業所制度

◆　指定の主体

経済産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。

＜法 127 条 1 項＞

適正計量管理事業所の指定の主体は、国の事業所については大臣であるが、それ以外は事業所所在地を管轄する知事及び一部の特定市町村となっている。

知事については、法 168 条の 8 により政令（施行令 41 条）で定める大臣権限を委任（政令委任）され、全ての知事が指定の主体となる。

特定市町村については、地方自治法 252 条の 17 の 2 に基づく「条例による事務処理の特例」により、知事の指定権限を委譲された特定市町村が指定主体となる。

なお、大臣指定の事業所については、指定権限が順次国から知事へ委譲され、平成 21 年現在では大臣指定の事業所はなくなっている。（※具体的には、昭和 41 年に鉱業や製造業、昭和 60 年に日本電信電話（株）や日本たばこ（株）、昭和 61 年には電気供給業及びガス供給業、昭和 62 年 4 月に JR グループが権限委譲となって以降は、大臣指定は国（郵便局等）のみで残りは全て知事指定となった。そして、平成 19 年 10 月には、郵政民営化に伴い、郵政グループの指定権限が知事に委譲された。）

◆　指定の申請

法 127 条 1 項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2)　事業所の名称及び所在地
3)　使用する特定計量器の名称、性能及び数
4)　使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
5)　計量管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）

＜法 127 条 2 項＞

指定申請の提出先は、事業所の所在地を管轄する知事又は特定市町村である。

なお、特定市町村については、指定申請が法定受託事務となっているため、指定権限の有無に係わらず事務処理窓口となる。

法 127 条 2 項から 4 項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務（政令で定

めるものに限る。）は、地方自治法 2 条 9 項 1 号に規定する 1 号法定受託事務とする。

＜法 169 条の 2（2 項）＞

申請手続

（指定の申請）

① 法 127 条 1 項の指定を受けようとする者は、同条 2 項により、様式 72 による申請書を、事業所ごとに、国の事業所にあっては当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）を経由して当該事業所の所在地を管轄する経済産業局長に、その他の事業所にあっては当該事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合に限り特定市町村の長を経由して当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

② ①の申請書の作成については、同一の都道府県又は特定市町村の区域内に二以上の事業所を有する者は、それらの事業所を一括して行うことができる。

③ ①の申請書の作成については、その構成員のすべての事業所につき、同一の計量士が計量管理を行うこととされている団体の構成員は、共同して行うことができる。

＜施行則 72 条＞

①は、申請は全て当該事業所の所在地を管轄する知事又は特定市町村を経由し、国の事業所にあっては管轄の経済産業局長に提出、それ以外の事業所については知事へ提出することを規定している。

②は、同一の区域内に二以上の事業所を有する場合は一括で申請できることを規定している。具体的には、百貨店や大手スーパーチェーン店等が該当する。

③は、同一の計量士が計量管理を行う団体は一括で申請できることを規定している。具体的には、日本郵政、薬剤師会、米穀商業組合、石油業協同組合などが現在指定されている。

◆ 計量管理の方法（法 127 条 2 項 5 号）

（計量管理の方法に関する事項）

法 127 条 2 項 5 号の経済産業省令で定める計量管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

1) 計量管理を実施する組織
2) 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
3) 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
4) 計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期
5) その他計量管理を実施するため必要な事項

＜施行則 73 条＞

この「計量管理の方法」は、旧計量法における「計量管理規程」（旧法施行則 78 条）の記載事項とほぼ同じ内容であり、計量管理を適確に実施するためのシステムを確立するためのものとされている。

◆ 知事又は特定市町村による検査

法 127 条 1 項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

＜法 127 条 3 項＞

指定検査は、申請書の記載内容及び計量管理の実施状況について知事又は特定市町村が行う。検査当日は、検査する行政機関と事業所関係者及び計量士の立会いで検査が行われるのが通常である。

検査の報告

法 127 条 3 項の規定により検査を行った都道府県知事又は特定市町村の長は、経済産業省令（施行則 74 条）で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

＜法 127 条 4 項＞

知事又は特定市町村は、「計量管理の方法」について検査を行った場合、省令（施行則 74 条）で定めるところにより、大臣へ報告しなければならない。

（計量管理の方法の検査等）

① 都道府県知事又は特定市町村の長は、法 127 条 3 項の規定により施行則 72 条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法について検査を行った場合であって、その申請書が国の事業所に係るものであるときは、法 127 条 4 項の規定により、その結果に基づいて様式 73 による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該都道府県又は当該特定市町村の区域を管轄する経済産業局長に送付するものとする。

② 特定市町村の長は、法 127 条 3 項の規定により施行則 72 条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法についての検査を行った場合であって、その申請書が国の事業所以外の事業所に係るものであるときは、法 127 条 4 項の規定により、その結果に基づいて様 73 による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該特定市町村の区域を管轄する都道府県知事に送付するものとする。

＜施行則 74 条＞

①は、知事又は特定市町村が国の事業所に係る検査を行った場合、検査書を作成し、管轄の経済産業局長へ申請書に添えて送付することを規定している。

②は、特定市町村が国の事業所以外の事業所に係る検査を行った場合、検査書を作成し、知事へ申請書を添えて送付することを規定している。

◆ 指定の基準

経済産業大臣は、127 条 1 項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

1) 特定計量器の種類に応じて経済産業省令（施行則 75 条 1 項）で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令（施行則 75 条 2 項）で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。

2) その他計量管理の方法が経済産業省令（施行則 75 条 3 項）で定める基準に適合すること。

＜法 128 条＞

指定の基準は、1)と 2)の二つである。

1)については、「計量士」は一般計量士又は環境計量士、「検査の方法」は施行令 10 条（定期検査対象）又は施行令 29 条（計量証明検査対象）については、法 19 条 2 項（定期検査）又は法 116 条 2 項（計量証明検査）に定めるところにより行うなどとなっている。（施行規則 75 条 1 項、2 項）

2)については、「適正計量管理主任者」が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導のもとに適正な計量管理が行われていることなどとなっている。（施行規則 75 条 3 項）

なお、指定についての更に具体的な運用基準については、計量法関係ガイドライン集（旧通達「5 機局 702 号」とほぼ同じ内容）で示されている。

（指定の基準）

① 法 128 条 1 号の経済産業省令で定める計量士は、次のとおりとする。

1) 令 2 条 15 号及び 16 号に掲げる特定計量器については、環境計量士（騒音・振動関係）

2) 令 2 条 17 号イからルまでに掲げる特定計量器については、環境計量士（濃度関係）
3) 前号に掲げる特定計量器以外のものについては、一般計量士

② 法 128 条 1 号の検査は、次の基準を満たすものとする。
1) 令 10 条 1 項又は令 29 条の別表 5 の上欄に掲げる特定計量器であって、令 10 条 1 項に掲げるもの以外のものについては、法 19 条 2 項又は法 116 条 2 項に定めるところにより行うものであること。
2) 前号に掲げるもの以外の特定計量器（令 5 条に掲げるものを除く。）については、その性能が法 151 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するかどうか及びその器差が同項 2 号の経済産業省令で定める使用公差を超えないかどうかの検査を、同条 2 項及び 3 項の経済産業省令で定める方法により行うものであること。この場合において、検則 67 条中「基準器又は検則 20 条で規定する標準物質」とあるのは、「基準器若しくは標準物質、登録事業者が特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質であって当該基準器若しくは標準物質と同じ若しくはより高い精度のもの又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて定期的に校正等を行った計量器若しくは標準物質であって当該基準器若しくは標準物質と同じ若しくはより高い精度のもの」と読み替えるものとする。

③ 法 128 条 2 号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
1) 当該事業所にその従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする者（以下「適正計量管理主任者」という。）が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
2) 当該事業所における適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
3) 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
4) その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
イ 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
ロ 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
ハ 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

＜施行則 75 条＞

◆ 指定の通知

（指定の通知）
経済産業局長又は都道府県知事は、法 127 条 1 項の規定により適正計量管理事業所の指定を行ったときは、その旨を申請者及びその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に通知するものとする。

＜施行則 76 条＞

指定した場合は、その旨を通知しなければならないが、具体的な通知方法については特に規定されていない。一般的には、「適正計量管理事業所指定書」を交付している場合が多い。

◆　帳簿の記載

法 127 条 1 項の指定を受けた者は、経済産業省令（施行則 77 条）で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

＜法 129 条＞

指定事業所において使用する特定計量器については、計量士が行った検査の結果を記載した帳簿を一定期間保存しなければならない。

具体的な記載内容は、検査年月日、計量士名及び登録番号及び区分、検査計量器の種類及び数及び措置内容を記載し、最終記載の日から 3 年間保存しなければならない。

（帳簿の記載）

① 法 127 条 1 項の指定を受けた者は、法 129 条の規定により、次の各号に掲げる事項について記載した帳簿を事業所ごとに備えなければならない。

1) 法 128 条 1 号の検査を行った年月日

2) 1)の検査を行った計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

3) 1)の検査を行った特定計量器の種類及び数並びにその検査の結果及び行った措置の内容

② 法 127 条 1 項の指定を受けた者は、法 128 条 1 号の検査を行った後、遅滞なく、①各号に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

③ 法 129 条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して、三年とする。

＜施行則 77 条＞

（電磁的方法による保存）

① 施行則 77 条 1 項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。施行則 86 条の 2 において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法 129 条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

② ①の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

＜施行則 77 条の 2＞

◆　標識

① 法 127 条 1 項指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令（施行則 78 条）で定める様式の標識を掲げることができる。

② 何人も、①に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

＜法 130 条＞

標識は、広く適正計量管理事業所制度及び計量思想の普及を図る観点から、平成 5 年改正において新設された規定である。

①は、標識の掲示はできる規定であり、掲示することを義務付けているものではない。

②は、省令で定める標識以外の紛らわしい標識を掲示してはならないことを規定している。（※標識

は、商品等に付すことは認められていない。）

（標識）

法 130 条の経済産業省令で定める様式の標識は、次のとおりとする。

＜施行則 78 条＞

標識は、通称「適管マーク」（ＫＫマークともいう）と呼ばれ、平成 5 年改正当時に出ていた 3 つの案の中から選ばれた。マークの意味については、「計量管理」の「K」と「K」を図案化し、右下（赤色）の部分は計量器の「針」をデザイン化し、青色は「誠実」という意味を含むとされています。

◆ 適合命令

経済産業大臣は、法 127 条 1 項の指定を受けた者が法 128 条各号に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

＜法 131 条＞

適合命令の主体は、指定の主体と同じく大臣又は知事又は一部の特定市町村である。（※「指定の主体」で前述したとおり、知事については法 168 条の 8 による政令委任（施行令 41 条）、特定市町村については地方自治法 252 条の 17 の 2 規定による。）

◆ 指定の取消し

経済産業大臣は、法 127 条 1 項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1) 法 130 条 2 項又は 133 条において準用する法 62 条 1 項の規定に違反したとき。
2) 法 133 条において準用する法 92 条 1 項 1 号又は 3 号に該当するに至ったとき。
3) 131 条の規定による命令に違反したとき。
4) 不正の手段により法 127 条 1 項の指定を受けたとき。

＜法 132 条＞

指定の取消しの主体は、適合命令と同様に知事及び一部の特定市町村も主体となる。

1)は、「標識」（法 130 条 2 項）又は「変更の届出等」（法 62 条 1 項）に違反したときを規定している。

2)は、「指定の基準」（法 92 条 1 項 1 号及び 3 号）の欠格事項に該当したときを規定している。

3)は、「適合命令」（法 131 条）に違反したときを規定している。

4)は、不正の手段により「指定」（法 127 条 1 項）を受けたときを規定している。

◆ 準用規定

法 92 条 1 項の規定は法 127 条 1 項の指定に、法 61 条、法 62 条、法 65 条及び法 66 条の規定は法 127 条 1 項の指定を受けた者に準用する。この場合において、法 92 条 1 項 1 号及び 2 号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「法 99 条」とあるのは「法 132 条」と、法 61 条中「法 60 条 1 項」とあるのは「法 133 条において準用する法 92 条 1 項」と、法 62 条 1 項中「法 59 条各号」と

あるのは「法 127 条 2 項各号」と読み替えるものとする。

＜法 133 条＞

前段は、「指定の基準」（法 92 条 1 項）は法 127 条 1 項に準用し、「承継」（法 61 条）、「変更の届出等」（法 62 条）、「廃止の届出」（法 65 条）、「指定の失効」（法 66 条）は法 127 条 1 項の指定を受けた者に準用することを規定している。

後段は、準用において、「法 92 条 1 号及び 2 号」（指定の欠格事項）は「2 年」を「1 年」に読み替え、同号中「法 99 条」（指定の取消し）は「法 132 条」に読み替え、法 61 条中「法 60 条 1 項」（指定の欠格事項）は「法 132 条において準用する法 92 条 1 項」と読み替え、法 62 条 1 項中「法 59 条各号」（指定の申請）は「法 127 条 2 項各号」に読み替えることを規定している。

１０計量器の校正等

計量法における「計量器の校正等」の章は、トレーサビリティ制度について規定している。

「トレーサビリティ」とは、「traceable」（もとを辿ることができる）であることを意味する。計量標準における「トレーサビリティ制度」は、使用者が持っている標準器又は標準物質の値や計量計測機器の値が、どの程度の精度で国家計量標準とつながっているかということを明確にする体系を言うとされている。

実際には、国家計量標準とつながりのある校正サービスを行う事業者を国が認証し、認証を受けた校正機関からの校正サービスを受けることにより、一般使用者に計量標準が供給される。

計量法によるトレーサビリティ制度は、計量標準供給に係る認証制度として、平成 5 年改正により新たに創設された制度である。

１０-１トレーサビリティ制度（JCSS）

１０-１-１JCSSトレーサビリティ制度の創設

◆　JCSS創設の背景

当時は、技術革新の進展を背景として、先端技術分野をはじめとする工業生産等における高精度の計量ニーズが高まり、精密計測や高精度計量において国家標準による校正とそのつながりを公的に証明するトレーサビリティ制度の必要性が高まっていた。

一方、JCSS 創設以前は、国家計量標準による計量器の校正は工業技術院（現在の産総研）の依頼試験という形で行われていたが、対象となる計量器の校正は種類及び数とも必ずしも十分には対応できていない状況であった。

また、国の機関以外では、日電検のように民間機関ではあるが計量標準に関する高度な研究及び技術レベルを有した機関も存在していたが、それらの計量標準についてもその信頼性を公的に証明する制度がないため、必ずしも十分に活用されていない状況であった。

トレーサビリティ制度は、以上のような状況を踏まえて平成 5 年改正より、指定校正機関制度及び認定校正機関制度（現在は登録）を中心とする「JCSS トレーサビリティ制度」として創設された。

◆　計量行政審議会答申（平成 4 年 9 月）

当時の計量行政審議会では、計量標準の供給に関する「現状と問題点」について、次のようにまとめている。

> 産業に必要な信頼性の高い各種の計量標準に対する需要の増大に対して、国立標準研究機関からの標準供給は、必ずしも十分に対応しきれておらず、一部の計量標準については、海外の計量標準供給機関に依存しているのが実態である。
>
> このような背景として、国の機関としての限界があり、民間標準供給機関又は企業によって開発された計量標準に対して国家標準との公的なつながりを公的に保証する制度が我が国では整備されていないことも、標準供給の大きなネックとなっている。
>
> 各国政府機関ベースの国家標準の国際比較、精度調整が実施されてきたところであるが、貿易の国際化を進める上で、産業界が必要とする国家標準とのつながり（トレーサビリティ）を対外的に保証できるような制度を設けるとともに、これを各国間での相互認証制度に発展させていく必要がある。
>
> 一方、アジアを中心とした発展途上国に対して技術協力を進める上で、計量器・計量標準の供給

に関する協力の必要性は極めて高く、トレーサビリティ体系を制度的に整備する必要がある。
　産業界における技術開発の高度化。安全性の強化のため、計量・計測の基準となる精度の高い計量標準の供給を行うことが重要な課題となっている。
＜計量行政審議会答申（平成４年９月）抜粋＞

１０-１-２JCSSトレーサビリティ制度の概要

◆　JCSSトレーサビリティ制度とは

JCSS とは、「Japan Calibration Service System」の略称であり、国家計量標準とつながりをもった校正サービス制度の体系として、平成 5 年 11 月より運用されている計量法に基づく「校正事業者認定制度」である。（※平成 17 年 7 月 1 日以降は「校正事業者登録制度」となっている。）

一般に「JCSS トレーサビリティ制度」という場合は、計量法に基づく「計量標準供給制度」全体を含めた概念とされている。（※略して「JCSS 制度」ともいう。）

JCSS トレーサビリティ制度は、「公的な計量標準の設定と供給」と「民間の計量標準の設定と供給」に大別される。制度としては、「特定標準器制度」（「公的な計量標準の設定と供給」）と「指定校正機関制度」に分けられ、「民間の計量標準の設定と供給」については「校正事業者登録制度（JCSS）」となっている。

指定校正機関及び登録校正事業者は、国家計量標準とトレーサブルであることの証明として、特別な標章の入った校正証明書を発行できる。

◆　JCSS制度の特徴

国家標準とトレーサブルな標準の供給

国内において最上位の標準は、大臣が特定標準器等（一次標準）として定めることにより、国家計量標準として位置づけられる。

計量計測に対する校正サービス（標準物質の値付け及び供給を含む。）を行う標準供給機関は、大臣が申請に基づき登録することにより、登録機関の有する計量標準（特定二次標準）が国家計量標準とトレーサブルであることを対外的に証明できる。

登録機関から計量器の校正等を受ける者は、一定の精度等を明記した校正証明書（標準物質の値付け証明書を含む。）の発行を当該登録機関から受けることにより、その計量計測器等（実用標準）が国家計量標準にトレーサブルであることを対外的に証明することができる。

民間の校正技術能力の活用

JCSS 登録事業者は、国家計量標準により校正等を行っていくものであり、一定水準の技術的能力を有する等の基準に適合すれば、民間企業でも登録が受けられる制度なっている。

具体的には、公表されている登録区分において校正事業を実施する校正事業者を対象とし、登録を希望する事業所の任意の申請により登録審査が行われる。

校正の国際整合

JCSS 登録は、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が定めた校正機関に関する基準（ISO/IEC 17025）の要求事項に適合しているかどうかにより、審査される。

また、国際 MRA 対応を希望する登録事業者に対しては、別の任意な契約に基づき、その校正能力の維持状況を確認するための定期的な検査（サーベイランス）及び技能試験（Proficiency test）が実施される。国際 MRA 対応認定事業者は、その証明として ILAC MRA 付き JCSS 認定シンボルの入った校

正証明書を発行できることとなる。

JCSS 標章や JCSS 認定シンボル付き校正証明書は、そのマークによって日本の国家計量標準へのトレーサビリティが確保され、校正事業者の技術能力のあることが一目でわかるというメリットがある。

◆ JCSS制度の運用

計量行政審議会計量標準部会

計量標準部会は、JCSS 制度の発足にあたり、計量行政審議会に新たに設けられた部会である。

計量標準部会は、大臣の諮問等を受け、制度の対象とすべき国家標準の種類、指定校正機関及び認定（登録）事業者の認定（登録)、新たに開発すべき計量標準の種類、国際比較を含む国際協力等に関して、答申又は建議を行う。

認定（登録）基準等（制度のスキーム）

認定（登録）基準等は、国際的な技術基準（ISO/IEC 等）に準拠することを原則とし、共通の技術基準や対象となる標準の種類ごとに個別に技術基準を作成することとされている。

具体的な制度のスキームは、指定校正機関の運用基準については JIS Z 9358（ISO/IEC Guide 58）により、認定（登録）事業者の認定（登録）基準は JIS Q 17025（ISO/IEC 17025）により運用されている。

また、認定（登録）方法は、申請に基づき、その事業者の品質システム、校正方法、不確かさの見積もり、設備などが校正を実施する上で適切であるかどうか、定められたとおり品質システムが運営されているか、を書類審査及び現地審査により審査し登録される。

認定（登録）審査の手順

認定（登録）審査の手順は、「①事前準備」、「②認定（登録）申請」、「③認定（登録）審査」を経て「④認定（登録)」される。

①事前準備については、校正証明書付き特定二次標準器又は常用参照標準、技能試験への参加、校正方法等の規程の準備、申請書類作成などを行う必要がある。

②認定（登録）申請については、申請書の提出（登録申請料 224,600 円)、遵守事項の誓約書の提出などがある。

③認定（登録）審査については、審査チームによる書類審査、審査チームによる現地審査、評定委員会での審査結果の評定の順に審査が行われる。

④認定（登録）決定後は、NITE 理事長による認定証の交付、官報公告、ダイレクトリーの掲載などが行われる。

校正技術等の確認（技能試験等）

認定（登録）事業者に対する校正技術等の確認は、認定（登録）申請時に技術的能力の証明として行われる確認、認定後の技術能力維持の確認として行われる場合の二つに大別される。

申請時の確認については、添付報告書類等（認定機関主催の技能試験、IAJapan が承認した外部プロバイダの技能試験、測定監査、APLAC 等国際機関が実施する技能試験）の確認により、校正等の技術的能力の証明とされる。

認定（登録）後の確認としては、概ね 4 年に 1 回実施する技能試験への参加（MRA）をもって、事業者の認定（登録）時の技術能力維持の確認とされる。

また、国際 MRA 対応認定事業者については、有料のサーベイランス（部分検査（毎年)、全項目検査

（4 年ごと））及び技能試験（4 年に 1 回）を受けることにより、校正証明書に MRA 対応事業者認定シンボルを付すことができる。

１０-１-３計量標準の国際相互承認

◆　計量標準の国際相互承認協定（CIPM MRA）の概要

国際相互承認協定（Global Mutual Recognition Arrangement）は、経済のグローバル化に対応するため、メートル条約加盟国の主要国家計量標準機関の代表で構成する国際度量衡委員会（CIPM）において締結された協定である。

本協定は、1999 年 10 月に開催された第 21 回国際度量衡総会において 38 カ国の国家計量標準機関と国際機関 2 機関によって署名された。日本は当時の工業技術院計量研究所が標準研究所（計量研究所、物質工学工業技術総合研究所、電子技術総合研究所、郵政省通信総合研究所）の 4 所を代表し署名した。この結果、本協定は 2005 年 1 月に発効した。

本協定は、経済活動や取引の基本である計測、計量について、国家計量標準機関を頂点とする各国の計量標準トレーサビリティ体系を相互に信頼し、他国の国家計量標準の校正データを自国でもそのまま同等と認め、その校正証明書をそのまま自国でも受け入れる仕組みを構築したものである。これにより、試験器等がこの計量標準にトレーサブルである場合、製品等の試験成績書がワンストップで相手国に受け入れられることとなる。

また、本協定に署名した各国の国家計量標準機関の技術能力を統一的な基準により比較（いわゆる技能試験による国際比較）、審査し、その結果として登録・公表された技術能力（Calibration and Measurement Capability: CMC）に基づいて承認・不承認を判断する仕組みを併せて構築している。なお、1999 年からの 4 年間で、この相互承認協定に基づいて行われてきた膨大な数の比較試験と技術能力の審査の結果、CMC の登録数は 1 万 7 千件を超えており、本協定の発効によって国際的な信頼性確保の枠組みが整理され、障壁のない自由な取引が促進される。製品や食品に付与される試験データの信頼性を外国の顧客や規制当局から求められたとき、登録された CMC へのトレーサビリティを確保することで、その試験成績書は国境を越えて通用するいわばパスポートとなる。

＜計量行政審議会（平成 17 年）資料抜粋＞

国際度量衡委員会（CIPM）は、国際度量衡総会（CGPM）の決定事項に関する代執行機関であり、事実上の理事機関でもある。CIPM は、国籍を異にする 18 名の委員（我が国は 1907 年以降委員会の一つの席を占めている。）で構成され、CGPM から CIPM に委託された標準に関する国際的な課題を具体的に検討する任務を持っている。委員は、主要加盟国の国立研究機関を中心に構成され、委員会は毎年開催されています。

計量標準の国際相互承認協定は、近年の世界市場単一化の潮流の中で標準に関わる主に国際通商上の障壁を軽減する目的により、1999 年 10 月、各国の国家計量標準機関間で「計量標準国際相互承認取り決め」（グローバル MRA）が調印された。

CIPM-MRAの背景

CIPM-MRA の背景としては、1995 年の WTO/TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）により、国内の技術基準や任意規格について、適合性評価手続を国際規格（ガイド等）に整合化する必要があったことが要因の一つとして挙げられる。

この他には、国際規格（ガイド等）を市場に適合したものへとする働きかけや、適合性評価の仕組みを国際的に統合していく流れなどから、重複検査を可能な限り排除（ワンストップ・テスティングの実現）する必要性が高まってきたことが挙げられる。

CIPM-MRA は、こうした状況を受けて、国家計量標準の同等性の程度を承認すること、加盟各国の計量機関による校正証明書を承認すること、を目的として締結された協定である。

◆ MRA(相互承認)とは

国際的な相互承認（MRA）とは、各国の試験所認定制度の国際整合性を図るため、諸外国の制度間の同等性を相互に承認することである。

JCSS については、その認定（登録）事業者の発行する校正証明書が「国際的に認められているもの」と「認められていないもの」がある。

国際的に認められているものは、JCSS の認定（登録）事業者が発行する「MRA IA Japan JCSS」ロゴ付き校正証明書について、加盟国間の適合性評価結果の相互受け入れ協定締結により行われる。

JCSS の国際相互承認協定への加盟については、1999 年 12 月に APLAC 相互承認協定、2000 年 11 月に ILAC 国際相互承認協定にそれぞれ「IAJapan」として署名している。

（※APLAC:アジア太平洋試験所認定協力機構（Asia-Pacific Laboratory Accreditation Cooperation）には USA やオーストラリアなどが加盟。ILAC:国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation）は APLAC や EA 等の地域協力機構を母体とするグローバルな協定。）

IAJapanとは

IAJapan（International Accreditation Japan の略語）とは、NITE の適合性認定分野を担当している「認定センター」の呼称であり、ISO/IEC17025 等の国際規格に基づき、試験所や校正機関など適合性評価機関の認定を行っている。

IAJapan は、現在、試験所や校正機関等に対する 4 つの認定プログラム（JCSS、JNLA、ASNITE、MLAP）を運営しているほか、化学分析などの計量トレーサビリティ確保のための標準物質情報（RMinfo）も提供している。（※なお、MLAP は、MRA の対象外となっている。）

MRA認定対応事業者とは

MRA 認定対応事業者とは、認定センターが署名した APLAC、ILAC 等の地域又は国際試験所認定機関協力機構の国際相互承認（MRA）に関して、試験所・校正機関認定制度の国際的な要求事項を満たした事業者として認定センターが認定した事業者である。

認定条件の具体的な要件については、常用参照標準及び重要校正用機器は MRA 付きで校正すること、サーベイランス（年毎の部分検査と 4 年毎の全項目検査）の実施、認定機関が実施する技能試験への参加などである。

認定事業者には、MRA 適合である旨の証明として、校正証明書に認定シンボル（MRA IAJapan）の使用（ILAC においては校正証明書に ILAC-MRA マークの使用）が認められる。

このロゴマークは、その試験や校正結果の信頼性を示す「認定シンボル」として、その校正証明書の海外での受け入れが容易（One-Stop-Testing）となる。

１０-１-４計量トレーサビリティと「不確かさ」

◆ 基準器検査制度における「不確かさ」

基準器検査制度において「不確かさ」の用語が出てくる条文は、「基準器検査の合格条件」（法 103 条）において、「器差基準（同条 1 項 2 号）に適合性するかどうかは省令（基則 15 条）により定める。」（法 103 条 3 項）による省令（基則 15 条 2 項）である。

同省令（基則 15 条 2 項）では、基準器検査において JCSS 登録事業者が交付した校正証明書を添付

した場合、特定標準器が現示する物象の状態の量との差（JCSS 証明書の校正値）が基準器公差を超えず、かつ、当該証明書の不確かさが基準器公差の 3 分の 1 を超えないものであることを、器差の基準とすることができるとされている。

この条文の解釈については、基準器検査制度として「不確かさ」のある計量トレーサビリティを求めているわけではなく、「不確かさ」のある計量トレーサビリティを利用して器差基準に適合しているかどうかを判断しているものであるとされている。

◆　「器差」と「不確かさ」

トレーサビリティ制度における「器差」とは、「その計量器の表示する物象の状態の量と特定標準器等を用いて表示される物象の状態の量との差」であり、不確かさの概念は含まれない。

一方、「不確かさ」は、「計量した値の確からしさが確率的にどの程度か」という概念である。具体的には、真実の値（物象の状態の量）が計量器の表示する値の周りにどれくらいの確率で分布しているか（言い換えれば「ばらついているか」）、を表すのが「不確かさ」という概念である。

以上のように、「器差」と「不確かさ」とは、まったく異なった概念であり、器差をいかに詳細に計っても不確かさが付いていない計量の場合、その測定結果の信頼性（不確かさ）が考慮されていないものと判断される。

◆　メートル条約における計量トレーサビリティと「不確かさ」の導入

メートル条約締結国においては、計量の科学的発展と国際的整合性の確保のため、最新の科学的成果を反映した国際ルール作りが進められ、参加国で相互に計量トレーサビリティを認め合う CIPM-MRA（計量標準の国際相互承認協定）が機能している。

計量トレーサビリティの連鎖を科学的に保証するのは、「不確かさ」の概念である。「不確かさ」は、計量した値の周りに本当の値がどれくらいの確率で分布しているのかという信頼性を表す概念である。

かつては、正しい値からの乖離の幅を示す「誤差」という概念が使われていたが、そもそも正しい値がわからないので誤差も求められないということから、「不確かさ」という概念に発展した。

絶対的に正しい計量は、理論的には存在しても現実にはありえない。従って、計量の値の「確からしさ」が判らなければ、その値をどう評価して良いか判らないので扱えない。という考え方が、「不確かさの概念」を用いた現代的な計量の考え方であるとされている。

「不確かさの概念」の導入経緯（GUM：計量における不確かさの表現のガイド）

国際組織における「不確かさの概念」の導入は、1981 年に国際度量衡委員会の要求事項となり、1986 年には BIPM（メートル条約）、ISO（工業標準）、IEC（電気標準）、OIML（法定計量）、IUPAP（物理学会）、IUPAC（化学学会）、IFCC（臨床検査）の共同作業が開始され、1998 年には ILAC（試験所認定）が参加して検討が行われている。

1993 年には、GUM（Guide to the Expression of Uncertainty in Measurement：計量における不確かさの表現のガイド）が編集出版され、「不確かさ概念の明確化」と計量における「不確かさの使用の徹底」が図られた。その後は、1995 年に GUM の訂正版が出版され、国内では 2006 年に不確かさ関連 JIS（Z 8404、Z 8402、Z 8101）が制定された。

我が国の計量法においては、平成 4 年（1992 年）改正（1993 年施行）により計量トレーサビリティ制度（JCSS）が導入され、平成 11 年（1999 年）には基準器検査の器差基準の適合について計量トレーサビリティにより判断する方法（法 103 条 3 項ただし書きの追加改正）が認められた。

なお、平成 4 年以前の計量法には、当然ながら「不確かさ概念」はなかった。現行の計量法において

も、JCSS 及びその関連以外の制度には「不確かさの概念」は入れられていない。

不確かさ評価

「不確かさの評価」（GUM の評価）については、すべての測定結果はばらつくものであり、その「ばらつき」の諸原因を詳細に求めて評価する概念を導入したものとされている。

従来の誤差論（偶然誤差、系統誤差、等）にもとづく測定結果の評価では、真の値が存在することを前提としていたが、現実には真の値を求めることは困難であり、測定結果の評価を実際に即した形で実践するための手法として、「不確かさ評価」の概念が導入されたものである。

不確かさガイドでは、「標準不確かさ：u」、「合成標準不確かさ：uc」、「拡張不確かさ：U=kuc」、「包含係数：k」などの用語を用いて、「タイプ A の評価：自前のデータで統計処理による評価（標準不確かさを実験標準偏差で推定する。）」、「タイプ B の評価：その他の方法による（標準偏差に準じたもの u(xi）を推定する。）」などにより不確かさを求める。

「不確かさ評価」は、校正やトレーサビリティの確保などのための規格やガイドの重要性の高まりとともに、その適合性評価の判断基準としての「不確かさ評価」の重要性がますます高まってきている。

国際計量基本用語集（VIM）における「不確かさ」の定義

VIM（International Vocabulary of Basic and General Terms in Metrology の略）は、「国際計量基本用語集」のことである。

VIM は、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）、OIML（国際法定計量機関）及び BIPM（国際度量衡局）の四つの計量関連国際組織が中心となって 1984 年に初版が編集発行され、1993 年にはさらに三つの国際機関（IFCC、IUPAC、IUPAP）の協力を得て合同 7 機関の共同編集による改訂第 2 版、2007 年には ILAC を加えた 8 機関による見直し編集により改訂第 3 版が発行されている。

「トレーサビリティ」の定義については、VIM の初版（1984 年）にも取り上げられているが、当初は「測定不確かさ」の概念が導入されておらず、第 2 版（1993 年）からその概念が導入された。

「測定不確かさ」の定義については、VIM 第 1 版（1984 年）では「測定量の真の値が存在する範囲を示す推定値」とされていたが、VIM 第 2 版（1993 年）では「測定の結果に付随した、合理的に測定量に結び付けられ得る値のばらつきを特徴づけるパラメータ」とされている。

１０-２公的な計量標準の設定と供給

１０-２-１特定標準器等（国家計量標準）

◆　特定標準器等の指定

① 経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

② 経済産業大臣は、①の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器（以下「特定標準器」という。）を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。

＜法 134 条 1 項、2 項＞

①は、国家標準となる「特定標準器」又は「特定標準物質を製造する器具、機械若しくは装置」を大臣が指定することを規定している。

②は、①により特定標準器を指定する場合において繰り返し用いることが不適当と認めるとき、その

特定標準器に代わり得るもの（いわゆる「特定副標準器」）を併せて指定することを規定している。
①及び②の大臣が指定する具体的な特定標準器等については、告示 210 号[xxxiii]により指定されている。

特定標準器（法 134 条 1 項）

特定標準器の定義は、法 134 条 1 項より、「計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器」である。

具体的には、「キログラム原器」、「長さ用 633nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザー装置」（平成 21 年 7 月快晴により、「協定世界時に同期した光周波数コム装置」を国家標準に指定）など産総研が保管する 46 の計量器、「自己校正型電流比較器」など日電検が保有する 2 つの計量器、（独）情報通信機構が保管する 1 つの計量器などとなっている。

特定副標準器（法 134 条 2 項）

特定副標準器の定義は、法 134 条 2 項より、「特定標準器を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるとき、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるもの」である。（※この用語は、法条文には直接出てこないが、告示において「特定副標準器」とされている。）

具体的には、産総研が保管する「標準分銅」、日電検が保管する「電流比較器」など 26 の計量器などとなっている。

特定標準物質（法 134 条 3 項）

「特定標準物質」の定義は、法 134 条 3 項より、「特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質」である。（※標準物質は品質が劣化しやすいため、当該標準を製造する装置等により製造される標準物質を「特定標準物質」としている。）

具体的には、JQA が保管する熱量標準安息香酸を製造するための精密天びん及び精密熱量測定装置で製造される「熱量標準安息香酸」、CERI が保管する標準ガス又は標準液を製造するための標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調整装置、標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置で製造される「標準ガス」又は「標準液」などとなっている。

◆　特定標準器等の指定の取消し

③　経済産業大臣は、特定標準器又は法 134 条 1 項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質（以下「特定標準物質」という。）が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消しに係る特定標準器について法 134 条 2 項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。

④　経済産業大臣は、法 134 条 2 項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

＜法 134 条 3 項、4 項＞

③は、特定標準器又は特定標準物質が国家標準として不適当となったと認めるとき、大臣はその指定

xxxiii 「告示 210 号」：計量法第 134 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置の指定（平成 19 年 8 月、経済産業省告示第 210 号）の略

を取り消すことができることを規定している。後段は、指定を取り消す特定標準器に特定副標準器（法134条2項）が指定されている場合、その特定副標準器も併せて取り消すことを規定している。

④は、③によらず特定副標準器が不適当となったと認めるとき、大臣はその指定を取り消すことができることを規定している。

◆　特定標準器による校正等

校正等の主体

> 特定標準器若しくは法134条2項の規定による指定に係る計量器（以下「特定標準器等」という。）又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け（以下「特定標準器による校正等」という。）は、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定校正機関」という。）が行う。
>
> ＜法135条1項＞

特定標準器、特定副標準器又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け（「特定標準器による校正等」という）の主体は、大臣、日電検又は大臣が指定した者（「指定校正機関」という）の三者であることを規定している。

指定校正機関については、省令167号[xxxiv]により、現在（平成21年）三つの機関が指定されている。

> 計量法（平成4年法律第51号）を実施するため、計量法135条1項に規定する指定校正機関を指定する省令を次のように定める。
>
> 計量法（平成4年法律第51号）135条1項に規定する指定校正機関として次の者を指定する。
>
> ・　財団法人日本品質保証機構（昭和32年10月28日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう。）計量計測センター
> ・　財団法人化学物質評価研究機構（昭和24年2月8日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう。）東京事業所
> ・　独立行政法人情報通信研究機構　第一研究部門新世代ネットワーク研究センター
>
> ＜省令167号＞

公示

> ②　経済産業大臣は、法135条1項の規定により経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。
>
> 1)　特定標準器による校正等を行う者
> 2)　特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質
> 3)　特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
>
> ③　経済産業大臣は、②の規定による公示に係る特定標準器による校正等をすることができなくなったときは、その旨を公示するものとする。
>
> ＜法135条2項、3項＞

②は、「特定標準器による校正等」（法135条1項）を行う場合、1)校正等を行う者、2)校正等を行う計量器又は標準物質、3)校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を公示することを規定している。

公示は、計量標準供給制度は民間への計量標準の供給を主な目的としているため、広く一般に「特定標準器による校正等」が行われることを周知するために行うとされている。

なお、「特定標準器による校正等」を行う者等は、告示212号[xxxv]により公示されている。

---

xxxiv　「省令167号」：計量法第135条第1項に規定する指定校正機関を指定する省令（平成13年6月4日、経済産業省令第167号）の略

③は、②の「特定標準器による校正等」をすることができなくなった場合、その旨を公示することを規定している。

特定標準器による校正等の義務

経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

＜法 137 条＞

依頼者から「特定標準器による校正等」を行うことを求められたときは、校正等の主体（大臣、日電検、指定校正機関）は正当な理由がある場合以外は行う義務があることを規定している。

１０-２-２指定校正機関

◆　指定の申請

法 135 条 1 項の指定は、経済産業省令（施行則 83 条）で定めるところにより、特定標準器による校正等を行おうとする者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

＜法 138 条＞

指定校正機関の指定は、省令（施行則 83 条）により、業務範囲を限って行うことを規定している。

（指定の申請）

法 138 条の規定により指定を受けようとする者は、様式 74 による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

1)　定款及び登記事項証明書

2)　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表

3)　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書（特定標準器による校正等の業務（以下「校正業務」という。）に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）

4)　次の事項を記載した書面

イ　校正業務に類似する業務の実績

ロ　校正業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ　校正業務を行う施設の概要

ニ　校正業務を行う組織に関する事項

ホ　役員又は事業主の氏名及び履歴、次条に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

ヘ　校正業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

5)　申請者が法 139 条各号の規定に該当しないことを説明した書面

6)　申請者が施行則 83 条の 3 各号の規定に適合することを説明した書類

＜施行則 83 条＞

5)は、指定の「欠格事項」（法 139 条）に該当しないことを説明した書面（誓約書等）である。

6)は、「指定の基準」（施行則 83 条の 3）に適合することを説明した書類である。

---

xxxv　「告示 212 号」：計量法第 135 条第 2 項の規定に基づき、同項 1 号の特定標準器による校正等を行う者、同項 2 号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項 3 号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質（平成 19 年 8 月 6 日、経済産業省告示第 212 号）の略

変更の届出

（変更の届出）
指定校正機関は、指定校正機関又は特定標準器による校正等を行う事業所の名称又は施行則 83 条 4 号ロからへまでの記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式 75 による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜施行則 84 条＞

指定校正機関は、指定申請書記載事項（施行則 83 条 4 号ロからへ）を変更した場合、届出書を大臣へ提出しなければならない。

◆ **欠格条項**

次の各号の一に該当する者は、法 135 条 1 項の指定を受けることができない。
1) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
2) 法 141 条の規定により法 135 条 1 項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（法 134 条 3 項又は 4 項の規定により同条 1 項又は 2 項の規定による指定が取り消されたことに伴い、法 141 条 3 号に該当するものとして法 135 条 1 項の指定を取り消された者を除く。）
3) その業務を行う役員のうちに、1)に該当する者がある者

＜法 139 条＞

1)は、この法律に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えて 2 年を経過しない者である。
2)は、法 141 条による「指定の取消し」を受け 2 年を経過しない者である。、
3)は、業務を行う役員に 1)に該当するものがいないことである。

◆ **指定の基準**

経済産業大臣は、法 135 条 1 項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
1) 特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は法 134 条 1 項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであること。
2) 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
3) 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令（施行則 83 条の 2）で定める構成員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
4) 3)に定めるもののほか、特定標準器による校正等が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令（施行則 83 条の 3）で定める基準に適合するものであること。

＜法 140 条＞

1)は、特定標準器等又は特定標準物質を用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであることを規定している。（※即ち、指定校正機関は、国の代わりに、国家計量標準そのものを用いて校正等を行うものであることを規定している。）
2)は、必要な技術的能力及び経理的基礎を有することを規定している。
3)は、法人については省令（施行則 83 条の 2）で定める構成員であって、業務の公正な実施に支障を及ぼすものでないことを規定している。

4)は、公正中立要件として、省令（施行則 83 条の 3）で定める基準に適合することを規定している。

（指定校正機関の構成員）
法 140 条 3 号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

1) 一般社団法人　社員
2) 会社法（平成 17 年法律 86 号）575 条 1 項の持分会社　社員
3) 会社法 2 条 1 号の株式会社　株主
4) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律 181 号）3 条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）4 条 1 項の農業協同組合　組合員
5) 中小企業等協同組合法 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法 4 条 1 項の農業協同組合連合会　直接又は間接にこれらを構成する者
6) その他の法人　当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

＜施行則 83 条の 2＞

（指定の基準）
法 140 条 4 号の経済産業省令で定める基準は、校正業務の実施に係る組織、校正の方法、手数料の算定の方法その他の校正業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

1) 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
2) 校正を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
3) 前各号に掲げるもののほか、校正業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

＜施行則 83 条の 3＞

◆ 指定の取消し等

経済産業大臣は、指定校正機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1) この節の規定に違反したとき。
2) 法 139 条 1 号又は 3 号に該当するに至ったとき。
3) 法 140 条 1 号に適合しなくなったとき。
4) 法 142 条において準用する法 30 条 1 項の認可を受けた業務規程によらないで特定標準器による校正等の業務を行ったとき。
5) 法 142 条において準用する法 30 条 3 項又は法 37 条の規定による命令に違反したとき。
6) 不正の手段により法 135 条 1 項の指定を受けたとき。

＜法 141 条＞

1)は、8 章 1 節「特定標準器による校正等法」（134 条～法 142 条）に違反したときである。
2)は、指定の「欠格事項」（法 139 条 1 号、3 号）に該当したときである。
3)は、「指定の基準」に適合しなくなったときである。
4)は、「業務規程」違反である。
5)は、「業務規程の変更命令」違反及び「適合命令」違反である。

１０-２-３校正証明書

◆　証明書の交付等

①　経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令（施行則 82 条 1 項）で定める事項を記載し、経済産業省令（施行則 82 条 2 項）で定める標章を付した証明書を交付するものとする。
②　何人も、①に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け（以下「計量器の校正等」という。）に係る証明書に①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
③　②に規定するもののほか、指定校正機関及び法 143 条 1 項の登録を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

＜法 136 条＞

①は、大臣、日電検及び指定校正機関が発行する証明書及び標章は同じであることを規定している。
②は、①に規定する場合以外は「計量器の校正等」に係る証明書に、①の標章（紛らわしい標章含む）を付してはならないことを規定している。
③は、②のほか、指定校正機関及び登録校正機関（法 143 条 1 項）は「計量器の校正等」に係る証明書以外のものに、①の標章（紛らわしい標章含む）を付してはならないことを規定している。

◆　証明書

証明書記載事項

（証明書）
法 136 条 1 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
1)　法 136 条 1 項の証明書（以下この節において「証明書」という。）である旨の表記
2)　証明書の発行番号及び発行年月日
3)　証明書を発行した者の名称
4)　特定標準器による校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び住所
5)　特定標準器による校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号
6)　特定標準器による校正等により得られた値
7)　特定標準器による校正等の方法及び実施条件
8)　特定標準器による校正等の実施年月日

＜施行則 82 条 1 項＞

特定標準器による校正等における証明書記載事項の特徴としては、「依頼者の氏名又は名称及び住所」、「特定標準器による校正等の方法及び実施条件」が記載されることである。
また、証明書には、「校正等の実施年月日」は記載されるが、「有効期間」は記載されない。（※即ち、校正証明書の有効期間はない。）

標章

②　法 136 条 1 項の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。

＜施行則 82 条 2 項＞

１０-２-４準用規定

（準用）

法 28 条の 2、法 30 条から法 32 条まで、法 36 条、法 37 条及び法 106 条 2 項の規定は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、法 28 条の 2 中「法 20 条 1 項」とあるのは「法 135 条 1 項」と、法 37 条中「法 28 条 1 号から 5 号まで」とあるのは「法 140 条 2 号から 4 号まで」と読み替えるものとする。

＜法 142 条＞

前段は、「指定の更新」（法 28 条の 2）、「業務規程」（法 30 条）、「帳簿の記載」（法 31 条）、「業務の休廃止」（法 32 条）、「役員及び職員の地位」（法 36 条）、「適合命令」（法 37 条）、「変更の届出」（法 106 条 2 項）は指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用することを規定している。

後段は、準用において、「知事又は特定市町村の長」は「大臣」に読み替え、「法 20 条 1 項」（指定定期検査機関）は「法 135 条 1 項」（指定校正機関）に読み替え、「法 28 条 1 号から 5 号」（指定の基準）は「法 140 条 2 号から 4 号」へ読み替えることを規定している。

◆　指定の更新

指定校正機関の指定の更新は、指定定期検査機関と同様に「3 年」である。

（指定の更新の手続）

法 142 条において準用する法 28 条の 2 の規定により、指定校正機関が指定の更新を受けようとする場合は、施行則 83 条から施行則 83 条の 3 までの規定を準用する。この場合において、施行則 83 条中「様式 74」とあるのは、「様式第 74 の 2」と読み替えるものとする。

＜施行則 83 条の 4＞

◆　業務規程

（業務規程）

① 指定校正機関は、法 142 条において準用する法 30 条 1 項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式 76 による申請書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

② 法 142 条において準用する法 30 条 2 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

1) 校正業務の範囲に関する事項
2) 校正業務を行う時間及び休日に関する事項
3) 校正業務を行う場所に関する事項
4) 手数料の収納の方法に関する事項
5) 証明書の発行に関する事項
6) 特定標準器による校正等の実施記録及び証明書の記載内容及び保存に関する事項
7) 校正業務に従事する者の教育及び訓練に関する事項
8) 校正業務に従事する者の配置に関する事項
9) 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質の管理及び精度維持に関する事項その他校正業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有していることを定期的に確認する方法に関する事項

10)　前各号に掲げるもののほか校正業務に関し必要な事項

③　指定校正機関は、法 142 条において準用する法 30 条 1 項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式 77 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜施行則 85 条＞

◆　**帳簿の記載**

（帳簿の記載）

①　法 142 条において準用する法 31 条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

1)　特定標準器による校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

2)　特定標準器による校正等の依頼を受けた年月日及び受付番号

3)　特定標準器による校正等の依頼内容

4)　特定標準器による校正等の依頼に係る計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号

5)　特定標準器による校正等を行った年月日

6)　特定標準器による校正等を行った者の氏名

7)　証明書の発行番号及び発行年月日

②　指定校正機関は、特定標準器による校正等を行った後、遅滞なく、前項に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

③　法 142 条において準用する法 31 条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して、五年とする。

＜施行則 86 条＞

帳簿の保存期間は、最終記載の日から 5 年である。

（電磁的方法による保存）

①　施行則 86 条 1 項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法 142 条において準用する法 31 条の規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

②　①の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

＜施行則 86 条の 2＞

◆　**業務の休廃止**

（業務の休廃止）

指定校正機関は、法 142 条において準用する法 32 条の規定により校正業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式 78 による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜施行則 87 条＞

指定校正機関が業務を休廃止するときは、3 ヶ月前までに大臣へ届け出なければならない。

◆　**事業所の変更の届出**

（事業所の変更の届出）

指定校正機関は、法 142 条において準用する法 106 条 2 項の規定により校正業務を行う事業所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式 79 による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

＜施行則 88 条＞

指定校正機関が事業所の所在地を変更しようとするときは、大臣に届け出なければならない。

◆　手数料の認可等

（手数料の認可等）

研究所、機構、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、法 158 条 2 項の規定による手数料の認可を受けようとするときは、様式 80 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

＜施行則 89 条＞

産総研、NITE、日電検又は指定校正機関が手数料の認可（変更認可を含む）を受けようとするときは、大臣へ申請書を提出しなければならない。

１０-３民間の計量標準の設定と供給（校正事業者登録制度）

１０-３-１JCSS登録

◆　登録の申請

（登録）

計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令（施行則 91 条）で定める。

＜法 143 条 1 項＞

計量器の校正等の事業は、校正等を行う物象の状態の量ごとに大臣へ申請することができる。この場合の登録に関する手続は、省令（施行則 91 条）で定められている。

（登録の申請）

法 143 条 1 項の規定により登録を受けようとする者は、計量器の校正等の事業を行う事業所について様式 81 による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。

1)　一般社団法人若しくは一般財団法人にあっては、定款及び登記事項証明書並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画
2)　1)以外の者にあっては、事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの
3)　申請に係る計量器又は標準物質に係る法 136 条 1 項又は法 144 条 1 項の証明書の写し
4)　登録を受けようとする施行則 90 条 1 項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類
5)　計量器の校正等の実施の方法を定めた書類
6)　次の事項を記載した書面
　イ　計量器の校正等の事業（以下「校正事業」という。）に類似する事業の実績
　ロ　校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
　ハ　校正事業を行う施設の概要
　ニ　校正事業を行う組織に関する事項
　ホ　校正事業に従事する者の氏名及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績

＜施行則 91 条＞

4)は、登録区分の技能試験に参加し、その結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類を添付することを規定している。

なお、登録申請手続の詳細については、NITE 認定センター「JCSS 登録申請書類作成のための手引き（第 7 版)」（平成 19 年 4 月 1 日）に示されている。

登録区分

（登録に係る区分）

法 143 条 1 項の登録に係る物象の状態の量は法 2 条 1 項 1 号及び 2 号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構（NITE）が別に定める。

1) 長さ
2) 質量
3) 時間及び周波数
4) 温度
5) 光度、放射強度、光束、輝度及び照度
6) 角度
7) 体積
8) 速さ、質量流量及び流量
9) 加速度及び振動加速度レベル
10) 電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって、直流又は周波数が主として一メガヘルツ以下のもの
11) 電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として一メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度
12) 密度、濃度、比重及び屈折度
13) 力
14) 力のモーメント
15) 圧力
16) 粘度及び動粘度
17) 熱量
18) 熱伝導率及び比熱容量
19) 音響パワー及び音圧レベル
20) 濃度
21) 中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度
22) 硬さ
23) 衝撃値
24) 湿度

＜施行則 90 条 1 項＞

JCSS 登録の区分は、24 区分とし、区分の名称は NITE が別に定めることとなっている。

登録申請手数料の減額措置（手数料令別表 1（12 号）の適用の有無）

登録を受けようとする事業所が施行則 91 条の 4 に該当する場合は、手数料令別表 1（12 号）が適用され、登録の基準が JCSS と類似する場合として登録申請手数料の減額措置が受けられることとなっている。

この場合は、申請書に適用（該当）の有無を記載し、該当する場合は施行則 91 条の 5 に定める書類を添付することとなっている。（※該当する場合は、事前に認定センターに相談することとされている。）

校正等を行う物象の状態の量

この節において「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」とは、計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力並びに施行則 90 条の 2 に定める校正手法の区分の組み合わせをいう。なお、計量器等の種類については機構が別に定めるものとし、校正範囲及び最高測定能力とは次に掲げるものをいう。

1) 校正範囲

標準となる計量器又は標準物質によって計量器の校正等が行われる範囲

2) 最高測定能力

国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ

＜施行則 90 条 2 項＞

「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量（標準物質の値付けを含む）」は、計量器等の種類、校正範囲、最高測定能力及び校正手法の区分（施行則 90 条の 2）の組み合わせであることを定義している。

1)は、「校正範囲」は「標準となる計量器又は標準物質によって計量器の校正等が行われる範囲」であることを定義している。

2)は、「最高測定能力」は国際度量衡委員会の定めるものであって、登録等の範囲内で達成できる測定の最小不確かさであることを定義している。

最高測定能力

「最高測定能力」とは、国際度量衡委員会が定めた定義であって、「ある測定量（measurand）の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器等の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ」を言うとされている。

「最高測定能力」の解説については、NITE 認定センター「JCSS 登録の一般要求事項（第 11 版）」（平成 21 年 5 月 25 日）により示されている。

最高測定能力： 国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量（measurand）の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ

備考 1： 最高測定能力は、登録事業者の登録の範囲を定義するのに用いられるパラメータの一つであり、その他のパラメータには物理量の種類、校正方法、校正対象物の種類、測定範囲などがある。

備考 2： 最高測定能力は、登録証にその他のパラメータとともに明記される。また、認定センター

がウェブサイト上のホームページ等により公表する登録事業者のダイレクトリにも記載され、登録事業者の潜在的顧客に対し必要な情報を提供するために用いられる。

備考 3： 最高測定能力の定義の中で「登録等の範囲の内で」という用語を使用しているが、これは JCSS として「最高測定能力」という用語を使用する場合に申請事業者及び登録事業者が登録を受ける／受けた事業の登録の範囲の内で達成できる最も小さい測定の不確かさを意味し、必ずしもその事業者が持つ最高水準の能力（最小不確かさ）を意味するものではない。また、校正証明書に記載する不確かさに、最高測定能力を濫用してはならない。同時に、最高測定能力の定義は、登録事業者がその登録において最高測定能力より小さい測定の不確かさを主張する権利が与えられていないことを示している。実際の校正プロセスが測定の不確かさを大きくすることが実証されるときは、最高測定能力を示す不確かさよりも大きな不確かさを記述するよう求められているということである。概して、校正対象機器はその仕様に応じて、不確かさにある程度の寄与を与える。したがって、実際の測定の不確かさは決して最高測定能力より小さくならない。実際の不確かさを記述する際には、登録事業者は GUM の原則を適用するよう求められる。

備考 4： 最高測定能力は、その測定範囲を示すパラメータによる数式で記述されることが望ましい。それが困難な場合は、校正の範囲を細分してその測定範囲ごとの不確かさを示すものとする。

＜NITE「JCSS 登録の一般要求事項（第 11 版）」（平成 21 年 5 月 25 日）抜粋＞

測定の不確かさの表現（ISO/IEC 17025 5.4.6 項）

JCSS 校正事業においては、その登録校正における測定の不確かさは、登録された最高測定能力より小さい数値であってはならない。

JCSS 校正事業においては、測定結果を GUM に基づいて評価し、拡張不確かさの形で測定結果とともに表示することを原則とする。この場合において校正証明書に記載する拡張不確かさは信頼の水準 95%に対応する区間とし、包含係数(k)を決定すること。なお、包含係数 2 が信頼の水準 95%に対応する区間を与える場合、k=2 を採用する。ただし、タイプ A 又はタイプ B によって評価された不確かさについて、ある要因の自由度が全体の不確かさの有効自由度に重大に寄与する場合は、その場合の有効自由度を評価し、GUM 付属書 G に従って適切な包含係数を算出し、校正証明書に表記しなければならない。

＜NITE「JCSS 登録の一般要求事項（第 11 版）」（平成 21 年 5 月 25 日）抜粋＞

「校正手法の区分の呼称」及び「計量器等の種類」

（計量器等の区分）

手数料令別表 1（8 号）下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分（以下「計量器等の区分」という。）は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び最高測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異ならない校正手法として経済産業大臣が告示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。

＜施行則 90 条の 2＞

この条文は、平成 17 年 3 月に追加されたものである。

ただし書の「大臣が告示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分」については、告示 76 号[xxxvi]

[xxxvi] 「告示 76 号」：計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく校正手法を定める件（平成 21 年 4 月 13 日、経済産業省告示第 76 号）の略

により定められている。

なお、施行則 90 条の 2 のただし書きに基づく校正手法の区分の告示が行われているもののうち計量器等の種類が定められていないものについては、JCSS 等技術委員会分野別分科会等で準備ができた時点で順次追加していくこととされている。

◆ 登録の要件

経済産業大臣は、法 143 条 1 項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

1) 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
2) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。

＜法 143 条 2 項＞

JCSS 登録を行うためには、「常用参照標準の保有」及び「マネジメントシステムの構築」の二つの要件を満たさなければならない。

特定二次標準器等又は常用参照標準の保有（法 143 条 2 項 1 号）

法 143 条 2 項 1 号に適合するためには、次のいずれかを満たすということです。

① 特定標準器又は特定副標準器（以下「特定標準器等」という。）による校正若しくは特定標準物質による値付け（以下「特定標準器による校正等」という。）をされた計量器又は標準物質（以下「特定二次標準器等」という。）を保有し、この特定二次標準器等を用いて校正事業を行うものであること。

② 特定標準器等に連鎖して段階的に校正又は値付けされた計量器又は標準物質（以下「常用参照標準」という。）を用いて校正事業を行うものであること。

＜NITE「JCSS 登録の取得と維持のための手引き（第 9 版）」（平成 19 年 4 月 1 日）抜粋＞

「特定二次標準器」と「常用参照標準」

「特定二次標準器」とは、特定標準器による校正等を受けた計量器をいい、この用語に標準物質を含める場合には「特定二次標準器等」という用語が使用される。

「常用参照標準」とは、法 143 条 2 項 1 号に規定される「特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質」のうち特定二次標準器以外であって、該当する測定量において申請事業者及び登録事業者が保有する最上位の計量器又は標準物質をいう。

校正周期（施行則 93 条）

（校正等の期間）

登録事業者が計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質の校正等（以下この条において「校正等」という。）の期間は、校正等を行った日の翌月の一日から一年とする。ただし、機構が定めるものにあっては、それぞれ別に定める期間とする。

＜施行則 93 条＞

常用参照標準については、施行則 93 条に規定された期間（以下「校正周期」という。）を既に経過している場合には、再び校正等を実施する必要があるとされている。

マネジメントシステムの構築（法 143 条 2 項 2 号）

法 143 条 2 項 2 号に適合するためには、JCSS 登録の一般要求事項に定める要求事項に適合したマネジメントシステムを有することが要求されます。これには、JIS Q 17025（ISO/IEC 17025）の校正機関に該当する要求事項が採用されています。詳しくは、「JCSS 登録の一般要求事項」を参照してください。

また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されていなければいけません。申請事業者は、申請に際して、申請する校正事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を記載した最上位文書である品質マニュアル、校正手順や方法を定めた書面（以下「校正マニュアル」という。）、校正の不確かさの見積方法を定めた書面（以下「不確かさ見積マニュアル」という。）及びバジェット表などを添付書類として提出する必要があります。品質マニュアルの作成に関しては、「品質マニュアル作成の手引き」も併せて参照ください。

なお、認定センターでは、申請範囲の事業については少なくとも現地審査までにはマネジメントシステムの運用を開始し、内部監査とマネジメント・レビューを JIS Q17025 の全項目について実施し、予め JIS Q 17025 への全体的な適合性を自己確認していただくようお願いしています。

＜NITE「JCSS 登録の取得と維持のための手引き（第 9 版）」（平成 19 年 4 月 1 日）抜粋＞

校正等を実施する技術的能力の証明

また、JIS Q 17025（ISO/IEC 17025）5.9 の規定に関連して、登録申請の全ての範囲について、校正等を実施する技術的能力がなければなりません。ここで「校正等を実施する技術的能力」とは、校正用機器、施設等のハード面と技術管理者、校正従事者、校正マニュアル等のソフト面について総合的な技術的能力を有していることを言います。

校正等の技術的能力の証明の方法としては、原則として以下の方法によらなければなりません。

① 認定センターが実施する技能試験
② JIS Z 0043 に基づいて外部の技能試験プロバイダが実施する技能試験。ただし、その運営が JIS Z 0043 に基づき運営されたことが記録等で確認できることが必要です。
③ APLAC 等の国際機関が実施する技能試験プログラム
④ ILAC/APLAC MRA 署名機関が実施する又は承認している技能試験

申請に当たっては、登録を受けようとする事業の範囲において技能試験に参加した実績があれば、技能試験の主催者が発行する報告書等の写しを添付してください。（外部の技能試験の結果を添付する場合は JIS Z0043 で運営された技能試験であることがわかる書面も添付して下さい。）

申請した事業者は、登録を受ける前に申請範囲の中で少なくとも一つの校正方法（ただし、申請に係る計量器等の区分を必ず含むものとする）について上記①～④のいずれかの方法による技能試験に参加し、良好な結果（結果が適合と判定されることを意味するほか、不適合な結果であった場合でも適切な原因究明及び必要な改善が実施され、その証拠提示により技術能力が適切であることを実証できた場合も意味する。）を得なければなりません。

ただし、その申請範囲において適切な技能試験がない、又は技能試験の時期が申請時に利用できない等の理由により申請事業者が技術能力を証明できない場合には、審査チームによる測定監査に

より技術的能力の確認をします。測定監査実施時の結果の取扱いについては①～④と同様です。
＜NITE「JCSS 登録の取得と維持のための手引き（第 9 版）」（平成 19 年 4 月 1 日）抜粋＞

◆ **登録簿**

法 143 条 1 項の登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
1) 登録年月日及び登録番号
2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
3) 登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地
4) 登録を受けた者が行うのが計量器の校正か、又は標準物質の値付けかの別
5) 登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

＜法 143 条 3 項＞

登録簿の記載事項は、1)から 5)までであることを規定している。

登録証

（登録証の交付）
① 機構は、法 143 条 1 項の登録をしたときは、当該登録をした計量器の校正等の事業を行う事業所に係る登録事業者に、次に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。
1) 登録年月日、登録番号及び有効期限
2) 登録を受けた者の氏名又は名称
3) 登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地並びに事業所が恒久的施設かそれ以外のものかの別
4) 登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量
② ①の規定は、法 144 条の 2（1 項）の登録の更新に準用する。

＜施行則 91 条の 2＞

◆ **登録の更新**

① 法 143 条 1 項の登録は、三年を下らない政令（施行令 38 条の 2）で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
② 法 143 条の規定は、①の登録の更新に準用する。

＜法 144 条の 2＞

①は、JCSS 登録は政令で定める期間ごとに更新しなければならないことを規定している。
②は、法 143 条規定（申請、登録要件、登録簿、等）は更新の際に適用されることを規定している。

（校正等の事業を行う者の登録の有効期間）
法 144 条の 1 項の政令で定める期間は、四年とする。

＜施行令 38 条の 2＞

JCSS 登録の有効期間は 4 年となっている。

更新申請

（登録の更新の申請）
登録事業者は、法 144 条の 2（1 項）の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録

の有効期間が満了する日の 5 月前までに、様式 81 の 2 による申請書に施行則 91 条各号に掲げる書類を添えて、機構に提出しなければならない。ただし、既に機構に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

＜施行則 91 条の 3＞

ただし書は、登録申請時の提出書類の内容に変更がない場合、その旨を申請書に記載して当該書類の添付を省略することができることを規定している。

◆ 登録の取消し

経済産業大臣は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

1) 法 143 条 2 項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
2) 不正の手段により法 143 条 1 項の登録を受けたとき。

＜法 145 条＞

1)は、登録要件（法 143 条 2 項）に適合しなくなったときである。

登録証の返納

（登録証の返納）

登録事業者は、法 144 条の 2（1 項）の規定によりその効力を失ったとき又は法 145 条の規定により登録が取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を返納しなければならない。

＜施行則 95 条の 2＞

登録事業者は、「登録の有効期間経過」又は「登録の取消し」を受けた場合、その登録証を返納しなければならない。

◆ 準用規定

法 41 条、法 65 条及び法 66 条の規定は、登録事業者に準用する。

＜法 146 条＞

これは、「承継」（法 41 条）、「廃止の届出」（法 65 条）、「廃止による指定の失効」（法 66 条）について、JCSS 登録に準用することを規定している。

変更届

（変更の届出）

① 登録事業者は、次の各号に掲げる記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式 82 による届出書を機構に提出しなければならない。

1) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（次項の適用を受ける場合を除く。）
2) 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称
3) 計量器等の種類（種類を削除したときに限る。）
4) 校正範囲（校正範囲を縮小したときに限る。）
5) 最高測定能力を示す不確かさ（不確かさを大きくしたとき（次号に掲げる場合を除く。）に限る。）
6) 施行則 91 条 3 号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる最高測定能力を示す不確かさ

7)　施行則 91 条 5 号及び 6 号ロからホまでの記載事項

②　施行則 7 条 2 項の規定は、登録事業者に準用する。この場合において、同項中「法 41 条」とあるのは「法 146 条において準用する法 41 条」と、「届出製造事業者」とあるのは「登録事業者」と、「法 142 条 2 項の事実」とあるのは「その事実」と、「様式 4」とあるのは「様式 82 の 2」と、「様式 6 の 2」とあるのは「様式 82 の 3」と読み替えるものとする。

③　前二項の規定に基づく届出書の提出を行う場合において、施行則 91 条の 2 に規定する記載事項に変更がある場合は、同条の登録証を返納しなければならない。

④　③の場合において、機構は、新たな登録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付するものとする。

＜施行則 92 条＞

③及び④は、登録証記載事項に変更があった場合、その登録証を返納し、新たな登録証の交付を受けなければならないことを規定している。

廃止届

（廃止の届出）

登録事業者は、法 146 条において準用する法 65 条の規定により登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、様式 83 による届出書を機構に提出するとともに、その所持する登録証を返納しなければならない。

＜施行則 95 条＞

登録事業を廃止したときは、廃止届を NITE に提出するとともに、その登録証を返納しなければならない。

１０-３-２校正証明書

◆　証明書の交付

（証明書の交付）

①　法 143 条 1 項の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、同条 2 項 1 号の特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令（施行則 1 項）で定める事項を記載し、経済産業省令（施行則 94 条 2 項）で定める標章を付した証明書を交付することができる。

②　登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その登録事業者は、①の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。

③　何人も、前二項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

④　③に規定するもののほか、登録事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、①の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

＜法 144 条＞

①は、JCSS 登録事業者は特定二次標準等又は参照標準を用いて計量器の校正等を行った場合、省令で定める事項を記載し省令で定める標章を付した証明書を交付することができることを規定している。

②は、登録事業者が計量器（標準物質）を自ら販売又は貸し渡す場合、①の証明書を付して販売又は貸し渡すことができることを規定している。

③は、①に規定する場合以外は「計量器の校正等」に係る証明書に、①の標章（紛らわしい標章含む）を付してはならないことを規定している。

④は、③のほか、登録事業者は「計量器の校正等」に係る証明書以外のものに、①の標章（紛らわしい標章含む）を付してはならないことを規定している。

◆　証明書

証明書記載事項

（証明書）

法 144 条 1 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う場合は、4 号に掲げる事項の記載は省略することができる。

1)　法 144 条 1 項の証明書（以下この節において「証明書」という。）である旨の表記
2)　証明書の発行番号及び発行年月日
3)　証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び押印又は署名
4)　計量器の校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び住所
5)　計量器の校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号
6)　計量器の校正等により得られた値及びその値に付随する情報
7)　計量器の校正等の方法及び実施条件並びにこれらに付随する情報
8)　計量器の校正等の実施年月日

＜施行則 94 条 1 項＞

4)については、登録事業者が計量器（標準物質）を自ら販売又は貸し渡す場合は省略できる。

なお、校正証明書の発行に当たっては、登録申請時に認定機関に提出した手順及び様式を用いることとされ、申請時に登録している様式と異なる校正証明書を発行する場合は「変更の届出」の手続きを行うこととされている。

標章

法 144 条 1 項の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。

JCSS

＜施行則 94 条 2 項＞

標章の取扱いの詳細については、NITE 認定センター「JCSS 登録の一般要求事項（第 11 版）」（平成 21 年 5 月 25 日）により、示されている。

8.2　標章

(1) 標章の形状・比率については、施行則 94 条 2 項に定めるとおりとする。

(2) 標章の色は、標章全体同一色を原則とする。

8.3　校正証明書に使用する場合の要求事項

8.3.1　校正証明書等の様式

登録事業者は、標章付きの校正証明書、必要な場合は、標章付きの外国語による校正証明

書の様式を事前に認定センターに届け出なければならない。

8.3.2　校正証明書に標章を付す場合の登録番号の記載

校正証明書に標章を付す場合には、8.2 項に定める標章の文字"CSS"下に登録番号（４桁）を付すこと。（下図 1 参照）　また、校正ラベルを用いた校正器物に対する校正証明書に標章を付す場合には、8.2 項に定める標章の文字"CSS"下に JCSS 及び４桁（半角大文字）で示された登録番号を付すこと（下図 2 参照）。

8.3.3　校正証明書の複写

登録事業者は、顧客による校正証明書のカラーコピー等による複写を、原則的に禁止しなければならない。ただし、その複写の表面に「ＣＯＰＹ」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。

8.4　宣伝等における標章の使用

登録事業者は、自身の登録資格の宣伝等の目的のために標章を使用する場合には、次に定める事項を遵守しなければならない。

8.4.1　標章は、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい使用をしてはならない。

8.4.2　標章は、単独で校正証明書以外に使用することはできないが、校正事業者登録制度の普及及び啓発の必要性に鑑み、以下の条件を満たす場合、カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書に標章の使用を認める。

(1) 標章は、標章を説明する文章の中で用いる。

(2) 説明する文章の文字の大きさは、読みとれる大きさ以上とする。

付属書 5 に使用可の例及び使用不可の例を示す。例以外の使用については、事前に認定センターの承認を得ること。

＜NITE「JCSS 登録の一般要求事項（第 11 版）」（平成 21 年 5 月 25 日）抜粋＞

１１雑則

１１-１報告

１１-１-１報告の徴収

報告の徴収は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、事業者から報告の徴収することができるものである。

①　経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令（施行令 39 条）で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者（特定商品であってその特定物象量に関し密封をし、その容器又は包装にその特定物象量を表記したもの（以下「特定物象量が表記された特定商品」という。）を販売する者を含む。法 148 条 1 項において同じ。）に対し、その業務に関し報告させることができる。 ②　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。 ③　都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。 ＜法 147 条＞

①は、大臣、知事、特定市町村がその業務に関して報告させることができる事業者を規定している。

②は、大臣は指定検定機関、特定計量証明認定機関、指定校正機関に対して、その業務又は計理の状況に関し報告させることができることを規定している。

③は、知事又は特定市町村は指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対して、その業務又は計理の状況に関し報告させることができることを規定している。

◆　大臣、知事、特定市町村への報告

（報告の徴収） 法 147 条 1 項の規定により経済産業大臣（法 168 条の 5（5 号）の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構に法 147 条 1 項に規定する事務を行わせる場合にあっては、独立行政法人製品評価技術基盤機構）又は都道府県知事若しくは特定市町村の長が報告させることができる事項は、別表 6 の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 ＜施行令 39 条 1 項＞

大臣、知事、特定市町村が報告させることができる対象者及び報告内容は、施行令別表 6 で掲げるとおりであることを規定している。

報告対象者及び報告の内容（施行令別表 6）

1)　法 41 条の届出製造事業者 イ　工場又は事業場ごとの製造又は修理をした特定計量器の種類及び数 ロ　特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況 ハ　法 43 条又は法 47 条の規定による検査の実施状況 2)　施行令 14 条各号に掲げる特定計量器の製造の事業を行う者 法 53 条 1 項の技術上の基準への適合のために講じた措置及びその実施状況

3) 法 79 条 1 項の承認製造事業者
　イ　法 84 条 1 項の表示を付した特定計量器の型式及び数
　ロ　製造技術基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
4) 法 94 条 1 項の指定製造事業者
　イ　法 96 条 1 項の表示を付した特定計量器の型式及び数
　ロ　品質管理の状況
　ハ　法 95 条 1 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況
　ニ　法 95 条 2 項の規定による検査の実施状況
5) 法 46 条 2 項の届出修理事業者
　イ　事業所ごとの修理をした特定計量器の種類及び数
　ロ　特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況
　ハ　法 47 条の規定による検査の実施状況
6) 法 51 条の規定による届出をした施行令 13 条で定める特定計量器の販売の事業を行う者
　イ　営業所ごとの販売をした当該特定計量器の種類及び数
　ロ　法 52 条 1 項の遵守すべき事項の遵守のために講じた措置及びその実施状況
7) 法 61 条の指定製造者
　イ　製造をした特殊容器の種類及び数
　ロ　特殊容器の製造及び検査の状況
　ハ　法 63 条 1 項の表示を付した特殊容器の型式及び数
8) 法 68 条の特殊容器輸入者
　特殊容器の輸入に係る取引の状況
9) 施行令 14 条各号に掲げる特定計量器の輸入の事業を行う者
　イ　輸入をした当該特定計量器の種類及び数
　ロ　法 53 条 1 項の技術上の基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
10) 法 81 条 3 項の承認輸入事業者
　イ　法 84 条 1 項の表示を付した特定計量器の型式及び数
　ロ　製造技術基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
11) 計量士
　特定計量器の検査の業務の状況
12) 法 144 条 1 項の登録事業者
　イ　計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質の状況
　ロ　計量器の校正等の業務の状況
13) 法 110 条 1 項の計量証明事業者
　イ　計量証明の件数
　ロ　計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の状況
　ハ　法 109 条 2 号の計量管理（以下単に「計量管理」という。）の状況
　ニ　法 110 条 1 項の事業規程の実施状況
14) 法 121 条の 3（1 項）の認定特定計量証明事業者
　イ　特定計量証明事業（法 121 条の 2 の特定計量証明事業をいう。以下同じ。）に係る計量証明の件数
　ロ　特定計量証明事業の業務の状況
15) 適正計量管理事業所の指定を受けた者

イ　法 128 条 1 号の検査の実施状況
ロ　計量管理の状況
16)　特定商品（法 12 条 1 項の特定商品をいう。以下同じ。）の販売の事業を行う者（次号に掲げる者を除く。）
イ　販売をした特定商品（その特定物象量（法 12 条 1 項の特定物象量をいう。以下同じ。）に関し密封（法 13 条 1 項の密封をいう。以下同じ。）をされ、その容器又は包装にその特定物象量が表記されたものを除く。）の種類
ロ　特定物象量の計量及び表示の状況
17)　特定商品をその特定物象量に関し密封をし、その容器又は包装にその特定物象量を表記して販売する者
イ　販売をした特定物象量が表記された特定商品の種類及び数
ロ　特定物象量の計量及び表記の状況
18)　密封をされた特定商品の輸入の事業を行う者
イ　輸入して販売した当該特定商品の種類及び数
ロ　法 14 条の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況

＜施行令別表 6＞

6)は、家庭用特定計量器を除く特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の販売報告を規定している。

9)は、家庭用特定計量器の輸入事業者に対する報告規定である。(※家庭用特定計量器については、販売等の事業を行う者に対して全ての報告を徴収することは実態として過大な負担をかけることなどから、家庭用特定計量器の輸入事業者にのみ報告徴収の義務を適用し、輸入家庭用計量器の数量的把握に止めているものであるとされている。)

◆　大臣への報告

②　経済産業大臣が法 69 条 1 項の指定外国製造者に対し同条 2 項 1 号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。
1)　製造をした特殊容器（法 17 条 1 項の特殊容器をいう。以下同じ。）の種類及び数
2)　特殊容器の製造及び検査の状況
3)　法 69 条 1 項において準用する法 63 条 1 項の表示を付した特殊容器の型式及び数
③　経済産業大臣が法 89 条 2 項の承認外国製造事業者に対し同条 5 項 1 号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。
1)　法 89 条 4 項において準用する法 84 条 1 項の表示を付した特定計量器の型式及び数
2)　製造技術基準（法 80 条の製造技術基準をいう。以下同じ。）への適合のために講じた措置及びその実施状況
④　経済産業大臣が法 101 条 2 項の指定外国製造事業者に対し同条 3 項において準用する法 89 条 5 項 1 号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。
1)　法 101 条 3 項において準用する法 96 条 1 項の表示を付した特定計量器の型式及び数
2)　品質管理の状況
3)　法 101 条 2 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況
4)　法 101 条 3 項において準用する法 95 条 2 項の規定による検査の実施状況

＜施行令 39 条 2 項～4 項＞

②は、指定外国製造者（法 69 条 1 項）に大臣が報告徴収できる事項について、製造した特殊容器の

種類及び数、その製造及び検査の状況、特殊容器表示を付した型式及び数であることを規定している。

③は、承認外国製造事業者（法 89 条 2 項）に大臣が報告徴収できる事項について、型式承認表示を付した型式及び数、製造技術基準適合の措置及びその実施状況であることを規定している。

④は、指定外国製造事業者（法 101 条 2 項）に大臣が報告徴収できる事項について、基準適合証印を付した型式及び数、品質管理の状況、検定の合格条件への適合措置及び実施状況、その検査の実施状況であることを規定している。

１１-１-２年度報告

計量法に基づく「報告」には、法施行の必要な限度において「徴収」（法 147 条）する報告と、あくまで行政管理として統計的把握のために行われるものがある。従って、後者については、罰則の適用は課されていない。

（定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士等）

次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。（表略）

＜施行則 96 条＞

この規定は、前年度の実績等を報告させるものであり、いわゆる「年度報告」と言われている

提出期限については、JCSS 登録は「当該年度終了後 60 日を経過する日まで」、それ以外は「当該年度終了後 30 日を経過する日まで」である。

◆　年度報告の報告義務者及び提出先（施行則 96 条）

1)　法 25 条 1 項及び法 120 条 1 項の規定による検査を行う計量士（様式 84 による報告書）
　その検査をした場所を管轄する都道府県知事（法 25 条 1 項の検査にあっては、都道府県知事又は特定市町村の長）

2)　届出製造事業者（様式 85（指定製造事業者にあっては様式 86）による報告書）
　電気計器に係る場合にあっては機構（当該電気計器の製造の事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては経済産業局長）、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあってはその事業に係る主たる工場若しくは事業場又は事業所の所在地を管轄する都道府県知事

3)　届出修理事業者（様式 87 による報告書）
　電気計器に係る場合にあっては機構（当該電気計器の修理の事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては経済産業局長）、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては届出をした都道府県知事。

4)　施行令 14 条に掲げる特定計量器の輸入の事業を行う者（様式 88 による報告書）
　その主たる事業場の所在地を管轄する都道府県知事

5)　指定製造者（指定を受けた工場又は事業場ごとに作成した様式 89 による報告書）
　その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事

6)　計量証明事業者（登録を受けた事業所ごとに作成した様式 90 による報告書）
　その登録をした都道府県知事

6 の 2)　認定特定計量証明事業者（認定を受けた事業所ごとに作成した様式 90 の 2 による報告書）
　その認定をした認定機関等

7)　適正計量管理事業所の指定を受けた者（指定を受けた事業所ごとに作成した様式 91 による報告書）
　国の事業所についてはその事業所の所在地を管轄する経済産業局長、その他の事業所についてはそ

の事業所の所在地を管轄する都道府県知事

8) JCSS 登録事業者（様式 92 による報告書）
NITE（提出期限：当該年度終了後 60 を経過する日まで）

１１-２立入検査

１１-２-１立入検査の権限主体と立入検査対象

◆　立入検査とは

立入検査とは、適正な計量の実施を確保するため、計量法に規定されている諸制度が実質的に遵守されるよう、大臣、知事及び特定市町村の長が一定の限度において、その職員に立入検査させる権限を与えているものである。

立入検査は、行政機関の職員が強制的に立ち入るものであり、立入検査を受ける側から見れば相当な権利や自由の制限になるものであるため、公益上必要な最小限に止めるべきものである。

従って、立入検査権限の行使については、「法定計量単位による取引又は証明をする者」に限定されるものであり、取引又は証明上の適正な計量の確保を図るための必要最小限の範囲に限られるとされている。

以上のことから、計量法における立入検査の規定は、「立入検査できる者」、「立入検査できる場所」、「立入検査行為の内容」について、限定列挙した形で規定されている。

◆　大臣、知事及び特定市町村の長（三者）の立入権限

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

＜法 148 条 1 項＞

大臣、知事及び特定市町村の長の三者は、その職員に①「届出製造（修理）事業者、販売事業者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、JCSS 登録事業者、取引若しくは証明における計量をする者」の②「工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫」に立ち入り、③「計量器、計量器の検査のための器具、若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査又は関係者に質問させること」ができる。

従って、立入検査は、大臣、知事、特定市町村の長の命を受けた職員が①（立入検査対象者）の②（立入検査場所）へ立ち入り、③（立入検査行為の内容）を行うことができると規定されている。（※この場合の立入検査権限は、三者同等と解されている。）

「取引若しくは証明における計量をする者」

「取引若しくは証明における計量をする者」については、「取引における計量をする者」には生産工場や問屋及び小売商が含まれ、「証明における計量をする者」の代表的なものとしては計量証明事業者であるとされている。

◆　大臣のみの立入権限

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量

証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

＜法 148 条 2 項＞

大臣は、その職員に「指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関」（立入検査対象者）の「事務所又は事業所」（立入検査場所）に立ち入り、「業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査又は関係者に質問させること」（立入検査行為）ができると規定されている。

◆　知事及び特定市町村の長（二者）のみの立入権限

都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

＜法 148 条 3 項＞

知事又は特定市町村の長は、その職員に「指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関」（検査対象者）の「事務所又は事業所」（検査場所）に立ち入り、「業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査又は関係者に質問させること」（検査行為）ができると規定されている。（※この場合の立入検査権限は、二者同等である。）

◆　身分証明書の携帯

法 148 条 1 項から 3 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

＜法 148 条 4 項＞

立入検査権限を与えられた職員は、その要請の有無に係わらず、必ずその身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないことを規定している。

これは、行政機関の職員が私人の事業所等に立ち入ることは私権の制限となるため、立入検査権限を行使する者が正当にこれを行うものであることを証明するため、設けられたものである。

（身分を示す証明書）

法 148 条 4 項の身分を示す証明書は、様式 93 によるものとする。

＜施行則 104 条＞

◆　犯罪捜査との区別

法 148 条 1 項から 3 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

＜法 148 条 5 項＞

これは、憲法 35 条により住所の不可侵が定められていることから、行政機関の職員が裁判官の令状なく立入検査することは違憲となる疑問の余地を生じるため、設けられたものである。従って、違憲ではないことを明らかにするためには、立入検査権限を認めた規定の後に、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」という規定を設けることとされている。

１１-２-２計量器等の提出

◆　計量器等の提出命令

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法 148 条 1 項の規定により、その職員に検査させた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認め

られる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

＜法 149 条 1 項＞

これは、法 148 条 1 項に基づく立入検査において、その場で検査することが著しく困難であると認められ計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があった場合、期間を限定して提出を命ずることができることを規定している。

産総研及びNITEの行う立入検査

経済産業大臣は、法 168 条の 3（1 項）又は法 168 条の 6（1 項）の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

＜法 149 条 2 項＞

これは、「産総研の行う立入検査」（法 168 条の 3（1 項））及び「NITE の行う立入検査」（法 168 条の 6（1 項））において、法 149 条 1 項と同様に計量器等の提出を命令ずることができることを規定している。

◆　計量器等の提出による損失の補償

③　国又は都道府県若しくは特定市町村は、法 149 条 1 項及び 2 項の規定による命令によって生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

④　③の規定により補償すべき損失は、法 149 条 1 項及び 2 項の命令により通常生ずべき損失とする。

＜法 149 条 3 項、4 項＞

国及び地方公共団体は、計量器等の提出によって生じた損失について、これを補償しなけらばならない。これは、計量器の提出により事業を停止しなければならにこともあるため、財産権（憲法 29 条）に基づく補償義務を規定したものである。

なお、その損失補償は、通常生ずべき損失に対する補償であって、違法行為によるものは含まれないとされている。

１１-２-３立入検査による処分等

◆　特定商品の特定物象量表記の抹消

①　都道府県知事又は特定市町村の長は、法 148 条 1 項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令（特定商品省令 2 条）で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。

②　都道府県知事又は特定市町村の長は、①の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

＜法 150 条＞

①は、特定物象量が表記された特定商品を省令（特定商品省令 2 条）により検査し、その誤差が量目公差を超える場合、知事又は特定市町村長はその表記を抹消できることを規定している。

②は、①の規定による処分をする場合、その商品の所有者等に対し、知事又は特定市町村長はその理

由を告知しなければならない。

（特定物象量の表記の抹消に係る検査の方法）
法 150 条 1 項の規定による特定物象量が表記された特定商品を検査する職員は、当該特定商品の特定物象量がその量目公差を超えているかどうかを個々に検査するものとする。
＜特定商品省令 2 条＞

◆ 検定証印等の除去

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法 148 条 1 項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（法 16 条 1 項の政令で定めるものを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。
1) その性能が経済産業省令（検則 64 条）で定める技術上の基準に適合しないこと。
2) その器差が経済産業省令（検則 65 条）で定める使用公差を超えること。
3) 法 72 条 2 項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。
＜法 151 条 1 項＞

大臣、知事、特定市町村長は、「取引又は証明における法定計量単位による計量」（法 16 条により「省令単位（繊度、比重等）」を含む）に使用される「特定計量器」（検定対象外（施行令 5 条）を除く）を検査した場合、その特定計量器が 1)から 3)に該当するとき、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。
1)は、その性能が省令（検則 64 条）で定める技術上の基準に適合しないことである。
2)は、その器差が省令（検則 65 条）で定める使用公差を超えることである。
3)は、法 72 条 2 項の政令で定める特定計量器（有効期間のあるもの）にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していることである。

性能に係る基準（法 151 条 1 項 1 号）

（性能に係る技術上の基準）
法 151 条 1 項 1 号の性能に係る技術上の基準は、検則 11 条から 15 条までの規定を準用するほか、2 章から 26 章までに定めるところによる。この場合において、検則 13 条 2 項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、「目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量）」とあるのは「目量の二倍（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量の二倍）」と読み替えるものとする。
＜検則 64 条＞

性能に係る技術上の基準は、使用中検査における規定（検則 11 条～15 条）を準用するほか、2 章から 26 章の各特定計量器ごとに定めるところによる。

法 151 条 1 項 1 号に該当するかどうかは、経済産業省令（検則 66 条）で定める方法により定めるものとする。
＜法 151 条 2 項＞

性能に係る基準に該当するかどうかの検査の方法は、省令（検則 66 条）で定められている。

（性能に関する検査の方法）
法 151 条 2 項の性能に関する検査の方法は、検則 17 条 2 項及び 2 章から 26 章までに定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

＜検則 66 条＞

性能に関する検査の方法は、検則 17 条 2 項（構造検定の方法）及び 2 章から 26 章の各特定計量器ごとに定める方法によるほか、目視その他の適切な方法とされている。

器差の基準（法 151 条 1 項 2 号）

（使用公差）
法 151 条 1 項 2 号の経済産業省令で定める使用公差は、検則 16 条 1 項の規定を準用するほか、2 章から 26 章までに定めるところによる。

＜検則 65 条＞

器差の基準（使用公差）は、検則 16 条 1 項（器差の定義）を準用し、2 章から 26 章の特定計量器ごとに定めるところによる。

法 151 条 1 項 2 号に該当するかどうかは、経済産業省令（検則 67 条）で定める方法により、基準器（法 71 条 3 項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令（検則 20 条）で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

＜法 151 条 3 項＞

器差の基準に該当するかどうかの器差検査の方法は、省令（検則）67 条で定める方法により、基準器（法 71 条 3 項の省令（検則 20 条）で定める特定計量器については、同検則 20 条の標準物質）を用いて定めることとされている。

（器差検査の方法）
法 151 条 3 項の器差検査の方法は、基準器又は検則 20 条で規定する標準物質を用いて行う検則 2 章から 26 章までに定める器差検査の方法とする。

＜検則 67 条＞

器差検査の方法は、基準器又は標準物質（検則 20 条）を用いて、検則 2 章から 26 章の特定計量器ごとに定める器差検査の方法とされている。

理由の告知

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法 151 条 1 項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

＜法 151 条 4 項＞

大臣、知事、特定市町村長は、検定証印等の除去処分を行う場合、その特定計量器の所有者等に対して、その理由を告知しなければならない。

◆　合番号の除去

経済産業大臣は、法 148 条 1 項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている電気計器及びこれとともに使用されている変成器を検査させた場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が次の各号の一に該当するときは、これらに付されている法 74 条 2 項又は 3 項の合番号を除去することができる。

1)　変成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
2)　電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えること。

＜法 152 条 1 項＞

大臣は、「取引又は証明における法定計量単位による計量」（この場合は「省令単位（繊度、比重等）」

は含まれない）に使用される「電気計器及びこれとともに使用されている変成器」を検査した場合、次の 1)及び 2)に該当するとき、これらに付されている合番号を除去することができる。（※合番号の除去処分ができるのは大臣のみである。基本的に地方公共団体（都道府県、特定市町村）は、電気計器に関しては子メーターを除き関与（立入検査等）する立場にないとされている。）

1)は、変成器の構造及び誤差が省令（検則 68 条 1 項）で定める技術上の基準に適合しないことである。

2)は、電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が省令（検則 68 条 2 項）で定める公差を超えることである。

変成器の構造及び誤差の基準（法 152 条 1 項 1 号）

法 152 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準は、検則 7 条 1 項から 3 項まで、検則 8 条及び 15 条に定めるところによるほか、検則 18 章 6 節 1 款に定めるところによる。この場合において、検則 7 条 1 項から 3 項まで、検則 8 条及び 15 条中「特定計量器」とあるのは「変成器」と、「器差」とあるのは「誤差」と読み替えるものとする。

＜検則 68 条 1 項＞

変成器の構造及び誤差の基準は、検則 7 条 1 項から 3 項（表記等）、検則 8 条及び 15 条（計量単位、ヤードポンド法の表示、材質、検出部と構造上一体となった表示機構、分離することができる表示機構、複数の表示機構、複合特定計量器、封印等）に定めるところによるほか、検則 18 章「最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計」6 節「変成器及び変成器とともに使用される電気計器の使用中検査」1 款「使用中の変成器の構造及び誤差」に定めるところによる。

後段は、「特定計量器」は「変成器」と読み替え、「器差」は「誤差」と読み替えることを規定している。

電気計器及び変成器の誤差の基準（法 152 条 1 項 2 号）

法 152 条 1 項 2 号の経済産業省令で定める公差は、検則 18 章 6 節 2 款に定めるところによる。

＜検則 68 条 2 項＞

電気計器及び変成器の誤差の基準は、検則 18 章 6 節 2 款「使用中の公差」に定めるところによる。

使用中検査の方法

法 152 条 1 項各号に該当するかどうかは、経済産業省令（検則 68 条 3 項）で定める方法により定めるものとする。

＜法 152 条 2 項＞

使用中検査の方法は、省令（検則 68 条 3 項）で定める方法による。

法 152 条 2 項の経済産業省令で定める方法は、検則 17 条 2 項及び 18 章 6 節 3 款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。この場合において、検則 17 条 2 項中「検定」とあるのは「立入検査又は法 154 条 2 項の規定による検査」と、「特定計量器」とあるのは「電気計器及び変成器」と読み替えるものとする。

＜検則 68 条 3 項＞

「変成器及び変成器とともに使用される電気計器の使用中検査」の方法は、検則 17 条 2 項「構造検定の方法」及び検則 18 章 6 節 3 款「使用中検査の方法」による。

理由の告知

法 151 条 4 項の規定は、法 152 条 1 項の規定による処分に準用する。

＜法 152 条 3 項＞

法 151 条 4 項「検定証印等の除去における理由の告知」規定は、法 152 条 1 項「合番号の除去」規定による処分に準用される。

◆　装置検査証印の除去

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法 148 条 1 項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている法 75 条 2 項の装置検査証印を除去することができる。

1)　経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

2)　法 75 条 2 項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。

＜法 153 条 1 項＞

大臣、知事、特定市町村長は、法 148 条 1 項によるタクシーメーターの検査を行った場合において、そのタクシーメーターが 1)及び 2)に該当するとき、その装置検査証印を除去することができる。

1)は、省令（検則 69 条 1 項）で定める技術上の基準に適合しないことである。

2)は、法 75 条 2 項の装置検査証印がその有効期間を経過していることである。

技術上の基準（合格条件）

（装置検査証印の除去）

法 153 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準は、検則 2 章 3 節 4 款に定めるところによる。

＜検則 69 条 1 項＞

タクシーメーターの使用中検査の技術上の基準は、検則 2 章「タクシーメーター」3 節「使用中検査」4 款「車両等装置用計量器の使用中検査」に定めるところによる。

（合格条件）

検則 108 条の規定は、法 153 条 1 項 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準に準用する。この場合において、検則 108 条 1 号中「40m」とあるのは「60m」と、「4%」とあるのは「6%」と読み替えるものとする。

＜検則 116 条＞

検則 108 条「装置検査の合格条件」の規定は、技術上の基準に準用される。（※タクシーメーターの使用公差は、検定公差の 1.5 倍となっている。）

使用中検査の方法

法 153 条 1 項 1 号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

＜法 153 条 2 項＞

使用中検査の方法は、省令（検則 69 条 2 項）で定めるところによる。

法 153 条 2 項の経済産業省令で定める方法は、2 章 3 節 4 款に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

＜検則 69 条 2 項＞

使用中検査の方法は、検則 2 章「タクシーメーター」3 節「使用中検査」4 款「車両等装置用計量器

の使用中検査」に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とされている。

（検査方法）
検則 109 条及び 114 条の規定は、タクシーメーターについての法 153 条 2 項の経済産業省令で定める方法に準用する。

＜検則 117 条＞

検則 109 条「検査方法」及び 114 条「装置検査済証の確認」の規定は、使用中検査に準用される。

理由の告知

法 151 条 4 項の規定は、法 153 条 1 項の規定による処分に準用する。

＜法 153 条＞

法 151 条 4 項「検定証印等の除去における理由の告知」規定は、法 153 条 1 項「装置検査証印の除去」規定による処分に準用される。

◆　立入検査によらない検定証印等の除去

立入検査は、法 148 条により、「立入検査できる場所」が「工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫」に限定されている。一方、取引又は証明に使用される特定計量器は、これ以外の場所（例えば一般家庭）にも存在する。しかし、一般家庭等については、立入検査を行い得ないため、所有者等の了解のもとに使用中の検査を行うこととなる。そして、この場合の「検定証印等の除去」については、法 148 条による立入検査とは異なる取扱いが規定されている。

① 法 151 条 1 項に規定する場合のほか、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であって取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

② 法 152 条 1 項に規定する場合のほか、経済産業大臣は、電気計器が変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が同項各号の一に該当するときは、これらに付されているほう 74 条 2 項又は 3 項の合番号を除去することができる。

③ 法 151 条 2 項から 4 項までの規定は①の場合に、同条 4 項及び法 152 条 2 項の規定は②の場合に準用する。この場合において、法 151 条 4 項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

＜法 154 条＞

①は、法 151 条 1 項「検定証印等の除去」に規定する場合のほか、政令（施行令 40 条）で定める特定計量器が同項各号の一つに該当する場合、大臣、知事、特定市町村はその特定計量器に付されている検定証印等を除去することができることを規定している。

②は、法 152 条 1 項「合番号の除去」に規定する場合のほか、電気計器及び変成器が同項各号の一つに該当する場合、これらに付されている合番号を除去することができることを規定している。

③は、「使用中検査の方法」及び「理由の告知」は、①及び②の場合に準用することを規定している。後段は、準用において「理由」は「時期及び理由」に読み替えることを規定している。

これは、一般家庭の場合、所有者と占有者が異なる場合が多く、使用中検査の際に両者が立ち会えるとは限らないため、処分するときは時期及び理由を告知しなければならないとされている。

政令で定める特定計量器（施行令 40 条）

（立入検査によらない検定証印等の除去に係る特定計量器）

法 154 条 1 項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

1) 水道メーター
2) 温水メーター
3) 燃料油メーターのうち、使用最大流量が一リットル毎分以下のもの
4) ガスメーター
5) 積算熱量計
6) 最大需要電力
7) 電力量計
8) 無効電力量計

＜施行令 40 条＞

立入検査によらない検定証印等の除去に係る特定計量器については、政令（施行令 40 条）で定める特定計量器に限定されている。

１１-３計量行政審議会

１１-３-１審議会

◆ 審議会とは

審議会とは、国の行政機関に附属して設置され、その長の諮問に応じて特別の事項を調査、審議する合議制の機関を言う。

審議会制度の目的としては、行政への国民参加、専門知識の導入、公正の確保、利害の調整等が挙げられる。

設置の根拠については、国家行政組織法 8 条の「法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる」の規定により行政機関に設置されるため、「八条機関」と呼ばれている。（※八条機関としては、他に「協議会」「審査会」「調査会」等がある。）

審議会は、「参与機関」と「諮問機関」に分類され、「参与機関」は法の適用の公正を図る等の目的で行政機関の意思決定に参与するもので行政機関はその答申に法的に拘束され、「諮問機関」は重要政策や基本的施策等に関する行政機関の意思決定に当たって意見を述べるもので答申に法的拘束力はない。（※参与機関と諮問機関の区別は、問題となる審議会に関する個々の法令の規定の文言や、その諮問に関する規定全体の趣旨から判断される。）

◆ 審議会委員

審議会の委員の任命は、設置の根拠となる法令に規定が置かれ、一定の資格要件を有する者の中から所轄の行政機関の長が任命するものが多く、任命について国会の同意を要するいわゆる国会同意人事となっているものもある。

任命される者の資格要件は、大所高所から政策について意見を述べてもらう等の目的で学識経験者から任命するとするものが多く、関係当事者間の利害調整を目的とする審議会では対立する利益集団の代表委員と公益委員からなるいわゆる三者構成が採られることもあるなど、その審議会の目的や機能により様々である。

◆　中央省庁再編に伴う審議会の見直し

審議会制度は、諮問機関である場合はその答申に法的拘束力がないため、諮問した行政機関がその施策等に関する最終的な責任を負うべきものであるが、責任の所在を曖昧にする一面があり、いわゆる「隠れみの」であるとの批判があった。

平成 10 年に公布された中央省庁等改革基本法においては、政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する審議を行うものは原則として廃止する等の方針が掲げられ、各省設置法や整備法などで政策審議機能を有する審議会などが大幅に整理削減された。

１１-３-２計量行政審議会の設置と再編成

◆　計量行政審議会とは

計量行政審議会は、計量法制定（昭和 26 年）により登場（平成 27 年 3 月 1 日設置）した制度であり、計量に関する様々な意見を計量行政に反映させるために設置されたものである。

計量法は、適正な計量の実施の確保のため詳細緻密な制度を設けているが、国民の利害に直接又は間接的に関連する事項が多い。そこで計量法は、これらの計量に関する様々な分野の意見を行政面に反映し民主化を図るため、経済産業大臣の諮問機関として、計量行政審議会を設置することとしている。

計量行政審議会は、計量に関する重要事項について大臣の諮問に応じて答申する。大臣は、一定の事項の法令の制定改廃については、計量行政審議会に諮問しなければならないこととなっている。

計量行政審議会の委員は、学識経験者の中から経済産業大臣が任命し、専門の事項を調査するため専門委員を置くことができることとなっている。

◆　計量行政審議会の再編成

計量行政審議会の再編成は、中央省庁の再編の一環として、平成 12 年改正（平成 13 年 1 月施行）されたものである。

見直しの経緯は、平成 11 年 4 月中央省庁等改革推進本部における「審議会等の整理合理化に関する指針」に従い、委員数や任務等について変更が行われた。

主な変更点

主な改正点は、「①審議会の任務について政策立案型から法施行型への変更」、「②委員数の削減等の審議会のスリム化」。「③臨時委員の設置」の 3 点である。

①の「政策立案型から法施行型への変更」については、計量に関する大きな枠組みの変更（法律改正）に関しては産業構造審議会へ移管し、特定計量器の種類、計量単位、特定商品の決定等の計量行政の根幹に係る部分については引き続き計量行政審議会において審議を行うこととした。これにより、計量行政審議会の任務は、従来は「建議」も行ってきたが、「諮問に応じた答申」とされた。

②の「審議会のスリム化」については、委員数の上限が会長を含めて 31 名から 20 名に削減された。

③の「臨時委員の設置」については、従来からの専門委員に加え、新たに議決権を有する臨時委員が設けられた。（※専門委員は議決権を有しない。役割分担は、専門委員が調査を行い、臨時委員は議題に係る調査審議を行う。）

計量行政審議会の運営規程の変更

計量行政審議会の運営規程については、審議会の任務が変更されたことに伴い、それに合わせる形で見直された。

具体的には、審議会の開催回数、審議会の公開、分科会の位置づけ等について変更された。

審議会の開催回数については、年１回の開催規定を削除し、必要に応じて審議会を招集する規程ぶりに変更された。

審議会の公開については、情報公開の観点から公開を原則とし、非公開の場合においても議事要旨の公開を明確化した。（※計量士部会については、資格認定のための個人情報等をもとに検討されることから、内容は公開せず、結果のみ議事要旨として公開することとされている。）

分科会については、従来は部会の下に置かれていたが、政府全体の整理として分科会は部会の上部機関とされた。（※なお、以前の分科会の役割を果たすものとしては、審議会又は部会の決定により、専門家中心の審議が必要な場合等に小委員会を設置することができるとされている。）

１１-３-３計量行政審議会制度

◆　組織

（計量行政審議会）
① 経済産業省に、計量行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。
② 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
③ 審議会は、学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣が任命する会長一人及び委員 19 人以内で組織する。
④ ③に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
＜法 156 条＞

③は、委員は大臣が任命し、会長を含め 20 人以内であることを規定している。

④は、組織運営に必要な事項は省令（施行則 105 条～110 条、112 条、113 条）で定めることを規定している。

臨時委員と専門委員

（組織）
① 計量行政審議会（以下「審議会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
② 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
＜施行則 105 条＞

臨時委員は、特別な事項を調査審議させるため、学識経験者の中から大臣が任命する。

専門委員は、専門の事項を調査させるため、専門事項に関する学識経験者の中から大臣が任命する。

（臨時委員等の任命）
① 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。
② 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。
＜施行則 106 条＞

委員の任期

（委員の任期等）
① 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
② 委員は、再任されることができる。
③ 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
④ 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

⑤　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

＜施行則 107 条＞

①は、委員の任期は 2 年であり、補欠委員の任期は前任者の残存期間であることを規定している。(※委員の任期は、平成 5 年改正以前は 1 年であった。)

③及び④は、臨時委員及び専門委員については、当該調査審議や当該調査が終了した時点で解任されることを規定している

委員は、会長を含め全て非常勤とし、再任することができることなっている。

(会長)
①　会長の任期は、二年とする。
②　会長は、再任されることができる。
③　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
④　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
⑤　会長は、非常勤とする。

＜施行則 108 条＞

部会

(部会)
①　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
②　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
③　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
④　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
⑤　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
⑥　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

＜施行則 109 条＞

①により置かれている部会は、現在、「基本部会」「計量標準部会」「計量士部会」の 3 部会となっている。(※平成 5 年改正以前の旧計量法では、「メートル法普及」「計量関係事業」「消費生活」「検定検査」「計量管理及び計量士」「公害計測」の 6 つの専門部会と、必要に応じて臨時の専門部会が設置されることとなっていた。)

「基本部会」の所掌は、計量単位、特定計量器の検定及び商品量目の適正化など計量に関する基本的事項について、調査審議することとされている。

「計量標準部会」の所掌は、計量器の校正等の計量標準に関する事項について調査審議することとされている。

「計量士部会」の所掌は、計量士の資格に関する事項についての調査審議とされ、主に計量士の認定に係る事項とされている。

②は、各部会の委員、臨時委員及び専門委員は会長が指名することを規定している。

③は、部会長は当該部会の委員の互選により選任されることを規定している。

◆　審議会の運営

議事

(議事)
①　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決

することができない。
② 委員の 3 分の 1 以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の召集の請求があったときは、会長は、会議を召集しなければならない。
③ 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
④ 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明又は説明をさせることができる。
⑤ 委員、臨時委員及び専門委員は、会議に出席することができない場合であっても、会長の許可を受けたときは、会議において、その意を文書により表明することができる。
⑥ 前五項の規定は、部会の議事に準用する。

＜施行則 110 条＞

①は、審議会の充足数は委員及び臨時委員の過半数であることを規定している。

②は、委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集請求があった場合、会長は会議を招集しなければならないことを規定している。

③は、審議会の議決は出席した委員及び臨時委員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは会長が決することを規定している。

④は、必要と認める場合、会長は委員、臨時委員及び専門委員以外の者を出席させることができることを規定している。

⑤は、会議に出席できない場合であっても会長の許可を受けた場合、委員、臨時委員及び専門委員は会議において文書によりその意を表明することができることを規定している。

⑥は、部会においても①から⑤の規定を準用することを規定している。

その他

（庶務）
審議会の庶務は、経済産業省産業技術環境局知的基盤課において処理する。

＜施行則 112 条＞

具体的には、「計量行政審議会運営規程」により運営される。

（雑則）
この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

＜施行則 113 条＞

◆ 審議会への諮問

経済産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。
1) 法 2 条 1 項 2 号若しくは 4 項、法 3 条、法 4 条 1 項若しくは 2 項、法 5 条 2 項、法 12 条 2 項、法 13 条 1 項、法 16 条 1 項、法 51 条 1 項、法 53 条 1 項、法 57 条 1 項若しくは法 72 条 2 項の政令、法 12 条 1 項の商品を定める政令又は法 19 条 1 項の特定計量器を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
2) 法 134 条 1 項若しくは 2 項の規定による指定をし、又は同条 3 項若しくは 4 項の規定によりこれらの指定を取り消そうとするとき。
3) 法 135 条 1 項の規定により特定標準器による校正等を行い、若しくは日本電気計器検定所若しくは指定校正機関に行わせ、又はこれらを取りやめようとするとき。

＜法 157 条＞

1)は、法 2 条 1 項 2 号「非法定物象量」（若しくは 4 項「特定計量器」、法 3 条「SI 単位に係る単位」、法 4 条 1 項「SI 単位のない非 SI 単位」（若しくは 2 項「SI 単位のある非 SI 単位」、法 5 条 2 項「用途を限定する非 SI 単位」、法 12 条 2 項「容器商品」、法 13 条 1 項「密封商品」、法 16 条 1 項「使用の制限」、法 51 条 1 項「販売事業の届出に係る特定計量器」、法 53 条 1 項「家庭用特定計量器」、法 57 条 1 項「譲渡等の制限」若しくは法 72 条 2 項「有効期限付特定計量器」の政令、法 12 条 1 項の商品（特定商品）を定める政令又は法 19 条 1 項「定期検査対象計量器」の特定計量器を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき、を規定している。

2)は、法 134 条 1 項「特定標準器」若しくは 2 項「特定副標準器」の規定による指定をし、又は同条 3 項若しくは 4 項の規定によりこれらの指定を取り消そうとするとき、を規定している。

3)は、（ｉ）国が特定標準器による校正等を行うとき、若しくは（ⅱ）日本電気計器検定所若しくは指定校正機関に行わせるとき、又は（ⅲ）これらを取りやめようとするとき、を規定している。

１１-４地方分権改正

地方分権化による計量法改正は、国主導による地方分権の推進を図る動きの中で、平成 10 年 12 月の計量行政審議会答申を受け、平成 11 年に改正（平成 12 年施行）されたものである。

１１-４-１地方分権改正の意義と背景

◆　地方分権とは

地方分権とは、国の権限や財源を地方自治体に移譲することであり、地方政府の存立を保証した憲法に則り「地方自治の本旨」を具体化しようとする動きである、と一般的には言われている。

「地方自治の本旨」とは何かについては、憲法にも法律にも明記されていないが一般的な学説では、「地方自治の本来のあり方」のこととされ、「団体自治（国から独立した自らの権限と責任による行政）」と「住民自治（住民の意思と責任に基づく行政）」の二つの要素からなるとされている。

我が国においては、「国から地方へ」「官から民へ」「官僚から政治へ」という行政改革の流れの中で、地方自治体が担う公共の役割分担における中央省庁・都道府県・市町村の権限の再整理を行おうとする動きを指す、と言われている。

◆　地方分権改革の経緯

土光臨調

地方分権の議論が活発になったのは、鈴木善幸首相の「増税なき財政再建」を達成すべく昭和 56 年（1981 年）に発足した第二次臨時行政調査会（第二臨調）において、行財政改革についての審議が行なわれた頃からと言われている。第二臨調は、その中心人物「土光敏夫」の名前から、「土光臨調」とも呼ばれる。

その後、第二臨調の解散後（昭和 58 年（1983 年）3 月）は、答申にある行政改革の実現を監視する機関として、臨時行政改革推進審議会（略称「行革審」）が同年 7 月 1 日に発足した。行革審は、内閣総理大臣の私的諮問機関で、会長には第二臨調会長を務めた土光敏夫（元経団連会長）が就任した。。

この行革審では、昭和 61 年（1986 年）6 月に「今後の行財政改革の基本方向」という答申を出して解散したが、答申の中で地方分権の推進の必要性が謳われ、民間団体からも様々な提言が出されていた。

地方分権の議論の高まり（地方分権推進法）

地方分権の議論が再び高まったのは、平成 7 年（1995 年）の阪神大震災や地下鉄サリン事件などに

より、地方自治体が独力で地域社会での公共的課題を解決できない自体に直面したことから、その解決のために地方自治体への権限整理の議論が盛り上がったと言われている。

具体的な動きとしては、平成 5 年 6 月、衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」が行なわれ、第三次行革審最終答申（平成 5 年 10 月）において、地方分権を規制緩和と並ぶ主要な柱と位置づけ、国と地方の役割分担の本格的見直しなど、地方分権の推進方策を明らかにした提言がなされた。

これを受け政府は、地方分権の推進に関する基本理念、基本方針及び今後の推進方策のあり方を定めた「地方分権に関する大綱」を平成 6 年 12 月に閣議決定した。平成 7 年 5 月（村山内閣）には、大綱の内容を具体化した「地方分権推進法」が成立した。

地方分権推進法においては、「地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」を基本理念とし、国及び地方公共団体の責務や役割分担、政府が策定する「地方分推進計画」、同計画作成のための指針となる勧告を行なう「地方分権推進委員会」の設置等について定め、これらに基づき具体的な作業が進められることとなった。

地方分権推進委員会の勧告

地方分権推進委員会とは、平成 7 年（1995 年）5 月に成立した地方分権推進法に基づいて、内閣総理大臣の諮問機関として同年 7 月 3 日に発足した機関である。

同委員会は、地方分権推進法が当初 5 年間の時限立法であったため、活動は 2000 年までの予定であったが、後に 1 年間の延長を受けて 2001 年まで活動し、5 次に渡る勧告を行ない、2001 年 6 月に最終報告を行っている。

第一次勧告（平成 8 年 12 月）においては、機関委任事務制度の廃止と廃止後の地方公共団体の新たな事務区分、新たな関係についての一般ルール、これらに関連した個別政策分野での権限委譲などを中心に勧告している。第二次（平成 9 年 7 月）及び第三次（平成 9 年 9 月）勧告においては、第一次勧告で積み残した大部分の機関委任事務の廃止、国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保、必置規制の見直し、都道府県と市町村の新しい関係について勧告された。第四次勧告（平成 9 年 10 月）では、機関委任事務の最終整理、地方公共団体に対する国の関与の基準、国と地方公共団体の係争処理の仕組み、市町村の規模に応じた権限委譲等について提言を行なっている。

◆　地方分権推進計画

地方分権推進計画は、地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、勧告内容を具体化する行動計画として、平成 10 年 5 月に閣議決定されたものである。

地方分権推進計画の概要は、①地方分権推進の基本的考え方、②国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係（機関委任事務制度の廃止、地方公共団体に対する関与の新たなルール、権限委譲の推進）、③必置規制の見直しと国と地方出先機関の在り方、④国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保、⑤都道府県と市町村の新しい関係、⑥地方公共団体の行政体制の整備・確立、⑦地方分権の推進に伴い必要となるその他の措置、などとなっている。

地方分権推進の基本的考え方

地方分権推進の基本的考え方は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方の役割分担を明確にし、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することが基本とされている。

機関委任事務の廃止

機関委任事務とは、行政効率や住民の利便を考慮し、地方公共団体の長又はその他の機関に対して、法律又はこれに基づく政令により委任された事務である。具体的には、旅券発給や国政選挙に関する事務など約 560 件に上り、自治体が行う事務の約 7 割を占めるとされていた。

機関委任事務制度は、本来は主務大臣が直接執行すべき事務であるが、個別の事務ごとに法律又は政令で都道府県知事・市町村長もしくは都道府県・市町村の行政委員会を主務大臣の地方機関と位置づけ、事務執行を委任するものである。(※因みに、機関委任事務は、戦後、GHQ が知事公選制を強く求めたのに対して、内務省が地方統制の手段として考案したものだと言われている。)

また、機関委任事務は、あくまで特定の機関に委任されたものであり、同じ地方公共団体の別機関(地方議会)はそれに関与できず、委任された事務は「国の事務」として扱われ、その事務については国の指揮監督を受ける。(※費用は、原則として国が負担するとされていた。)

さらに、機関委任事務の事務処理に関して違法や怠慢があったときは、職務執行命令訴訟の裁判手続きを経て国又は都道府県が代執行するものとされ、1991 年までは従わない知事に対して内閣総理大臣の罷免権が定められていた。

地方分権推進委員会の第 1 次勧告では、こうした国と地方の主従関係を対等協力の関係へ転換を図るため、制度の廃止を求めた。

地方公共団体に対する関与の新たなルール

国の地方公共団体への関与は、従前は国が機関委任事務に係る包括的な指揮監督権(地方自治法 150 条、151 条)を有していたが、基本類型に沿った必要最小限のものとされた。

関与の基本原則は、①法定主義原則(関与は法律又はこれに基づく政令の根拠を要する。)、②一般法主義原則(関与は、地方自治法に一般的なルールを定め、必要最小限度とし、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮する。)、③公正・透明原則(関与手続について、書面の交付、審査基準、標準処理期間、公表等を定める。)の三つである。

関与の基本類型は、自治事務(助言及び勧告、資料の提出要求、協議、是正措置要求)、法定受託事務(助言及び勧告、資料の提出要求、協議、同意、許可、認可及び承認、指示、代執行)の事務ごとに関与の基本類型を地方自治法に規定することとした。

また、国と地方公共団体の係争処理仕組みについては、①国の関与に不服がある場合、②国地方係争処理委員会(総理府)へ審査の申し出を行なう、③同委員会は審査結果を国へ勧告又は通告する、④国は勧告に即した必要な措置を地方公共団体に行なう、⑤国の措置に不服がある場合は高等裁判所に訴訟提起する、などとなっている。

国庫補助負担金の合理化と地方税財源の充実確保

国庫負担金及び国庫補助金は、事務の実施主体が費用を負担するという原則を踏まえ、「整理合理化」、「運用・関与の改革」、「地方交付税等の地方財源の充実確保」の三点を基本的な方向として見直された。

国庫負担金は、国と地方相互に利害関係のある事務を国と地方がそれぞれ一定割合を負担(割り勘)する場合の国の負担分であり、機関委任事務では法令で特に定めがない場合は地方がこの経費を負担しなければならないが、経費の算定基準は国が定めることになっている。

国庫補助金は、国の奨励的ないし財政援助的意図に基づいて支出されるものであり、奨励的補助金は地方公共団体の任意の申請により支出され、交付の決定権は国にある。

これらの国庫補助負担金制度については、国の過度の関与等によって地方の自主性や自立性が損なわ

れるため、その運用や関与のあり方を見直すこととされた。

また、地方税財源の充実確保については、地方交付税の算定方法の簡素化や意見申し出制度の創設などのほか、地方債の許可制度を廃止して事前協議制への移行などの見直しが行なわれた。

三位一体改革

三位一体改革は、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の地方への移譲、③地方交付税の一体的な見直し、などの国と地方公共団体に関する行財政システムに関する三つの改革を言う。

三位一体の改革は、2001 年に成立した小泉純一郎内閣における「聖域なき構造改革」の目玉として、「地方に出来る事は地方に、民間に出来る事は民間に」という小さな政府論を具現化する政策として推進されているものである。

具体的には、2002 年（平成 14 年）6 月の「骨太の方針 2002」で方針が決まり、2004 年度はこの改革によって、国庫支出金（約 1 兆円）及び地方交付税（約 3 兆円）がそれぞれ削減され、約 6600 億円の税源移譲が行われた。この改革では、税源移譲額よりも補助金削減額のほうが大きかったため、地方自治体からは税源移譲が不十分だとの意見が出て反発を招いた経緯がある。

◆　地方分権一括法

地方分権一括法は、正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年 7 月成立、平成 12 年 4 月施行）といい、地方分権推進委員会の 5 次にわたる勧告を受け、地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な 475 本の法律の改正部分を、1 本の法律として改正したものである。

地方分権一括法の施行は、地方自治体を「国の下請け機関」とみなした機関委任事務を廃止し、国と地方を法制度上、「上下、主従」から「対等、協力」の関係に変えるものであり、この機関委任事務の廃止がこの法律の最大の意義であり、地方自治改革の大きな象徴的出来事となった。

機関委任事務を自治事務と法定受託事務に整理

機関委任事務は、地方公共団体の処理する事務は「自治事務」と「法定受託事務」に整理された。

法定受託事務は、「国が本来果たすべき責務に係る事務であって、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県又は市町村が処理するものとして法律又はこれに基づく政令に定めるもの」とされた。（地方自治法 2 条 9 項）

自治事務は、「地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの」とされた。（地方自治法 2 条 8 項）

必置規制の緩和（廃止等）

必置規制とは、国が自治体に対して法令等（法律、政令、省令、通達）によって、行政機関や施設、特別の資格や職名を有する職員、などの設置を義務付けることをいう。

地方分権推進委員会は、第 2 次勧告の中で必置規制見直しの視点として、「①自治体の自主的組織権を阻害している。」「②機関委任事務制度の廃止は国と自治体とを対等な関係におくものであり、自治事務はもとより法定受託事務においても、自治体の自主的組織に基づき事務処理の組織・定員が定められるべきである。」「③必置規制の多くは、行政の技術水準の維持や専門性の確保を目的として設けられてきたが、行政サービスの総合性や柔軟性を失わせることのないよう、弾力的なものとすべきである。」「④自治体の簡素で効率的な行政を実現するためにも廃止ないし緩和が求められる。」の 4 点を挙げていた。

必置規制は、多種多様な行政を総合的かつ効率的に処理していくために必要となる職員配置や組織編

成など、自主的に組織をつくる地方公共団体の権利の制限していたものである。必置規制の廃止や緩和は、機関委任事務の廃止に伴い、地方行政の総合化・効率化をより一層推進することになる。

権限委譲の推進と事務処理特例条例（地方自治法 252 条の 17 の 2）

権限委譲の推進は、地方公共団体の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な行政主体において処理し、地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映させる観点から、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に積極的に委譲するよう、地方分権一括法により、35 の法律について改正が行われた。

都道府県から市町村への権限委譲については、都道府県の条例の定めるところにより市町村が事務を処理することとする制度（地方自治法 252 条の 17 の 2「条例による事務処理の特例制度」）が設けられ、都道府県から市町村への地域の実情に応じた事務の委譲を推進することとなった。ただし、都道府県知事は、条例を制定するにあたり、事務を受ける側である市町村の意向を反映させるため、あらかじめ市町村長と協議しなければならないとされた。

また、人口 20 万人以上の市については、人口規模に応じて事務をまとめて委譲するため、指定都市や中核市の制度に加えて「特例市」の制度を新たに設け、より一層の都市の規模に応じた事務の配分が可能となった。

１１-４-２計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）

◆　地方分権と計量法

計量法においては、近代的な計量制度の確立時（明治 24 年制定の度量衡法）から、検定や立入検査などの大部分を国の包括的指揮監督権の下で行なう地方公共団体の事務としてきている。

計量法における地方分権改正は、地方公共団地が行なう計量法関係事務の大部分を自治事務化し、地方公共団体に従事する職員の資格制限を廃止し、計量法関係事務の市町村の規模に応じた権限委譲を行なうことを意味する。

計量法における地方分権を具体的にどう進めるかについては、地方公共団体が計量規制の重要な部分を担っていることから、国と地方の役割分担や方向性を検討することが必要不可欠となる。

◆　計量行政審議会への諮問

計量法における地方分権改正による計量行政審議会は、平成 10 年 5 月に地方分権推進計画が閣議決定されたことから、平成 10 年 9 月に通商産業大臣から諮問を受けて検討を開始した。

諮問事項は、当時の計量行政が直面している課題である①地方分権の推進、②基準認証制度の見直しに伴う新たな計量制度の整備、③計量分野における今後の国際協力、の 3 点であった。

具体的な検討は、計量行政審議会基本政策部会において、同年 10 月以降 3 回にわたり集中的に進められ、21 世紀に向けた新しい計量行政の構築を目指すための今後の方向として、平成 10 年 12 月に答申が示された。

◆　地方分権の推進に伴う国と地方の新たな役割

地方分権の推進に伴う国と地方の新たな役割については、答申の中で①機関委任事務の整理、②必置規制の廃止に伴うの見直し、③手数料令、④権限委譲の推進の 4 点について、「今後の方向」等が示された。

機関委任事務の整理

答申では、「現行制度の現状と問題点等」において、以下のように述べている。

現行の我が国の計量制度は、計量器の製造、販売、使用に至るまで全国一律の規制を実施している。これらに係る事務は、本来は国の事務として整理されているものの、事務の効率化の観点から地方公共団体に対して事務の一部を委任している。

このように地方公共団体に委任された事務については、明治２４年に近代的な計量制度として度量衡法が制定されて以来、検定や立入検査を国の包括的な指揮監督の下で行う機関委任事務として位置付けられている。このため、国は検定検査規則といった検定の合格条件等を定める技術的な基準を省令レベルで定めるのに加え、立入検査の頻度といった事務の運用に至る部分も通達にて定め、事実上、地方公共団体間で運用に差がでることを認めていない。また、地方公共団体が行った行政処分については大臣に対する審査請求を認めていることからも当該事務における最終的な責任は国にあるものと整理されている。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

「今後の方向」については、以下のとおりとしている。

地方分権の基本理念が「国と地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係であることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」であることからも、計量法に関する事務に関して、国と地方の役割分担を明確にするとともに、地方公共団体においては地域の実情に合わせ自らの自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考える。

これらを踏まえ、国が担うべき役割としては、計量標準の供給や技術基準の制定等、全国的な統一を図る観点から実施すべきものとすることが、地方公共団体が担うべき役割としては、消費者保護や地域住民サービスの一環として適正な計量の実施の確保を図る観点から住民に身近な行政主体として実施すべきものとすることが適当である。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

以上のことから「地方分権後の国及び地方公共団体の役割、責務」に主要なものは、以下のとおりとしている。

(1)　国が担うべき主要な役割・責務

計量標準の供給や技術基準の制定等、全国的な統一を図る観点から実施すべき役割・責務として以下に掲げるもの

○　計量制度自体の設計、整備
○　計量単位の統一
○　国家計量標準の開発・維持・供給
○　〃　　供給制度の運用
○　特定計量器の指定、型式承認の実施
○　検定、定期検査、計量証明検査の合格条件等の統一的な技術基準（法律、政令、　省令）の制定
○　技術基準の国際整合性の確保
○　指定製造事業者制度の運用
○　全国統一的な観点からの特定商品の指定及び量目公差の設定
○　計量士関連（国家試験の運営、登録等）
○　全国的な計量思想普及策の実施

○　法令解釈

(2)　地方が担うべき主要な役割・責務

消費者保護や地域住民サービスの一環として適正な計量の実施の確保を図る観点から住民に身近な行政主体として実施すべき役割・責務として以下に掲げるもの

○　商品の販売に係る量目立入検査の実施及び強化
○　検定、定期検査、計量証明検査の実施
○　適正計量管理事業所の指定及び指導
○　製造事業者、販売事業者、特定計量器を使用する者等に対する立入検査等の実施　及び強化
○　自主計量管理の推進のための指導
○　地方の自主性を高め地域の実情に合わせた上記事務の運用の実施
○　計量行政事務の実施水準の確保、強化
○　都道府県と特定市間及び隣接県間の連携強化
○　地域住民等への情報の提供及び計量思想普及策の実施

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

必置規制の廃止に伴う見直し

答申では、「現行制度の現状及び問題点等」おいて、以下のように述べられている。

現行計量法では、地方において計量に従事する職員の資質向上という観点から、当該職員に対する計量教習の受講義務を課すという必置規制を規定。このような必置規制は国が地方公共団体の組織や職の設置を義務付けているものであり、こうした規制は地方分権の観点から地方公共団体の自主組織権を尊重するために廃止されることとなる。

なお、これは地方公共団体としてより自主的に適切な職員の配置ができるようにするとの趣旨であり、地方分権推進委員会の勧告においても現に業務を行っている職員の職の廃止を推奨しているものではない。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

「今後の方向」については、以下のとおりとしている。

必置規制の廃止に伴い、地方公共団体職員の計量教習受講義務はなくなるが、分権後の計量行政においても検定の実施方法等に関しては、上述したとおり、引き続き統一した運用が望まれており、地方の職員人事が短期ローテーションで廻るという最近の傾向からしても検定等の技術的な技能や法制面での知識を教授する計量の教習制度そのものは今後とも極めて重要である。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

手数料令

答申では、「現行制度の現状及び問題点等」において、以下のように述べている。

現行の計量法では、国、地方公共団体が関連する全ての事務について全国一律の手数料を政令で規定している。

一方、自治事務化に伴い、地方公共団体の徴収、収入に属する手数料については、地方の自主性を尊重する観点から地方公共団体がその判断により条例で定めることが基本となるが、手数料を全国的に統一して取り扱うことが特に必要と認められる場合は、国は、条例で規定する場合の手数料の対象事務及び金額の標準を法令で定めることができるとしている。

しかしながら、現行の全国一律の手数料額と各地方公共団体の業務の実務実態に合わせた実費額との間が乖離している場合もありうるのも事実であり、各地方公共団体が実費主義を直ちに導入す

ると、地方公共団体の手数料は現行手数料若しくは他府県の手数料と非常な格差が発生するおそれがあることが指摘されている。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

「今後の方向」については、以下のとおりとしている。

手数料については、地方分権の観点からは地方公共団体の判断により定めることが基本であり、計量法に関する事務についても、当該地方公共団体における検査検定等の受検者に与える影響を勘案しつつ、地方公共団体において各々の実状に応じた手数料を設定すべきである。

なお、手数料の設定に関しては、これまで国がある一定の算出根拠にて一律に算定していたことから、移行期においては各地方公共団体ごとの急激な格差が発生し検査検定等の受検者が混乱するおそれもある。地方分権当初は手数料の金額そのものの標準を暫定的に定めるべきではないかとの考え方もあるものの、標準額の設定を行うことが地方公共団体の手数料の設定を結果的に縛る可能性もあることから、手数料の設定は地方公共団体の独自の判断により設定するという大原則を維持しつつ、国は手数料の金額そのものではなくこれまでの計量法の手数料に関する算定式等その考え方を提示することが適当である。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

権限委譲の推進

答申では、「現行制度の現状及び問題点等」において、以下のように述べている。

地方分権の推進の観点からは、より身近な行政主体において実施すべきとされる事務については権限委譲を推進すべきであり、計量法における当該事務についても権限委譲の推進をどのように進めるべきか検討が必要である。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

「今後の方向」については、以下のとおりとしている。

商品の販売に係る計量や定期検査等の事務については、消費者保護の観点からきめ細やかな対応ができるように、より身近な行政主体である市町村において当該事務が実施できるようにしておくことが望ましい。

一方、これらの事務を実施するに当たり、計量法特有の事情として設備や技術的能力等を保有しないと十分な事務を実施することができないのも事実である。

都道府県から市町村への権限委譲については、計量法の目的である適正な計量の実施を確保することを第一に捉え、都道府県と市町村の規模や能力に応じた最も効率的で消費者利益を確保しうる体制を整備する観点から推進して行くべきである。

＜計量行政審議会答申（平成 10 年 12 月）抜粋＞

１１-４-３地方分権改正の主な内容

◆　機関委任事務制度の廃止（地方自治法規定の削除）

機関委任事務の廃止により削除された地方自治法の規定は、「国の事務に係る指揮監督権」（地方自治法 150 条）、「市町村が処理する国又は都道府県の事務に係る都道府県知事の取消、停止権」（地方自治法 151 条 1 項）、「長に対する職務執行命令」（地方自治法 151 条 2 項）、「機関委任事務を掲げた別表及びその根拠規定」（地方自治法 148 条 2 項及び 3 項、180 条の 8（2 項）、180 条の 9（3 項）、186 条 3 項、202 条の 2（6 項）並びに別表 3 及び 4）である。

（長が処理する国家事務の指揮監督）

普通公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都

道府県にあっては主務大臣、市町村にあっては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。
＜地方自治法 150 条削除＞

また、地方自治法の別表については、機関委任事務制度の廃止に伴う措置（別表 3 及び 4 の削除）と併せて、「処理を義務付けられた団体の事務」（別表 1 及び 2）並びに「必置の行政機関」（別表 5）、「必置の職」（別表 6）及び「必置の審議会等」（別表 7）が削除された。

なお、計量検定所の必置規制については、平成 5 年計量法改正の際、地方自治法（別表 5（1 号））の規定の改正と併せて廃止されている。

（地方自治法の一部改正）
32 条　地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）の一部を次のように改正する。
別表 3（1 号（94））を次のように改める。
（94）計量法（平成 4 年法律 51 号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定計量器の定期検査、検定及び 装置検査並びに基準器検査を行い、特定計量器の修理又は販売の事業及び輸出用計量器の製造等に関する届出を受理し、並びに計量証明の事業を登録する等の事務を行い、並びに特定計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等適正な計量の確保上必要な措置を講ずること。
別表 4（2 号（36））中「、計量器」を「、特定計量器」に、「実施し、及び計量器」を「行い、及び特定計量器」に、「計量器の取締上」を「適正な計量の確保上」に改め、同号（三十七）中「計量器の種類及び」を「特定計量器の」に改める。
別表 5（1）の表　検定所の項を削る。
別表 6（1 号）（一）及び（二）の表中「計量器の検定等の」を「計量に関する」に、「計量法 225 条」を「計量法 166 条 3 項の規定に基づく政令」に改める。
＜官報（号外）66 号（平成 4 年 5 月 20 日）抜粋＞

◆　機関委任事務の整理

都道府県知事及び特定市町村の行う事務は、答申に示された国と地方の役割分担に沿って機関委任事務を廃止し、地方自治法における事務区分に関する規定（地方自治法 2 条 2 項）を見直し、地方公共団体の処理する事務を「自治事務」（地方自治法 2 条 8 項）と「法定受託事務」（地方自治法 2 条 9 項）に再構築した。

自治事務及び法定受託事務への国の関与

機関委任事務を廃止した後の事務の扱いについては、基本的に国と地方が対等の立場で責任を負う「法定受託事務」と、自治体が責任を持って担当する「自治事務」に振り分けられた。

現行地方自治法では、国、都道府県、市町村はあくまでも対等な関係であると定められ、国の地方公共団体に対する関与及び都道府県の市町村に対する関与については、法律又はこれに基づく政令に定めるのある場合でなければ行なうことができない。

「自治事務」への国の関与は、助言・勧告、資料の提出要求、是正措置要求、協議の 4 類型に限定され、同意、許可・認可・承認、指示、代執行などは関与の方法として認められていない。

一方、「法定受託事務」については、国による代執行、許可・認可・承認などの強い関与が認められ、ほぼ機関委任事務の性格を受け継いでいる。

自治事務に該当する事務（地方自治法 2 条 8 項）

自治事務は、法令に定めのない事項について国は地方公共団体に対して関与できないため、従来の数

多くの通達等の見直しを行い、省令及び告示として整理することとなった。

また、これらの運用事項等については、都道府県や特定市と協議し、ガイドラインとしてして整備することとなった。

(1) 特定計量器の検定、検査の実施等（検定、定期検査、装置検査、基準器検査、計量証明検査等）
(2) 指定定期検査機関等の指定及び監督権限、事業登録等（適正計量管理事業所、計量証明事業等）
(3) 取締業務（適正計量実施のための勧告、報告徴収、立入検査等）
(4) その他（修理事業者、販売事業者の届出受理等）

法定受託事務に該当する事務（地方自治法 2 条 9 項）

法定受託事務については、進達事務や国の指定に係る事前検査事務など、「国が直接執行する事務の前提となる手続きの一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で当該事務のみでは行政目的を達成しないもの」とされている。

(1) 都道府県による国への進達業務（製造事業者の届出、適正計量管理事業所の指定申請）
(2) 都道府県による事前調査（指定製造事業者の事前検査、適正計量管理事業所の事前検査）
(3) その他の進達事務（計量士の登録、指定製造事業者の申請）

◆ 地方分権化により追加された条文等

都道府県への政令委任

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令（施行令 41 条）で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

＜法 168 条の 8＞

この条文は、都道府県への権限委任規定として旧法 169 条 1 項に規定されていた条文であるが、旧法 169 条 1 項を削除し現在の条文に規定し直したものである。

（都道府県が処理する事務）

① 法 17 条 1 項、法 59 条、法 62 条 1 項、法 64 条、法 65 条及び法 67 条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

② 法 127 条 1 項、2 項及び 4 項、法 131 条、法 132 条並びに法 133 条において準用する法 62 条 1 項及び法 65 条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であって、国の事業所以外の事業所に関するものは、都道府県知事が行うこととする。

③ ②の規定により都道府県知事が法 127 条 1 項、2 項及び 4 項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行う場合においては、同条 2 項中「都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）を経由して、経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長を経由して、都道府県知事）」とする。

④ ①及び②の場合においては、法中当該各項に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

＜施行令 41 条＞

①は、特殊容器の使用（法 17 条 1 項）、指定製造者の申請（法 59 条）、変更届出等（法 62 条 1 項）、適合命令（法 64 条）、廃止届出（法 65 条）及び指定の取消し（法 67 条）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事に委任することを規定している。

②は、適正計量管理事業所の指定（法 127 条 1 項）、申請及び大臣報告（法 127 条 2 項及び 4 項）、適合命令（法 131 条）、指定の取消し（法 132 条）並びに準用規定（法 133 条）において準用する法 62

条 1 項（変更届出等）及び法 65 条（廃止届出）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であって、国の事業所以外の事業所に関するものは、都道府県知事に委任することを規定している。

③は、②の場合の「大臣」を「知事」に読み替えることを規定している。

④は、①及び②の場合において、法中当該各項に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に読み替えて適用されることを規定している。

法定受託事務

法定受託事務には、「第一号法定受託事務」（地方自治法 2 条 9 項 1 号）と「第二号法定受託事務」（地方自治法 2 条 9 項 2 号）がある。

第一号法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律又はこれに基づく政令に特に定めるものである。（地方自治法（別表第 1）第 1 号法定受託事務）

第二号法定受託事務は、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律又はこれに基づく政令に特に定めるものである。（地方自治法（別表第 2）第 2 号法定受託事務）

都道府県と特定市町村の事務区分

（事務の区分）

① 施行令 30 条 1 項、31 条、32 条、35 条、36 条及び 37 条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法 （昭和 22 年法律 67 号）2 条 9 項 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

② 施行令 41 条 2 項の規定により都道府県知事が法 127 条 1 項、2 項及び 4 項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条 2 項から 4 項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務は、地方自治法 2 条 9 項 2 号に規定する第二号法定受託事務とする。

＜施行令 42 条＞

①は、計量士資格の認定（施行令 30 条 1 項）、認定証の再交付（施行令 31 条）、登録の申請（施行令 32 条）、登録証の訂正（施行令 35 条）、登録証の再交付（施行令 36 条）及び登録証の返納（施行令 37 条）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務であることを規定している。

②は、国の事業所以外の事業所に関する適正計量管理事業所の指定申請の進達（法 127 条 2 項）指定検査（法 127 条 3 項）及び大臣報告（法 127 条 4 項）により特定市町村が処理するとされている事務は、第二号法定受託事務であることを規定している。

事務の区分

① 法 40 条 2 項（法 42 条 3 項、法 45 条 2 項及び法 100 条において準用する場合を含む。）、法 91 条 2 項及び 3 項並びに法 127 条 2 項から 4 項までの規定により都道府県が処理することとされている事務（同条 2 項から 4 項までに規定するものにあっては、政令（施行令 44 条 1 項）で定めるものに限る。）は、地方自治法 2 条 9 項 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

② 法 127 条 2 項から 4 項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務（政令（施行令 44 条 2 項）で定めるものに限る。）は、地方自治法 2 条 9 項 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

＜法 169 条の 2＞

①は、都道府県が処理する製造事業（電気計器以外）届出の進達（法 40 条 2 項）、指定製造事業者の届出の進達（法 100 条）、指定製造事業者の指定検査（法 91 条 2 項）、大臣報告（法 91 条 3 項）、適正計量管理事業所の指定申請の進達（法 127 条 2 項）及び大臣報告（法 127 条 4 項）については、第一号法定受託事務であることを規定している。

②は、適正計量管理事業所（法 127 条 2 項～4 項）の特定市町村が処理する事務は、第一号法定受託事務であることを規定している。

（政令で定める都道府県又は特定市町村の事務）

① 法 169 条の 2（1 項）の政令で定める事務は、施行令 43 条 2 項の規定により経済産業局長が法 127 条 1 項、2 項及び 4 項の規定による経済産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条 2 項から 4 項までの規定により都道府県が処理することとされている事務とする。

② 法 169 条の 2（2 項）の政令で定める事務は、施行令 2 項の規定により経済産業局長が法 127 条 1 項、2 項及び 4 項の規定による経済産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条 2 項から 4 項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務とする。

＜施行令 44 条＞

◆ **必置規制の廃止**

必置規制の廃止の具体的措置は、一定の計量に関する事務に従事する職員の計量教習所における受講を義務付ける資格規制（旧法 166 条 3 項による政令で定める）について、廃止された。

（計量教習所の教習を受講しなければならない職員の範囲）

法 166 条 3 項の政令で定める職員の範囲は、都道府県及び特定市町村の職員であって、法 16 条 1 項 2 号イの検定、同条 3 項の装置検査、定期検査、法 91 条 2 項の検査又は法 116 条 1 項の計量証明検査の事務に従事する者とする。

＜旧施行令 32 条削除＞

計量教習所の教習を受講しなければならない職員の範囲は、検定（法 16 条 1 項 2 号イ）、装置検査（法 16 条 3 項）、定期検査（法 19 条 1 項）、指定製造事業者の指定検査（法 91 条 2 項）、計量証明検査（法 116 条 1 項）とされていたが、法 166 条 3 項削除により廃止された。従って、検定、装置検査、定期検査、計量証明検査の事務に従事する職員については、計量教習所の教習を受講しなければならないとされていたが、以後は誰でもがこれらの業務に従事できることとなった。

指定製造事業者の検査員の資格基準

指定製造事業者の検査員の資格基準については、以前の都道府県あての通達（6 機計 24 号）により、「一般計量教習、一般計量特別教習及び特定教習（指定製造事業者審査教習）を受講した者又は計量行政室長が指定した者」などとなっていた。

地方分権改正以後については、「指定製造事業者制度関係事務処理要領」（平成 13 年 5 月 31 日付け、平成 13.05.23 産局 4 号）の「第 1、3、(1)」（第 3、2、(1)）により「経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所は、別に定める資格基準に該当する 2 名以上の検査員よって申請者又は外国申請者の検査を行うもの」とされている。

この「別に定める資格基準」については、「指定製造事業者の指定に関する検査及び経済産業大臣が行う立入検査並びに指定外国製造事業者の指定に関する検査にあたる職員（検査員）の資格基準について」（平成 13 年 5 月 31 日付け、平成 13.05.23 産局 4 号）により、①特定教習（指定製造事業者審査教習）を受講した者、②計量行政室長又は都道府県知事が①と同等以上の能力があると認めた者、のいず

れかに該当するものとされている。

◆　手数料

計量法における手数料の規定は、地方公共団体の収入となるものを削除し、大臣、通商産業局長、日電検へ申請するものに限定して規定することとなった。従って、地方公共団体が徴収する手数料については、各地方公共団体が、条例を制定して徴収することとなった。

都道府県の収入となるものは、知事が行う検定（法 16 条 1 項 2 号イ）、装置検査（法 16 条 3 項）、特殊容器の指定製造者の指定（法 17 条 1 項）、定期検査（法 19 条 1 項）、指定製造事業者の指定に係る検査（法 91 条 2 項）、知事が行う基準器検査（法 102 条 1 項）、計量証明事業の登録（法 107 条）、計量証明事業の登録証の訂正又は再交付（法 115 条）及び登録簿の閲覧又は謄本交付（法 115 条）、計量証明検査（法 116 条 1 項）、適正計量管理事業所の指定（法 127 条 1 項）、適正計量管理事業所の指定に係る検査（法 127 条 3 項）である。

特定市町村の収入となるものは、定期検査（法 19 条 1 項）、適正計量管理事業所の指定に係る検査（法 127 条 3 項）である。

◆　特例市への委任事務（権限委譲）

特例市制度は、政令指定都市や中核市と同じく都市の規模に応じて、市に都道府県の事務権限の一部を移譲する制度であり、関係市からの申出に基づき、市議会及び都道府県議会の議決を経て政令で指定され、中核市に準じた事務の範囲が移譲されている。

特例市に委譲される権限は、法令上は「中核市が処理することができる事務のうち「都道府県が一体的に処理すべき」とされた事務以外のものを処理する」と定義され、環境保全や都市計画などの行政分野で中核市に近い権限を持つことになる。（※特例市に指定されると、移譲を受けた事務権限を行使するために必要な財源として、地方交付税が増額される。）

計量法においては、法 10 条 2 項の政令（施行令 4 条）で定める特定市町村について、施行令（別表）を改正し、「地方自治法 252 条の 19（1 項）の指定都市」（施行令別表 1（1 号））、「地方自治法 252 条の 22（1 項）の中核市」（施行令別表 1（2 号））、「地方自治法 252 条の 26 の 3（1 項）の特例市」（施行令別表 1（3 号））を規定した。

特例市に委譲される自治事務

特定市町村に委譲される自治事務は、正確計量における勧告（法 10 条 2 項、3 項、法 15 条）、定期検査（法 19 条 1 項）、指定定期検査機関の指定、業務規程等（法 20 条 1 項、30 条 1 項、3 項、32 条～35 条、37 条、38 条、39 条 1 項）、定期検査に代わる計量士による検査（法 25 条 1 項）、適正計量管理事業所の指定に係る検査（法 127 条 3 項）、報告徴収（法 147 条 1 項、3 項）、立入検査（148 条 1 項、3 項）、計量器等の提出命令（149 条 1 項、2 項）、特定物象量の表記の抹消（法 150 条）、検定証印等の除去（153 条 1 項、3 項）、立入検査によらない検定証印等の除去（法 154 条 1 項、3 項）、公示（法 159 条 2 項 1 号～4 号）である。

特例市に委譲される法定受託事務

特例市に委譲される法定受託事務は、適正計量管理事務所の進達事務等（法 127 条 2 項、4 項）である。

◆　審査請求

不服申し立てについては、機関委任事務では地方公共団体が行なった処分及び不作為について国に対して審査請求を行なうことができたが、自治事務では個別法に特別の定めがある場合を除き国の行政機関へ審査請求することはできない。従って、自治事務となったものについては、上級行政庁がなくなるため、大臣への審査請求規定が削除された。

> この法律又はこの法律に基づく命令の規定による市町村の長の処分又は不作為についての審査請求は、通商産業大臣に対してするものとする。
>
> ＜旧法 163 条 1 項削除＞

なお、旧法 163 条 2 項では、指定定期検査機関と指定計量証明検査機関についても大臣への審査請求が認められていたが、併せて削除された。

１１-５行政手続と不服申立て

１１-５-１行政手続と救済制度

行政手続は、行政機関が国民の権利や利害にかかる決定や措置を行なう場合の手続であるが、適正な手続に従って公正になされることが要請される。

この行政手続きの公正を担保するための制度については、事前の救済制度としての行政手続法、事後の救済制度としての行政不服審査法及び行政事件訴訟法がある。

行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とし、行政上の手続についての一般法として、1993 年（平成 5 年、法律 88 号）に制定されたものである。

行政不服審査法は、事後における救済制度としての行政不服申立てについての一般法として、1962 年（昭和 37 年、法律 160 号）に制定されたものである。

◆　行政手続法

行政手続法は、「処分」、「行政指導」及び「届出」に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものである。

行政手続法の規制対象は、「申請に対する処分」「不利益処分」、「行政指導」、「届出」、「意見公募手続等（パブリックコメント）」などであるが、他の法令に定めるものや地方公共団体の自治事務などは対象外とされている。

「申請に対する処分」に関しては、「審査基準の設定と公表」や「標準処理期間の公表」や「理由の提示」などが義務として規定され、「標準処理期間の設定」や「情報の提供」や「公聴会の開催」などが努力義務となっている。

なお、「申請」とは、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」（行政手続法 2 条 3 項）とされている。

許認可とは

一般的には、国民には職業選択の自由が保障されているため（憲法 22 条 1 項）、本来的にはいかなる事業を行うことも自由とされている。しかし、実際には、種々の公益上の理由から、多くの事業において、いわゆる「許認可手続」が法令により義務付けられている。「許認可手続」は、監督官庁に対して一定の手続を経ることが要求されるものであり、その法的効果の違いにより「許可」、「認可」、「特許」、「届出」などに分類されている。

「許可」とは、公共の安全や秩序の維持などの公益上の理由から法令により一般的に禁止されている

行為について、特定の場合にその禁止を解いて当該行為を適法に行えるようにするものである。「認可」との違いは、申請を受けた行政官庁に裁量（行政官庁のもつ自由な判断の余地）が認められていることである。例えば、仮に申請自体に不備がなかったとしても、申請が拒否（不許可）となる場合がある。

「認可」とは、「第三者の法律上の行為の効力を補充して、その法律上の効果を完成させる行為」をいう。従って、認可を受けなかった法律行為は、その要件を充たしていないため、法律上の効力を生じない。「認可」と「許可」の違いは、適法な申請がなされ、かつ、当該申請内容が要件を充たしたものである限り、必ず当該申請が認容される（認可がなされる）という点である。

なお、「届出」とは、ある者が法令等で義務付けられた特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知する行為である。「許可」や「認可」との違いは、それが行政官庁に到達することをもって足り、行政官庁側の諾否の判断を経る必要がないという点である。

◆　行政不服申立て（行政不服審査法）

「不服申立て」とは、行政庁の処分等に不服のある者が、行政機関に対してその違法（不当）を審査させ、もって違法（不当）な行為の是正排除を請求する手続きである。

「不服申立て」の対象となるのは、行政庁による処分（その他公権力の行使にあたる行為も含む）であるが、「処分」の具体的な内容が法によって規定されているわけではなく、解釈によって定まる。（※一般的には、「処分」の概念は行政行為とほぼ一致すると言われている。）

「行政不服申立て」とは、国民が行政機関に対して紛争の解決を求める法的な争訟手続であるが、行政不服申立ては裁判ではなく、行政機関を相手として事後的救済を求める争訟を提起するものである。

なお、行政機関によるものでなく司法上の救済（行政訴訟）については、行政事件訴訟法がその一般法として制定されている。

不服申立ての種類

「行政不服申立て」の種類は、「審査請求（処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対してするもの）」、「異議申立て（処分庁又は不作為庁に対してするもの）」、「再審査請求（審査請求の裁決を経た後さらに行なうもの）」の三つがある。

「行政庁の処分に対する不服申立て」は、原則として審査請求によって行われるという「審査請求中心主義」が採用されている。しかし、処分に対する不服申立てであっても上級行政庁がない場合や法律によって異議申立てをすべきと規定されている場合には、審査請求はできない。後者のように異議申立てが可能である場合には、まず「異議申立て」をし、それでも紛争が解決しない場合にのみ審査請求が可能であるという構成が採られている。（※これを「異議申立前置主義」という。）

なお、法定受託事務については、都道府県の執行機関が行った処分に対しては所管の大臣に、市町村長（補助機関なども含む）は都道府県知事に、市町村教育委員会の行った処分については都道府県教育委員会に、市町村選挙管理委員会の行った処分については都道府県選挙管理委員会に審査請求ができる。（地方自治法 255 条の 2）

◆　行政訴訟

行政訴訟とは、行政事件に関する訴訟のことであり、公権力行使の適法性などを争い、その取り消しや変更等を求めるものである。

行政訴訟には、行政裁判所が裁判するもの（行政訴訟）と、司法裁判所が裁判するもの（行政事件訴訟）があり、現在の日本国憲法下ではすべて司法裁判所によって裁判されている。

行政事件訴訟法は、行政事件訴訟についての一般法として、1962 年（昭和 37 年、法律 139 号）に制定され、違法な行政作用により侵害された権利利益の救済を求める訴訟手続を定め、訴訟類型として抗

告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟の 4 つを法定している。

なお、行政事件訴訟では、裁判所による正式な訴訟手続に基づいて行われる行政事件の裁判について、訴訟要件（処分性、原告適格など広義の法律上の利益、被告適格等）は制限的に解釈運用されており、行政事件訴訟法に定めがない事項については民事訴訟法の例によるとされ、その多くについて民事訴訟法が準用されている。

１１-５-２行政手続と計量法上の措置

◆　標準処理期間

標準処理期間は、行政手続法における「申請に対する処分」として、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）であり、行政庁は標準処理期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは公にしておかなければならないとされている。（※標準処理期間には、不適法な申請を補正する期間は含まれないとされている。）

平成 5 年改正以前の旧計量法においては、検定主体の不作為や怠慢による不利益を防止するため、「検定をすべき期限」として、検定申請日から 20 日以内に合否の処分をすべきことが定められていた。

なお、旧計量法では、検定作業の繁雑な計量器や型式承認対象機種で型式承認に属さないものなど、20 日以内に検定の合否の処分を行なうことが不可能と判断される計量器については、当該規定の特例が定められていた。

現在の計量法では、検定以外のものについても標準処理期間が定められ、定められた期間以内に処分等をしなければならないことが規定されている。

検定等をすべき期限

① 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は法 76 条 1 項、法 81 条 1 項若しくは法 89 条 1 項の承認の申請があったときは、経済産業省令（検則 71 条）で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

② 指定検定機関は、法 78 条 1 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の試験を行うことを求められたときは、経済産業省令（検則 71 条 3 項）で定める期間以内に合格又は不合格の判定をしなければならない。

＜法 160 条＞

①は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は型式承認（法 76 条 1 項）、輸入事業者に係る型式承認法（法 81 条 1 項）若しくは外国製造事業者に係る型式承認（法 89 条 1 項）の承認の申請があったときは、大臣、知事、日電検又は指定検定機関は省令（検則 71 条）で定める期間以内に、合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならないことを規定している。

②は、型式承認の試験（法 78 条 1 項（法 81 条 2 項（輸入事業者）及び法 89 条 3 項（外国製造事業者）において準用する場合を含む。）の試験を行うことを求められたときは、経済産業省令（検則 71 条 3 項）で定める期間以内に、合格又は不合格の判定をしなければならないことを規定している。

（検定等及び型式の承認をすべき期限）

① 法 160 条 1 項の経済産業省令で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

1) 検定（タクシーメーターにあっては、検則 3 条 8 項に規定する証票の付されたものにあっては、装置検査の申請後その証票に付された期日までの期間）

イ 型式承認表示の付された特定計量器（施行令 12 条に掲げる特定計量器であって型式承認表

示が付されてから検則18条に規定する期間を経過したものにあっては､修理済表示が付され､かつ、当該表示が付されてから検則18条に規定する期間を経過していないものに限る。）　20日

ロ　変成器付電気計器検査の申請をしているものであって、型式承認表示の付された電気計器（型式承認表示が付されてから検則18条に規定する期間を経過したものにあっては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから検則18条に規定する期間を経過していないものに限る。）

(1)　当該電気計器の変成器の検査を検定所において実施するもの　30日
(2)　当該電気計器の変成器の検査を変成器の所在の場所において実施するもの　50日
(3)　法73条2項ただし書の書面が提出されたもの　20日

ハ　イ又はロに掲げるもの以外のもの

(1)　機械式はかり（ばね式指示はかりを除く。）、分銅、おもり、ガラス製温度計、皮革面積計、量器用尺付タンク、密度浮ひょう、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計　20日
(2)　ボンベ型熱量計及び流水型熱量計　15日
(3)　前二号に掲げるもの以外のもの　80日

2)　変成器付電気計器検査

イ　型式承認表示の付された電気計器（型式承認表示が付されてから検則18条に規定する期間を経過したものにあっては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから検則18条に規定する期間を経過していないものに限る。）及びこれとともに使用する変成器

(1)　変成器の検査を検定所において実施するもの　30日
(2)　変成器の検査を変成器の所在の場所において実施するもの　50日
(3)　法73条2項ただし書の書面が提出されたもの　20日

ロ　イに掲げるもの以外のもの　90日

3)　装置検査　20日（検則3条8項に規定する証票の付されたものにあっては、装置検査の申請後その証票に付された期日までの期間）

4)　型式の承認　90日

②　①1)ハ(3)、2)ロ及び 4)の規定にかかわらず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のものに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、6月を超えない期間とすることができる。

③　①4)及び②の期間は、法160条2項の経済産業省令で定める期間に準用する。

<検則71条>

◆　理由の提示等

行政手続法では、行政庁は申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合、申請者に対して処分と同時に当該処分の理由を示さなければならならず、拒否処分を書面でするときは書面によりその理由を示さなければならないこととされている。（行政手続法8条）

また、不利益処分による手続については、行政庁は名あて人に対して、当該不利益処分の理由を示さなければならないとされている。（行政手続法14条）

計量法では、検定、型式承認、定期検査、計量証明検査などにおいて不合格処分等を行なう場合、その理由を通知することが規定されている。

不合格の判定の理由の通知

指定検定機関は、法 160 条 2 項に規定する場合において、不合格の判定をしたときは、その試験を行うことを求めた者に対し、その理由を通知しなければならない。

＜法 161 条＞

この条文は、以前は法 161 条 1 項で大臣、知事、日電検、指定検定機関の不合格又は不承認処分について、法 161 条 2 項で知事、特定市町村、指定定期検査（計量証明検査）機関の不合格処分の際の理由の通知を規定していたが、現在は指定検定機関以外の部分が削除された。

（不合格等の理由の通知）

① 法 160 条 1 項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときの通知は、行政手続法（平成 5 年法律 88 号）8 条 1 項の規定により、検定等にあっては様式 22、型式の承認にあっては様式 23 により行う。

② 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法 8 条 1 項の規定により、様式 24 により行う。この場合において、定期検査についての同条の適用にあっては、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関への検査を受ける特定計量器の提出をもって同条の「申請」とみなす。

＜検則 73 条＞

①は、法 160 条 1 項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときの通知は、行政手続法 8 条 1 項（理由の提示）の規定により、検定等にあっては様式 22、型式の承認にあっては様式 23 により行うことを規定している。

②は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法 8 条 1 項（理由の提示）の規定により、様式 24 により行うことを規定している。後段は、定期検査の場合、検査を受ける特定計量器の提出をもって行政手続法 8 条の「申請」とみなすことを規定している。

検定済証等の交付

計量法では、検定に合格した場合について、特に検定済証等を交付すべきものを規定している。

（検定済証等の交付）

① 騒音計、振動レベル計、ジルコニア式酸素濃度計等及びガラス電極式水素イオン濃度指示計が検定に合格したときは、次に掲げる様式による検定済証を交付するものとする。

1) 騒音計　様式 18
2) 振動レベル計　様式 19
3) ジルコニア式酸素濃度計等及びガラス電極式水素イオン濃度指示計　様式 20

② タクシーメーターが装置検査に合格したときは、様式 21 による装置検査済証を交付するものとする。

＜検則 72 条＞

①は、いわゆる環境計量器について、検定済証を交付することを規定している。

②は、タクシーメーター装置検査について、装置検査済証を交付することを規定している。

◆ 聴聞

聴聞とは、行政機関がある行為等（決定等）をする場合に、それが必要かどうか、妥当かどうかの判断をするにあたり、相手方その他の関係人又は学識経験者等の意見を聞くための手続であり、行政民主

化の趣旨から取り入れられてきた制度である。

聴聞制度は、国民の利害に重大な関係のある行為を行政機関が行なう場合、聴聞手続を経ることにより、その行為が恣意的なものとなることを防止し、公正、適切に行なわれることを担保するものである。

行政手続法では、相手方に対する打撃の大きな不利益処分について聴聞を義務づけ、それ以外のものについては弁明の機会を付与するものとしている（13 条）。

計量法においては、「不利益処分をしようとする場合の手続」（行政手続法 13 条）の聴聞規定によらない特例として、不利益処分を行なう場合の手続が規定されている。

聴聞の特例

① 経済産業大臣又は都道府県知事は、法 113 条又は法 123 条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法 （平成 5 年法律 88 条）13 条 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 法 38 条（法 106 条 3 項、法 121 条 2 項及び法 121 条の 10 において準用する場合を含む。）、法 67 条（法 69 条 1 項において準用する場合を含む。）、法 69 条 2 項、法 88 条（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）、法 89 条 5 項（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。）、法 99 条（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。）、法 113 条、法 121 条の 5、法 123 条、法 132 条、法 141 条又は法 145 条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

③ ②の聴聞の主宰者は、行政手続法 17 条 1 項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

＜法 162 条＞

①は、計量証明事業の登録の取消し等（法 113 条）又は計量士の登録の取消し等（法 123 条）の規定による命令をしようとするときは、行政手続法 13 条 1 項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、大臣又は知事は聴聞を行わなければならないことを規定している。

②は、「指定定期検査機関の指定の取消し等」法 38 条（法 106 条 3 項、法 121 条 2 項及び法 121 条の 10 において準用する場合を含む。）、「特殊容器指定製造者の指定の取消し」法 67 条（法 69 条 1 項において準用する場合を含む。）、「特殊容器指定外国製造者の指定の取消し」法 69 条 2 項、「型式承認の取消し」法 88 条（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）、「承認外国製造事業者の承認取消し」法 89 条 5 項（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。）、「指定製造事業者の指定の取消し」法 99 条（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。）、「計量証明事業の登録の取消し等」法 113 条、「認定特定計量証明事業者の認定の取消し」法 121 条の 5、「計量士の登録の取消し等」法 123 条、「適正計量管理事業所の指定の取消し」法 132 条、「指定校正機関の指定の取消し等」法 141 条又は「JCSS 登録の取消し」法 145 条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならないことを規定している。

③は、行政手続法 17 条 1 項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、②の聴聞の主宰者はこれを許可しなければならないことを規定している。

１１-５-３不服申立てと計量法上の措置

◆ 審査請求

審査請求とは、処分を行った行政庁（処分庁）や不作為に関係する行政庁（不作為庁）とは別の処分庁に対して行われる不服申立てである。

審査請求は、原則として処分庁の直近上級行政庁に対して行われ、処分や不作為に直接の関連をもたない行政庁が裁断するので、公平性が高いといわれる。

また、第三者機関が審査をすべき行政庁（審査庁）として特に定められている場合もあり、そうした場合には公平中立な裁断が期待できるとされている。

なお、地方公共団体の自治事務については、審査請求はできず、当該地方公共団体への「異議申立て」しかできない。（地方自治法 255 条の 2）

審査庁

①　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の処分又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律 160 号）による審査請求をすることができる。 ②　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して行政不服審査法 による審査請求をすることができる。 ＜法 163 条＞

①は、産総研、NITE、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の処分又は不作為について不服がある場合、大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができることを規定している。

②は、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又は不作為について不服がある場合、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができることを規定している。

なお、審査請求のできる期間（審査請求期間）は、行政不服審査法 14 条により、処分を現実に知った翌日から起算して 60 日以内、異議申し立ての決定を現実に知った翌日から起算して 30 日以内にしなければならないとされている。

◆　不服申立ての手続における意見の聴取

①　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。 ②　①の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。 ③　①の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 ＜法 164 条＞

①は、審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）について、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならないことを規定している。

②は、①の予告について、期日、場所及び事案の内容を示さなければならないことを規定している。

③は、①の意見の聴取に際して、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならないことを規定している。

不服申立ての手続

不服申し立てがあった場合は、不服申立てを不受理として門前払いすることは許されず、たとえ不適法な申立であっても処分庁または審査庁はこれを受理し、不服申立ての手続きを行わなければならない。

審査請求の場合は、審査庁又は処分庁に対して弁明書の提出を求め争点を明らかにすることができ、提出された弁明書の副本は申立人に送付され、申立人はこれを受けて反論書を提出することができる。

行政庁による「証拠調べ」は、審査庁の職権によって行われ、参考人の陳述や鑑定、書類その他の物件の提出要求、検証、当事者の審尋を指し、申立人の主張しない理由等も独自に調査した上で審理を行うことができることとなっている。

審理は、原則として書面（書面審査主義）によって行われるが、異議申し立てがあったときは口頭で述べる機会を与えなければならない。

審理の終了は、申立人による申立ての取下げ又は、審査庁（処分庁）による裁決または決定によって終了する。（※「裁決」とは、審査請求又は再審査請求に対する裁断行為をいう。「決定」とは、異議申立てに対する裁断行為をいう。）

◆　計量調査官

経済産業大臣は、その職員であって経済産業省令（施行則 115 条）で定める資格を有するもののうちから、計量調査官を任命し、不服申立てに関する事務に従事させるものとする。

＜法 165 条＞

大臣は、不服申立てに従事する計量調査官の資格について省令（施行則 115 条）で定めることを規定している。

この条文は、不服申立てに従事する職員について、一般的な法律知識に加えて計量法、計量技術、計量に関する広範な知識を要するため、計量調査官を特別に任命してその任に充らせるものである。（※この計量調査官の規定は、平成 5 年改正により新たに設けられた条文である。）

（資格）

法 165 条の経済産業省令で定める資格は、次のとおりとする。

1)　経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室の室長又は職員であること。

2)　不服申立てに関する事務に従事するために必要な知識を有すること。

＜施行則 115 条＞

旧計量法における再検査制度と不服申立て

平成 5 年改正以前の旧計量法においては、計量法に基づく行政処分に対して不服のある者に対して、再検査及び不服申立ての制度を設け、救済の道を開いていた。

再検査制度（旧計量法 182 条～196 条の 2）は、検定等（検定、比較検査、基準器検査、計量証明検査、定期検査、等）による処分（不合格等）に対して不服のある場合、通商産業大臣に再検査を申請できる制度であるが、実態的に申請実績がなかったために廃止したとされている。

なお、再検査対象以外の処分に不服のある者については、別途不服申立てをすることができる規定（旧計量法 197 条～207 条）が設けられていた。

１１-６中央省庁再編（中央省庁等改革）に伴う改正

１１-６-１中央省庁再編（中央省庁等改革）

「中央省庁再編」とは、縦割りによる弊害をなくし、内閣機能の強化、事務及び事業の減量、効率化する事等を目的とした、日本の行政機関の機能と組織の再編統合のことである。（※法令及び公文書で

は、「中央省庁再編」ではなく、「中央省庁等改革」が正式名称とされている。）

具体的には、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律 103 号）に基づき、2001 年（平成 13 年）1 月 6 日に施行された中央省庁の再編統合を指し、それまでの 1 府 22 省庁は 1 府 12 省庁に再編された。

通商産業省については、経済産業省に改称され、計量行政の組織の一部は新しく設立（平成 13 年 4 月施行）された独立行政法人に統合された。（※計量研究所及び計量教習所は産総研。製品評価技術センターは NITE。）

中央省庁再編に伴う計量法関係の改正については、計量法改正は平成 11 年 12 月に公布（平成 13 年 1 月 6 日施行）され、政令（施行令、単位令、特定商品政令、手数料令）改正は平成 12 年 6 月に公布（平成 13 年 1 月 6 日施行）され、関係省令の改正は平成 12 年 10 月、11 月に公布（平成 13 年 1 月 6 日施行）され。関係告示の改正は平成 12 年 12 月に公布（平成 13 年 1 月 6 日施行）された。

１１-６-２産総研

計量研究所は、従来は国の組織であったが独立行政法人に統合され、「独立行政法人産業技術総合研究所法に係る計量法改正」（平成 11 年法律 203 号、平成 13 年 4 月 1 日施行）により、計量法上の「処理する事務」等（法 168 条の 2～168 条の 4）が規定された。

◆　研究所が処理する事務

経済産業大臣は、研究所に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

1)　法 16 条 1 項 2 号イの規定による検定に関する事務（指定検定機関の指定に係るものを除く。）
2)　法 16 条 2 項の規定による変成器付電気計器検査に関する事務
3)　法 16 条 3 項の規定による装置検査に関する事務
4)　法 5 章 1 節の規定による検定、変成器付電気計器検査及び装置検査に関する事務
5)　法 5 章 2 節（法 86 条及び 88 条（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定による型式の承認に関する事務
6)　法 5 章 4 節の規定による基準器検査に関する事務
7)　法 135 条から法 137 条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）
8)　法 159 条 1 項の規定による公示に関する事務（同項 5 号に係るものに限る。）
9)　法附則 20 条の規定による比較検査に関する事務

＜法 168 条の 2＞

1)～6)は、大臣が行なう検定、変成器付電気計器検査、装置検査、型式承認、基準器検査に関する事務を規定している。

7)は、特定標準器による校正等（法 135 条～法 137 条）に関する事務（指定校正機関を除く）である。

8)は、型式承認（法 159 条 1 項 5 号）の規定による公示に関する事務である。

9)は、法附則 20 条の規定による比較検査に関する事務である。

比較検査

比較検査とは、計量器に比較的精密な器差を付けるものであり、精密測定に使用される計量器を検査する制度である。

検定との主な相違点は、原器又は標準器を用いて行なう必要があるため大臣のみが実施し、対象計量器であっても検査を受けるか否かは受検者の任意により、比較検査に合格しない計量器であっても検定の合格条件に適合する場合は検定証印を付すことができる。

また、比較検査に合格した計量器は、器差を記載した比較検査成績書が交付され、「使用の制限」（法16条）規定に関しては検定を受ける義務が免除される。

（比較検査）
① 経済産業大臣は、当分の間、政令（施行令45条）で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。
② ①の規定により経済産業大臣が比較検査を行う場合においては、旧法99条（1項1号を除く。）、101条1項、102条及び104条の規定は、当該比較検査について、なおその効力を有する。この場合において、旧法99条1項2号中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、同項3号中「政令」とあるのは「経済産業省令」と、同条2項及び3項中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、旧法104条1項中「88条1項1号から3号まで」とあるのは「88条1項2号及び3号」とする。
③ 新法160条1項の規定は、比較検査に準用する。
④ 施行日前に旧法101条1項の規定により付された比較検査証印（比較検査の有効期間を経過していないものに限る。）及び施行日以後に②の規定によりなおその効力を有するものとされた同条1項の規定により付された比較検査証印は、新法16条1項、49条1項、72条4項、118条1項、119条3項及び151条1項の適用については、新法72条1項の検定証印とみなす。
⑤ ①の比較検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令（手数料令 9 条）で定める金額の手数料を納付しなければならない。

＜法附則20条＞

①は、当分の間、政令（施行令 45 条）で定める特定計量器の比較検査を行うことができることを規定している。政令で定める特定計量器については、「酒精度浮ひょう」のみとなっている。

③は、標準処理期間は検定等と同様であることを規定している。

④は、旧計量法において比較検査証印が付されたもの及び新計量法以後に比較検査証印が付されたものについて、新法72条1項の検定証印とみなすことを規定している。

（比較検査を行う特定計量器）
法附則20条1項の政令で定める特定計量器は、酒精度浮ひょうとする。

＜施行令45条＞

◆ 産総研の行う立入検査

① 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、法148条1項又は2項の規定による立入検査を行わせることができる。
② 経済産業大臣は、①の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
③ 研究所は、②の指示に従って①に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
④ ①の規定により立入検査をする研究所の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

＜法168条の3＞

①～③は、大臣は産総研に対して、立入検査を行わせ、必要な事項を指示し、その結果を報告させることを規定している。

法168条の3（4項）の身分を示す証明書は、様式93の2によるものとする

＜施行則104条2項＞

研究所に対する命令

経済産業大臣は、法 168 条の 3（1 項）に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

＜法 168 条の 4＞

大臣は、産総研に立入検査を行わせる場合、必要な命令をすることができる。

１１-６-３NITE

製品評価技術センターは、従来の国の組織であったが独立行政法人となり、「独立行政法人製品評価技術基盤機構法に係る計量法改正」（平成 11 年法律 204 号、平成 13 年 4 月 1 日施行）により、計量法上の「処理する事務」等（法 168 条の 5～168 条の 7）が規定された。

◆　機構が処理する事務

経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

1)　法 121 条の 2 の規定による認定に関する事務
2)　法 121 条の 4（1 項）の規定による認定の更新に関する事務
3)　法 135 条から法 137 条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）
4)　法 8 章 2 節の規定による特定標準器以外の計量器による校正等に関する事務
5)　法 147 条 1 項の規定による報告の徴収に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）
6)　法 148 条 1 項の規定による立入検査に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）
7)　法 159 条 1 項の規定による公示に関する事務（同項 4 号（法 146 条において準用する法 66 条の規定により登録が効力を失ったことの確認に係る部分に限る。）、12 号、21 号及び 22 号に係るものに限る。）

＜法 168 条の 5＞

1)及び 2)は、特定計量証明事業の認定及び認定の更新に関する事務である。
3)は、特定標準器による校正等（法 135 条～法 137 条）に関する事務（指定校正機関を除く）である。
4)は、JCSS 登録（法 8 章 2 節）に関する事務である。
5)は、報告の徴収（JCSS 登録に限る法 147 条 1 項規定）に関する事務である。
6)は、立入検査（JCSS 登録に限る法 148 条 1 項規定）に関する事務である。
7)は、公示（法 159 条 1 項 4 号「JCSS 登録失効」、12 号「MLAP 認定」、21 号「JCSS 登録」、22 号「JCSS 登録取消し」に限る。）に関する事務である。

法 168 条の 5（4 号）の規定により法 148 条 1 項の規定による立入検査に関する事務を行う機構の職員の身分を示す証明書は、様式 93 の 3 によるものとする。

＜施行則 104 条 3 項＞

これは、法 168 条の 5（4 号）「JCSS 登録」により立入検査を行う NITE 職員の身分証明書の様式を規定している。

◆　NITEの行う立入検査

①　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、法 148 条 1 項又は 2 項の規定による立入検査を行わせることができる。
②　法 168 条の 3（2 項から 4 項）までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

＜法 168 条の 6＞

①は、大臣は産総研に行なわせる場合と同様に、NITE に立入検査を行わせることができることを規定している。

②は、大臣は NITE に立入検査を行なわせる場合、必要な事項の指示及びその結果の報告、身分証明書の携帯について、産総研と同様であることを規定している。

法 168 条の 6（2 項）において準用する法 168 条の 3（4 項）の身分を示す証明書は、様式 93 の 4 によるものとする。

＜施行則 104 条 4 項＞

機構に対する命令

経済産業大臣は、法 168 条の 5（法 145 条、法 147 条 1 項及び法 148 条 1 項に係る部分に限る。）及び法 168 条の 6（1 項）に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

＜法 168 条の 7＞

大臣は、法 168 条の 5「NITE が処理する事務」（法 145 条「JCSS 登録取消し」、法 147 条 1 項「報告徴収」、法 148 条 1 項「立入検査」に限る。）及び法 168 条の 6（1 項）「NITE に立入検査を行わせる場合」において、NITE に必要な命令をすることができる。

１１-７その他

１１-７-１定期協議

定期協議は、都道府県知事と特定市町村の間での計量法の執行に関して、地方公共団体間の計量事務の整合性や計量行政の円滑な実施を図るため、当該年度の開始にあたって協議を行なうことを規定したものである。

具体的な協議の内容については、各地方公共団体間の業務実施にあたっての調整、連携、協力などについて話し合うほか、資料提供や職員への研修や実務指導等が行なわれることもある。（※定期協議を「○○県計量行政協議会」などと呼んでいる県もある。）

都道府県知事及び特定市町村の長は、この法律によりその権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に関し、毎年四月に、協議しなければならない。

＜法 155 条＞

「この法律によりその権限に属する事務」については、正確な計量及び商品の販売に係る計量に必要な勧告等（法 10 条 2 項及び 3 項、法 15 条）、定期検査（法 19 条～22 条、25 条）、指定定期検査機関（法 20 条、26 条～39 条）、適正計量管理事業所（法 127 条～法 133 条）、報告の徴収（法 147 条）、立入検査等（法 148 条～151 条、153 条～154 条）などである。

１１-７-２手数料

◆　手数料とは

手数料とは、「国若しくは地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者のために行う公の役務に対して、その費用を賄うため又は報償として徴収する料金」とされている。

手数料は、特定の個人の必要から行政機関等の特別の手数（仕事）を煩わしたことに対する実費弁償という性格のものであり、いわゆる原因者負担という意味での負担の公平をはかるものである。

いわゆる検査手数料については、一定の行為を行政が義務付け、公共の目的を達成するための規制行政の一環としての機能であるが、特定の者に任務を提供した経費の負担として、手数料が強制されるも

のである。

なお、地方分権以前の機関委任事務では、国の政令（全国一律）により手数料が定められ、当該地方自治体の収入となっていた。（※自治事務の手数料は、全て各地方公共団体の条例等により定められ、当該地方公共団体の収入となる。）

◆　国等が行なう検査等

次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令（手数料令 1 条～9 条）で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

1)　法 17 条 1 項の指定を受けようとする者
2)　検定を受けようとする者
3)　変成器付電気計器検査を受けようとする者
4)　装置検査を受けようとする者
5)　法 76 条 1 項、法 81 条 1 項又は法 89 条 1 項の承認を受けようとする者（法 78 条 1 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。）
6)　法 83 条 1 項（法 89 条 3 項において準用する場合を含む。法 158 条 3 項において同じ。）の承認の更新を受けようとする者
7)　法 16 条 1 項 2 号ロの指定を受けようとする者
8)　法 91 条 2 項の検査を受けようとする者
9)　基準器検査を受けようとする者
10)　法 121 条の 2 の認定を受けようとする者
11)　法 121 条の 4（1 項）の認定の更新を受けようとする者
12)　計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
13)　計量士の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
14)　計量士国家試験を受けようとする者
15)　適正計量管理事業所の指定を受けようとする者
16)　法 143 条 1 項の登録を受けようとする者
17)　法 144 条の 2（1 項）の登録の更新を受けようとする者

＜法 158 条 1 項＞

国等（大臣、産総研、NITE、日電検）に対して手続を行なう 1)～17)までの者は、実費を勘案して政令（手数料令 1 条～9 条）で定める額の手数料を納付しなければならない。（※従って、手数料令で定める額は、建前上、実費見合いであることを意味している。）

ただし書は、行政機関等（大臣、知事、特定市町村長、日電検、指定定期検査（計量証明検査）機関、指定検定機関）が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、無料であることを規定している。

なお、この規定は、以前は都道府県及びと特定市町村を含めた手数料が規定されていたが、平成 12 年地方分権改正により、前段の括弧書きが追加されたものである。（※従って、平成 12 年改正以前の機関委任事務となっていた事務は、平成 12 年改正以前は全て全国一律の法定手数料であった。）

◆　特定標準器による校正等を受ける者の手数料

特定標準器による校正等を受けようとする者は、研究所、機構、日本電気計器検定所又は指定校正機関が実費を超えない範囲内において経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

＜法 158 条 2 項＞

特定標準器による校正等を受ける者の手数料は、大臣の認可により定められた額を納めなければならない。

◆　手数料の収納先

法 158 条 1 項、2 項の手数料は、研究所が行う検定、変成器付電気計器検査、装置検査、法 76 条 1 項、法 81 条 1 項若しくは法 89 条 1 項の承認、法 83 条 1 項の承認の更新、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構が行う 121 条の 2 の認定、法 121 条の 4（1 項）の認定の更新、法 143 条 1 項の登録、法 144 条の 2（1 項）の登録の更新又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては機構の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、法 76 条第 1 項、法 81 条 1 項若しくは法 89 条 1 項の承認、法 83 条 1 項の承認の更新、法 91 条 2 項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。

＜法 158 条 3 項＞

(1)　産総研の行なう検定、変成器付電気計器検査、装置検査、型式承認（法 76 条 1 項）、法 81 条 1 項（輸入事業者の型式承認）若しくは法 89 条 1 項（外国製造事業者の型式承認）の承認、法 83 条 1 項（型式承認の有効期間）の承認の更新、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては産総研の収入となる。

(2)　NITE の行なう究所の、121 条の 2（特定計量証明事業）の認定、法 121 条の 4（1 項）の認定の更新、法 143 条 1 項（JISS）の登録、法 144 条の 2（1 項）の登録の更新又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては機構の収入となる。

(3)　日電検が行う検定、変成器付電気計器検査、法 76 条第 1 項（型式承認）、法 81 条 1 項（輸入事業者の型式承認）若しくは法 89 条 1 項（外国製造事業者の型式承認）の承認、法 83 条 1 項（型式承認の有効期間）の承認の更新、法 91 条 2 項（指定製造事業者）の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日電検の収入となる。

(4)　指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の収入となる。

(5)　(1)～(4)以外の者の納付するものについては国庫の収入となる。

◆　指定定期検査（計量証明検査）機関の場合

都道府県又は特定市町村は、地方自治法　（昭和 22 年法律 67 号）227 条の規定に基づき定期検査又は計量証明検査に係る手数料を徴収する場合においては、法 20 条 1 項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査又は法 117 条 1 項の規定により指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

＜法 158 条 4 項＞

都道府県又特定市町村は、指定定期検査（計量証明検査）機関に定期検査（計量証明検査）を行なわせる場合、条例により、当該手数料を当該指定定期検査（計量証明検査）機関の収入とすることができる。（※従って、都道府県又は特定市町村の収入とすることもできる。）

この規定は、平成 12 年地方分権改正により追加された規定である。平成 12 年改正以前は、法 158 条 3 項で「指定定期検査（計量証明検査）機関が行なう定期検査（計量証明検査）を受けようとする者の納付するものについては当該指定定期検査（計量証明検査）機関の収入とする。」とされ、手数料は自動的に当該指定定期検査（計量証明検査）機関の収入となっていた。

１１-７-３公示

◆　公示とは

「公示」とは、「一定の事柄を周知させるために発表し、公衆がこれを知ることのできる状態におくことをいう」とされ、公の機関が行う場合と私人が行う場合があり、同様の用語として「告示」や「公告」などがある。

法令用語としての「公告」や「公示」は、基本的に「公布」や「告示」や「(狭義の）公告」や「(狭義の）公示」等の通知公表行為を指す一般的な名称とされている。（※「公告」とは、ある事項を広く一般に知らせることを意味するとされている。）

なお、「告示」は、法令等を補充するため国が発するものや公の機関が行政処分又は重要な事項等の決定等を公式に広く一般に知らせるものとされ、事実の通知によって一定の法律効果を発生させるものと単に事実を通知するものとがある。

因みに、国政選挙に限っては、「公示」という言葉は特別な意味で使用され、「公示」は衆議院総選挙と参議院の通常選挙だけで用い、総選挙でなく補欠選挙の場合は公示ではなく「告示」であるが、いずれも実質的には「告示」である。

◆　大臣が行なう公示

経済産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

1)　法 16 条 1 項 2 号イの指定をしたとき。
2)　法 16 条 1 項 2 号ロの指定をしたとき。
3)　法 17 条 1 項の指定をしたとき。
4)　法 66 条（法 69 条 1 項、法 100 条、法 101 条 3 項、法 121 条の 6 及び法 146 条において準用する場合を含む。）の規定により指定、認定若しくは登録が効力を失ったことを確認したとき、又は法 67 条（法 69 条 1 項において準用する場合を含む。）若しくは法 69 条 2 項の規定により指定を取り消したとき。
5)　法 76 条 1 項、法 81 条 1 項又は法 89 条 1 項の承認をしたとき。
6)　法 87 条（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は法 88 条（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）若しくは法 89 条 5 項の規定により承認を取り消したとき。
7)　法 99 条（法 101 条 3 項において準用する場合を含む。）又は法 101 条 3 項において準用する法 89 条 5 項の規定により指定を取り消したとき。
8)　法 106 条 2 項（法 121 条の 10 及び法 142 条において準用する場合を含む。）の規定による届出があったとき。
9)　法 106 条 3 項において準用する法 32 条の届出があったとき。
10)　法 106 条 3 項において準用する法 38 条の規定により指定を取り消し、又は検定（変成器付電

気計器検査、装置検査、法 78 用 1 項（法 81 条 2 項及び法 89 条 3 項において準用する場合を含む。）の試験及び法 93 条 1 項の調査を含む。）の業務の停止を命じたとき。

11) 法 121 条の 2 の指定をしたとき。

12) 法 121 条の 2 の認定をしたとき。

13) 法 121 条の 5 の規定により認定を取り消したとき。

14) 法 121 条の 10 において準用する法 32 条の届出があったとき。

15) 法 121 条の 10 において準用する法 38 条の規定により指定を取り消し、又は法 121 条の 2 の認定の業務の停止を命じたとき。

16) 法 134 条 1 項又は 2 項の規定による指定をしたとき。

17) 法 134 条 3 項又は 4 項の規定により指定を取り消したとき。

18) 法 135 条 1 項の指定をしたとき。

19) 法 141 条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。

20) 法 142 条において準用する法 32 条の届出があったとき。

21) 法 143 条 1 項の登録をしたとき。

22) 法 145 条の規定により登録を取り消したとき。

＜法 159 条 1 項＞

1)は、「指定検定機関」（法 16 条 1 項 2 号イ）の指定をしたときである。

2)は、「指定製造事業者」（法 16 条 1 項 2 号ロ）の指定をしたときである。

3)は、「特殊容器製造者」（法 17 条 1 項）の指定をしたときである。

4)は、「特殊容器製造者の指定の失効」（法 66 条）（「特殊容器外国製造者」（法 69 条 1 項）、「指定製造事業者」（法 100 条）、「外国指定製造事業者」（法 101 条 3 項）、「認定特定計量証明事業者」（法 121 条の 6）及び「JCSS 登録事業者」（法 146 条）において準用を含む。）の規定により指定（認定、登録）が効力を失ったことを確認したとき、又は「特殊容器製造者」（法 67 条）（「特殊容器外国製造者」（法 69 条 1 項）において準用を含む。）若しくは法 69 条 2 項の規定により指定を取り消したときである。

5)は、「型式承認」（法 76 条 1 項）、「輸入事業者に係る型式承認」（法 81 条 1 項）又は「外国製造事業者に係る型式承認」（法 89 条 1 項）の承認をしたときである。

6)は、「型式承認の失効」（法 87 条）（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は「型式承認の取消し」（法 88 条）（法 89 条 4 項において準用する場合を含む。）若しくは「外国製造事業者の型式承認取消し」（法 89 条 5 項）の規定により承認を取り消したときである。

7)は、「指定製造事業者の指定取消し」（法 99 条）（「指定外国製造事業者」（法 101 条 3 項）において準用する場合を含む。）又は「指定外国製造事業者」（法 101 条 3 項）において準用する「外国製造事業者の型式承認取消し」（法 89 条 5 項）の規定により指定を取り消したときである。

8)は、「指定検定機関の事業所所在地の変更届」（法 106 条 2 項）（「特定計量証明認定機関」（法 121 条の 10）及び「指定校正機関」（法 142 条）において準用する場合を含む。）の規定による届出があったときである。

9)は、「指定検定機関」（法 106 条 3 項）において準用する「業務の休廃止」（法 32 条）の届出があったときである。

10)は、「指定検定機関」（法 106 条 3 項）において準用する「指定の取消し」（法 38 条）の規定により指定を取り消し、又は検定（変成器付電気計器検査、装置検査、「型式承認の試験」（法 78 条 1 項）（「輸入事業者の型式承認の試験」（法 81 条 2 項）及び「外国製造事業者の型式承認の試験」（法 89 条

3 項）において準用する場合を含む。）の試験及び「指定製造事業者の指定に係る調査」（法 93 条 1 項）の調査を含む。）の業務の停止を命じたときである。

11)は、「特定計量証明認定機関」（法 121 条の 2）の指定をしたときである。

12)は、「特定計量証明事業」（法 121 条の 2）の認定をしたときである。

13)は、「特定計量証明事業の認定取消し」（法 121 条の 5）の規定により認定を取り消したときである。

14)は、「特定計量証明認定機関」（法 121 条の 10）において準用する「業務の休廃止」（法 32 条）の届出があったときである。

15)は、「特定計量証明認定機関」（法 121 条の 10）において準用する「指定の取消し」（法 38 条）の規定により指定を取り消し、又は法 121 条の 2 の認定の業務の停止を命じたときである。

16)は、「特定標準器」（法 134 条 1 項又は 2 項）の規定による指定をしたときである。

17)は、「特定標準器」（法 134 条 3 項又は 4 項）の規定により指定を取り消したときである。

18)は、「指定校正機関」（法 135 条 1 項）の指定をしたときである。

19)は、「指定校正機関の指定取消し」（法 141 条）の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたときである。

20)は、「指定校正機関」（法 142 条）において準用する「業務の休廃止」（法 32 条）の届出があったときである

21)は、「JCSS 登録事業者」（法 143 条 1 項）の登録をしたときである。

22)は、「JCSS 登録事業者の登録取消し」（法 145 条）の規定により登録を取り消したときである。

◆ **知事が行なう公示**

都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

1) 法 20 条 1 項の指定をしたとき。
2) 法 32 条（法 121 条 2 項において準用する場合を含む。）の届出があったとき。
3) 法 38 条（法 121 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査の業務の停止を命じたとき。
4) 法 39 条 1 項（法 121 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定により定期検査又は計量証明検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。
5) 法 117 条 1 項の指定をしたとき。

＜法 159 条 2 項＞

1)は、「指定定期検査機関」（法 20 条 1 項）の指定をしたときである。

2)は、「指定定期検査機関の業務の休廃止」（法 32 条）（「指定計量証明検査機関」（法 121 条 2 項）において準用する場合を含む。）の届出があったときである。

3)は、「指定定期検査機関の指定取消し」（法 38 条）（「指定計量証明検査機関」（法 121 条 2 項）において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査の業務の停止を命じたときである。

4)は、「知事等による検査実施」（法 39 条 1 項）（「指定計量証明検査機関」（法 121 条 2 項）において準用する場合を含む。）の規定により定期検査又は計量証明検査の全部又は一部を自ら行うこととするときである。

5)は、「指定計量証明検査機関」（法 117 条 1 項）の指定をしたときである。

◆　特定市町村の長が行なう公示

特定市町村の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
1)　法 20 条 1 項の指定をしたとき。
2)　法 32 条の届出があったとき。
3)　法 38 条の規定により指定を取り消し、又は定期検査の業務の停止を命じたとき。
4)　法 39 条 1 項の規定により定期検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

＜法 159 条 3 項＞

1)は、「指定定期検査機関」（法 20 条 1 項）の指定をしたときである。
2)は、「指定定期検査機関の業務の休廃止」（法 32 条）の届出があったときである。
3)は、「指定定期検査機関の指定取消し」（法 38 条）の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査の業務の停止を命じたときである。
4)は、「知事等による検査実施」（法 39 条 1 項）の規定により定期検査又は計量証明検査の全部又は一部を自ら行うこととするときである。

◆　日電検が行なう公示

日本電気計器検定所は、法 76 条 1 項、法 81 条 1 項又は法 89 条 1 項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

＜法 159 条 4 項＞

日電検は、「型式承認」（法 76 条 1 項）、「輸入事業者に係る型式承認」（法 81 条 1 項）又は「外国製造事業者に係る型式承認」（法 89 条 1 項）の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

１１-７-４計量教習

◆　計量教習の沿革

計量教習のはじまりは、明治 36 年（農商務省告示）、計量関係公務員及び計量器製造技術者を対象とする度量衡技術者講習規程により、講習期間は 5 ヶ月とされてからである。

「度量衡技術者講習」は、昭和 2 年（商工省告示）、度量衡講習規程により「度量衡講習」に改められ、講習期間は 4 ヶ月となり、講習は中央度量衡検定所で行なわれた。

計量法制定後は、昭和 27 年、計量教習所規則に基づき計量教習所が東京都新宿区に設置され、これに伴い度量衡講習が廃止となり、これに代わる第一期教習（教習期間 6 ヶ月、年 2 期）が同年 10 月より開催される。（※計量教習所は、昭和 44 年、通商産業研修所の完成により東村山市へ移転する。）

その後の計量教習は、昭和 49 年、環境計量特別教習（2 ヶ月）及び環境計量教習（2 週間）を新設、昭和 56 年、特別課程（2 ヶ月）が新設されるなど、教習の種類が増えていった。

通産省計量教習所は、平成 13 年、現在の「計量研修センター」と改称し産総研に統合され、同年 12 月、産総研つくばセンターさくら館（茨城県つくば市）に移転した。

◆　計量教習の目的等

（計量に関する教習）
①　研究所は、計量に関する事務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に対し、計量に関する教習を行うことにより、必要な技術及び実務を教授する。
②　①に規定するもののほか、同項の教習に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

＜法 166 条＞

①は、計量教習の受講対象者及び実施目的を規定しているものであり、実施主体は産総研であることを規定している。

②は、計量教習に関し必要な事項は省令（施行則 119 条～134 条）で定めることを規定している。

◆　計量教習の種類と受講資格

（計量教習の種類）

法 166 条 1 項に規定する計量に関する教習（以下「計量教習」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

1)　一般計量教習
2)　一般計量特別教習
3)　環境計量特別教習（濃度関係）
4)　環境計量特別教習（騒音・振動関係）
5)　環境計量講習（濃度関係）
6)　環境計量講習（騒音・振動関係）
7)　短期計量教習
8)　特定教習

＜施行則 119 条＞

1)の一般計量教習（3 ヶ月）を受講できる者は、入所試験合格者となっている。

2)の一般計量特別教習（2 ヶ月）を受講できる者は、1)の一般計量教習修了者となっている。

3)及び 4)の環境計量特別教習（濃度 7 週間、騒音振動 2 週間）を受講できる者は、1)の一般計量教習修了者となっている。

5)及び 6)の環境計量教習（濃度 4 日、騒音振動 5 日）を受講できる者は、計量士国家試験合格者となっている。

7)の短期計量教習（2 ヶ月）を受講できる者は、計量公務員、指定定期検査（計量証明検査）機関職員及び産総研理事長が認めた者となっている。

8)の特定教習を受講できる者は、産総研理事長が認めた者となっている。

（受講資格）

計量教習を受講できる者は、次の各号のとおりとする。

1)　一般計量教習を受講できる者は、研究所が実施する入所試験に合格した者とする。
2)　一般計量特別教習を受講できる者は、一般計量教習を修了した者とする。
3)　環境計量特別教習（濃度関係）又は環境計量特別教習（騒音・振動関係）を受講できる者は、一般計量教習を修了した者とする。
4)　環境計量講習（濃度関係）又は環境計量講習（騒音・振動関係）を受講できる者は、環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）の計量士国家試験に合格した者とする。
5)　短期計量教習を受講できる者は、都道府県若しくは市町村の職員、指定定期検査機関若しくは指定計量証明検査機関の職員又は研究所理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた者とする。
6)　特定教習を受講できる者は、当該特定教習の実施に際し、理事長が必要と認めた者とする。

＜施行則 120 条＞

◆　官報への公告

（公示）

理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教習に関する必要事項を官報に公告しなければならない。

＜施行則 121 条＞

一般計量教習の公示は、毎年 5 月中旬と 10 月下旬、受講要領が官報に公告される。

◆ **受講料等**

（受講料）

① 一般計量教習又は一般計量特別教習を受講しようとする者であって、経済産業省、都道府県、市町村、研究所又は機構の職員以外の者は、受講料として毎月 48,400 円を納めなければならない。

② 環境計量特別教習（濃度関係）又は環境計量特別教習（騒音・振動関係）を受講しようとする者であって、経済産業省、都道府県、市町村、研究所又は機構の職員以外の者は、受講料として、環境計量特別教習（濃度関係）にあっては 209,800 円、環境計量特別教習（騒音・振動関係）にあっては 66,000 円を納めなければならない。

③ 環境計量講習（濃度関係）を受講しようとする者は、受講料として 91,000 円を、環境計量講習（騒音・振動関係）を受講しようとする者は、受講料として 57,700 円を納めなければならない。

④ 納められた受講料は、返還しない。

＜施行則 132 条＞

環境計量教習については、計量公務員の免除規定はない。

（雑則）

この省令に定めるもののほか、計量教習に関し必要な事項は、理事長が定めることとする。

＜施行則 134 条＞

１１-７-５検定用具等の無償貸与

都道府県又は特定市町村が使用する検定用具等については、各地方公共団体が自前で整備することが基本であるが、一部（証印類）のものについては国から貸与されたものを使用することが原則となっている。

（検定用具等の貸付け）

経済産業大臣は、定期検査、検定、装置検査、基準器検査、計量証明検査又は法 148 条 1 項の規定による検査に必要な用具であって、経済産業省令（検則 74 条、基則 28 条）で定めるもの（国有財産法 （昭和 23 年法律 73 号）の適用を受けるものを除く。）を都道府県知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならない。

＜法 167 条＞

これは、省令（検則 74 条、基則 28 条）で定める検査用具等について、大臣は都道府県又は特定市町村に無償で貸与することを規定している。

（検定用具等の貸付け）

法 167 条の経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

1) 検定証印
2) 計量証明検査済証印（はり付け印を除く。）
3) 定期検査済証印（はり付け印を除く。）
4) 装置検査証印
5) 頭部検査証印
6) 検則 29 条 5 号に規定する消印

7) 検則 994 条 3 項に規定する消印

＜検則 74 条＞

（検査用具の貸付け）

法 167 条の経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

1) 基準器検査証印（はり付け印を除く。）

2) 基則 22 条及び基則 2 項に規定する消印

＜基則 28 条＞

１１-７-６ 罰則

◆ 罰則とは

罰則とは、「処罰に関する規則」を意味し、刑罰や過料に処する根拠として、法律や条例に明記されている定めのことをいう。

行政罰は、過去の行政上の義務違反に対して罰という制裁を加えるものであり、「行政刑罰」と「行政上の秩序罰」とに大別される。

「行政刑罰」とは、加えられる罰が刑法に刑名があるもの（死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料）を言い、刑事訴訟法の定めるところにより、検察官の起訴を受けた裁判所の判決により科せられる。即ち、「刑罰」は、「刑事訴訟法による処罰」を意味し、法律や条例で課せられた義務に違反する行為に対し、制裁の目的で科す不利益処分のうち、刑事訴訟法の手続が適用されるものである。

「行政上の秩序罰」とは、加えられる罰が刑法の刑名が無い「過料」であるものを言い、過料の根拠規定が国の法令である場合、非訟事件手続法（161 条～164 条）により裁判所が決定する。従って、「過料」は、法律秩序に対する違反であるが刑罰を科すほどの重大な一般社会法益の侵害ではなく、刑事訴訟法は適用されない。（※過料の根拠規定が自治体の条例や規則である場合には、地方自治法（149 条 3 号及び 255 条の 3）により、当該自治体の長の行政処分で科される。）

罰金

「罰金」とは、財産刑の一種であり、行為者から強制的に金銭を取り立てる刑罰である。

罰金は、「国家が個人や法人に科すもの」であり、個人が個人や法人に罰金を科すことはできない。（※私人間で科される制裁金等を通称「罰金」と呼ぶことはあるが、法的な用法ではない。）

罰金と科料との違いは、罰金の金額は 1 万円以上と定められ（刑法 15 条）、同じく財産刑である科料の金額は 1000 円以上 1 万円未満と定められている（刑法 17 条）。（※罰金額については、刑法では下限を設けているが上限は一般的に制限していないため、個々の法条文で罰金額の上限が定められている。）

また、罰金以上の刑を科す有罪判決の確定を受けた場合は、前科として扱われ、一定期間、市町村役場に備置される犯罪人名簿（戸籍や住民基本台帳ではない）に登載される。

なお、交通違反の際に課される「反則金」（罰金と呼ぶこともある）については、「行政罰」であり刑事罰たる罰金とは法的性質が異なる（前科や前歴にあたらない）が、検察庁の犯歴記録には道路交通法違反による罰金以下の刑に処された者についても記録の対象となる。

◆ 計量法における罰則

計量法は、法 1 条の「目的」を達成するため、必要な限度において種々の規制を国民に対して加え、これに従うべき義務を課している。

罰則は、これらの義務の履行を担保し、計量法の実効性を確保するため、違反者に対して一定の制裁

を科すものである。

具体的な罰則規定は、義務違反が計量法の目的の遂行をどの程度阻害するものであるかによって、最高 1 年以下の懲役又は 100 万円以下から最低 10 万円以下の過料まで、8 段階（行政刑罰 6 段階、行政秩序罰 2 段階）に分けてそれぞれ規定されている。

懲役 1 年以下若しくは罰金 100 万円以下又は併科（最高刑）

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1) 法 57 条 1 項若しくは 2 項又は法 107 条の規定に違反した者

2) 法 113 条の規定による命令に違反した者

＜法 170 条＞

1)は、「譲渡等の制限」（法 57 条 1 項若しくは 2 項）又は「計量証明事業登録」（法 107 条）の規定に違反した者である。

2)は、「計量証明事業の登録取消し」（法 113 条）の規定による命令に違反した者である。

指定機関に対する懲役 1 年以下又は罰金 100 万円以下

法 38 条（法 106 条 3 項、法 121 条 2 項及び法 121 条の 10 において準用する場合を含む。）又は法 141 条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

＜法 171 条＞

法 38 条「指定定期検査機関の指定取消し等」（法 106 条 3 項「指定検定機関」、法 121 条 2 項「指定計量証明検査機関」及び法 121 条の 10「特定計量証明認定機関」において準用する場合を含む。）又は法 141 条「指定校正機関の指定取消し等」の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

懲役 6 月以下若しくは罰金 50 万円以下又は併科

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1) 法 16 条 1 項から 3 項まで、法 17 条 2 項、法 49 条 1 項若しくは 3 項、法 68 条、法 97 条 2 項又は法 116 条 1 項若しくは 2 項の規定に違反した者

2) 法 63 条 3 項、法 84 条 3 項又は法 97 条 1 項の規定に違反して表示を付した者

＜法 172 条＞

1)は、「使用の制限」（法 16 条 1 項～3 項）、「特殊容器の使用」（法 17 条 2 項）、「修理時の検定証印等の除去」（法 49 条 1 項、3 項）、「輸入事業者の特殊容器表示以外の表示の除去」（法 68 条）、「輸入事業者の基準適合証印以外の表示の除去」（法 97 条 2 項）又は「計量証明検査」（法 116 条 1 項、2 項）の規定に違反した者である。

2)は、「特殊容器表示以外の表示等の禁止」（法 63 条 3 項）、「型式承認表示以外の表示等の禁止」（法 84 条 3 項）又は「基準適合証印以外の表示の禁止」（法 97 条 1 項）の規定に違反して表示を付した者である。

罰金 50 万円以下

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

1) 法 8 条 1 項若しくは 2 項、法 9 条 1 項、法 18 条、法 19 条 1 項若しくは 2 項、法 49 条 2 項、法 63 条 2 項、法 85 条又は法 124 条の規定に違反した者

2) 法 15 条 3 項、法 56 条、法 64 条、法 86 条、法 98 条、法 111 条、法 123 条又は法 131 条の規定による命令に違反した者

3) 法 25 条 3 項（法 120 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、法 23 条 1 項各号に適合する旨を証明書に記載した計量士

4) 法 50 条 3 項又は法 54 条 3 項の規定に違反して表示を付した者

5) 法 54 条 1 項の規定に違反して表示を付さなかった者

6) 法 55 条の規定に違反して特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列した者

7) 法 95 条 2 項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者

8) 法 110 条の 2（2 項）、法 121 条の 3（2 項）、法 136 条 2 項又は法 144 条 3 項の規定に違反して標章を付した者

9) 法 129 条の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

10) 法 130 条 2 項の規定に違反して標識を掲げた者

＜法 173 条＞

1)は、「非法定計量単位の使用の禁止」（法 8 条 1 項、2 項）、「非法定計量単位による目盛等を付した計量器法」（9 条 1 項）、「使用方法等の制限」（法 18 条）、「定期検査」（法 19 条 1 項、2 項）、「修理時の型式承認表示の除去」（法 49 条 2 項）、「特殊容器の容量表記」（法 63 条 2 項）、「輸入事業者の型式承認表示以外の表示の除去」（法 85 条）又は「計量士以外の名称使用の禁止」（法 124 条）の規定に違反した者である。

2)は、「特定商品の勧告による命令」（法 15 条 3 項）、「家庭用計量器の改善命令」（法 56 条）、「特殊容器の適合命令」（法 64 条）、「型式承認の改善命令」（法 86 条）、「指定製造事業者の改善命令」（法 98 条）、「計量証明事業者の適合命令」（法 111 条）、「計量士の登録取消し等」（法 123 条）又は「適正計量管理事業所の適合命令」（法 131 条）の規定による命令に違反した者である。

3)は、「代検査」法 25 条 3 項（法 120 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、「定期検査の合格条件」（法 23 条 1 項各号）に適合する旨を証明書に記載した計量士である。

4)は、「有効期間のある特定計量器の修理表示以外の表示の禁止」法 50 条 3 項又は「家庭用計量器表示以外の表示の禁止」（法 54 条 3 項）の規定に違反して表示を付した者である。

5)は、「家庭用計量器の表示」（法 54 条 1 項）の規定に違反して表示を付さなかった者である。

6)は、「家庭用計量器表示等でないものの販売等の禁止」（法 55 条）の規定に違反して特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列した者である。

7)は、「指定製造事業者の検査及び記録作成保存義務」（法 95 条 2 項）の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者である。

8)は、「計量証明書の標章以外の標章等の禁止」（法 110 条の 2（2 項））、「MLAP 標章以外の標章等の禁止」（法 121 条の 3（2 項））、「jCSS 標章以外の標章等の禁止」（法 136 条 2 項）又は「JCSS 標章以外の標章等の禁止」（法 144 条 3 項）の規定に違反して標章を付した者である。

9)は、「適正計量管理事業所の帳簿の記載」（法 129 条）の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者である。

10)は、「適正計量管理事業所標識以外の標識等の禁止」（法 130 条 2 項）の規定に違反して標識を掲げた者である。

罰金 30 万円以下

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
1) 法 40 条 1 項、法 46 条 1 項又は法 51 条 1 項の規定に違反した者
2) 法 44 条、法 48 条又は法 52 条 4 項の規定による命令に違反した者

＜法 174 条＞

1)は、「製造事業の届出」（法 40 条 1 項）、「修理事業の届出」（法 46 条 1 項）又は「販売事業の届出」（法 51 条 1 項）の規定に違反した者である。

2)は、「製造事業の改善命令」（法 44 条）、「修理事業の改善命令」（法 48 条）又は「販売事業の勧告に係る命令」（法 52 条 4 項）の規定による命令に違反した者である。

罰金 20 万円以下

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
1) 法 110 条 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2) 法 147 条 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
3) 法 148 条 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
4) 法 149 条 1 項又は 2 項の規定による命令に違反した者
5) 法 150 条 1 項、法 151 条 1 項、法 152 条 1 項又は法 153 条 1 項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

＜法 175 条＞

1)は、「計量証明事業の事業規程の届出」（法 110 条 1 項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者である。

2)は、「報告の徴収」（法 147 条 1 項）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者である。

3)は、「立入検査」（法 148 条 1 項）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者である。

4)は、「計量器等の提出命令」（法 149 条 1 項、2 項）の規定による命令に違反した者である。

5)は、「特定物象量の表記の抹消」（法 150 条 1 項）、「検定証印等の除去」（法 151 条 1 項）、「合番号の除去」（法 152 条 1 項）又は「装置検査証印の除去」（法 153 条 1 項）の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者である。

指定機関に対する罰金 20 万以下

次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
1) 法 31 条（法 106 条 3 項、法 121 条 2 項、法 121 条の 10 及び法 142 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して法 31 条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
2) 法 32 条（法 106 条 3 項、法 121 条 2 項、法 121 条の 10 及び法 142 条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3)　法 147 条 2 項又は 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
4)　法 148 条 2 項又は 3 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

＜法 176 条＞

1)は、「帳簿の記載」法 31 条（法 106 条 3 項（指定検定機関）、法 121 条 2 項（指定計量証明検査機関）、法 121 条の 10（指定特定計量証明認定機関）及び法 142 条（指定校正機関）において準用する場合を含む。）の規定に違反して法 31 条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときである。

2)は、「業務の休廃止の届出」法 32 条（法 106 条 3 項、法 121 条 2 項、法 121 条の 10 及び法 142 条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときである。

3)は、「報告の徴収」（法 147 条 2 項、3 項）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときである。

4)は、「立入検査」（法 148 条 2 項、3 項）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときである。

両罰規定（企業責任）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法 170 条又は法 172 条から法 175 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

＜法 177 条＞

この条文は、法 170 条又は法 172 条から法 175 条までの違反行為をした場合、行為者本人のほかにその法人に対しても罰金刑を科す、いわゆる企業責任（両罰規定）を規定している。

両罰規定は、犯罪が行われた場合に行為者本人のほかに一定の関係にある他人（法人を含む）に対し、連座的に刑罰を科す旨を定めた規定である。

刑法の総則では、刑を科されるべき者は実際に生きている人間（いわゆる自然人）であることが前提とされ、この規定で処罰されるのは実際の行為者（代表者や従業者）であって法人ではないということになるため、行為者を処罰するだけでなくその法人自身を処罰すべきだという考え方が出てくる。そこで、特に行政法規の刑罰については、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前〇〇条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する」というような形で、ある犯罪が行われた場合に、行為者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人をも処罰する旨の規定を置くことが多く行なわれ、これを「両罰規定」と呼んでいる。（※両罰規定は、法人のほか、自然人である事業主にも作用する。）

なお、両罰規定によって法人に科される刑罰については、懲役や禁錮などは科しようがないため、必然的に罰金のような財産刑に限られる。

過料 20 万円以下

法 62 条 1 項（法 114 条及び法 133 条において準用する場合を含む。）、法 79 条 1 項（法 81 条 3 項において準用する場合を含む。）又は法 94 条 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

＜法 178 条＞

「特殊容器の指定申請書記載事項の変更届」法 62 条 1 項（法 114 条（計量証明事業者）及び法 133 条（適正計量管理事業所）において準用する場合を含む。）、「型式承認の変更届」法 79 条 1 項（法 81

条 3 項（輸入事業者）において準用する場合を含む。）又は「指定製造事業者の申請書記載事項の変更届」法 94 条 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の過料となる。

産総研又はNITEに対する過料 20 万円以下

> 法 168 条の 4 又は法 168 条の 7 の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究所又は機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
>
> ＜法 179 条＞

「産総研に対する大臣命令」（法 168 条の 4）又は「NITE に対する大臣命令」（法 168 条の 7）の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究所又は機構の役員は、20 万円以下の過料となる。

過料 10 万円以下

> 法 42 条 1 項（法 46 条 2 項及び法 51 条 2 項において準用する場合を含む。）、法 45 条 1 項（法 46 条 2 項及び法 51 条 2 項において準用する場合を含む。）又は法 65 条（法 114 条、法 121 条の 6、法 133 条及び法 146 条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。
>
> ＜法 180 条＞

「製造事業の変更届」法 42 条 1 項（法 46 条 2 項（修理事業者）及び法 51 条 2 項（販売事業者）において準用する場合を含む。）、「廃止の届出」法 45 条 1 項（法 46 条 2 項及び法 51 条 2 項において準用する場合を含む。）又は「特殊容器指定製造者の廃止届」法 65 条（法 114 条（計量証明事業者）、法 121 条の 6（認定特定計量証明事業者）、法 133 条（適正計量管理事業所）及び法 146 条（JCSS 登録事業者）において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料となる。

１１-７-７ 経過措置

> （経過措置）
>
> この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
>
> ＜法 168 条＞

経過措置については、合理的に必要と判断される範囲内において定めることができるものであるが、計量法では極めて多くの事項が政省令で規定されており、これらの関係政省令の制定改廃にあたり一定の経過措置が必要となることから、その場合の根拠規定として設けられている条文である。

◆　経過規定

経過規定は、法令の改正や廃止をする際にいきなり新しい法律関係を適用した場合、それまでの法律関係に基づいて営まれてきた社会生活の安定性が大きく損なわれることになるため、一般的には既存の法律関係を暫くは継続させるなどの規定を置き、新しい法律関係に円滑に移行できるようにするものである。このような規定は、「経過規定」といい、通常、附則に置かれる。

具体的には、「～なお従前の例による。」や「～は適用しない。」や「～とみなす。」など、新しい法律の施行後においても法的な効力を有することなどが規定される。

因みに「なお従前の例による」の場合は、「例」という文字はもともと「ならわし、さだめ」という

意味を有し、従来の法律関係全体を対象としていると考えられるため、旧政省令まで含めると解釈されている。

◆　附則

附則とは、法令において付随的な事項を定めた部分のことであり、これ以外の部分を「本則」という。

法令は、「本則」と「附則」で構成され、附則についても本則と同様に「条」又は「項」の形式で定められ、一つの本則に対して一つの附則が定められる。

なお、既存の法令を一部改正する法令は、それ自体が一つの法令であるが、その法令が成立して施行されると本則及び附則に定められている改正規定（いわゆる「改め文」）は本法の中に溶け込んでしまうため消滅し、「改正法附則」のうち施行期日等を定めた部分だけが残ることになる。

「本法附則」と「改正法附則」は、それぞれ別個のものであるが、法令集では編集の便宜から「本法本則」、「本法附則」、「改正法附則」の順で掲載されることが多い。

また、附則は、経過措置など当事者にとって重大な影響を及ぼす事項が規定されていたり、暫定措置など本則だけを見ていたのでは分からないような事項が規定されていたりするなど、本則の円滑な運用においては不可欠な規定であり、見落としてはならない法律の重要な構成部分でもある。

［参考］ 東環協セミナー（平成 15 年 11 月）資料

環境計量証明事業登録の対象範囲について

1　はじめに（環境計量証明事業登録の対象範囲とは）

計量法の条文には、「計量証明事業登録の対象範囲は～」と定義した条文はない。

一方、法 107 条では、「次に掲げるものを行おうとする者（同条 2 項「濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業」）は、～登録を受けなければならない。」としている。この「政令で定めるもの」については、施行令 28 条で「大気、水又は土壌中の物質の濃度」などが定められている。このため、登録の対象範囲については、通達等で「施行令 28 条の運用について」という形で都道府県に通知されてきた。

この経過については、旧法例規集によれば、環境計量証明事業とは「環境保全の見地から正確に計量することの社会的意義が大きい物象の状態の量についての計量証明の事業である」と解説されている。則ち、これを政令で「大気、水又は土壌中の物象の状態の量」などと定義したものである。そして、環境計量証明事業登録については、制度発足以来、「環境計測に係る計量証明の事業」という一貫した考え方の基に運用されてきた。従って、対象範囲について、施行令の条文の文言のみから「大気、水又は土壌中の物質の濃度」全てと解釈するのは適切ではなく、「環境計測に係る計量」に限定するという狭義の解釈が適切と思われる。

歴史を振り返れば、昭和 40 年代に大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害関係法規が整備され、公害防止をさらに実現すべく環境計測の精度向上や適正化を図るべきであるとの要請から、「環境計測に係る計量上の証明事業」を適正に実施させるため環境計量証明事業登録制度が創設された。以後、制度発足から四半世紀を過ぎ、公害規制や環境問題のあり方も変化してきているが、計量証明事業者の果たすべき社会的役割は基本的に変わってはいない。則ち、「環境計量」は、国民の安全や健康に直結し極めて高い信頼性が求められるものであり、これを制度として担保する必要性に変わりはないということである。

一方、登録対象範囲については、長年の登録指導等の間に業界や行政内で常識的と考　えられる範囲に除々に定着してきているが、その境界領域については具体的事例により　判断されることから、各都道府県の指導に若干の相違も指摘されている。よって、登録対象範囲の大枠について、これまでの歴史的経過や制度創設趣旨などから、対象非対象の判断基準や基本的な考え方を整理したものである。

2　基本的な考え方

ここでは、音圧レベル、振動加速度レベルに関しては判断のつかないケースはさほど多くないため、濃度（特定濃度）区分を中心に登録対象範囲を判断する場合の基本的な考え方を以下に述べる。

(1)「計量法上の取引又は証明に該当しないものは除く」

法律によって規制される領域は、自由な経済活動等に配慮し、必要最小限に止まるのが一般的で

ある。計量法における規制については、「適正な計量の実施を確保する」観点から、その範囲は「取引又は証明」上の計量に概ね限定されている。

「取引又は証明」については、計量法第 2 条において「取引とは～業務上の行為」「証明とは～一定に事実が真実であることを表明すること」と定義され、「証明上の計量」については「一定の法的な責任を伴って表明されるもの」であることから「おおよその目安を示すものは含まれない」（「通知」（平成 12･06･28 機局第 7 号））と解釈されている。

以上のことから「計量証明事業」とは、「法定計量単位により物象の状態の量を計り、公にまたは、業務上他人に一定の事実が真実であることを表明する行為であって、その行為を反復し、かつ、継続して実施することを云う」（旧法例規集より）と考えられる。

従って、学術研究用や学校教育用及びスポーツ等、「取引又は証明」に関係のない領域については、計量法による規制範囲の対象外となる。

なお、この「証明」や「目安」の範囲や境界領域については、個々の具体的事例によりに判断される。一般的な例としては、「契約書」「仕様書」「性能証明書」「官公庁への提出書類」などは対象に該当し、「カタログ類」「取扱説明書」「契約書に添付する参考資料」「広告類」などは該当しないとされている。

(2)「大気、水又は土壌の環境測定であること」

「環境測定か否か」は、登録の対象範囲か否かを判断する基本原則であり、この意味を正確に理解できていればほとんどのケースは選別が可能である。

環境測定でない場合とは、環境汚染の計測を目的としないもので、具体的には「機器の性能試験」「製品成分の品質分析」などが挙げられる。

機器の性能試験の例としては、「自動車の排ガス処理装置の性能検査」「家電品等の静音測定」その他「各種機器のメンテナンスのための性能試験」などがある。製品成分の品質分析の例としては、「食品」「材料（鉱物、重油、等）」「化学製品（肥料、等）」などがある。

これらは、明らかに環境測定とは異なるため対象外であり、これらの計測結果については、「計量証明書」ではなく「分析報告書」としての扱いとなる。

(3)「計量結果が濃度であること」

これについては、登録の事業区分が「濃度」の物象の状態の量に限定されているためであるが、濃度以外の項目を対象項目といっしょに計量証明書に列記しているケースは少なくない。

例えば、「温度」「風速」「電気伝導率」「流量」「流速」などは、濃度ではないが対象物質の計量結果を補足する数値として付随記載されるケースが多い。これらは、計量証明書に記載してはいけないというものではなく、参考値として記載すべき数値であるが対象ではないため、「計量法 107 条の対象外である」旨の記載を明記すべきものである。

(4)「計量結果が法定計量単位で表せるものであること」

計量法第 8 条により、取引又は証明に非法定計量単位は使用できないことになっているため、計量結果を法定計量単位で表せないものは対象外となる。

例えば、「石綿濃度（本数）」「大腸菌群数（個数）」「臭気濃度（判定値）」「色度（度数）」などは、

法定計量単位ではないため対象外である。

これらは、同一試料中の他の分析項目といっしょに同一の計量証明書に記載するケースがあるが、「計量法 107 条の対象外である」旨の記載を明記すれば項目として記載することは排除されない。

なお、単位記号については、「標準となるべき記号」が計量単位規則に示されているが、環境関係法規やＪＩＳ等で規定されていたり国内外で広く使用されているものもあることから、他の単位と紛らわしくないときに限り使用することはできる。例え　　ば、ばいじん濃度「g/Nm３」（標準体積換算）や大気中の炭化水素濃度「ppmC」（メタン換算値）などの使用は差し支えないが、「pH」の代わりに「PH」や「dB」の代わりに「db」を使用するのは誤りである。

(5)「他の法律等の関係で適用除外される部分がある」

法 107 条の「ただし書」により、国等の他、「政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として、当該計量証明の事業を行う場合」については、登録を要しないものとして適用除外されている。

政令（施行令第 27 条）で規定する者については、①労働災害防止団体法第 19 条による労働大臣の認可を受けた（財）中央労働災害防止協会、②下水道事業センター法第 10 条第１項の規定に基づく建設大臣の認可を受けた（財）日本下水道事業団、③作業環境測定法第 33 条の規定による同法施行規則に定める登録を受けた作業環境測定機関、④浄化槽法第 57 条の規定に基づく厚生大臣の指定を受けた指定検査機関の４者である。

この規定については、計量法以外の他の法律による重複規制を避けるために設けられたものであるが、規定された事業者のどの程度の範囲までが登録対象外になるのか、これまで明確な判断基準が示されたことがなく曖昧なままに今日に至っている。また、この規定以外でも、国内部の省庁・部局間で調整されている部分もあり、通達等で示されてきたものもある。

これらについては、省庁間の中だけで調整され具体的な調整部分は公にされてこなかったため、時代の変遷とともに定説が判然としなくなっているものである。これらの具体的な対象非対象の考え方については、次章の個別事例の中で判断基準等を示す。

3　個別事例について

(1)浄化槽

《判断基準》
「浄化槽の性能維持のための測定」は対象外、「浄化槽排出水の環境汚染に係る計測」は対象である。

浄化槽については、「環境計測か否か」という基本的な考え方から見ていけば、自ずと判断が下せる問題である。具体的な見分け方としては、測定項目から見ていくのが分かりやすく、測定項目として「ＢＯＤ」を計っていれば対象で、「ｐＨやＤＯのみ」の場合は対象外と判断される。これは、浄化槽等から発生する有機汚濁の程度を判断する指標としＢＯＤが確立した方法となっていて、水質汚濁の程度を計測するには放流水のＢＯＤを測定する必要があるためである。

「浄化槽の性能維持のための測定」とは、浄化槽法（8､9､10 条）により、浄化槽管理者は浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等の維持管理を行わなければならないこととなっているが、こうし

た場合に測定される項目はｐＨやＤＯ等のみでＢＯＤは保守点検項目となっていない。これは、浄化法の保守点検の際に必要な測定は、比較的簡易な測定の精度（ｐＨやＤＯなどは簡易なｐＨ測定器などで測定可能）で十分であるが、ＢＯＤについては専門の分析技術者でないと測定が難しいためである。

従って、ＢＯＤ測定が必要なときは計量証明事業者等に依頼することとなるが、それ以外の場合については管理者や委託を受けた清掃業者等が浄化槽の保守点検の際に行うことできる。

なお、計量法第 107 条ただし書において、浄化槽法に基づく指定検査機関は登録の適用除外となっている。これは、浄化槽法（7、11 条）により、浄化槽を設置後 6 ヶ月後や 1 年ごとに、指定検査機関による浄化槽の水質検査を受けなければならないとなっているため、その際の水質検査を登録対象外としたものである。

【質問事例】
浄化槽の水質測定をマンションの管理業者や清掃業者等が行っているが、登録の対象として登録指導すべきか否か。

浄化槽法（10 条）では、一定規模以上（建築基準法上の処理対象人員 201 人以上等）にあってはその浄化槽の維持管理を行うために、資格を有する技術管理者（浄化槽管理士等）を置くか登録を受けた工事業者又は許可を受けた清掃業者等に委託することとなっている。

この際の保守点検については、前述のとおり、環境汚染に係る測定ではないため通常は対象外であるが、ＢＯＤ測定を義務づけられた場合は対象となる。

また、浄化槽を設置（浄化槽法第 5 条）したとき等は、放流水のＢＯＤ等の測定値を記載した「設置届」を地方自治体に届け出なければならないこととなっている。この場合、浄化槽使用者自らが測定する場合は反復継続して業務として行うわけでないため登録対象外であるが、測定を業者に委託する場合は登録された計量証明事業者へ委託する必要がある。

⑵下水道及び下水処理場

《判断基準》
原則として、「下水管及び浄水場内の処理過程のもの」は対象外、「浄水場から公共用水域へ放流されるもの」は対象である。

これは、浄化槽と同じく「環境測定か否か」により判断される問題であるが、環境測定か否かの本質的な意味は「環境中に存在する水の化学的性質を明らかにするための分析か否か」と考えられる。

従って、「下水管から下水処理場への流入水」や「下水処理場内の処理段階の水」等は、自然「環境中」のものとは考えにくいため、対象外とされる。また、下水処理場内の汚泥については、「土壌」と見なすか否かは議論のあるところであるが、活性汚泥等の産業廃棄物として処理されているものは対象外とされている。

一方、「下水道終末処理場からの放流水」については、環境中（公共用水域）へ放出されるものであるため、計量証明事業の登録対象である。

これは、別の角度（法規制の面）から考えても同じ判断に至ると思われる。則ち、下水処理段階の水については下水道法による規制がかかるため計量法による規制の必要がなく、公共用水域に放

流される水については水質汚濁防止法の規制がかかるため計量証明書が必要になる。

なお、計量法第 107 条ただし書において、下水道事業センター法に基づく（財）日本下水道事業団は登録の適用除外となっている。これは、公共下水道管理者が、下水道法（13 条）により、特定施設等から下水道へ排出される排水の検査を行うことができることとなっているため、この際の水質検査を適用除外としたものである。公共下水道事業は、本来、地方公共団体が管理するものであるが、同法により地方公共団体の委託に基づき同団体が下水道管理者となることができる。このため、同団体を計量法第 107 条ただし書の政令で定めたものである。

【質問事例】
特定施設（水質汚濁防止法）から排出される下水管に流入前の水の測定は、対象か否か。

これについては、下水管に流入前の段階は環境の一部であるから対象だという考えが、業界内で統一した見解となっている。

この理由としては、下水管流入前の水には屋根や道路に降った雨水等も流入するため下水道法の適用を受けないこと、特定施設設置の際は地方自治体へ届けが必要となっていること、などが挙げられる。

特定施設とは、水質汚濁防止法 2 条（以下、「水濁法」）より、「政令で定める有害物質を含む汚水等又は政令で定める項目に関する生活環境を阻害するおそれのある程度の汚水等を排出する施設」とされ、設置の際は地方自治体へ届けが必要となっている。また、環境計量証明事業の登録制度創設の趣旨（「環境保全の見地から正確に計量することの社会的意義～」）に従えば、特定施設の排水測定は対象とするのが当然ということのようである。

これらの特定施設には、工場等以外でも飲食店や洗濯業等、水質汚濁防止を図る上で必要な施設（日平均排水量 50m³ 以上等、都道府県で上乗せ規制有り）については網羅的に指定されている。また、こうした計量証明ニーズも少なくない。

なお、設置届等を地方自治体へ提出する際の測定については、浄化槽と同じく、使用者自らが測定し届け出る場合は事業登録の対象外であるが、測定を業者に委託する場合は登録された計量証明事業者へ委託する必要がある。

(3)水道水（飲料水）等

《判断基準》
水道水については、「厚生省の認可に係る水質検査」は対象外、それ以外のものは対象である。

飲料水については、制度発足時の通達（昭和 50 年 8 月 8 日「機計 50-40」から、現在はガイドライン）より、「通常飲用に適すると考えられている水のことをいい、食品を通じて人間に摂取されるもの、並びに水道に関する水質試験、検査に係る原水及び食品等の製造過程等に使用されるもの」は対象外とされている。

飲料水を対象外としている根拠については、水道事業は厚生省の認可が必要であり、この認可の範囲内における濃度の測定を計量法上の登録対象外としたものである。しかし、この厚生省認可の範囲については、水道施設内部に限定されるとする説や水道事業に係るもの全てとする説など、諸説あるところである。

基本的な「環境測定か否か」で考えた場合、浄水場等の施設内部の水は一般環境中の水ではないためもともと対象外（「水道に関する水質試験」の部分）であるが、「検査に係る原水」は環境中のものなので対象となるはずで違和感が残る。これは、水道法（13 条）に、水道事業者は事業開始時に水源の水質検査の結果を記載した事業認可の申請書を厚生大臣に提出することとの規定があるため、厚生省に配慮し除外したものである。

これらは、計量法では他の法律（省庁、部局）が係わっていない部分だけを管轄としているため、環境と関連が深く当然対象にすべきと考えられる部分でも既に他の法律の管轄になっている部分については関知せずと、避けて通っているためである。

【質問事例１】
水道水源の原水や井戸水等は、対象か否か。

結論から言えば、対象と解釈するのが妥当である。

飲料水が対象外とされている理由は、厚生省の認可を受け飲料水中の物質の濃度のみの計量証明の事業を行う者を、計量法上の登録を要しないよう適用除外しているものである。従って、厚生省の認可に関与しない部分については「基本的考え方」に当てはまれば対象と解釈するのが妥当である。

水源の原水や井戸などは、本質的には環境計量の範囲のものであり、測定時点では飲料用になるか水道水になるかなどは未知のもので、計量証明することと水道法上の適否を判断することは全く別ものであることから、省庁間の問題等は発生しない。

なお、水濁法では、地下水についても環境基準が設定され、飲用井戸なども規制対象となっている。

【質問事例２】
浄水場内の汚泥は、対象か否か。

諸説あるが、大方の見方は対象外の見解が主流である。

浄水場内の汚泥については、大部分は産業廃棄物として処理されているため対象外と考えられる。ただし、沈殿濾過池等の「水底の堆積物」については、「土壌と一体」と見なせる場合は部分的に対象になるという説があることは記憶すべきである。

因みに浄水場等（下水処理場も同じ）では、水道水中（下水処理も同じ）の病原菌を殺す目的で塩素消毒（近年その量は増え、将来もこれに変わる方法がない）が行われるため、発ガン性のあるトリハロメタンが発生するとされている。トリハロメタンは、もともと公共用水域に存在する物質ではなく、長期間の蓄積による土壌や地下水等の汚染の原因となっている。

最近、「土壌汚染対策法」（平成 15 年 2 月施行）が制定されたこともあり、土壌に関する解釈については今後、議論される可能性もある。

【質問事例３】
温泉水は、対象か否か。

温泉成分の分析を行う場合は、別途、温泉法による登録が必要となっている。

温泉水の分析については、以前は温泉法登録の必要がなく誰でも測定できたが、平成 13 年に温

泉法が改正（14 年施行）され登録分析機関でなければ温泉成分の分析が行えなくなった。

こういった他法令で水質検査を行う者が定められている場合は、計量法との二重規制を避ける意味から計量法の計量証明事業登録は必要ではないが、当該法令の登録等を受けなければ計量証明行為を行えない。

因みに、これ以外の他法令で水質検査を行う者が定められている例としては、水道事業における水質検査について水道法 20 条 3 項による厚生労働大の指定を受けなければ、当該水質検査の委託を受けることができない。

(4)産業廃棄物

《判断基準》

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法)」に基づき管理されているものは対象外、それ以外のものは対象である。

廃棄物とは、廃掃法によれば「汚物又は不要になったもので、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く、固形状のものから液状のものに至るすべてのもの」とされ、「これに該当するか否かについては、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない」（環整第 45 号「厚生省通知」）とされている。このため、廃棄物自体を判別することも困難であり、現実的には廃棄物として処理されているかどうかで見分けるしかないのが実情である。

産業廃棄物の扱い（対象対象外）については、従来から口頭による指導がされてきたが、平成 12 年の地方分権化に伴い「移動可能な状態で集積されている産業廃棄物の分析を行った場合、計量法第 107 条の対象外となり、計量証明事業に当たらない。」との文章を都道府県指導のガイドラインとして入れている。この「移動可能な～」については、「廃掃法に基づき管理されるのは、固体又は容器に入った液体の産業廃棄物で、何時でも移動可能な状態に集積されている場合」を意味している。

従って、計量法上の登録対象か否かを判断する場合の産業廃棄物かどうかの見分け方は、廃掃法により管理されているかどうかで見分けるのが妥当である。

この他、「土壌と一体かどうかで判断する」という説もあるが、極めて抽象的な表現であり、具体的に「土壌と一体」か否かを判断することが容易ではなく、行政担当者間で使用されている用語であるが意味が曖昧で実用的ではない。

なお、廃棄物については、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、一般廃棄物とは家庭ゴミ等が該当し地方自治体が処理責任を負うものであるが、産業廃棄物は排出事業者の責任で処理しなければならないものとなっている。そして、厚生省では、産業廃棄物の運搬・処分の際の分析と報告を義務づけている。これまでの計量行政による指導では、これらの分析については対象外との見解を示してきたが、一部でこうした行為が計量証明事業の登録対象に該当するという指摘がされている。

【質問事例１】

産業廃棄物については、移動中のものは対象外と思われるが、中間処理施設内のものや最終処分場内のものは対象か。また、埋め立て処分又は海洋投棄された後の分析は対象か否か。

これについては、行政内部の検討会等で何度も議論されているが、「埋め立て若しくは海洋投入される以前の状態であれば対象外、土壌中又は水中に入れば対象」とされている。

なお、「廃棄物処理施設」については、水質汚濁防止法の特定施設であるため、施設から公共用水域への排水は対象である。

産業廃棄物の処分方法については、埋め立て、焼却後埋め立て、海洋投棄などがかなりの部分を占め、廃棄物を自然環境中に環流させる行為であるため、「環境計量」の範疇に含まれるという説が根強く残っている。また、一部の地方自治体では、条例等で定めた様式（環境計量士名の記載、等）で測定結果を提出させるなど、環境計量証明事業者が分析することを求められている。こうしたことから、産業廃棄物の投棄・埋め立て直前の分析を計量証明事業登録の対象に含めるよう、日本環境測定分析協会（以下、「日環協」）から国（計量行政室）へ要望書が出されたこともあった。

産業廃棄物を対象外とする理由については、廃掃法（厚生省）と計量法間の法律規制の兼ね合いを調整しているためと推察されるが、具体的に法令等の条文に登録除外規定があるわけではなく、計量証明事業者への理解を得られる説明となっていない。

【質問事例２】
産業廃棄物の分析結果について、地方自治体からの要請があるため、「分析報告書」に「計量証明書」の表題を付けて出して良いか。

結論としては、計量法第 107 条の登録対象外の計量証明については、省令で定める標章を付した場合以外は、計量法では関知しない。

都道府県指導のガイドラインとして出ている「移動可能な状態で～」の文章については、日環協の機関誌（94 年 6 月号）からの抜粋であるが、この原文には「この場合、発注者又は監督官公庁から特に依頼があれば計量証明書の用紙を用いて分析報告書を作成することは差し支えない。」との文章が後段に続いていたのである。そして、ガイドラインにおいても、「計量法第 107 条の登録を要しない物象の状態の量について、計量証明書の用紙を用いて計量証明を発行するか否かは、法の対象外とする。この場合、計量証明書を発行するときに同条の対象となる証明事業ではない旨を明記する等、法との関係において誤解を生じることのないこととする。」とされている。

従って、計量法上の登録対象外の計量証明書を発行することは、計量法では関知しないが、「計量法第 107 条の対象外である」旨を明記すれば良い。ただし、平成 14 年 4 月の計量法一部改正により、標章を付した計量証明書を登録対象以外の計量証明に用いることの禁止規定ができたため、標章を付したまま計量証明書を発行した場合は罰則適用の可能性があることに注意すべきである。

(5)工場排水等

《判断基準》
地下水を除けば、「公共用水域に排出される水」は対象、それ以外のものは対象外である。

水における「環境測定」の範囲については、地下水を除けば、環境影響評価を目的とした測定及び水質汚濁防止法で規制される工場排水等の測定が中心になると考られる。

工場等で使用される水には、「工業用水として使用される水」「工程中の水」「公共用水域に排出される水」などいろいろなものがあるが、これらのどの範囲までが計量証明事業の登録対象となるかについては議論のあるところである。

水濁法では、公共用水域等の水質の汚濁防止を目的としているため、「特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場)」から公共用水域に排出される水に規制基準を設けている。

従って、計量証明事業者による第三者証明が必要なのは、この規制のかかる排水測定の部分になると思われる。このため、「工程中の水」については対象外とされてきた。これは、計量法に基づく証明行為が「一定の法的責任を伴うもの」に限定されると考えられることから、「計量法上の規制の対象にすべきほどの社会的要請」が希薄であると認識されてきたためである。

なお、「工業用水として使用される水」については、水道事業者から供給される水を使用する場合や地下水を汲み上げて使用する場合等があり、地下水の場合は「環境中」の水であるから対象とする説が有力である。

【質問事例１】
公共用水域の範囲は、どこからどこまでか。また、排水のサンプリング場所によっては対象対象外に影響するのか。

公共用水域とは、水質汚濁防止法（2 条）によれば、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他～」と定義されていて、一般に自然環境中と解される水域のほとんどが含まれる。そして、同法は、公共用水域に排出される水について規制し、その規制を受ける排水は「特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場)」とされている。そして、この「特定事業場」から公共用水域に排出される水については、一般に「工場排水」とよばれ、ＪＩＳ等でサンプリング方法や測定方法が定められている。

この「公共用水域」の解釈については、「沖合海域」などが含まれ、「公共用水域であることは、原則としてそれがどのような場所を、どのような形態で流れているかは問わない」とされている。例えば、工場の敷地内を河川が流れていればその河川は公共用水域であり、都市下水路が暗渠で流れていても公共用水域に該当する。

一方、地下水については、公共用水域には含まれないとされている。これについては、もともと「公共用水域」という概念は工場等からの排出水の排出先として考えられたものであるため、地下水や地下水脈はこれらの排出先ではないからである。しかし、地下水の水質についても、水濁法で規制する「水質の汚濁」に含まれるため、環境中の水として計量証明事業登録の対象であると解釈するのが自然である。

工場排水等のサンプリング・測定方法等については、ＪＩＳ等により公定法として定められた方法があるため、これに則った方法によりサンプリングされていれば対象と解釈される。因みにＪＩＳでは、「採取地点は、公共用水域への排水口とし、ここでの採取ができない場合は、同じ水質の得られる地点を選ぶ」とされている。

【質問事例２】
排水される前の処理工程中の水について、計量証明書を出せるか否か。

結論から言えば、ごく希なケースとして計量証明書で出すことは可能と思われる。

工程水については、排水と併せて測定依頼された場合、一枚の計量証明書に排水と工程水を並列に表記し、それぞれの測定結果を併記することが一般的に行われている。この場合、工程水について「計量法第 107 条の対象外」を併記することで通常は問題がなく、この「～対象外」のない計量証明書を要求されることはまずないと思われる。

一般に工程水は、工場等内の工程管理用として測定する場合がほとんどで、自己証明に該当するケースが多かった。以前は、企業内部の分析部門などが内部管理用として測定してきたが、分業等による効率化や極微量測定等の測定技術の問題などから、外部委託するケースが増えてきている。しかし、測定ニーズは増えていても、それを計量証明書で出さなければならない必然性（法的的根拠）はなく、「測定ニーズ」イコール「計量証明書ニーズ」ではない。

ただ、顧客が信頼性の高い測定データを望む場合や官公庁への提出資料として添付する場合、測定データが公にされる可能性もあり計量証明書で出すケースもあるようである。こうしたケースでは、計量証明の必要性と測定結果が環境汚染対策に利用されることなどを総合的に判断し、「環境計測に係る事業」の範疇と解釈して計量証明書を出すことが、ごく希なケースとして可能と考えられる。

なお、工程水のみの計量証明を行っている事業者に対して計量証明事業登録が必要かどうかについては、基本的には工程水は環境中のものではなく測定しなければならない法的義務づけもないため、通常は登録指導する必要はない。

(6)大気関係

《判断基準》
基本的には、環境測定を目的とする計測の場合は対象、それ以外の場合は対象外である。大雑把に捉えれば、建築物内は対象外である。

大気関係における判断基準としては、やはり「環境計測か否か」の基本原則を中心に判断する方が間違いが少ない。大気についても、水関係ほど多くはないが他法律との兼ね合いがあり、兼ね合いのある法律の趣旨を理解しておく必要がある。

この他の判断基準としては、制度発足当初より、通達（昭和 50 年 8 月 8 日、「機計 50－40」）で「建物物内の空気を含まず、工場又は事業所から排出されるガスを含む」とされている。

「建築物内の空気を含まず」とした根拠については、「建築物における衛生環境の確保に関する法律（通称、ビル管理法)」との調整によるとする説、作業環境測定機関との棲み分けを図ったとする説、又は両方など、諸説あるが定かではない。

後段の「工場又は事業所から排出されるガスを含む」については、説明の必要もないが、大気汚染防止法（以下、「大防法」）による規制対象の測定を計量証明事業の登録対象としたものである。具体的には、工場排水等と同様の考え方で公定法に基づく測定・サンプリング方法であれば対象であり、煙道内空気は当然に対象範囲となる。

【質問事例１】
作業環境測定法との関係はどうなっているのか。

作業環境測定機関については、計量法第 107 条ただし書により登録の適用除外とされているが、その範囲については議論のあるところである。

作業環境測定法との関係については、作業環境測定士と環境計量士との資格試験における科目免除の規定があるなど、それぞれの測定機関の測定業務内容や登録規制の内容も似た部分があり、計量法とかなり密接な関係となっているが両者の法規制の目的等は異なる。

計量法第 107 条ただし書により登録の適用除外となる部分については、作業環境測定法に基づき

測定される場合では、計量法上の証明事業となる場合であっても登録を要しないとされている。

具体的には、「労働安全衛生法において、～有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場の作業環境の測定等」（旧法例規集）について登録の適用除外となるが、労働安全衛生法等で作業環境測定機関が測定することを義務付けている部分以外については曖昧になっている。一般的には、作業環境測定機関が測定することを法律等で義務づけされていなければ、計量に関する一般法である計量法の適用を受けると考えられる。しかし、実際には、労働者の安全と健康・保護を目的とする作業環境測定と環境汚染物質の量的把握を目的とする環境計測とは、測定趣旨が異なるため同一に考えることは適当ではない。

従って、測定目的が環境計測でなければ登録対象外と考えるのが妥当である。因みに、過去に日環協より労働省宛に、労働安全衛生法で作業環境測定機関に義務づけされている以外の測定については計量証明事業者に測定させるようとの要望書が提出されたことがあったが、誰が測定してもかまわないとの見解であったとのことである。

【質問事例２】
悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の測定は、対象か否か。

悪臭防止法による規制基準は、「特定悪臭物質」（政令指定）について、悪臭の強度と大気中濃度の関係を基礎とし、政令で定める範囲内で知事等が特定悪臭物質の種類ごとに濃度又は「臭気指数」のいずれかにより設定することとなっている。

「臭気指数」については、人の嗅覚を用いて判定試験する嗅覚測定法によるため、計量法上の濃度ではなく登録対象外となる。

濃度規制の場合は、事業所の敷地境界線上の大気濃度の基準（1 号規制）、煙突等の排出口における基準（2 号規制）、排出水における濃度基準（3 号規制）の 3 種類の規制基準がある。これらについては、1 号規制と 3 号規制については濃度基準（ppm）であるため明らかに計量証明対象であるが、2 号規制については「悪臭物質の流量　　に係る許容限度」（純粋な濃度規制ではない）のため扱い（対象対象外）は若干異な　　る。

2 号規制の場合は、規制基準濃度（ppm）に排出口高さ（m）及び係数をかけた流量（m^3/h）により規制されるため、測定濃度から計算した数値（m^3/h）については計量法上の計量証明事業登録（濃度）の対象ではない。

結論としては、2 号規制における測定をおこなった場合は、「測定濃度（ppm）」と規制値と同じ単位に変換した「流量値（m^3/h）」を計量証明書に併記し、流量値については「計量法第 107 条の対象外」である旨を記載するべきである。

【質問事例３】
自動車排ガスの測定は、対象か否か。

結論から言えば、対象外である。自動車排ガスについては、その自動車の車種・整備状況等によって排出ガスの成分・濃度等がほぼ決まるものであることから、自動車の性能検査の範疇であると考えられる。

自動車排ガスに係る規制は、大防法による許容限度を国土交通省が道路運送車両法で保安基準を定める仕組みとなっている。そして、自動車排出ガスの測定については、道路運送車両法による検査の際に排出ガス試験が行われる。この検査は、同法による指定整備事業者等が車検等の際に行っ

ているものである。

この指定整備事業者については、旧計量法において計量証明事業登録を適用除外する規定を設けていたが、もともと自動車の性能検査の範疇のものであることから新法より削除された。

なお、これらの指定整備事業者等が自動車運送車両の検査に用いる計測器を使用して道路等の自動車排ガスを測定する場合は、環境計測であり計量証明事業の登録を受ける必要がある。

因みに自動車排ガス規制は、1966 年にＣＯの濃度規制から始まり、逐次規制強化され、現在は「ＣＯ」「ＨＣ」「ＮＯｘ」「ＰＭ」「鉛化合物」の５物質となっている。

また、近年の窒素酸化物による大気汚染の深刻化により、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法)」による規制や測定も行われている。

4　おわりに

最後に付け加えることとしては、行政判断には原則があり例外があるということである。行政判断とういうものは、不変のものではなく時代の変化により解釈も変わるため、複雑な世の中の現象を固定観念で捉えることは危険である。判断がつかないケースが生じたときは、常に基本に立ち返り、原理原則や論理に照らし矛盾がないかなどを検証すべきである。

また、最初に述べたように、計量法の条文中には「登録の対象範囲は～」と定義した条文はない。これは、登録の対象範囲を計量法で明確に定義すると他の法律との兼ね合いで支障が生じることを避けたために、あえて「政令で定める物象の状態の量の計量証明の事業を行おうとする者は～」などの間接的な表現を用いらなければならかったものと推察される。法律的に言えば、既にある他の法律の条文に抵触する新たな条文を計量法に追加すると、追加した条文は法律上無効となる。現在の計量法の条文は、こうしたことを考慮した当時の担当者の苦労の産物として引き継がれているのである。

一方、業界内では、通達等で明確にされていない部分について計量証明書で出すか分析報告書で出すかの判断については、事業者が自ら判断すれば足りるという意見も根強くある。登録事業者から見れば、計量法上の登録だけで分析業務等を行っているわけではなく、業務上、登録の対象外のものについても計量証明書を出さなくてはならないケースもある。こうした実態を踏まえて計量法では、解釈上「大気、水又は土壌中の物質の濃度」の対象外とされるものでも、「計量法の対象外」といった行政判断で対象外の計量証明書の発行については関知せずとの立場をとってきている。

これらについては、ある程度は業界主導によるルール化に任せた方が世の中のニーズや実態を反映したものになると考えられるが、社会的に容認される範囲でなければ行政指導の必要性を生じる。行政サイドとしても、そうした問題が生じないよう環境計量証明事業者制度の適正化を図っていくため、温故知新、日々、研究・努力していかなくてはならない。

（主な参考文献）

・「計量法の概要」（社）日本計量振興協会発行、平成 12 年度版
・「新計量法の概要」通商産業省計量行政室編集、第一法規、平成 6 年発行
・「新計量法の解説」（社）日本計量士会発行、平成 5 年度版
・「計量法の概要」通商産業省計量行政室編、計量管理協会発行、昭和 61 年版
・「計量法関係法令例規集」通商産業省計量行政室編集（旧法）、昭和 42 年 9 月初版
・「計量法逐条解説」堀内道一（通商産業省計量課）著、昭和 50 年 3 月初版
・「東京の計量」東京都計量検定所発行、昭和 51 年
・「計量百年史」（社）日本計量協会、昭和 53 年（第 2 版）
・「新版計量法と解説（計量百科 11）」計量新報調査部編、昭和 47 年発行
・「新計量法とその解説（計量百科 5）」計量新報調査部編、
・「日計証 30 年のあゆみ」日本計量証明事業連合会、平成 3 年 10 月
・「新版計量技術ハンドブック」
　工業技術院計量研究所計量技術ハンドブック編集委員会編、コロナ社、昭和 62 年発行
・「将来の計量計測のあり方についての調査研究報告書」
　（財）機会振興協会経済研究所発行、（社）日本計量協会委託、昭和 58 年 2 月